

広島県 薬剤師会誌

2019

隔月発行

5

No.281



〈巻頭特集〉

平成から令和へ!!
移り行く二葉の里の姿



公益社団法人
広島県薬剤師会

新薬剤師研修会 2019

共催:(公社)広島県薬剤師会 広島県病院薬剤師会 広島県薬剤師研修協議会

職場を越えた新しい仲間との交流がグッと深まる研修会のご案内です。
皆さまのご参加をお待ちしております。

対象 平成 29~31 年の国家試験合格者
(過去に参加経験のある方は参加できません)

日時 5 月 26 日(日) 15 時より

会場 広島県薬剤師会館
2 階ふたばホール
JR 広島駅北口より徒歩約 7 分(600m)

参加費 500 円(懇親会費含む)

内容

15:00 「薬剤師の職能・薬剤師会のはたらき」

広島県薬剤師研修協議会会長 松尾 裕彰 先生

16:00 「発見！あなたの薬剤師軸」

広島県薬剤師会常務理事 吉田 亜賀子 先生

「薬剤師になる」という目標を達成したあなたの今の目標は何ですか？目標の達成感はあなたの生活をパワフルにしてくれますが、実は目標よりあなたをパワフルにしてくれるものがあるんです。それは…ちまたでブームになっているコーチングを使ってそれを発見しませんか？
あなたの薬剤師生活やもしかしたら日常生活をもパワフルにしてくれるかもしれません！

18:00 懇親会(2 時間程度)

日本薬剤師研修センター研修認定制度による認定研修会です

参加希望の方は 5 月 20 日(月)17 時まで にお申し込みください。

申込先:(公社)広島県薬剤師会事務局 木下

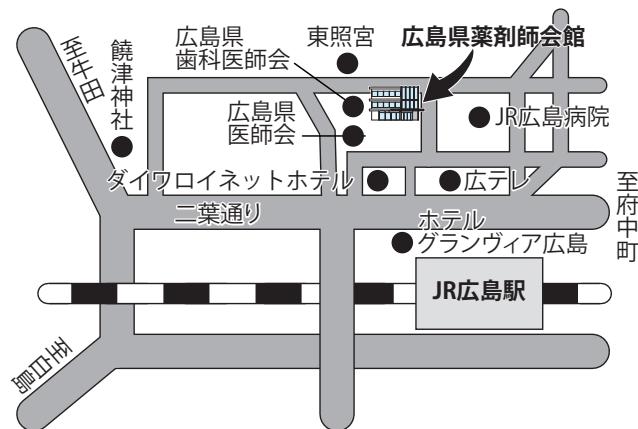
TEL:082-262-8931 FAX:082-567-6066 Mail:kinoshita@hiroyaku.or.jp

新薬剤師研修会に参加を希望します。

お名前 _____ 性別 男性 · 女性 (○をつけてください)

勤務先 _____

☆会員以外の方でも構いません。お友達とお誘い合わせの上、ぜひご参加ください☆



広島県薬剤師会誌目次

No.281

〈巻頭特集〉 平成から令和へ !! 移り行く二葉の里の姿	2
第54回広島県薬剤師会臨時総会	4
平成30年度在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ	6
HIP研究会第16回フォーラム	7
平成30年度薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業次世代薬剤師指導者研修会	8
認定実務実習指導薬剤師養成講習会（ビデオ 新規・更新）	9
平成30年度日本薬剤師会学校薬剤師部会全国担当者会議	10
平成30年度広島県結核予防推進会議	11
平成30年度抗HIV薬服薬指導研修会	12
薬薬連携研修会ポリファーマシー対策に向けて～必要な視点と考え方～	13
平成30年度薬事情報センター実務担当者等研修会	14
平成31年度広島県地域保健対策協議会「医薬品に関する講演会～適切な服薬管理を目指して～」	18
第521回薬事情報センター定例研修会	19
日本薬剤師会第92回臨時総会	20
「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定」締結式	22
広島県西部地区生涯教育研修会	23
広島県地域保健対策協議会災害医療体制検討特別委員会	24
福山地区薬・薬連携研修会	25
平成30年度日本薬剤師会研究倫理に関する全国会議	26
平成30年度広島県医療安全研修会～コミュニケーションから始めよう～	27
平成30年度日本病院薬剤師会医療情報システム講習会	29
中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関評議員会及び運営委員会合同会議	31
平成30年度社会保険指導者研修会	33
三原・竹原地区薬薬合同研修会	35
自立支援多職種ネットワーク推進会議平成30年度最終回「改訂版これから手帳お披露目会」	36
平成30年度広島県在宅支援薬剤師専門研修会（無菌製剤処理研修）	37
薬事情報センター業務紹介及びモバイルファーマシー見学	38
広島県地域保健対策協議会脳卒中医療体制検討特別委員会報告	40
第1回安佐地区合同薬剤師会研修会「ポリファーマシー対策を考える」	41
広島県医師会CBRNE災害対策医療講習会	42
令和元年度（平成31年度）保険医療機関等（薬局）指導打合せ会	44
広島県立美術館「団体割引会員」について／福利厚生 指定店一覧	45
県薬だより 県薬より各地域・職域薬剤師会への発簡 常務理事会議事要旨 県薬日誌 行事予定	48
行政だより	68
地域薬剤師会だより	105
諸団体だより	106
研修だより	112
薬事情報センターのページ	122
お薬相談電話事例集 No.117	127
安全性情報 No.361・362	128
ひろしま桔梗研修会	130
薬剤師の休日	132
薬局紹介⑩	134
告知板	135
書籍等の紹介	138
保険薬局ニュース	色紙
薬剤師連盟のページ	色紙



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

表紙写真 モモ（バラ科）

モモ（桃）の葉を煮出し浴剤としてあせもや皮膚炎に用います。実核の中にある種子（桃仁）は瘀血による血行障害や痛みの緩和に用います。打撲や月経障害に桃仁が配剤された桃核承氣湯や桂枝茯苓丸を用います。成分としては精油やアミグダリンなどが含まれます。

写真解説：吉本 悟先生（安芸薬剤師会） 撮影場所：北広島町

卷頭 特集

平成から令和へ !! 移り行く二葉の里の姿



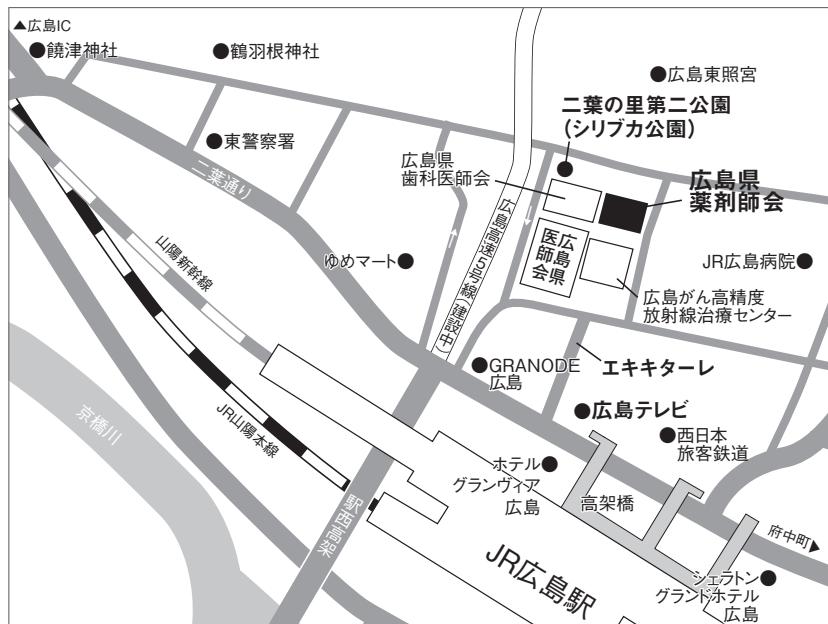
広島県薬剤師会 常務理事 中川 潤子

平成31年4月1日に新元号が『令和』と発表されました。万葉集にある『初春（しょしゆん）の令月（れいげつ）にして、氣淑（よ）く風和（やはら）ぎ、梅は鏡前（きやうぜん）の粉（こ）を披（ひら）き、蘭（らん）は珮後（はいご）の香（かう）を薰（かをら）す』との文言から引用されたそうです。

5月1日の皇太子さまの新天皇即位に合わせて、元号が『平成』から『令和』に改められます。今回の卷頭特集は新元号発表を記念して、二葉の里の移り行く姿を追ってみました。

二葉の里は豊かな緑と歴史が融合している地ですが、新しいプロジェクトも並行して進んでいます。新しい時代『令和』ではどのように変化していくのでしょうか。薬剤師会も先生方と共に、新しい時代に向かって進んでいきたいと思います。

「二葉の里」の由来



天保6年（1835年）に饒津（にぎつ）神社が建てられた時、背後の山にも名前を付けることになり、「金葉集」から「いかばかり 神もうれしと 三笠山 二葉の松の 千代のけしきを」という歌を、また「新続古今集」から「松は 昔の二葉より 久しき事の ためしにぞひく」という歌を引用し、「二葉」をとって「二葉山」と呼ばれるようになったと伝えられています。

それに、現在のシリブカガシなどの常緑広葉樹林に変わる前は山は赤松が主体の雑木林だったようですか

ら、「二葉」は松の葉を指すと考えて良さそうです。明治時代には一帯は軍用地であったため人家は少なかつたのですが、やがて周辺に住宅が広がりはじめ、二葉山を里山とする地域であることから「二葉の里」と言われるようになり、昭和8年（1933年）に大須賀町と尾長町の各一部を合わせて町になる際、大須賀町内の小字名であった「二葉の里」を町名としたそうです。

出典：饒津神社、二葉の里町内会

広島市東区二葉の里にある二葉の里第二公園（シリブカ公園）

JR広島駅北口（新幹線口）側には二葉山（ふたばやま）がそびえ、このふもとに二葉の里があります。「二葉の里第二公園」、通称「シリブカ公園」です。

二葉山は、日本一の規模を誇る（2.5ヘクタール）ブナ科シリブカガシの群生地でも知られています。



平成26年3月16日には公園オープン目前お披露目イベントがあり、参加者約150名でシリブカガシ70株の植樹が行われました。

また、この公園には、被爆樹木の「クスノキ」がそびえています。



憩いの広場「エキキターレ」

「GRANODE広島」の竣工に伴い、2019年4月、広島テレビ新社屋との間の有効空地に憩いの広場「エキキターレ」がオープンしました。長さ約100m、幅約20mの空間では、広島テレビのイベントや中継、収録などが行われるようです。広島駅から会館への動線も良くなりました。



GRANODE広島

出典：大和ハウス工業株式会社



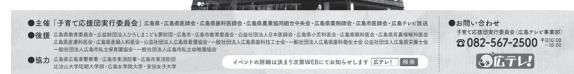
「子育て応援団 すこやか2019」が
今年も開催されます。

日程：6月1日（土）～6月2日（日）

会場：広島コンベンションホール（広島テレビ社屋内）



今年は、 広テレ!新社屋 で開催!!!



第54回 広島県薬剤師会臨時総会開催される

— 平成31年度事業計画・収支予算決定 —

第54回広島県薬剤師会臨時総会は、去る3月24日（日）午後1時から、広島県薬剤師会館において開催された。

会議は柚木りさ常務理事の司会のもと開会され、松尾裕彰副会長の開会の辞を以て開会された。

次に、平成30年度の物故会員に対して、ご冥福を祈り黙祷が捧げられた。

次に、議長・副議長が着席され、出席代議員数の確認があり、出席代議員数が70名であり、定款第20条に規定にする2分の1の定足数に達しているので、会議の成立宣言があり、直ちに開会された。

議事録署名人に長坂晃治代議員（安芸）、田口直子代議員（福山）を議長指名によって選任された。

次に、会長演述に移り、豊見雅文会長から別掲のとおり演述があった。

次に、議案等の審議に入り、直ちに報告事項8件、議案第9件を上程議題とし、次のとおり各担当理事等から報告事項の説明並びに議案の提案理由の説明が行われた。

（報告事項の説明）

報告第1号 公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告
(竹本貴明日薬代議員)

報告第2号 平成30年度会務及び事業執行状況報告
(公衆衛生)
(野村祐仁副会長)

(青野拓郎副会長) (保険薬局部会)
(松尾裕彰副会長) (薬事情報センター)

報告第3号 平成30年度事業執行状況報告（会館）
(野村祐仁副会長)

報告第4号 平成30年度事業執行状況報告（薬局）
(野村祐仁副会長)

報告第5号 平成30年度事業執行状況報告（共益）
(野村祐仁副会長)



報告第6号 平成30年度決算見込

(竹本貴明常務理事)

報告第7号 新薬剤師会館の概要について

(谷川正之副会長)

報告第8号 要望事項への対応について

(竹本貴明常務理事)

以上の報告事項の説明終了後、暫時休憩した。

＜休憩 午後2時13分、再開 午後2時25分＞

会議再開後、引き続き各議案の提案理由の説明が、次のとおり行われた。

（提案理由の説明）

議案第1号 平成31年度事業計画（公衆衛生）（案）

(野村祐仁副会長)
(青野拓郎副会長) (保険薬局部会)
(松尾裕彰副会長) (薬事情報センター)

議案第2号 平成31年度事業計画（会館）（案）

(野村祐仁副会長)

議案第3号 平成31年度事業計画（薬局）（案）

(野村祐仁副会長)

議案第4号 平成31年度事業計画（共益）（案）

(野村祐仁副会長)

議案第5号 平成31年度会費額の件（案）

(竹本貴明常務理事)

議案第6号 平成31年度収支予算書（案）

(竹本貴明常務理事)

議案第7号 平成31年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（案）

(竹本貴明常務理事)

議案第8号 平成31年度借入金（会務運営）最高限度額について（案）

(竹本貴明常務理事)

以上の提案理由の説明終了後、質問に入った。

○会営薬局の運営規約について

○減価償却について

○地域薬剤師会からの借り入れについて

○保険薬局部会について

○学校薬剤師部会について

質疑終了後、採決が行われ、議案第1号～8号についても原案のとおり承認された。

次に議案第9号 基本財産の処分についての提案理由の説明が行われ、質問に入った。

○会館敷地208,805m²の広島県歯科医師会への返還について
質疑終了後、採決が行われ原案のとおり承認された。

以上で議事を終了し、谷川正之副会長の閉会の辞を以て閉会された。

〈閉会 午後4時27分〉

《 豊 見 会 長 演 述 》

第54回広島県薬剤師会臨時総会の開催にあたり、一言申し述べさせていただきます。

昨年7月、広島県では記録的な豪雨による災害で多くの方々が被災されたことは記憶に新しいことと存じます。被災されていまだ、平常な生活に戻れない方々も少なくなく、被災地の1日も早い復興を願うとともに、心よりお見舞い申し上げます。

また、その際には多くの会員が、派遣薬剤師として、現地において、活動して下さいました。おかげさまで、被災地の環境が衛生的に維持され、医療活動が滞ることなく進められたことに心より感謝申し上げます。

この臨時総会はこの新薬剤師会館で行う初めての総会であり、平成最後の総会でもあります。昨年、豪雨災害の時期に引っ越しの準備を始め、8月初旬よりこちらで業務を始めることができました。計画段階では様々な形態が考えられましたが、会員の皆様のご協力のおかげで、身の丈に合った、実に中身の充実した会館が完成し、快適に研修することができ、こうしてゆったりと総会も開くことが出来るようになりました。隣の在宅医療研修室ではインターネットを通じて、どこからでもアクセスし参加できる環境も整えることが出来ました。心より感謝申し上げます。

さて、本年の薬機法「施行後5年」の改正に向けて「厚生科学審議会医薬品医療器機制度部会」での議論が行われ、昨年12月の末に取り纏めが発表されました。その内容にはいろいろ議論もあるところですが、3月19日に国会に提出された改正案をみると、薬剤師が、調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行う義務や、薬局薬剤師が、患者の薬剤の使用に関する情報を他医療提供施設の医師等に提供する努力義務の法制化や、患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、機能別の薬局の知事認定制度を導入することが記載されています。この機能別とは、入退院時や在宅医療に他医療提供施設と連携して対応できる薬局を「地域連携薬局」、がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局を「専門医療機関連携薬局」と称するとあります。健康サポート薬局との関係や、診療報酬上どのような位置づけをされるのかなど、これからも多くの課題も多く残されていると思います。

この薬機法に示されていることは、薬局の姿の変化と言われていますが、そうでは無く、実は薬剤師の働き方



の変革であるような気がします。「じりつ」した薬剤師です。「じりつ」という言葉には二通りの漢字があります。自らを律すると自ら立つです。国家資格をもつ薬剤師は、自らを律し、医療人として独立した職能を持って、患者の役に立つ仕事をしなければならない。二つの「じりつ」を体現した薬剤師になる、これが薬機法改正のメッセージであろうと考えています。

一方では、患者のための薬局ビジョンで、門前からかかりつけへ、そして地域へと言われたにもかかわらず、それに真っ向から反する敷地内薬局・建物内薬局が許可されていく現状があります。日本薬剤師会でも絶対反対を表明していますが、広島県薬剤師会も当然反対の立場をとり続けます。私は、敷地内薬局・建物内薬局は医薬分業ではない、院内投薬と同じである、と言う見方をしています。また、先ほど言った医療機関から独立し、自立した薬局薬剤師とは認められないと思っています。したがって、保険の負担も処方箋料を含めて院内と同じにすべきであると思っています。そうしなければ、地域住民は医薬分業を誤解したままとなりますし、保険で薬局に支払われた調剤報酬が処方箋を発行する医療機関に還流していく間違った構造が変わらないからです。

平成の時代が終り、新しい時代が始まります。糖尿病の重症化予防、ポリファーマシーの解消、大きい部分では地域包括ケアシステムの完成など、自立した薬剤師でなければなしえない仕事が待っています。困難な仕事に取り組み、地域住民から信頼される薬剤師の会をつくりあげる所存であることを申し上げて、第54回臨時総会の開会にあたっての会長演述と致します。

平成30年度 在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ

安芸薬剤師会 吉塚 知里

日 時：平成31年1月14日（月・祝）

場 所：広島県薬剤師会館

今回の研修では、「在宅医療に参画し、職能を發揮するに必要とされる専門的、実践的な知識・技能・態度を身につける」を目標に検査値・バイタルサインをはじめ在宅緩和医療における薬剤師の役割まで幅広く学びました。

フィジカルイグザミネーション実習では、ファーマシューティカルアセスメントの考え方について説明していただき、「薬剤師しかできないアセスメントを実践する！！」ことの必要性を深く感じました。

血圧測定では、なかなかコロトコフ音が聞こえず、時間がかかってしまい、あせりました。患者さんの前であわてないように、まずは、日々練習したいと思います。

酸素療法と人工呼吸療法の講義では、酸素療法の目的をわかりやすく教えていただき、普段目につくことのない酸素供給装置や気道浄化療法の装置の種類や特徴につ

いて学びました。携帯用酸素ボンベを引いて薬局にいらっしゃる患者さんと薬の話はしても、酸素療法についてお話しすることはありませんでした。これからは、その患者さんが受けている酸素療法についても、お聞きしていきたいと思います。

在宅緩和ケアにおける薬剤師の役割では、緩和医療の考え方からACP、疼痛アセスメントなどを学びました。痛みを表す言葉をグループで考えた時、さまざまな言い方がありました。痛みのアセスメントを行うためは、患者さんの痛みを表す言葉とともに、表情や話し方も重要なため、患者さんの様子もしっかり観察していきたいと思います。

今回学んだことを日々の患者対応に活かしたいと思います。

第103回薬剤師国家試験問題 (平成30年2月24日～2月25日実施)

問79 生前に、終末期の延命措置に関することについて、意思表示をしておくことを表す語句

として最も適切なのはどれか。1つ選べ。

- 1 セカンドオピニオン
- 2 インフォームドコンセント
- 3 クリニカルパス
- 4 リビングウィル
- 5 コンプライアンス

正答は 139 ページ

HIP研究会 第16回フォーラム



常務理事 有村 典謙

日 時：平成31年2月9日（土）
場 所：国立成育医療研究センター

国立成育医療研究センターにて、HIP研究会第16回フォーラムが開催されました。次の日に別の予定が入っていたため、1日のみとなりましたが、参加してまいりました。HIP（Home Infusion Pharmacy）研究会とは、在宅医療の推進に伴い、在宅医療にかかわる薬局の機能や薬剤師に関する役割を明らかにして、また、在宅医療にかかわる薬剤師の交流を通じて、在宅医療の推進に寄与することを目的としている会になります。

今回のフォーラムは「薬薬連携で支える小児の在宅医療」ということで小児在宅医療をメインテーマとして開催されました。

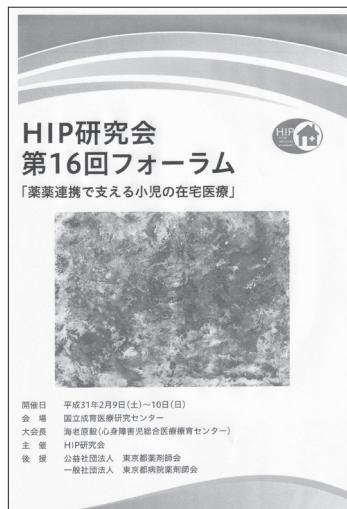
特別講演1は、「小児薬物療法を理解するために」という演題で、明治薬科大学薬学部小児医薬品評価学研究室教授 石川洋一先生の講演でした。小児期における発達は一律ではなく新生児期には薬物動態が劇的に変化し、幼児期には体重当たり成人を超える薬物代謝を行うようになること、小児と言っても、新生児期・乳児期・幼児期・学童期では、薬物動態、使用できる医薬品剤形、医薬品の効能・効果、用法・用量、副作用も変化していくこと、感染の原因微生物に対しての免疫能、心の成長や薬物療法に対する理解力の変化も治療に大きく係ること、小児の薬物療法の実践には保護者の理解度も大きく係ること、など成人と異なる小児薬物療法のポイントについて

て話されました。

教育講演1は、「小児在宅医療における栄養管理と消化器疾患」という演題で、群馬大学教育学研究科障害児教育学講座教授 吉野浩之先生の講演でした。小児の在宅医療は、高度に医療的ケアに依存している子どもが少なくないこと、基礎疾患は、脳性麻痺が最も多いが、それ以外の、神経筋疾患、外傷等の後遺症、遺伝子・染色体疾患、消化器系疾患をはじめ、非常に多岐にわたること、栄養管理に特に注意が必要な在宅の子どもは、外科系に係る疾患が多く、その場合、原疾患を理解した管理が必要になり、それらの疾患は、短腸症候群、腹壁破裂、先天性腸閉塞、ヒルシュスブルング病、口唇口蓋裂など、疾患ごとに大きな違いがあること、栄養管理に併せて、より日常的な、便秘や下痢に注意することも必要である事などについて話されました。

大会長講演においては、「小児・障がい児の医療－英くんファミリーから教えられたこと－」として心身障害児総合医療療育センター 海老原毅先生が講演されました。小児の在宅医療に実際に係った中での経験の話や、その家族も会場にこられており、家族から見た小児の在宅医療の話なども聞くことができました。

私自身、小児の在宅医療の話はなかなか聞く機会がなく、非常に貴重な機会であると感じました。



平成30年度 薬局ビジョン実現に向けた 薬剤師のかかりつけ機能強化事業次世代薬剤師指導者研修会

常務理事 有村 典謙

日 時：平成31年2月10日（日）・11日（月・祝）

場 所：浜松町コンベンションホール

プログラム (敬称略)

【第1日 2月10日（日）】

開会挨拶 田尻 泰典（日本薬剤師会 副会長）

要旨説明 宮崎 長一郎（日本薬剤師会 常務理事）

講義1 「医薬分業の歴史と現状」

山本 信夫（日本薬剤師会 会長）

講義2 「かかりつけ薬剤師に関する現状と課題」

豊見 敦（日本薬剤師会 常務理事）

講義3 「薬剤師によるAMR 対策」

村木 優一（京都薬科大学 教授）

講義4 「医薬品情報の活用とEBM」

高田 充隆（近畿大学薬学部 教授）

講義5 「薬学的管理の手法と患者アプローチ」

山本 雄一郎（アップル薬局）

WS1 「薬学的視点による患者対応・処方提案ができる薬剤師を作るには」

早川 達（北海道科学大学薬学部 教授）

鹿村 恵明（東京理科大学薬学部 教授）

【第2日 2月11日（月・祝）】

講義6 「臨床疫学研究の進め方～薬局薬剤師業務のエビデンス化に向けて～」

鹿村 恵明（東京理科大学薬学部 教授）

講義7 「都道府県薬剤師会事業の論文化への取り組み」

宮崎 長一郎（日本薬剤師会 常務理事）

講義8 「薬局薬剤師による介入研究の取り組み」

岡田 浩（国立病院機構京都医療センター予防医学研究室・研究員／京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻健康情報学分野・研修員）

講義9 「研究計画書作成と倫理審査～研究を開始するにあたっての心構え～」

山本 康次郎（日本薬剤師会臨床・疫学研究推進委員会 委員長）

WS2 「都道府県薬剤師会事業のエビデンス化へ向けた研究計画書の作成」

竹内 尚子（日本薬剤師会臨床・疫学研究推進委員会 委員）

課題説明 宮崎 長一郎（日本薬剤師会 常務理事）

総括 乾 英夫（日本薬剤師会 副会長）

閉会挨拶 吉田 力久（日本薬剤師会 常務理事）

浜松町コンベンションホールにて、平成30年度薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業次世代薬剤師指導者研修会が行われました。本事業は、薬剤師のかかりつけ機能の強化及び専門性の向上に資する知識・技能の習得、能力の維持・向上を目的とされています。事業内容としては、①研修シラバスの作成及び研修資材、プログラム、研修実施計画例の作成、②指導者研修会の実施、③昨年度事業成果の活用状況の把握、④事業報告書の作成、⑤薬剤師に対する研修の実施（都道府県薬剤師会等における事業成果の活用）とされており、今回の研修会は②の「指導者研修会の実施」にあたります。

研修会は日本薬剤師会常務理事 豊見敦先生の司会のもと、日本薬剤師会副会長 田尻泰典先生の挨拶から始まりました。各講義やワークショップは研修シラバスの一部を実施されており、それぞれテーマ沿った内容となっていました。1日目は、講義1・2「薬剤師を取り巻く社会的情勢と医薬分業の本質」、講義3「直近の政策課題」、講義4・5、WS1については「かかりつけ薬剤師の薬学的視点による疾病管理とアプローチ」、2日目は、講義6～9、WS2において、「かかりつけ薬剤師業務及び薬剤師会事業の社会的認知ならびに評価につながるためのエビデンス化の手法」となっており、薬局薬剤師業務および薬剤師会事業の成果を研究という視点から見える化するためにいかに取り組むかが課題となっていました。

1日の研修終了後には、情報交換会があり、その中で「都道府県薬剤師会における昨年度事業成果の活用事例」として、ミニプレゼンテーションが行われました。好事例として、広島県からは、広島県薬剤師会次世代指導薬剤師特別委員会副委員長 荒川隆之先生が、広島県薬剤師会での取り組みを発表されました。

現在広島県の各地域において、次世代薬剤師研修会が開催されていますが、2日間学んだことを、どう研修計画に反映させるか検討していきたいと思います。

認定実務実習指導薬剤師養成講習会（ビデオ 新規・更新）

呉市薬剤師会 上野 敏治

日 時：平成31年2月11日（月・祝）

場 所：広島県薬剤師会館

講座①では、日本薬剤師会会長の山本信夫先生から薬剤師の理念についてお話をいただいた。超高齢社会を目前とし、薬局の求められる機能も変化している。薬局における調剤業務は当初の調剤・用法指示から、現在は一元的・継続的な薬学管理指導、薬学的知見に基づく指導の充実、長期投薬患者への指導・管理、かかりつけ医との連携、地域単位での24時間調剤、多様な施設の入居者への対応と多岐にわたる。社会からどのような役割を担うことが期待されているのか、薬剤師職能とは何か、薬剤師が第一義的に考えるべきことはなにか、社会からどのようにみられているか等、薬剤師はあらためて考える必要があるとのことであった。

講座②では、名古屋市立大学の鈴木匡先生から薬学教育モデル・コアカリキュラム、薬学実務実習に関するガイドラインについてお話をいただいた。6年制薬学部の大きな役割の一つに未来まで社会を支える人材の育成がある。そのためには新しい薬学部教育、新しい臨床教育が必要であるということから、モデル・コアカリキュラムは改定され学習成果基盤型教育（OBE）の考え方に基づいて行われることとなった。

“薬剤師に求められる基本的な資質”は薬剤師生涯研鑽の目標でもある。実務実習において実習生が目指すものは医療現場での即戦力として働く能力ではなく、医療の担い手としての高い意識と、将来薬剤師として活躍できる基礎的な資質の習得を目標としなければならないとのことであった。

講座③-1では、薬剤師・弁護士の赤羽根秀宣先生から法的問題についてお話をいただいた。薬剤師資格を持っていない実習生が調剤を行うには、患者の同意、目的の正当性、行為の相当性が必要であることを学んだ。患者、実習生双方に不利益が起きないよう指導・監督が必要である。

講座③-2では、日本薬剤師会薬学教育委員会の山田純一先生からOBEに基づいた薬局実務実習の進め方についてお話をいただいた。指導薬剤師は、実習生の能力とは薬剤師業務ができることではなく、医療の現場で実践的な業務を学んでいける資格があることであると認識し、実習の進め方については、作業の意義を学ばせ、対人業務を反復させ、経験したことを振り返りながら繰り返し学習し、なにができるかできないかを理解させ、成長の過程を評価することが重要であるという話であった。できないからさせてみる、考えながらさせてみるという姿勢で、スタッフ全員で実習に臨もうと思う。

講座③-3では、日本病院薬剤師会薬学研究委員会の石井伊都子先生から改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した病院実習について話をいただいた。病院実習と薬局実習を通じて代表的な8疾患を学ぶこととなるため、病院と薬局で到達目標とその到達段階を文章にしたものを共有する方法も学んだ。

実習生が将来社会の一翼を担う薬剤師となれるよう、今回の講習会で学んだことを生かし指導する側として十分勉強・準備して実習に臨みたい。

平成30年度 日本薬剤師会 学校薬剤師部会全国担当者会議



常務理事 竹本 貴明

日 時：平成31年2月13日（水）13:30～16:30

場 所：日本薬剤師会第1・2会議室

次 第 (敬称略)

1. 主催者挨拶

日本薬剤師会会長 山本 信夫

2. 講義Ⅰ「学校薬剤師活動等に関する最近の話題」

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
健康教育調査官 小出 彰宏

3. 講義Ⅱ「スマホと子ども～学校薬剤師に期待されること～」

予防医療研究所代表 磯村 豊

4. 講義Ⅲ「学校健康教育の最近の動向と学校薬剤師に期待すること」

日本医師会総合政策研究機構主任研究員
和田 勝行

5. 「麻薬教育の意義と活動」

日本緩和医療薬学会
広報委員会委員長 大澤 匡弘
日本緩和医療薬学会
麻薬教育認定委員会委員長 中川 貴之

6. 「今期の学校薬剤師部会の活動等について」

日本薬剤師会学校薬剤師部会部会長 村松 章伊

7. 「平成30年度全国学校保健調査結果（速報値）について」

日本薬剤師会学校薬剤師部会副部会長 清水 大

8. 閉会挨拶

日本薬剤師会学校薬剤師部会部会長 村松 章伊

ラメル、キャンディー、クッキーなどがインターネットで掲載されたり、大麻の成分のみを抽出し、電子タバコのリキッドとして使用されるなど使用方法も多様化しているとのことでした。

その他には、学校に保管されている毒物、劇物が窃取された事案として水銀を飛散させた事例、高い殺傷能力を持つ爆発物として過酸化アセトンや四硝酸エリスリトルを製造した事例を挙げ、学校における薬品管理の徹底についてや、学校三師の個人委嘱が困難な場合についてなど拝聴いたしました。

講義Ⅱ「スマホと子ども～学校薬剤師に期待すること～」では、実際にホタルを見た子どもと、携帯やテレビなどを使用してホタルを見せた時の子どもの脳の反応や、スマホを1日に使用する時間と勉強時間でテストの正答率の比較などの例を挙げながら、スマホに対する依存症についてわかりやすく解説をしていただきました。確かに街中でも携帯を触りながら歩いている人も多くおり、緊急のメールの返信であれば歩道の隅に寄って止まって返信すれば良いのに。子どもがゲームをしながら歩いていたら親なら叱ると思うが、その親が携帯を触りながら歩いていたら説得力がないだろうなと感じました。

講義Ⅲ「学校健康教育の最近の動向と学校薬剤師に期待すること」では、生徒児童の様々な健康課題に対応するため、学校薬剤師は保健管理のみならず、保健教育にも積極的に関わっていくことが望まれるということ。また、一般的に教育委員会・学校関係者は限られた授業時数の中で、新しい事項を導入することに消極的な傾向があるので、学校三師は粘り強く積極的にこれを乗り越えていく必要があるとのことでした。

今期の学校薬剤師会の活動についてでは、今年度の事業報告及び大会・講習会の概要と、来年度の大会・講習会の予定。平成30年4月に行われた学校環境衛生基準の一部改正について、平成30年7月豪雨に被災した学校を再開する際の留意点などの説明がありました。

講義Ⅰ「学校薬剤師活動等に関する最近の話題」では、薬物乱用防止教室の成果として、薬物は絶対に使うべきではないと考える児童生徒数の割合の増加、薬物乱用防止教育を受けた世代の覚醒剤や大麻事犯の検挙者人員の継続的な減少など一定の効果は得られているものの、大麻事犯検挙者については約50%が30歳未満である、インターネットなどで薬物が簡単に入手できるなどの課題も残されている。大麻を含有する食品としてチョコやキャ

平成30年度 広島県結核予防推進会議



常務理事 中川 潤子

日 時：平成31年2月13日（水）19:00～20:00

場 所：広島県感染症・疾病管理センター

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 議題
 - (1) 広島県の結核の現状
 - (2) 広島県結核予防推進プランの進捗状況
 - (3) 広島県結核予防推進プランの目標達成に向けた取り組み状況
 - (4) その他
- 5 閉会

健康福祉局健康対策課 尾寄誠主査の司会で、会議は始まりました。広島県感染症・疾病管理センター 桑原正雄センター長のあいさつの後、結核予防推進会議 小林正夫会長の進行にて議事に入りました。

先ず、健康福祉局健康対策課 川本睦子技師より各項目について説明がありました。

(1) 広島県の結核の現状

結核罹患率の推移において、全国的には右肩下がりに減少していますが、広島県は平成27年から11.4（平成27年）、11.4（平成28年）、11.3（平成29年）と横ばい状態になっています。また、新登録結核患者のうち、外国籍の者の割合の推移では、29年では全国9.1%に対し広島県は10.6%と上回っています。これは、県内の外国人技能実習生数が13,602人（2018年全国2位）と多いことが原因として考えられます。広島県の新登録結核患者の年齢階級別割合の推移を見てみると、60歳以上だと76%、80歳以上では48.6%と、高齢結核患者が占める割合が大きくなっています。結核患者の早期発見対策として行われている、市町が実施する65歳以上の住民に対する定期健康診断の受診率は平成28年度10.5%（過去5年間は

10%を切る数値）と低くなっています。結核のまん延予防策としての、接触者健診及び管理健診の受診率は高く、予防策はできているとのことでした。結核感染の予防としてのBCGの接種率も平成28年度94.9%と高くなっています。

(2) 広島県結核予防推進プランの進捗状況

目標項目としては、1つの成果目標と4つの事業目標があり、それぞれの目標値（平成32年）があります。人口10万人対罹患率の現状値11.3（目標値9以下）、潜在性結核感染症の者に対しての直接服薬確認治療率の現状値93.0%（目標値95%）の2項目が目標値に達成できていませんが、潜在性結核感染症の者に対しての直接服薬確認治療率に関しては次年度には達成の予定です。

(3) 広島県結核予防推進プランの目標達成に向けた取り組み状況

平成30年度の取組としては、

- ・高齢者施設等への効果的な施策の検討のため、調査を実施
- ・結核医療にかかる医療機関に対する研修会実施
- ・外国人に対する結核対策に関する検討会開催
- ・平成30年度より「広島県結核菌分子疫学調査事業」を開始する

などがあり、それぞれの取組内容に関して詳しい説明がありました。

高齢者に対する結核対策としては当面、通所介護施設における取組を重点的に実施、外国人に対する対策としては、「入院勧告」及び「接触者健診の受診方法」に関する、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語の翻訳資料を作成などが今後の取り組みとして挙げられました。

委員から多くの意見が出されましたので、その意見も踏まえ、2020年には目標値を達成できるように今後も、施策の達成状況を把握するとともに、必要に応じてプランの見直しを行っていきます。

平成30年度 抗HIV薬服薬指導研修会

呉市薬剤師会 中嶋 都義

日 時：平成31年2月24日（日）10:00～12:00

場 所：広島県薬剤師会館 2階ホール

講義（1）「進化し続ける“抗HIV療法とチーム医療”を考える」

～宮城県薬剤師会とHIV診療ブロック拠点病院の連携を含めて～

国立病院機構仙台医療センター薬剤部

阿部 憲介先生

エイズ診療拠点病院ではHIV感染症治療において、複数の職種によるチーム医療が行われている。チーム医療における職種別の患者ケア実施状況調査によると、薬剤師は「薬物相互作用の確認」「飲み忘れ対策」「服薬スケジュール」「服用・副作用説明」を担う比率が高くなっている。

仙台医療センターにおける薬剤師の役割としては、「服薬支援」「薬剤の適正な在庫管理」「チームスタッフへの情報提供」や「保険薬局との連携」等が行われている。服薬支援での薬剤師の活動としては、患者さんの「服薬開始前」には患者さんの生活パターンに合わせた治療薬の選定・提案を行い、「服用開始時」では処方薬の服用方法、他剤や食事との相互作用の説明、「服用開始後」は副作用をチェックし場合によっては処方変更の提案などがある。薬剤師は薬剤師の視点での患者さんのデータ収集を行い、診察室に同席し医師に処方提案を行っていることであった。

現在、HIV感染症の治療では通常3剤（以上）の併用療法が行われているが、抗HIV薬、抗ウイルス療法の進化により副作用が減少し、服用錠数と服用回数が減少することにより、服薬アドヒアランスが向上することで更なる抗ウイルス効果の持続が期待される。HIV陽性であっても、HIVがコントロール出来ていれば非感染者と同等の生存率が得られる。しかし、HIV陽性者は高齢化が進行しており、ポリファーマシーの問題も出てきていることには注意が必要である。

仙台医療センターでは4年前の抗HIV薬の院外処方箋発行に伴い、保険薬局との連携（薬薬連携）が進められている。新規患者さんの処方箋発行時やレジメン変更時には処方箋発行前に保険薬局に連絡し、障害者手帳・自立支援の更新時の書類の確認等の連絡も行っている。現在服薬指導は病院薬剤師が行っているが、今後は薬局薬剤師も服薬指導に積極的に関わること、ジェネリック医薬品、配合剤等への変更の提案、ポリファーマシーへ

の対策等にも取り組んで欲しいとのことであった。さらに、HIV感染症は性感染症であり、薬物乱用と性感染症には関連性があるため、学校薬剤師が薬物乱用の授業、講義の際に性感染症に関する内容を組み込むことを求められた。

講義（2）「患者に寄り添うHIV診療と薬局薬剤師の役割」

川崎医科大学血液内科学 教授

和田 秀穂先生

日本におけるHIV感染については、1980年代は医療機関での受診拒否などの混乱の時代であったが、2010年代は積極的な治療を行い、治療薬を用いた予防でさらなる感染予防につなげようという時代になっている。中国・四国ブロックの対人口10万人のHIV感染者の累積報告数は広島県がトップである。また、都道府県別の梅毒発生状況では2018年第3四半期では広島県は全国第4位と多くなっている。異性間性交渉では、他の性感染症に罹患している場合にはHIVの感染リスクは高まるとの報告があるため注意が必要である。

現代における抗HIV療法の目的は、1. 日和見合併症のリスク軽減、2. 非AIDS合併症のリスク軽減、3. 感染拡大の阻止であり、HIVの感染が確認された時点での治療開始の「全員治療」の時代となっている。抗HIV薬の使い方はキードラッグの3つの異なる作用機序の中の1剤とバックボーンドラッグ2剤を組み合わせて併用するART（抗レトロウイルス療法）が治療の標準となっている。治療は生涯に亘って95%以上の内服率



が必要である。抗 HIV 治療導入時には、服用のタイミングは患者さんが決め、飲み忘れた時や副作用が起きた時の対処法を具体的に説明することなどが重要で、治療ではあくまで患者さんが主体で医療者は援助者である。現在新しい抗 HIV 薬が開発中であり、古い抗 HIV 薬は常に見直すことが重要であるとのこと。

HIV 感染者は一部の癌が数年早く診断されるため、定期的な癌検診を受けることが必要となる。さらに、今後感染拡大を抑えるためにも、HIV 陽性者の早期治療開始、治療で HIV が検出限界以下にコントロールできれば感染を防ぐことができること等の知識を浸透させる必要があるとのこと。

薬薬連携研修会 ポリファーマシー対策に向けて～必要な視点と考え方～

福島 隆宏

日 時：平成31年3月3日（日）

場 所：広島県薬剤師会館

研修会のテーマは「ポリファーマシー対策に向けた必要な視点と考え方」です。前半は広島大学病院薬剤部の柴田ゆうか先生による講演で、日本におけるポリファーマシーの現状と多剤処方を再設計する際のポイントを海外のクライテリアやガイドラインの紹介を交えて、症例を通じてお話ししていただきました。STOPP/START クライテリアでは、65歳以上の高齢者における4週間以上のベンゾジアゼピン系薬剤の使用は過鎮静やふらつき等のリスクから使用すべきでない、と記載されており、2015年版高齢者の安全な薬物療法ガイドラインにおいても、ベンゾジアゼピン系薬剤は必要最低限の量をできるだけ短期間使用すること、と記載されています。このようなガイドラインを用いることで、処方の再設計において医師との協議も円滑に行うことができるのではないか、と感じました。また、これまでの薬剤師の働きによって、「服用薬剤調整支援料」や「薬剤総合評価調整加算」といった加算が生まれてきましたが、今後は薬剤師が処方の再設計にかかわることで、患者へ利益となっているというアウトカムを示していく段階に入っていく、といった話もありました。薬剤師の業務のすべてが数字に表れるとは思いませんが、薬剤師ができるることをより多くの職種、患者に知ってもらうためにも、目に見える形で残すことが求められる段階であることを感じ、身の引きしまる思いでした。

研修会の後半ではスモールグループディスカッションの形式で、症例検討を行いました。1つの症例に対して「情報収集」、「処方見直しの検討」、「服薬支援と必要な

連携」という3つの段階に分けてグループでの検討、全体の場での発表を行いましたが、段階に分けることで検討すべき問題点が整理しやすく、グループでの議論も活発に行うことができました。「情報収集」では現在の薬物療法の妥当性を判断するうえで収集すべき情報は何が必要か、患者面談で聞くべきことなどを検討し、「処方見直しの検討」では収集した情報をもとに処方の再設計を行いました。薬剤の中止だけではなく、代替薬として何を提案すべきかも含めて検討しました。「服薬支援と必要な連携」では、その後の経過観察で注意すべき点、そして退院に向けた服薬支援と連携まで議論しました。実際の業務において、退院後の生活を想定した介入をするのは難しい場面も多いですが、かかりつけとなる薬局へ入院中の薬剤管理の状況、薬剤調節の根拠やその後の経過、などの情報を提供するといった連携が必要であると考えさせられました。また、そのためにもシームレスに情報共有できるツールや仕組みの整備も進めていく必要があると感じました。

普段は別々の職場で働いていており、どのように議論が進められるかはじめは緊張もありましたが、いざ始まってみればそれぞれの考えていることを自由に出し合いながら検討を進めることができ、ディスカッションを楽しむことができました。同じ地域の薬剤師として顔が見える関係を築いていくためにも、このような形式の研修会が今後も定期的に開催されていてほしいと思います。

平成30年度 薬事情報センター実務担当者等研修会



薬事情報センター長 水島 美代子

日 時：平成31年3月4日（月）13:00～16:30

場 所：日本薬剤師会 第一・第二会議室

会次第 (演者敬称略)

1. 開会挨拶

日本薬剤師会常務理事 島田 光明

2. 講演 RMP（医薬品リスク管理計画）の概要、活用について

・「RMP の目的と活用状況」

医薬品医療機器総合機構

安全性情報・企画管理部 田島 康則

・「製薬企業における医薬品安全対策の取り組み」

日本製薬団体連合会

安全性委員会情報提供検討部会

部会長 赤松 恵子

・「RMP の活用—病院薬剤師の立場から」

虎の門病院 薬剤部長 林 昌洋

・「RMP の活用—薬局薬剤師の立場から」

日本薬剤師会 DI・医療安全・DEM 委員会

委員長 高橋 正夫

3. 薬剤師会を取り巻く最近の状況について

日本薬剤師会会長 山本 信夫

4. 災害時における薬剤師の役割～災害時に薬剤師に何が求められるのかどう活動すべきか 熊本地震を体験して～

日本薬剤師会災害対策委員会委員 本田あきこ

5. 閉会挨拶

日本薬剤師会常務理事 宮崎長一郎

■薬剤師を取り巻く最近の状況について

日本薬剤師会 山本信夫会長

山本会長より次について講演された。薬剤師行動規範（平成30年1月17日制定版）の改訂とその意味*。薬剤師会をめぐる最近の課題として、人生100年時代を踏まえた2040年を展望した社会保障制度における薬局の方向性、薬局・薬剤師のあり方。医薬品販売制度実態把握調査結果から導き出せるスイッチ OTC 販売品目追加及び法令遵守に対する課題。かかりつけ薬剤師・薬局の薬局機能情報提供制度の拡充と KPI 追加項目。医療に係るICT 動向等について。

*参考資料：日本薬剤師会ホームページ>日本薬剤師会について>綱領・行動規範

■災害時における薬剤師の役割について

日本薬剤師会災害対策委員会 本田あきこ委員

熊本地震の体験を踏まえた災害支援について講演された。活動の中で、公衆衛生対策、一般用医薬品の重要性、現場でのプリンター設置の必要性（医薬品一覧等はパソコンではなく紙での共有が求められる）が紹介された。

また、災害発生時に、熊本県薬剤師会薬事情報センターとしては、災害現場で必要な資材作成等で協働したことから、災害時にデスクワークのできる薬剤師の必要性を認識。一方、マスコミによる「お薬手帳持参すれば無料で薬がもらえる」との誤った情報で、本当は困っていない方が薬局に殺到したため、正しい情報の発信を薬事情報センターから行うことの重要性を訴えられた。

■ RMP を有効活用しましょう ～目的、活用意義・方法について～

今回の研修会の重要なテーマである RMP は、大変重要なリスク最小化のためのツールであることから、有効に活用いただく必要性を感じたので、次に詳記し報告する。

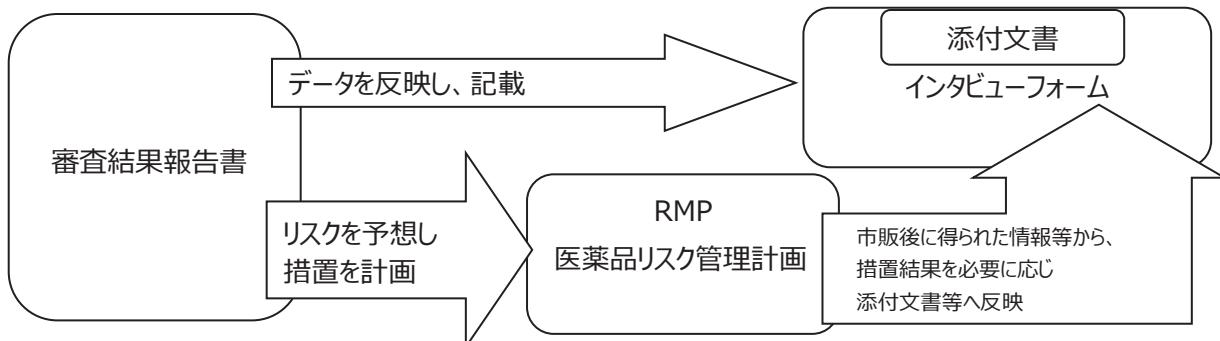
＜講演概要＞

RMP = 医薬品リスク管理計画 Risk Management Plan

- ・位置づけ：医薬品のベネフィットが上回るようにリスクを管理するために、製薬会社に承認条件として付されている。EU、米国等でも同様な措置がなされ、国際的な取り組みである。
- ・目的：リスクを最小化させること。医薬品のリスク対策は「警告型から予防型へ」。
- ・構成：3つのパート「①安全性検討事項」「②医薬品安全性監視活動（情報収集）」「③リスク最小化活動（情報提供）」から成り立ち、リスク管理を一つの文書にわかりやすくまとめている。
- ・対象製品：2013年4月以降に承認申請の医療用医薬品、2013年4月以降、市販後に新たな安全性の懸念が判明した医薬品（後発品については2014年8月26日以降適用）。
- ・5年を経た現在の活用状況（2018年1月調査）：
 - 病院で約50%、薬局でわずか17%と少なく、病院では病床数の多いところ、薬局では処方箋枚数の多いところでの活用に留まっている。
 - 特に、「追加のリスク最小化活動」の実施が求められていることから、患者用資材の活用等含め、服薬指導時に、サイエンスベースでの対応が薬剤師に求められている。

＜RMPは、薬剤師活動 服薬モニタリングの三種の神器の1つ＞

「RMP」からは、「添付文書」、「インタビューフォーム」と共に、医薬品リスクを予測するための大変重要な情報が得られる。2013年から医薬品の承認条件となったRMPは、まさに服薬モニタリングに最適なツールである（後発医薬品も2014年から発行）。薬局でのリスクマネジメントに必要な情報が、とても使いやすくまとめられている。



添付文書・インタビューフォーム・RMP の相関 イメージ図

<添付文書、インタビューフォーム、RMP は、同時に閲覧できる！>

PMDA 添付文書検索サイト に、製品名又は一般名をいれると、

→ http://www.info.pmda.go.jp/psearch/html/menu_tenpu_kensaku.html (参照2019-4-3)

三種の神器が同時に閲覧できます。

The screenshot shows the PMDA Addendum Search Site interface. On the left, there is a sidebar with three circular buttons labeled 1 添付文書, 2 インタビューフォーム, and 3 RMP. The main content area is divided into three sections corresponding to these buttons. The top section is 'マヴィレット配合錠' (Mavillette Compound Tablets) with a '禁忌' (Contraindications) box containing text about contraindications for patients with viral hepatitis. The middle section is '禁忌' (Contraindications) with a list of conditions: '本剤の成分に対して過敏症の既往歴のある患者', '重慶 (Child-Pugh分類) の肝機能障害のある患者', and 'アラザナビル (頭痛性, アトル, アラチンカ, シウム) 制剤, リファンビンを持続中の患者 (「相互作用」の項参照)'. The bottom section is '効能又は効果／用法及び用量' (Indication/Usage) with a note about the use of CYP2C19 and a warning about drug interactions. The bottom right corner of the main content area shows the date '2019年3月1日 薬事安全部会議録 制訂'.

< RMP の 3 つのパート、とその意味 >

3つのパート	項目	意味
① 安全性検討事項	重要な <u>特定</u> されたリスク	すでに医薬品との関連性がわかっているリスク
	重要な <u>潜在的</u> リスク	関連性が疑われるが、十分確認されていないリスク
	重要な <u>不足</u> 情報	安全性を予測する上で、十分な情報が得られていないリスク
② 医薬品安全性監視活動	情報 <u>収集</u>	それぞれのリスクについて、情報の収集活動 通常と追加 (市販後調査等)
③リスク最小化活動	情報 <u>提供</u>	それぞれのリスクについて、それを最小化するための情報提供活動 通常と追加 (資材配布、使用条件の設定等)

< RMP の使い方は、簡単！>

1. まずは、最初のページの「概要」をさっと一読し、当該医薬品のリスクを把握しましょう

～新薬の採用時に、上市後の副作用が予想できる。

特に、新薬は、添付文書には記載されていないので、参考になる。

※2019年4月からは、順次インタビューフォームの最初のページに掲載

2. リスク設定の根拠を読みましょう

～特に、新薬は、理由を確認できるので、予想されるリスクが参考になる。

3. 患者向け資材を活用し、リスクを予防しましょう

～服薬開始した患者フォローに、特定されたリスク／潜在的リスク／不足情報の聴き取りや「追加のリスク最小化活動」の患者向け資材を使った服薬指導、服薬モニタリングに活用できる。

この折りに、【PMDA メディナビ】に登録し、メールでも届けられる RMP を使って、患者さんに最新の安全性情報届けましょう。

参考：< RMP だけでも、簡単に入手できる！>

- ステップ
1. PMDA ホームページ 一番上のカラム「安全性情報回収情報等」
 2. 「リスク管理計画 (RMP)」
 3. 「RMP 提出品目一覧」から、対象製品を選択

薬名	承認取得者名	一般名	提出年月	添付文書
アスピrin	アスピrin	アスピrin	2019年01月	アスピrin

※2019年4月からは、「添付文書検索の画面」からも、RMP、患者向け資材がダウンロードできる予定です。

平成31年度 広島県地域保健対策協議会 「医薬品に関する講演会～適切な服薬管理を目指して～」



副会長 松尾 裕彰

日 時：平成31年3月7日（木）19:00～20:30

場 所：広島県医師会館 1階ホール

平成31年3月7日に広島県地域保健対策協議会 医薬品の適正使用検討特別委員会の主催で広島県の医療関係者を対象として、医薬品に関する講演会が開催されました。本講演会は、広島県民の医薬品適正使用の推進を目的とした多職種向けの研修会として毎年開催されています。

広島県薬剤師会 豊見雅文会長の開会のあいさつに始まり、医薬品の適正使用検討特別委員会の活動報告として、ポリファーマシー改善に向けた多職種検討結果について、広島県薬剤師会常務理事の豊見敦先生による報告、および「高齢者の医薬品適正使用の指針」について厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬安全対策課 課長補佐 太田美紀先生の特別講演がありました。

ポリファーマシー改善に向けた多職種検討結果報告では、診療報酬改定で「服用薬剤調整支援料」や「薬剤総合評価調整管理料および連携管理加算」が算定できるようになったことおよび、平成30年5月には「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」が発出され、さらに、各論編の発出も計画されていることから、ポリファーマシー改善のために医療機関の連携や多職種連携が求められていることが紹介されました。また、今年度は、多職種に対して、気づきを共有し、しっかりとした連携体制を構築するための連携ツール導入のための検討が行われました。多職種によるかかりつけ薬局の推進、および、

看護職、介護職の「気付き」をつなげていくための連携ツールの作成が極めて重要であるとの話がありました。来年度は、その連携ツールを完成させ試行し、その効果を検証する予定であることが報告されました。

特別講演で太田先生が、多剤投薬の実態、有害事象の発生や不適切な服用による薬剤治療機会の喪失、ポリファーマシーの形成と処方情報の一元化の重要性について話されました。さらに、「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」作成の経緯、薬剤見直しの基本的な考え方及びフローチャートについて分かりやすくお話しいただきました。入院中は、専門性の異なる医師・歯科医師、薬剤師を中心として、介護施設や在宅医療、外来等の現場においても、それぞれの人的資源に応じて施設内又は地域内で多職種のチームを形成することが可能であり、看護師、管理栄養士など様々な職種による処方見直しチームを組織し、カンファランスなどを通じて情報の一元化と処方の適正化を計画的に実施されることが望まれていることなど、私たち薬剤師にとって有益な情報が提供されました。

会員の皆様も高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）および本年度に発出される（各論編）を参考にして、それぞれの環境に合わせて多職種でポリファーマシー解消に取り組んでいきましょう。

高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）の内容

はじめに

1. ポリファーマシーの概念
2. 多剤服用の現状
3. 薬剤見直しの基本的な考え方及びフローチャート
4. 多剤服用時に注意する有害事象と診断、処方見直しのきっかけ
5. 多剤服用の対策としての高齢者への薬物投与の留意事項
6. 服薬支援
7. 多職種・医療機関及び地域での協働
8. 国民的理解の醸成

別添 高齢者で汎用される薬剤の基本的な留意点 等

第521回 薬事情報センター定例研修会

安芸薬剤師会 道祖 隆史

日 時：平成31年3月9日（土）

場 所：広島県薬剤師会館

「BPH/LUTS 治療の未来を考える 血管内皮機能の観点から」

下部尿路症状 (Lower urinary tract symptoms: LUTS) は前立腺肥大症 (Benign prostatic hyperplasia: BPH)、過活動膀胱 (Over Active Bladder: OAB) など、さまざまな下部尿路機能障害によって起こる排尿・畜尿に関する症状の総称である。

LUTS の原因として血管内皮機能障害が報告されている。血管内皮機能障害は、動脈硬化発症の第一段階であり進行すれば粥腫の破綻を招き心血管イベントを惹起する。また、血管内皮機能は心血管イベントの予測因子であることが確認されている。LUTS もまた、高血圧症、脂質異常症、糖尿病、加齢、喫煙、肥満といった危険因子と並んで、血管内皮機能障害因子として認識されつつある。

血管内皮細胞から多彩な生理活性物質が分泌・産生されている。代表的なものでは拡張因子である一酸化窒素 (NO)、プロスタサイクリン、ヒスタミンなどと、収縮因子であるエンドセリン、活性酸素、PGH 2、アンジオテンシンⅡなどがある。これらの物質は血管透過性の抑制、血栓形成および凝固線溶系の調節、接着因子の発現などの重要な機能を担っている。

血管内皮機能を評価する指標として FMD (Flow-mediated dilation: 血流依存性血管拡張反応) がある。FMD はカフで腕を締めた後の血流増大による一酸化窒素 (NO) が血管内皮からどれだけ放出されたかを動脈の拡張度で評価する。血管内皮機能が低下していると

NO の産生は少くなり FMD の値は低下する。頸動脈 IMT などは、血管の硬さや詰まりの状態を捉える指標であるのに対して、FMD は血管内皮細胞の働きを直接知ることが出来るため有用性が高く、平成24年から保険診療となった。

LUTS の治療には様々な薬剤が使用されているが、PDE 5 阻害薬は、LUTS を改善するだけでなく、血管機能を改善する可能性がある。以前は PDE 5 を阻害することで血管平滑筋が弛緩するため、血管内皮機能とは関連がないと考えられていた。しかし、最近の研究では PDE 5 阻害薬は血管内皮機能の改善にも関与することが明らかになってきた。今後、cGMP 分解抑制を介した血管平滑筋機能の増強、改善作用だけでなく新たな機序が解明されることが期待される。

PDE 5 阻害薬を使用するうえで心血管イベントを増加される可能性が指摘されていたが米国における大規模なメタ解析では、PDE 5 阻害薬が心筋梗塞の発症を増加させる、その他の心臓病を生じさせることはないとしている。ただし、亜硝酸薬の服用者では使用は禁忌である。

PDE 5 阻害薬は抗動脈硬化作用 (pleiotropic effects) を有しており、LUTS を改善させるだけでなく、血管内皮機能や血管平滑筋機能を改善することで、心筋梗塞、心不全や脳卒中などのイベント発症を予防することが期待される。LUTS は動脈硬化（心血管合併症）の介入ポイントの 1 つと考えられる。



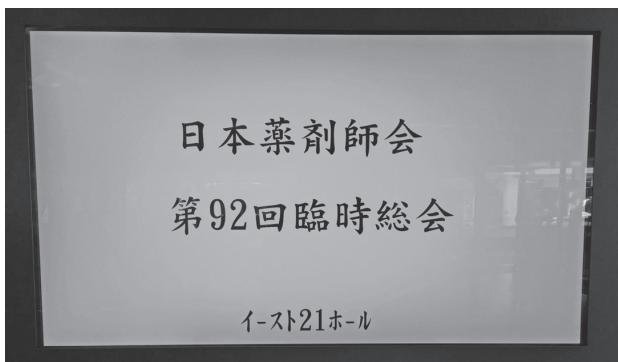
日本薬剤師会 第92回 臨時総会

日本薬剤師会代議員 竹本 貴明

日 時：平成31年3月9日（土）・10（日）

場 所：ホテルイースト21東京

ホテルイースト21において3月9日、10日に開催されました、第92回臨時総会についてご報告致します。



開会にあたり来賓の藤井基之参議院議員、松本純衆議院議員、渡嘉敷奈緒美衆議院議員よりご挨拶をいただきました。



続いて、会長演説が行われました。

我が国の少子高齢社会がさらに進行されることが予想される中、国民の安全・安心を担保する社会保障制度、中でも医療保障制度は、財政面からもあるいは効果的な利用の視点からも、大きな転換期にさしかかっていると認識している。国民皆保険の安定した維持・運営という官民共通のコンセンサスに対して、医療を担う専門職として覚悟を持って、積極的に目的に関わっていかなくてはならない。

また、今通常国会への提出が予定されている薬機法改正案に盛り込まれた薬局機能の明確化などについて「超高齢社会にあって、あるべき薬局の姿を示したもので、

日本における『医薬分業制度』定着に向けた大きな変革』だと認識をしている。医薬分業制度がわが国で名実ともに定着させるためにも、法制上あるいは薬剤師教育など残る課題の解決に向けた努力と働き掛けを継続していくこと。

さらに、今年10月に予定される消費増税に伴う2019年度診療報酬改定について「前回のように、消費増税分が補填不足となるよう、その状況を見守っていく。併せて2020年4月に予定される通常の診療報酬改定との混乱が生じないよう、10月の改定はあくまでも消費税対応の臨時的なものとして誤りなく対応していく」と述べられました。

その後、報告が1件（平成30年度会務並びに事業中間報告）と、議案が5件（平成30年度補正予算、平成31年度事業計画・会費額・収入支出予算・借入金最高限度額の件に関する議案）でした。

続いて、重要事項経過報告として担当役員より説明がありました。

各項目、主だったところのみ報告いたします。

- ①医療制度改革・規制改革への対応（消費税率10%への引き上げ時の対応について、10連休における医療提供体制の確保に関する対応）など
- ②薬局・薬剤師を巡る最近の動向について（厚生科学審議会 医薬品医療機器制度部会のとりまとめについて、オンライン服薬指導に対する考え方、医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアルの改定について）
- ③ICTへの取り組みについて（オンライン資格確認、電子処方箋、HPKI（薬剤師資格認証）について）
- ④予算・税制改革について（平成31年度厚生労働省予算案では新規の予算として薬局機能強化・連携体制構築事業、医療情報化等推進事業、全国薬局機能情報提供制度事業 また、税制改正においては個人事業者の事業継承税制）
- ⑤薬学教育関連事項について（認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領の一部改正について）

- ⑥薬剤師の生涯学習及び研究支援について (JPALS登録者数、都道府県薬剤師会における倫理審査委員会設置状況、薬剤師認定制度の適切な運用について)
- ⑦薬剤師年金保険について (薬剤師年金資産運用状況)
- ⑧その他として、健康サポート薬局の啓発を目的とした広報活動についてなどが報告されました。



その後、日本薬剤師連盟副会長 本田あきこ氏の挨拶ののちブロック代表質問、一般質問が2日間にわたって行われました。

中国ブロックからの質問と致しまして

- ・薬剤師資格認証 (HPKI) の取得によるさらなるメリットの検討
- ・医薬分業の今後のあり方について
- ・服薬期間中のフォローについて
- ・薬剤師不足が進んでいる地方での薬剤師・薬局の10年、20年後のあり方について
- ・セルフメディケーション税制のさらなる告知について

などが挙げられました。

他のブロックの代表質問・一般質問としては

- ・敷地内薬局
- ・改正薬機法における薬局の機能分類について
- ・キャッシュレス化への対応について
- ・日薬会館建設について

などが挙げられました。

その後、議案第1号～5号の採決にうつり全議案が執行部の提案通り議決され、全日程を終了致しました。

第103回薬剤師国家試験問題 (平成30年2月24日～2月25日実施)

問85 病棟で保管する以下の薬物を含む注射液のうち、夜間や休日等で必要な注意をする医療従事者がいない場合、保管するロッカーや引き出し等に施錠しなければならないのはどれか。

1つ選べ。

- 1 ゲンタマイシン硫酸塩
- 2 コンドロイチン硫酸エステルナトリウム
- 3 サリチル酸ナトリウム
- 4 フルルビプロフェンアキセチル
- 5 ペンタゾシン

正答は 139 ページ

「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定」 締結式

常務理事 竹本 貴明

日 時：平成31年3月12日（火）

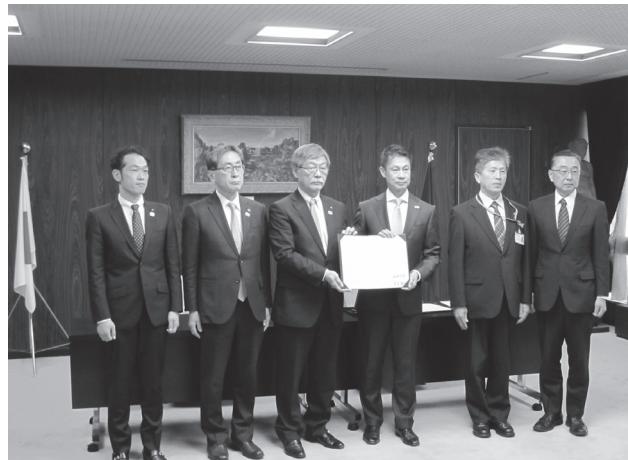
場 所：広島県庁北館2階応接室

県庁にて執り行われました標記締結式に豊見雅文会長、
青野拓郎副会長、横山修三事務局長と出席致しました。

本協定は大規模災害発生時に、医療機関等から医薬品等の供給要請が頻発する事態に備えることを目的として、災害時に限られたリソース等、様々な制約がある中、調整を円滑に行い、医薬品の迅速な供給を行うため、災害時に薬剤師会から県災害対策本部及び被災地域に災害薬事コーディネーターを派遣し、県の医薬品等供給調整業務に協力を行うという趣旨に基づき、以下の協定内容で湯崎英彦県知事と豊見会長により協定書への署名が行われました。

【協定内容】

- ・県は、必要に応じて、県薬剤師会に対し災害薬事コーディネーターの派遣を要請する。
- ・県薬剤師会は、災害薬事に精通した会員を県災害対策本部又は被災地に派遣する。
- ・災害薬事コーディネーターは、県災害対策本部において医薬品等の供給調整又は被災地において医薬品のニーズ把握を行う。
- ・県薬剤師会は、平時から災害薬事コーディネーターの養成を図り、県の災害訓練に協力する。



広島県西部地区生涯教育研修会

廿日市市薬剤師会 石本 康代

日 時：平成31年3月12日（火）19：30～21：00

場 所：廿日市市総合健康福祉センター（あいプラザ）1階 多目的ホール

講演1 「これからのお薬事情」

講師：広島県薬剤師会 会長 豊見 雅文先生

講演2 「ポリファーマシーとは」

講師：株式会社セイエル 薬事医薬情報部 課長
薬剤師 河村 友紀先生

講演3 「在宅でのお薬事情」

講師：特定非営利活動法人廿日市市五師士会 理事
看護師 安田 美治先生

講演4 「施設でのお薬事情」

講師：特別介護老人ホーム阿品清鈴
施設福祉サービス推進室 室長
介護支援専門員 加芝 洋二先生

この研修会は広島市西区、広島佐伯、廿日市、大竹の次世代薬剤師指導者研修会地区担当者で企画し、開催いたしました。開催にあたっては昨年秋から内容を検討し、これからのお薬事情に求められる理念について豊見会長に、ポリファーマシーの基礎知識を医薬品卸会社の学術の先生に、また地域の多職種連携について看護師、介護支援専門員の先生方に講師を依頼する事として、準備を進めました。

研修会当日は、地域の薬局、病院の薬剤師、合わせて46名の参加がありました。

豊見会長のご講演は薬剤師の置かれた現状、必要とされる事柄についての具体的なお話であり、会場に来られたすべての薬剤師が意識するべき内容でした。

河村先生のご講演はポリファーマシーについての分かり易い概論でした。ポリファーマシー形成の実際や、対応の基本など、今後の業務に役立つ基礎的な知識を得ることが出来ました。

安田先生のご講演は、佐伯地区医師会訪問看護ステーションでの勤務経験を基に、訪問看護の導入から様々な事例、医療器具や疾患別の対応についての内容でした。現場からの声として、薬剤の把握、残薬や服薬への対応等、在宅で薬剤師が必要とされる場面についても具体的なお話がありました。また、廿日市市五師士会の運営を行われている理事として、年間を通じて実施している「医療とふくしの相談室」など多職種での連携した活動の紹介がありました。

加芝先生からは、特別養護老人ホームにおける医療の体制、薬品管理など、現場の声を交えた様々な事例の紹介がありました。また特別養護老人ホームの医療状況は意外と理解されていない為、体調を崩されて入院となった場合など「嘱託医と在宅主治医との違い」「施設と病院との違い」「看護体制の違い」などを入院先に説明を要する場合もあるとの事でした。現場での、薬剤師ではない目線からのお話は新鮮で、また、学ぶべきところも数多くありました。

講演後の質疑応答では、「講師の方から見た理想の薬剤師は?」「困った薬剤師は?」という質問に各々回答される場面もありました。他職種からの薬剤師への要望や本音も伺い、今後の地域連携について考える事が出来た研修会であったと思います。



広島県地域保健対策協議会災害医療体制検討特別委員会



専務理事 村上 信行

日 時：平成31年3月13日（水）

場 所：広島県医師会館

標記委員会が3月13日に広島県医師会館会議室で開催されました。広島県地域保健対策協議会の特別委員会で、主に広島県「第7次保健医療計画」における【第2章：安心できる保健医療体制の構築】の「第2節：救急医療などの医療連携体制」での救急医療やべき地医療などの取組5事業のうち「災害時における医療対策」に沿った協議がなされています。従って、委員会構成は18災害拠点病院、4地域医師会、3広島市関係部局、2広島県関係部局、4広島県医師会であり、合わせて広島県薬剤師会から青野拓郎副会長と私が出席しています。その他、県・市・医師会事務局の10名を含む43名となっています。広島県医師会の山田博康理事の司会で始まり、委員長は県立広島病院の山野上敬夫先生ですが、この日ご欠席で、7月豪雨災害で広島県DMAT調整本部本部長を務められた、同じく県立広島病院の楠真二先生が代行にて会の進行をされ、下記の4項目の報告・協議が行われました。

（1）平成30年7月豪雨災害 広島県DMATの活動報告（書）

（2）第7次保健医療計画の取組について

（3）災害拠点病院による体制の強化について（災害拠点病院の追加指定）

（4）平成31年度集団災害医療救護訓練の実施体制について

（1）については昨年10月27日（土）に県庁にて「7月豪雨災害におけるDMAT活動検証会」が実施されていて、調整本部・活動拠点本部・拠点病院等様々な立場での発表と課題ディスカッションがなされ、それらを踏まえての報告書が平成31年3月に県で取りまとめられたことの報告でした。

（2）においての「災害時における医療対策」には下記対策が計画されています。

1. 医療救護活動体制の強化

①防災連携機関との連携、訓練、研修、会議等を通じての「顔の見える関係」構築

②防災計画、医療救護活動マニュアル等の見直し、実効性の確保

③定期的な災害訓練の実施

2. 災害拠点病院の体制強化

①拠点病院でのBCP作成

②地域単位のBCP作成

③南海トラフ巨大地震の想定に合わせた拠点病院の追加検討（今回の議案）

3. 災害時における公的支援の在り方と精神科病院等の体制強化
4. 災害拠点病院以外の病院機能強化
5. 災害派遣医療チーム（DMAT）の養成、強化
6. 災害時の情報把握の強化
7. 広域医療搬送等の体制強化（ドクターヘリ等）
8. 圏域における災害対応の強化
9. 災害を見据えた小児・周産期医療体制の強化
10. 特殊災害への対応強化

この計画の進捗状況を測る指標として「DMAT数」「DPAT数」「災害拠点病院におけるBCPの策定率」「BCPに基づく訓練実施」「EMIS操作を含んだ二次医療圏での訓練実施」などが平成29年に設定されています。なかでも、DMATチームの目標値は「平成35年 36チーム」とされていて、現在32チームとなっているなどの報告がされました。

（3）については平成24年の内閣府「南海トラフ巨大地震モデル検討会」の公表を受けて、翌年に広島県が調査した結果、南海トラフ巨大地震で県の沿岸部を襲う津波により、県内18か所の災害拠点病院のうち7か所が最大3mの浸水被害を受けることが想定され、特に広島圏域では5か所の拠点病院のうち4か所での浸水が想定されていて、重症患者カバー率が66%と低下することとなっています。従って広島圏域において浸水被害が想定されていない2次救急輪番病院12か所を「病床数・救急車受け入れ実績・DMAT整備数・耐震化構造・自家発電・給水設備」等の観点から検討した結果として、広島共立病院の追加が了承され、3月末の広島県医療審議会での指定承認を経て指定となる予定です。

（4）については平成14年から開始された圏域対象の訓練は広島圏域の7回を除くと概ね2回の開催がされており、広島中央と備北圏域がそれぞれ1回なので、次年度は長期に開催されていない備北圏域での開催が賛同されました。薬剤師会において、前日に広島県と「災害薬事コーディネーター」に関する協定が交わされました。この会議においても「災害医療コーディネーター」の位置づけや役割、配置の様々な議論がなされました。やはり、「災害は忘れたころにやってくる」ではなく「災

害は必ず起きる」を前提とした訓練の積み重ねが最低要件かとも感じました。薬剤師は「災害時医薬品供給マニュアル」と「公衆衛生 DMAT」での職能としての位置づけのみでの会議でしたが、広島県薬剤師会独自の体制は、多くの災害への関りから、モバイルファーマシーを旗艦としての確立がなされてきたと思っています。災

害薬事コーディネーターはこの委員会とは別段での動きとなりそうですが、すでに制定されている医療コーディネーターにおいても前述の議論があるところからして、より機能的な体制を早期に確立できれば、とりあえずの目標30名の育成計画に明確な指針が示せるとも思いました。

福山地区薬-薬連携研修会

宮奥 智大

日 時：平成31年3月13日（水）19：30～21：00
場 所：福山市民病院西館1階（ホールコア）

ポリファーマシー対策に向けて～必要な視点と考え方～

現在、75歳以上の高齢者の人口が増加の傾向にあることに伴い、1人の75歳以上高齢患者さんの薬物治療における薬剤数も増加の一途をたどっている。理由としては、加齢による併存疾患により、対処的に複数医療機関、複数診療科からの薬剤処方がある。ここで薬剤師が考えるべきこととしては、薬剤の増加による複数薬剤併用による患者さんへの薬剤による、健康への害や服薬アドヒアラ NSの低下に対して、薬理学的、薬物動態学的視点から、その薬剤の必要性を考えること、その概念のことをポリファーマシーと言われている。単に薬剤数が多いことはポリファーマシーとは言わない。ただ、薬物有害事象の発症例は薬剤数に比例して起こっているというのも現実である。「薬物が漫然投与をされていないか」「患者さんの現在の症状をしっかりとらえられているか」が重要になってくると感じた。もちろん薬物相互作用など基本的な薬剤の知識も必要である。

本研修会では、典型的な症例をもとに処方が適正であるか、というディベートを行った。まずは服薬アドヒアラ NSの問題である。ある患者さんに複数回に分けてお薬が処方されることによって、コンプライアンス不良になっているケースである。例えばアンブロキソール塩酸塩15mg毎食後である。この場合、アンブロキソール塩酸塩には徐放錠が存在するため、1日1回に変更提案が可能である。また複数薬剤が存在する場合、合剤の利用

もいいのではないかという意見があった。例えば、バイアスピリン錠100mgとランソプラゾールOD錠15mgにはタケルダ配合錠という合剤が存在する。また現在では降圧薬と高脂血症のお薬も存在するため、一般的に処方にみられるカルシウム拮抗薬とHMG-COA阻害薬にも現在は合剤にて対応で薬剤数が減らせる。このように薬剤の服薬アドヒアラ NSは改善の方向に向かうのではないかと考えられる。しかしこれだけでは有害事象への対応は不十分である。保険薬局の場合は、処方医より訪問薬剤管理指示を頂くことにより、実際に患者さんの生活様式などを確認して、漫然と処方されているお薬の確認ができる。例えば、ハルナールD錠0.2mgについてである。排尿困難が現在も続いているのか、生活様式において、もしも必要なれば処方医に処方中止の提案もできるのではないかと考える。また訪問薬剤指導を行うと、バイタルサイン・検査値など具体的な情報が手に入るため、薬剤の用量、必要性の確認ができるのではないかと考えられる。しかし忘れてはいけないのは、このように処方に変更があった場合は、訪問薬剤管理指導実施は常に患者さんの体調管理を続けていく必要はあると考える。このことで薬剤師の介入により、薬剤数の増加による有害事象の回避につながると考えた。

私は今後、2025年に向けて高齢者の増加によるポリファーマシー対策には薬剤師の力、副作用などマイナス面からお薬が見られる力が必要であると考えた。

平成30年度 日本薬剤師会 研究倫理に関する全国会議

常務理事 竹本 貴明

日 時：平成31年3月13日（水）13:00～16:30

場 所：日本薬剤師会会議室

次第	(敬称略)
司会：日本薬剤師会理事 原口 亨	
1. 開会の挨拶	日本薬剤師会副会長 川上 純一
2. 倫理審査に係る事務的事項	日本薬剤師会 臨床・疫学研究推進委員会委員 山本 克己
3. 倫理審査に関する事務局運営に係る諸課題	日本薬剤師会 臨床・疫学研究推進委員会委員 氏原 淳
4. 倫理審査基準の統一化に向けて	日本薬剤師会 臨床・疫学研究推進委員会 副委員長 飯島 久志
5. 質疑応答	
6. 日薬からの報告事項	日本薬剤師会常務理事 宮崎 長一郎
7. 閉会の挨拶	日本薬剤師会会长 山本 信夫

日本薬剤師会にて開催された、研究倫理に関する全国会議に出席を致しました。

【倫理審査に係る事務的事項】では、各都道府県事務局から日薬によくいただく問い合わせの事例として、「倫理審査委員会設置後はどこに報告すれば良いか?」「研究倫理に関する研修は何を用いて行えば良いか?」などの18例が報告されました。

【倫理審査に関する事務局運営に係る諸課題】では、倫理審査委員会が適切に機能するためには、個々の委員の資質だけでなく、事務局機能を含めたシステムとして機能していることが重要である。そのためには、

- ①組織・運営規程の作成
- ②審査に関する記録作成保存

③規程の遵守

④研究の事前相談

⑤倫理違反の監視・指導

⑥研究者・委員等の教育

⑦設置者に求められる業務の代行

の点に配慮がされた研究事務局・倫理審査委員会事務局の運営が求められるため、通常の事務業務と同一とは捉えない方が良いとのことでした。

また、倫理審査委員向けの教育教材として、REC-EDUCATION（倫理審査委員のための倫理研修用動画教材提供サイト）の紹介がありました。

【倫理審査基準の統一化に向けて】では、審査を行う際には〈法的妥当性〉・〈科学性〉・〈倫理性〉・〈信頼性〉・〈実行性〉・〈その他〉の観点から、例えば、「研究の意義が明確になっているか?」「目的が達成できる方法か?」「誰が見ても同じ方法で研究できるか?」「目的が達成できる期間に設定されているか?」「リスクが最小になるように計画されているか?」「データの解析方法は適切か?」「データ（個人情報を含む）の保管方法は適切か?」などの項目について、質の深さをそれぞれの委員の立場で審査し、委員会として統一した見解を出せるようにしなければならないという内容でした。

最後に日本薬剤師会から、2019年2月現在で36の薬剤師会に倫理審査委員会が設置されていると状況が報告されました。

広島県薬剤師会も昨年4月に設置をし、審査を開始しています。学術大会等で倫理審査の承認を必要とする発表を考えている方は、研究を開始する前に広島県薬剤師会ホームページ内の「研究を始める前に」「倫理審査受付について」をご確認いただきますようお願ひいたします。

平成30年度 広島県医療安全研修会 ～コミュニケーションから始めよう～



副会長 谷川 正之

日 時：平成31年3月14日（木）

場 所：広島県医師会館ホール

平成30年度広島県医療安全研修会は、『コミュニケーションから始めよう』をテーマとして、広島県健康福祉局医務課 永島浩氏の司会で午後2時に始まり、広島県健康福祉局医療・がん対策部長の武田直也氏より開会にあたり主催者からのあいさつがありました。

まず、講演1として、広島大学大学院社会科学研究科教授の横藤田誠先生より「医療安全とインフォームドコンセント～患者と医療職のコミュニケーション～」について、インフォームドコンセントを日本で導入した経緯など話されました。

次に講演2として、広島県医療勤務環境改善支援センター医業経営アドバイザーにより「勤務環境の改善と医療安全～負担少なく勤務環境を改善するために～」について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（医療機関の規制別の適用関係）についてや、医療勤務環境マネジメントシステムが話されました。

勤務環境の現状分析の際、医療スタッフの負担をできるだけ少なく、かつ真のニーズをより正確に把握できるよう提案されていますので、より深く、より綿密に分析したい際には、この手引きを活用されることを勧めています。また、この日配布された資料の中に「医療勤務環境カイゼン読本（簡易版）」という小冊子についての説明があり、国により平成26年（2014年）3月に策定した『医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き』（平成27年3月、平成30年3月改定）をもとに、広島県医療勤務環境改善支援センター（以下、センター）が医療機関の現状も踏まえてわかりやすく解説したものであり、この中に、当センターが独自に開発した20項目からなる勤務環境チェックシート（表1）という簡易なアンケートもあります。

次に報告として、広島県医療安全支援センター相談員の古江一子氏より「医療安全支援センターをご存知です

か？」について、医療安全支援センターについて・相談対応の状況・相談対応の課題・相談対応からおもうことなどについて話されました。

休憩を挟んで、パネルディスカッションに移り、「医療相談対応～そのときあなたなら！？」をテーマとして行われました。（一社）広島県医師会常任理事の渡邊弘司先生がコーディネーターを務められ、パネリストとして（一社）広島県歯科医師会常務理事の石田栄作先生、（公社）広島県薬剤師会副会長の青野拓郎先生、（公社）広島県看護協会常任理事の濱渦恵美子先生、講演された横藤田誠先生、広島県弁護士会の谷脇裕子先生、報告を担当された古江一子先生が壇上に上がられ事前に寄せられた質問から順次回答されました。

薬剤師が関わる質問では、「医療機関に勤務する薬剤師として、院内の医療安全対策に取り組む際に特に注意すべき点があれば示してください。」については、『医療機関に勤務する薬剤師として、院内の医療安全に係わる部分として、特に安全管理が必要な医薬品（ハイリスク薬）に対する薬学的管理と院内の医薬品の安全使用の推進になる。』や、患者等への対応に関するとして「薬局に来られた患者に服薬指導を行う際、“他の患者がいるのにどうして病名や症状を言わなければならないのか”との苦情を受けた。プライバシーに配慮した対応をすべきと思うが、具体的にどのような点に気を付ければよいか。他の薬局等での取組も教えて欲しい。』については、『調剤報酬の施設基準の中で、服薬指導等の内容が他の患者さんに漏れ聞こえる場合があることを踏まえ、患者さんとの会話のやり取りが他の患者に聞こえないようパーテーション等で区切られた独立したカウンターを有することとなっている。』と青野拓郎副会長が答えられていました（回答部分は一部抜粋）。この研修会は定刻に終了しました。

表1

●勤務環境チェックシート(OK様式) チェックポイント		部署:	年齢:	○△×
1	有給休暇を希望どおりにとることができる。			
2	くつろげる休憩場所があり、適切に休憩をとることができる。			
3	保育や介護のことで困っていない。			
4	残業、夜勤、当直等で疲弊していない。(手当も含めて)			
5	日々、ぐっすり睡眠をとれている。			
6	身体も心も、健康的な環境で仕事ができている。			
7	職場で質のよい食事(栄養、安全、手ごろな価格..)をとることができる。			
8	健康診断を定期的に受けている。			
9	暴力・暴言、クレーム対策がしっかりしていると思う。			
10	パワハラ、セクハラ、いじめ等で困ったり、不快なことはない。			
11	補助職(医療クラーク、看護補助、パート、アルバイト等)が効果的に導入されていると思う。			
12	仕事量がちょうどよい。(忙しすぎない、ひま過ぎない)			
13	職場安全(医療安全など)の対策がしっかりしており、安心できる。			
14	普段、職場でコミュニケーションが上手くとれていると思う。			
15	5S(整理、整頓、掃除、清潔、しつけ)の風土がある。			
16	どちらかというと、いつも笑顔である。			
17	顧客(患者さん、職場スタッフなど)に喜ばれることが多い。			
18	昇格、昇給、給与、手当など、人事評価に納得している。			
19	希望する研修や学会に参加することができている。			
20	自身も、職場も、将来は明るいと感じる。			

※使用、転載等の際は、必ず広島県医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせください。

問い合わせ先 :

広島県健康福祉局医務課 医務グループ

六箱 栄子

TEL : 082-513-3056

平成30年度 日本病院薬剤師会医療情報システム講習会

薬事情報センター長 水島 美代子

日 時：平成31年3月16日（土）9：55～16：35

場 所：大阪科学技術センター

本講習会は、医療情報システムを活かして、現状課題を解決する方策等について、6名の講師の講演及び、1時間も質疑応答の時間を確保し、課題と対策、更なる課題の共有化がなされる大変有意義な講習会であった。会場には、広島県からも複数の先生、また、北海道から九州まで全国から参加され、定員110名が満席となるほどの盛況ぶりであった。

プログラム (演者敬称略)

開会挨拶

日本病院薬剤師会 副会長
鹿児島大学病院 武田 泰生

1. 医療情報システムに関する最近の話題（薬剤業務とAI、ロボット）

奈良県立医科大学附属病院薬剤部
副部長 池田 和之

2. 薬剤師の働き方改革に向けた情報システムの活用方法

名古屋第二赤十字病院薬剤部
薬剤部長 木下 元一

3. 医療情報システム運用上の留意点

岐阜県総合医療センター

薬剤センター技術主査 関谷 泰明

4. 医療情報データベースの現在とこれから

前九州大学病院

メディカルインフォメーションセンター
薬剤師 高田 敦史

5. 医療情報システムの更新事例の紹介

神戸市立医療センター中央市民病院薬剤部

主査 松岡 勇作

6. 医療情報システムの利用事例の紹介

京都第二赤十字病院薬剤部
副部長 岡橋 孝侍

7. 質疑応答

1. 医療情報システムに関する最近の話題（薬剤業務とAI、ロボット）

まず、「医療情報システムの適正な使用に関する留意事項」として、①サイバーセキュリティ対策 ②改元に

伴う情報システム改修等への対応 ③「医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアル」の改訂（厚生労働省事務連絡、平成30年12月28日）の徹底がなされた。各種コード（薬価基準収載医薬品コード、個別医薬品コード、HOT コード、処方・注射オーダ標準用法規格等）を有効活用することで、医療安全や業務効率化につなげることができる。一方、そもそも人が基盤データ登録を行うことから、例えば、正しい体重を登録していない、或いは処方オーダ時の選択間違等、システムといえどもヒューマンエラーのヒヤリハット事例が報告されている。そこで、平成30年改訂版「医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアル」では、情報システムの利用に際しての注意喚起が追記された。従って、施設のシステムにおいては、例えば、システムを利用した警告やアラートの基準設定等を明らかにし、利用者に運用の徹底等の教育が必要である。ICTを活用したデータ収集・利活用については、厳格な本人確認および薬剤師免許の確認が必要なことから、薬剤師資格証（HPKI カード Healthcare Public Key Infrastructure：日本薬剤会発行）が紹介された。電子版お薬手帳は、いろいろな団体・企業独自版での運用が始まっているため、相互に閲覧できる環境が必要であり、「e 薬 Link（イークスリンク）®（日本薬剤会作成）」等が紹介された。医療情報システムにより多くのことが実現できそうな気がするが、システム化はあくまでも手段であり、目的を明確化して、初めてその恩恵に預かることができる。

2. 薬剤師の働き方改革に向けた情報システムの活用方法

チーム医療が進み薬剤師業務への期待が高まり業務量も増えている中、「働き方改革」においては、制限時間内での質を落とすことなく業務遂行のため、効率化が求められている。当院でも、薬剤業務を数値化し効率化を図っている（公開サイト：名古屋第二赤十字病院 クオリティ・インディケーター <https://www.nagoya2.jrc.or.jp/quality-indicator/6-yakuza/> (2019-4-3 参照)）。休暇管理、薬剤コードを活用した在庫管理、ヒューマンエラーの回避等行っている。「エラーをした人間は正しいと思って行動している。『以後、注意します』は、まったく無意味」。例えば、アレルギー歴の

チェックシステムや GS1 バーコードを用いた調剤過誤防止に努めている。

3. 医療情報システム運用上の留意点

電子カルテシステム等は、平成29年には病院46.7%、診療所41.6%に普及し（医療施設調査 厚生労働省）手書き処方箋の時代を振り返ると隔世の感がある。一方、システムにより用量や相互作用を全てチェックされているわけではなく、医療情報システム関連の医療事故も発生している。システム構築は、フローチャートが書ける事象であれば運用できるが、書けないものはシステム化されないことを再認識する必要がある。従って、運用に際しては、仕様・手順・説明書、施設内ルール等を確認、また、複数の施設間での情報共有を前提とすること等、システムを正しく理解し利活用に努める必要がある。

4. 医療情報データベースの現在とこれから

医薬品の副作用を検出し広くフィードバックする方法の1つとして、医療情報データベースの利活用が始まっている。医療データベースとしては、NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）、DPC（診断群分類包括評価）等がある。これらに加え、MID-NET Project（医療情報データベース基盤整備事業）は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）により推進している事業で、従来の副作用自発報告等に寄らない安全対策業務の更なる強化・充実に向け、開発されている。リン酸コデイン散が欧米において小児の呼吸抑制で投与禁忌となったことを受け、本邦でもMID-NETでの試行調査結果から添付文書改訂（小児での投与禁忌）に至った。厚生労働省や協力医療機関が協力してデータベースを構築し、定量的な安全性評価や、効果的な安全対策が可能となることが期待される。（参考：PMDA MID-NETについて <https://www.pmda.go.jp/safety/mid-net/0001.html> (2019-4-3参照)）

5. 医療情報システムの更新事例の紹介

システム導入に際しての課題（システム構築時の業者

への依頼方法や進捗確認、運用開始後の動作について等々）、進捗管理の重要性について、共有された。

6. 医療情報システムの利用事例の紹介

情報システムにおいては、他部門との連携が重要である。院外処方箋への検査値表示、安全性速報の運用等の利活用事例を紹介。情報システムを利活用するには、“RASIS”の5つの要素が重要である。RはReliability（信頼性）故障しにくい。AはAvailability（可用性）高い稼働性。SはServiceability（保守性）障害発生時に速やかに復旧できること。IはIntegrity（保全性）データに矛盾がなく一貫性を保っていること。SはSecurity（安全性）機密性が高く不正アクセスがなされにくいこと。安全な情報利用、BCP（事業継続計画）等も考慮し、正しく理解し正しく使うこと、便利さだけでなく権限と責任をもって、システムを活用することが重要である。

7. 質疑応答での特記

- Q1 電子お薬手帳は多種多様な仕様が出回っており、電子お薬手帳を患者が持参した場合の出力方法について（紙であれば写しが取れる）
- A1 それぞれの電子版手帳会社と契約するのは困難なので、日本薬剤師会のe薬Link[®]であれば、様々な手帳に対応している。
- Q2 アレルギー歴の情報システムへの記載方法について
- A2 アレルギー歴の重症度（例：アナフィラキシーの既往か否か）や同系統薬（例：抗生物質の系統や世代等）が、一律にすべて禁忌となるわけではない。従って、これら情報を処方に反映できる情報システムパッケージの利用、適用レベルを院内でルール化して情報システムをカスタマイズ、或いは情報をコード化する等で運用している。いずれにしても、これらのルールを使用者が理解し使用すること、そして、使用者に対し繰り返し周知することが重要である。

中国・四国地区薬剤師会薬局実習受入調整機関評議員会 及び運営員会合同委員会

日 時：平成31年3月16日（土）
場 所：サンピーチOKAYAMA

豊見雅文評議員会会長の挨拶の後、報告事項、協議事項について協議された。

平成30年度の事業報告として、各県委員より平成30年度の中国・四国地区での薬局実習の受け入れ依頼状況について報告された。7月の豪雨災害で対応に追われた県もあったが、それ以外は大きな問題もなく、実習が終了したとの報告があった。受け入れ人数は、岡山・広島・徳島・愛媛が人数増であった。

鳥取県・高知県では、中四国域内大学の実習学生数を近畿地区内大学の実習学生数が上回るという逆転現象が起きていると報告された。

次に、出石啓治WS委員会委員長より、認定実務実習指導薬剤師養成WSとアドバンストWSについての報告がされた。新規WSは例年通り岡山と福山で2回開催された。また、アドバンストWSを9回開催し、中四国で349名の参加があった。参加者は多いが、実際の受け入れ薬局として機能しているのかどうかのチェックを各県でお願いしたいとの話があった。

今後も、中国・四国地区の認定実務実習指導薬剤師（平成28年までに開催された旧WS受講者対象）が受講できるように、開催していきたいと報告された。

次に、各県より認定指導薬剤師と受け入れ薬局の動向について報告され、学生数に比べ、受け入れ薬局数は充足しているように見えるが、チェーン店などは、指導薬剤師の異動も多く依頼後にキャンセルをするケースも多くなっている。地域偏在も否めず、辺境の地域ではやる気があっても実際には受け入れることができず、やめてしまうケースもあると報告があった。

また、認定更新をしない指導薬剤師もでてきており、その対策も必要である。

次に、平成30年度収入・収支決算が事務局より報告された。

次に、平成31年度の事業計画案について協議され、例年通り、新WSについては、2回の開催予定。アドバンストWSについては、現在、岡山・福山での開催は決定しており、他地区での開催希望があれば、事務局までに連絡をすることとし、今後、開催地区・日程について検討することとした。

次に、平成31年度各県薬の拠出金（案）及び予算（案）について協議された。拠出金（案）については、前年比、

高知県プラス1万、愛媛県マイナス1万、また予算（案）についても承認された。

陶山評議員より、文科省からふるさと実習についてのヒアリングを受けたことが報告された。内容については、ふるさと実習の受け入れ体制はどうなっているか、ふるさと実習についてどう思うかということであった。島根県では、薬学部もなく、ふるさと実習で帰って来なければ、薬剤師として帰ってくる人もいない。受け入れ体制は整えているということを話した。文科省も、大学としてもふるさと実習を勧めていくということで、大学の無い県から、今後は全国へヒアリングが進められる予定であるとのことであった。国立大学については、未だにふるさと実習を行っておらず、近畿地区はふるさと実習で多く戻してくれるが、九州地区などはまったくないなど、機構との連携もうまくいっていないのではないかということとあわせて、原則的にふるさと実習をすることとしてほしいとの要望を出したとので、中四国でもよろしくお願いしたいということであった。

豊見評議員会会長より、薬剤師はもうすぐ余りだすのではないかと考えている。規制緩和も進み、薬剤師が働く場所がなくなっている。偏在が多く認められ、都市部には薬剤師が余り、地方には薬剤師足りなくなるといったドクターと同じ状況になるであろう。将来を見据えて、是非ふるさと実習は行っていただきたいと要望された。

出石WS委員会委員長より、例年話題になっているWSの参加費について、直近のWSの経費について年間で40万の赤字が発生しており、開催県幹事大学及び開催県薬が負担しているとの報告があった。特に岡山の場合は、就実大学薬学部以外の場所を使用しているため、会場費・警備費等が発生しており、薬学部の負担でまかっている。全国と比べ、参加費は2分の1程度となっており、現況16,000円（3,000円は調整機関負担）のところ、4,000円（40万÷100人）アップの20,000円で赤字が解消される見込みであるので、各県の意見を伺いたいと提案された。開催県の持ち出しとなるのであれば、値上げせざるを得ないのではないかという意見が多数であったが、決定機関ではないため、次回調整機構会議で再度協

議されることとなった。

次に、二宮昌樹調整機構病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構委員長より、中央調整機構会議での動向・中国・四国地区での状況について報告された。

すでに、平成31年度の改訂コア・カリキュラム対応の実習Ⅰ期がすでに始まっており、概ね順調に進んでいると報告された。

ふるさと実習のエントリーを中四と同時期に行うことも検討している。ただ、

地域のよっての事情もあるので、各地域別の対応も必要となること、また5月の10連休により、例年より3日分日程が減となることについては、各施設と大学が協議し、日程調整をすることが報告された。

次に、各大学より、入学者人数と32年度の実習予定人数について報告され、来年度もほぼ今年度と同じ学生数となるであろうと報告された。

その他報告、質疑が行われ、佐藤委員より、認定実務実習指導薬剤師認定制度の実施要領について、WSやビデオ講習の受講証にすべて期限が設けられたことなど紹介され、更新の際などの要件について会員への周知をしていただきたいと報告された。

佐和委員より、鳥取県の実習生が、他県に比べ近畿地区からの実習生が非常に多いので出身地についての質問

があり、李委員より他地区から受け入れをしている学生の出身地は、100%が鳥取県出身であり、特にキャンペーン活動をしているわけではない。ここ2、3年で近畿地区からの学生が倍以上に増えているので、京都薬科大学から講師を招くなど、近畿地区の実習についての情報は積極的に取り入れるようにはしているとの回答があった。

有吉委員より、鳥取県の場合、どこの病院で実習をするのかと質問があった。

李委員より、県薬と県病薬の話合いにより、近隣の病院で実習できるようにしている。受け入れ体制も整えているとの回答があった。

島根県も同じとのことであった。

以上で協議事項は終了し、出石委員の閉会挨拶により、閉会した。

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領が平成30年4月1日より変更になっていますのでご注意ください。

また、新たにWS参加希望の方も、認定要件を十分ご確認ください。

※日本薬剤師研修センターホームページ

<http://www.jpec.or.jp/nintei/nintejitumu/index.html>

文責：木下美穂

第103回薬剤師国家試験問題 (平成30年2月24日～2月25日実施)

問90 次の抗がん薬のうち、調製者の曝露防止のため、閉鎖式の薬物混合器具を使用して調製する必要性が最も低いのはどれか。1つ選べ。

- 1 シスプラチニ
- 2 シクロホスファミド
- 3 ベンダムスチン
- 4 イホスファミド
- 5 リツキシマブ

正答は139ページ

平成30年度 社会保険指導者研修会

専務理事 村上 信行

日 時：平成31年3月18日（月）

場 所：AP市ヶ谷

3月18日、東京 市ヶ谷で13:00~16:30までの標記研修会に、青野拓郎副会長と出席いたしました。議事としては

（1）調剤報酬等に係る諸課題について

日本薬剤師会 副会長 安部 好弘

（2）最近の指導監査の状況について～保険薬局の主な指摘事項～

厚生労働省保険局医療課医療指導監査室

医療指導監査官 土井 研治

（3）最近の保険行政の動向について

厚生労働省保険局医療課 薬剤管理官 田宮 憲一

まず、中央社会保険医療協議会（中医協）委員でもある安部先生から、今後、国が示して来るであろう、薬剤師・薬局の方向性に、大きく影響のある「経済財政諮問会議」「未来投資会議」「規制改革推進会議」の3つの「会議」についての解説がありました。調剤報酬のみに関して言えば、まず内閣において医療施策と財政課題を考慮し、予算編成過程での医療費の総額が決定されます。また一方では社会保障審議会の医療保険部会・医療部会において、基本的な医療施策について審議され、報酬改訂に係る「基本方針」が策定されます。ともすれば、報酬改訂の主役は「中医協」との認識ですが、実質は内閣で決定された総額を、社会保障審議会で策定された基本方針に沿って「分配」する場に過ぎず、楽観視するならば、概ね「1:1:0.3」の分配率は決まっていますので、薬剤師・薬局は「基本方針」に沿った業務の取組が対策となると思われます。その「基本方針」は先の「経済財政諮問会議」の答申である「骨太の方針」や「規制改革推進会議」の答申である「規制改革実施計画」に沿ったものであるところから、その会議においての薬剤師・薬局関連の記述を理解していく事が必要となります。

【骨太の方針2018】概要

- *オンライン服薬指導（オンライン医療）
- *予防健康づくりの推進（セルフメディケーションを推進）
- *医薬品等に係る改革（薬価改定、多剤投与、患者本位の医薬分業）
- *公平な負担、給付の適正化（かかりつけ薬剤師、薬剤自己負担）

【規制改革実施計画】平成30年6月

- *オンライン診療を実施した場所で薬剤師が服薬指導の実施
- *薬剤師による対面服薬指導とオンライン服薬指導を柔軟に組み合わせる
- *「一気通貫の在宅医療」の実現に向けて電子処方箋のスキームを完全に電子化

これらをふまえ、調剤報酬改定の意図する方向性として

- かかりつけ薬剤師・薬局
- 重複投薬・相互作用等防止加算
- 外来服薬支援
- プレアボイド等の事例収集・分析
- 服薬情報提供
- 分割調剤
- 後発医薬品

がキーポイントとして挙げられ、最後に乾英夫副会長が出席されていた「医薬品医療機器制度部会」において発表された「薬機法等制度改正に関する取りまとめ（抜粋）」について

（1）患者の薬物療法を支援するために必要な薬剤師・薬局における取組

- ①服用期間を通じた継続的な薬学的管理と患者支援
- 薬剤師に、調剤時のみならず、薬剤の服用期間を通じて、一般用医薬品等を含め必要な服薬状況の把握や薬学的知見に基づく指導を行なう義務の付加
- 服薬状況等の情報や実施した指導等の内容についての記録

②医師（歯科医師・薬剤師）等への服薬状況等に関する情報提供

- 医療機関・薬局で診療又は調剤に従事する医師・歯科医師・薬剤師に適切な頻度で服薬情報等を提供する

（2）患者が自身に適した薬局を主体的に選択するための方策

- 患者が自身に適した機能を有する薬局を主体的に選択できるよう、薬局開設許可に加え、特定の機能を有する薬局を法令上明確にし、当該機能を果たしうる薬局であることをしめ

す「名称の表示」を可能とする。

○地域連携薬局

地域において、在宅医療への対応や入退院時をはじめとする他の医療機関、薬局等との服薬情報の一元的・継続的な情報連携において役割を担う薬局

○専門医療機関連携薬局

がん等の薬物療法を受けている患者に対し、医療機関との密な連携を行いつつ、より丁寧な薬学管理や、高い専門性を求められる特殊な調剤に対応できる薬局

との要点を解説がなされた。

続いて厚生労働省医療指導監査官の土井研治氏から平成31年2月末時点ではあるが平成30年度の特定共同及び共同指導等における主な指導事項の説明があった。

この点に関しては、平成29年3月に厚生労働省が報酬請求に係る質的向上や適正化推進を図ることを目的に指導監査に関する情報を下記アドレスに開設されていますので是非とも参考にしていただきたいと思います。この度は保険薬局の指導におけるチェック項目リストも公表され、日常業務の見直しにも役立てることが可能です。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/shidou_kansa.html

厚生労働省薬剤管理官 田宮憲一氏からは医療費等の動向と、消費税引き上げに伴う報酬及び薬価改定について

てや、NDB（ナショナルデータベース）と介護DBを活用しての「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」、審査支払機関の機能強化、平成30年度調剤報酬改定と次期改定等についてのお話であった。内容的には安部副会長の要点と重なるものであったが、やはり冒頭に記した「三つの会議」と密接に関与していることを再確認しました。

本研修会を通じて「薬剤師・薬局が選択されるために」という観点が多用されたが、確か1980年代後半頃の日本薬剤師会医薬分業対策研修会での講師が、「分業により薬局は患者に淘汰される」と説かれた方がおられた記憶がある。逆の逆の表現ではあるが同じ危機感に基づくものだと思います。また、同様の時期の研修会において、当時は厚生労働省に在籍されていた石井甲一前日薬副会長が医薬分業指導者研修において「薬剤師も風を受けて下さい」と説かれました。定着しつつあった医薬分業はその当時から、理念・経済・制度の弱点を表していたのかもしれません。今ここに「またたなし」の状況におけるいます。かかりつけ薬剤師に関するアンケートでは患者さんから高い評価を得ています。その評価は薬剤師として何をしたかではなく、患者さんに何が出来たかと言うアウトカムの観点であろうかと思います。

31年度は消費税関連改定と本改訂の二度が実施されます。先の観点は今後も報酬改定に大きな影響をもたらすと思います。

第103回薬剤師国家試験問題 (平成30年2月24日～2月25日実施)

問 175 医療用活性炭の品質管理を目的として、ガス吸着法による比表面積測定を行った。試料2.0 g に対する窒素ガスの単分子吸着量が 3.0×10^{-2} mol であったとき、この試料の比表面積 (m²/g) に最も近い値はどれか。1つ選べ。

ただし、アボガドロ定数を 6.0×10^{23} mol⁻¹、窒素分子の分子占有断面積を 1.6×10^{-19} m² とする。

- 1 1.6×10^2
- 2 2.2×10^2
- 3 1.0×10^3
- 4 1.4×10^3
- 5 2.2×10^3

正答は 139 ページ

三原・竹原地区 薬薬 合同研修会

三原薬剤師会 丹羽 和子

日 時：平成31年3月20日（水）

場 所：興生総合病院

平成31年3月20日に開催された三原・竹原地区、薬薬合同研修会に出席しました。

この研修会は、薬剤師生涯教育推進事業、「次世代薬剤師特別委員会」企画による研修会でした。

第1部「連携方法・ツールについて考える」

「次世代薬剤師委員会とポリファーマシー・残薬について」

次世代委員の方の発表の後、ポリファーマシーについてディスカッションしました。各グループに分かれ、病院薬剤師と保険薬局薬剤師がそれぞれの立場で話し合いました。話し合いの後、各グループが発表し、意見を共有しました。

出た意見としては、

- ・病院、薬局それぞれがお薬手帳をもっと活用する。
- ・入院時に飲み忘れが多いことに気づき、主治医に提案し服用回数を減らしてもらった事例。
- ・かかりつけ薬剤師の利用をもっと広げていく。
- ・薬剤師外来があればいい。
- ・主治医に薬のことを相談しづらいと思っている患者がいる。
- ・薬剤情報提供文書を活用してもらい、余っている薬を薬剤情報提供文書に書いてくるように促す。
- ・お薬手帳を見たとき、自薬局は関わっていないが、気になる処方に気づいた場合の対応はどうしたらいいか。
- ・飲み忘れがあるのは、薬剤師の説明不足ではないか。など一部ですが、率直な意見交換がなされました。病院薬剤師、保険薬局薬剤師が、お互いの日頃のモヤモヤを発表し、また理解しあえたと思います。

第2部①「豪雨災害での連携活動報告」

三原薬剤師会センター薬局の方から、昨年の西日本豪

雨災害時の三原薬剤師会の活動について報告がありました。初めての経験で何をどう動いていいかわからない中、三原市（行政）や活動しているたくさんの団体と情報共有しながら行ったこと、たくさんの写真とともに知ることができました。その中でも、やはり、お薬手帳の存在は大きかった、との報告でした。

第2部②「やっさだるマンカードによる連携の現状と今後について」

「三原市薬薬連携を考える会」の方から「やっさだるマンカード」についての使用法と使用後のアンケート結果について報告がありました。

「三原市薬薬連携を考える会」が、昨年、お薬手帳のさらなる活用法を考え、「やっさだるマンカード」を発案し、市内の病院と保険薬局に配布しました。お薬手帳は大変有益なツールですが、まだまだ課題があります。例えば、副作用情報などを書くページがありますが、ほとんど活用されていない現状があります。それを変えていこうと、三原独自のカードが作成されました。お薬手帳は、まだまだ進化の途中であり、今後の展望としては、多職種との連携ツールとしての活用を試案中のことです。

三原地区では、年2回病院薬剤師と保険薬局薬剤師の合同の研修会、交流会を行っており、規模もそれほど大きくないため、お互いが顔の見える関係になってきています。

広島県薬剤師会からも、数名出席されていましたが、内容に独自性があって、講師が外部ではなく内部の者であることなど、すばらしいとおほめの言葉をいただきました。

私も含め、多分出席者全員が、大変実りある未来志向の研修会であったと感じられたのではないか、と思います。

自立支援多職種ネットワーク推進会議

平成30年度 最終回 「改訂版これから手帳お披露目会」

常務理事 有村 典謙

日 時：平成31年3月20日（水）

場 所：広島県歯科医師会館

広島県歯科医師会館において、平成30年度第4回自立支援多職種ネットワーク推進会議が開催されました。この会議は広島県民一人ひとりが生涯にわたって、自分らしく健やかに生活を継続できるように、私たち専門職が自立に関する共通の認識を確認しあい、連携して支援する体制を整備する目的で設置されています。今回が最終回ということで、完成した「改訂版これから手帳」がお披露目されました。

「これから手帳」は自立支援多職種連携ワーキング会議において2018年に作成され、その後1年間で実際に活用した専門職の声をヒントにこの度改訂されました。大きな変更点としては、いままでは一冊であったものが、説明用の「これから手帳」（通称：これ赤）と記録保管用の「これから手帳～わたしの想い～」（通称：これ白）の二冊に分かれた点です。これ白については、お薬手帳と同じ大きさになり、携帯しやすくなりました。

これ赤は、高齢者を迎える全ての広島県民を対象に作成した手帳です。これからのことを考えるための冊子であり、“介護予防”や“自立支援”についての説明を行う小冊子として、また地域の専門職ネットワークや地域包括ケアシステムを説明する小冊子としても使えます。

これ白は、これから手帳の問い合わせに対応した「わたしの

想い」を書き留めておく、保管用のノートです。これ赤と併せると、「これから」のことについて対象者の方と一緒に考えていただく機会を持つことができ、保管しておくことで、いざというときには専門職間で対象者の“想い”を共有するためのツールとして役立ちます。

「これから手帳」には6つの質問が設定されており、生涯にわたって一人ひとりが最後まで「自分らしく」自立して生活するために、「今の私」について専門職と話をしながら書き残すことで、これから的生活の変化に対応して、適切な支援が受けられるようにすること、また健康保持や介護予防に取り組む上での助言を受けることを目的としています。

サポートを行う専門職としては、ここでのコミュニケーションを通じて、本人の生きることへの意欲や生き方などを知ること、また今後の支援において、自分らしさのサポートに活かせるように本人の生活における思いや意向を知り、多職種で共有できるようにすることを目的としています。

多職種で利用者の「自立」を支援するための手帳であることを意識して、利用者の想いや専門職からの情報を共有し、専門性を活かした支援を実施するためのツールとして使用して頂けたらと思います。



平成30年度 広島県在宅支援薬剤師専門研修会 (無菌製剤処理研修)

日 時：平成31年3月23日（土）・30日（土）

場 所：広島県薬剤師会館1階 無菌調剤研修室・会営二葉の里薬局

報告Ⅰ（3月23日）

廿日市市薬剤師会 新出 恵

平成31年3月23日（土）の10：00～12：00に広島県薬剤師会館1階の無菌調剤研修室と会営二葉の里薬局の無菌調剤室を使用して、平成30年度在宅支援薬剤師専門研修会（無菌製剤処理研修）が行われました。

参加人数は6人で、少数の実習となりました。講師・運営を合わせても約10人超程度のミニ実習で、和やかに出来る実習だと思いました。

どういう実習をしたかというと、まず会営二葉の里薬局の横にある無菌調剤研修室で、ニプロ株式会社の学術部の講師の先生が、机上の導入講義を行い、①無菌製剤処理とは②無菌調剤室の設備③手指衛生について④個人防護服とは⑤シリンジ・針・アンプル・バイアルの取り扱い等をプロジェクターに映して、こまかく説明されました。

その後実習に入りました。まず手洗いや薬品類の取り扱いを机上で実習しました。その内容は、

①【手洗い】無菌製剤処理をするにあたり手指消毒が大切なので、手洗いチェックカードを使い手洗いの基礎の実習をしました。手に雑菌に見立てたローションを塗り、石鹼で手を洗い水でよく濯いだ後に、手をチェックカードに入れると、ブラックライトで洗えていない所が光って、洗い残しが一目で分かりました。私は親指の根元のあたりに洗い残しが大きく出ていました。

②【シリンジ・針・アンプル・バイアルの取り扱い】今迄に、病院実習もしたことが無ければ、病院に就職したことでも無かったので、注射針の取り扱いや、バイアルのカットの仕方などがとても新鮮に映り、久しぶりにワクワクした感じで実習を行いました。

実際は、点滴の調製を行うという実習で、生理食塩液から注射筒に注射針を付けて液を抜き取り、バイアルに刺して液を入れ、溶解させるというような一連の作業（動作）を無菌調剤室に入る前に練習をしました。

その後、実際に無菌調剤室のクリーンベンチを使って実習をしました。

個人防護服を装着し、無菌調剤室内に入り、クリーンベンチで点滴剤の調製をするという作業をしました。先

に机上で同じことをしていたので特に迷うこともなく調製は素早く出来ました。しかしながら、クリーンベンチがフルオープンタイプだったので、調製する際に作業を見ようとしてしまい、顔が何度もクリーンベンチ内に入るという痛恨のミスを連発していました。

今回の実習は、6人という少人数で行ったので気になる所が聞け、また、一人で点滴剤を調製する実習が行えたので大変有意義であり、実際に処方箋が出た時には、調剤・調整ができるという自信になりました。



報告Ⅱ（3月30日）

常務理事 松村 智子

無菌製剤処理の基礎について学びました。実習をするために参加人数を制限し、このグループは6人でした。実際に調剤をされている方も、再確認のために参加されました。

講師のニプロ株式会社中国支店 学術部 久保田亜摘先生の軽快な語り口で講義が始まりました。

導入講義

無菌製剤処理について、クリーンベンチと安全キャビネットの違い、排気がどちらに向いているかを聞きました。このあたりから私は「へえ～ボタン」の押しっぱなしです。次に手指衛生について、実際に手洗いをして、どの程度きれいになっているかを検査しました。以前に薬局の勉強会でしたことがあったので、手指間や親指など気を入れて洗いました。2度洗いをしたので皮膚はきれいになったのですが、爪の洗いが不十分でした。第一関節を曲げて洗うというコツを教えていただきました。

注射針、シリンジ、アンプル、バイアルについて、なるほどそういう意味なのかと納得しました。

机上実習

シリンジ、針、アンプル、バイアルの取り扱いをしました。先生のされる通りに見様見真似です。針刺し事故を起さないためのワンポイントを講師の先生は軽く話されるけど、このように一から手技の基礎を学ぶことがとても重要であると感じました。

実習

防護服も、着るときは清潔にするポイント、脱ぐときには薬物を拡散しないように意識すること。先ほど机上

でやったことをクリーンベンチで再度やってみる。手元を近づけないよう意識しました。

今回の実習をさせていただき、病院で看護師さんが何気にされている手技を興味深くみるようになりました。調剤においてもそうですが、不慣れなものが薬を作っているところを患者さんが見たときに、この薬大丈夫かなと不安に思われます。スペシャリストとしては、確実に、またスマートに作ることも信頼だと思います。実際に注射調剤は慣れるほど機会はないかもしれない。けれど「できない」とは言えない位、他職種からは期待されているのも現実です。

薬事情報センター業務紹介及びモバイルファーマシー見学

日 時：平成31年3月26日（火）・4月4日（木）

場 所：広島県薬剤師会館

報告Ⅰ（3月26日）

広島大学薬学部薬学科5年 土井 隆聖

今回、薬事情報センターでの業務について説明を伺い、モバイルファーマシーの実物を見学するという貴重な体験をさせていただきました。

この説明会を受けるまで、どのような仕事をされているのかを耳にすることはあっても、細かな内容までは存じ上げませんでした。また、モバイルファーマシーは想像していた以上に様々な設備が用意されており、あらゆる被災地に対応する薬局になることを期待しています。

特に興味を惹かれたのは、消費者からの相談を電話で受け付けるお薬相談電話とモバイルファーマシーの設備でした。

まずお薬電話相談の話題を面白く感じたのは、私がもともとセルフメディケーションや患者が薬に関する知識を深めることに興味があるからです。医療用医薬品に加えてOTC医薬品も数多くの種類が流通する現代において、自分が使っている薬について自身で調べる患者も多くいらっしゃいます。そしてそのようなときにインターネットを使う方がほとんどだと考えますが、インターネットではやはり真偽が不確かな情報も存在します。そんなときに薬局やドラッグストアにいる薬剤師のもとまで赴く手間もなく、電話で相談ができるのは手軽で便利だと考えます。

他にも広島中毒119番やアンチ・ドーピングホットラインなど、薬や病気のことで市民が不安に思うこと全般

を相談する手段として薬事情報センターの事業は活躍していると感じます。

次にモバイルファーマシーの設備について、これは想像以上に充実したものでした。このたびの説明会以前にモバイルファーマシーがどのようなものかは伺っていたのですが、そのとき聞いた以上にあらゆる状況に対応するための造りとなっていました。

キャンピングカーを改造した車両なため水の運搬が容易であり、その水を用いることで水剤の調剤をするだけでなく、シャワーやトイレに用いれば被災地で水からの感染症に罹患することを防ぐことができます。

分包機も備え付けてあり、最大わずか21包分と少なめですが、被災地への薬の流通が回復するまでの期間（7日間）をカバーするには充分だとのことでした。

また、調剤のための薬品棚は楽に持ち運べるための創意工夫がこなされ、常に利便性の向上に配慮されています。

今回の研修では病院や薬局以外での場における薬剤師会の業務を多く学ぶことができました。薬事情報センターでは薬の扱い手として今の薬剤師に求められていることが、モバイルファーマシーでは災害が起きる前に何を想定しておくか（BCPの作成）や実際に被災地で何ができるかを知りました。

いつ如何なるとき、どんなことでも、患者に限らずすべての人々が安心して健やかに過ごせる日々のために薬剤師が行っている努力を学びました。ありがとうございました。

報告Ⅱ（4月4日）

福山大学薬学部5年 清水 謙太

私は本日、広島県薬剤師会で実施された薬事情報センター業務紹介及びモバイルファーマシー見学に参加させて頂きました。薬事情報センター業務内容とモバイルファーマシーの働きについてまず薬事情報センターの業務というものをはじめて知り、なにげなく行われている研修会等の開催やお薬相談やアンチ・ドーピングホットライン、薬剤師の在宅訪問相談電話などの相談・助言に関わる事業、ホームページによる情報提供、情報誌の発行などの薬事関連情報の収集、提供活動、薬の適正使用、ドーピング等に関する研修会などの講演活動及び広島県薬剤師会会員の講演活動支援、薬局実務実習の協力などを実施して頂いていたことを知りました。またアンチ・ドーピング機構や日本中毒情報センターというサイトで調べたいものを間違なく検索するためのネット検索方法も教えて頂いて例えは石油製品や、酸性アルカリ性の漂白剤、防虫剤など危険なものを子どもが飲み込んでしまった場合や吸い込んだ場合、目に入った場合、皮膚についていた場合など詳しく記載されていました。これらの学習で正しい情報を探す上でとても便利なことも教えて頂きました。

次にモバイルファーマシーについてですが、これはそ

の名の通り移動することができる薬局です。いままでは薬学生でありながらモバイルファーマシーと言われてもあまりパッとイメージができていませんでしたが災害時の薬剤師の業務として二酸化炭素濃度の測定や砂埃などがはいってこないか、温度湿度、食事を長時間放置していないかなどの避難者の住居空間、貯水槽があるか、塩素濃度、濁ったり異臭はないかなどの水質、トイレ、食事などの生活環境のことからOTC医薬品や処方箋医薬品のお薬相談などさまざまな業務のことを教えて頂きました。そしてモバイルファーマシーの設備を実際に車両の中に入らせて頂いて移動する薬局ならではの薬剤が飛ばないように移動中はカバーで覆ってあったり引き出しあるボタンを押さないとあかないような工夫やが垣間見れました。きちんと患者さんに薬剤情報を渡すためや、医療を引き続いてもらうための資料作成、自衛隊の人に扱っている薬剤を知ってもらうための薬剤リストの作成のためのパソコンやコピー機もきちんとおくスペースが確保されていたのを見てきました。

今回薬事情報センターの業務やモバイルファーマシーについて勉強したのははじめてで、日頃薬剤師が働く環境を整えてくれていたり災害時の薬剤師の活動内容を学習させてもらって、将来このようなことも視点に入れて活動しなければいけないと感じさせられ、とても勉強になりました。とても詳しくわかりやすく丁寧に説明していただきありがとうございました。

第103回薬剤師国家試験問題（平成30年2月24日～2月25日実施）

問176 高分子の構造と性質に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1 合成高分子は単量体の重合反応によって合成されるため、一般に分子量が均一である。
- 2 分子量が均一なあるタンパク質が溶媒中で会合することなく分散しているとき、その数平均分子量と質量平均分子量は等しい。
- 3 高分子の物性は、単量体が同じであれば、その分子鎖の長さによらず同一である。
- 4 良溶媒中の高分子は、分子が伸びた形状をとりやすくなるため、溶液の粘度は高くなる。
- 5 核酸が形成する二重らせん構造は、分子鎖内の水素結合によって形成されるため、二次構造に相当する。

正答は139ページ

広島県地域保健対策協議会 脳卒中医療体制検討特別委員会

副会長 松尾 裕彰

日 時：平成31年3月27日（水）19：30～21：00

場 所：広島県医師会館 401会議室

広島県地域保健対策協議会 脳卒中医療体制検討特別委員会では、広島県における保健医療提供体制（脳卒中）の現状と課題を共有し、今後の方向性について協議を重ねています。昨年度第7次保健医療計画（脳卒中医療）を策定しました。施策の方向性として①速やかな搬送と専門的な診療が可能な体制づくり、②病期に応じたりハビリテーションが一貫して実施可能な体制づくり、③在宅療法が可能な体制づくりが掲げられ、それぞれの施策の方向について、具体的な計画が示されています。今回の委員会では、（1）第7次保健医療計画「脳卒中対策」の取組状況について、（2）脳卒中地域連携クリティカルパス使用状況について、（3）脳血管内治療等に係るJUST（ジャスト）スコアを活用した救急患者の搬送について、協議されました。

（1）について、マツダスタジアムのアストロビジョン、ラジオ、新聞等による特定健康診査の受診勧奨および特定保健指導の推進、市民公開講座の後援を実施したこと、広島市域においては、脳血管内治療を必要とする患者を迅速に治療実施可能な医療機関へ搬送し専門治療を提供できる体制が構築されたことなどが報告された。

（2）について、平成31年3月上旬に基礎調査を実施

した結果、地域連携パスは77%の医療機関で使用されており、県内共通様式であり何れの医療機関とも円滑な連携を図ることができることについての評価が高いことが示された。今後、HMネットでのパスの運用拡大、および急性期から生活期まで連携していることについての調査を検討することが報告された。

（3）について、脳血管内治療における救急医療体制（病院前救護）検討部会での議論内容が報告された。JUSTシステムとは、複数の脳卒中の病型を予測する世界初のスコアであり、救急隊員が現場や搬送中に21の質問項目をアプリに入力すると、高い確率で、脳卒中の可能性とその病型（脳主幹動脈閉塞症、その他の脳梗塞、脳出血、くも膜下出血）を判定できます。非常に有益なツールなので、今後の運用等について継続して検討することになりました。

脳卒中の治療や再発予防において、シームレスな薬物治療が重要です。現在、地域における連携を推進するため薬剤師の積極的な参加が求められています。今後、地域連携パスを利用した急性期から生活期までの連携に、薬剤師としてどのように貢献していくかを考えて行きたいと思いました。

第1回 安佐地区合同薬剤師会研修会

「ポリファーマシー対策を考える」

安佐薬剤師会 山田 篤志

日 時：平成31年3月28日（木）

場 所：安佐南区総合福祉センター6階会議室

本研修会は、厚生労働省平成29年度薬剤師生涯教育推進事業の一つとして企画・開催されました。地域の病院薬剤師と保険薬局薬剤師とが地域医療に関する基本的な知識を身につけ、直面する様々な問題を共有し、目指すべき地域医療に一体となって取り組むことを目的としています。開催にあたり、各支部より病院・保険薬局薬剤師の次世代指導薬剤師地域担当者が集められ、昨年10月には指導者養成のための研修会が行われました。

さて、本研修を行う地区単位を決める中で、我々は「地区の実情に応じた内容」という事業の趣旨を考慮し、安佐地区（広島市安佐南区・安佐北区）単独開催とし、実行委員3名で研修会を企画・実行することにしました。これまで地区に勤める保険薬局薬剤師と病院薬剤師と同じ目的・目標で研修をしたことはなく、互いの情報交換や顔の見える関係作りを図る場所がありませんでした。それ故、本合同研修会が薬薬連携の交流の場としても活用されることを期待し、薬剤師の地域医療に対する役割・貢献とは何なのか、地域における問題点・解決に向けた取り組みは何なのか、継続的な研修会や交流会を通してその突破口を見つけることを目標としました。

短い準備期間でしたが、地区の実行委員が協力し合い、合同の初の研修会としては滞りなく開催することができました。参加者は病院14名、保険薬局29名の合計43名でした。講師の広島大学病院薬剤部薬剤主任 柴田ゆうか先生は、次世代薬剤師特別委員会における指導者養成研修会でも講師を務めていただきました。「ポリファーマシー対策を考える」をテーマとし、必要な視点と考え方についてご講演いただきました。

まずは高齢化社会を迎えた日本の現在の置かれている状況、高齢者の身体的・心理的特徴、国の目指す薬剤師の新機能について示していただきました。その後、ポリファーマシーの概念、国内外のその対策に係る動向、そして例題を用いながらポリファーマシーに対するアプローチについて学びました。本講演を聴講した感想としては、患者の使用薬のチェック機能として薬剤師の役割

はやはり大きなものであり、まだ十分浸透しているとは言えないトレーシングレポート（服薬情報提供書）の積極的な活用も大いに推進する必要があると感じました。また、柴田先生から減薬することにおいて大事なことは、患者とのコミュニケーションであり、患者の全使用薬の把握だけなく、患者の治療・服薬に対する思いや意向を都度確認することであると教えていただきました。

今後の会の継続のため、参加者から取り上げてほしいテーマ等に関するアンケート調査を行いました。その中で、薬局薬剤師から病院薬剤師の方を講師に迎えた研修会を望む声もあり、今後の合同研修会の開催に関する前向きな意見がみられました。各々の職場や薬剤師の得意なところ・取り組みを紹介することで、受講者側は学び・実践し、講演者側もさらに高みを目指すという、両者の相互理解から相互支援や相互成長ができるような交流の場を築くことができればと思います。アンケート結果における関心の大きな分野として、薬局・病院で大きな偏りはなく、◎薬剤の一元的継続管理に関する薬薬連携（HMネット、お薬手帳、各種パス、入退院に係る連携など）、◎プレアボイド、副作用監視・対策に関すること、◎疑義照会・処方提案に関すること、◎在宅医療に関すること、◎検査値に関することが挙げられました。懇親会開催の声も半数以上得られましたので、こちらも前向きに検討したいと思います。

トラブル・反省点としては、準備期間が短かったためか参加が思ったより少な目であり、次回はしっかり余裕を持って準備や告知をしていきたいと思いました。また、病院薬剤師会の研修シールが当日間に合わず、後日参加者に郵送という形になってしまいました。その背景として、病薬の研修シール申請が1か月以上前にする必要があったにも関わらず、会場予約が1か月前からしかできず、正式な案内が作成できなかったことの手続き上の不備が挙げられます。病院と薬局における研修会開催手順の相互理解が足りませんでした。

今回、合同研修を支部単独で行ったことで、地区の実情に合わせた薬剤師同士の交流や協力が期待され、地域医療への貢献につながるものと思われました。本研修会の開催にあたり、ご指導、ご協力いただきました皆様にこの場をかりて感謝申し上げます。



広島県医師会CBRNE災害対策医療講習会

専務理事 村上 信行

日 時：平成31年4月7日（日）

場 所：広島県医師会館

4月7日（日）県医師会館にての標記研修会に、出席、受講いたしました。

CBRNE（シーバーン）災害とは、C：化学 B：生物 R：放射能 N：核 E：爆発物による特殊災害を総称しています。CBRNE災害は決して人為的な物ばかりではなく、地下水のヒ素、カドミウム汚染やエボラ出血熱、MERS等の特異感染症、化学工場での爆発や運搬時の事故もあります。それらの医療対策において、基本的には災害医療ですが、感染症・熱傷・急性中毒・ショックの多岐にわたる分野となります。NBCテロ、BCR兵器や爆発物（E）対策を除いたNBCR対策等の分類標記をされる場合もありますが、この度の研修は2020年のオリンピックを念頭に置いた喫緊の課題として、総括的テロ災害と医療対策講習でしたのでCBRNEが対象とされています。演題は下記の5題で4時間のプログラムでした。

【講演1】CBRNEテロ・災害と医療対策の重要性

NBCR対策推進機構理事長（元陸上自衛隊化学学校長）

井上 忠雄

【講演2】爆発テロと医療対策

日本医師会救急災害対策委員長：

杏林大学医学部 主任教授 山口 芳裕

【講演3】化学テロ・災害への最新の医療対策

医療法人社団元気会横浜病院長

（元自衛隊中央病院内科部長） 箱崎 幸也

【講演4】バイオテロ・バイオ災害の医療対策

防衛医科大学校防衛医学研究センター

広域感染症疫学・制御研究部門 教授 加來 浩器

【講演5】大災害発生時における消防と医療の連携

NBCR対策推進機構特別顧問（元東京消防庁防災部長）

伊藤 克己

まず、井上理事長から特殊テロ全般についてのお話があり、最近の国際テロでは、無差別で警備の弱い、ソフトターゲットが狙われ、インターネットを介しての拡散や、テロ実行者が地元での犯行に及ぶホームグローンテロリストであることも脅威とされました。薬剤師としてはある意味、身近な化学剤が印象に残りました。致死性化学剤としては、シアン系の血液剤、ルイサイト、ナイ

トロジエンマスター等のびらん剤、タブン、サリン、ソマン等の神経ガス剤、VEガス、VMガス、VXガスなどのV剤や塩素ガス、ホスゲン、クロロピクリン等の窒息剤があり、致死ではないまでも 催涙剤、嘔吐剤、無力化剤、焼夷剤等の化学剤がテロに用いられる可能性を指摘されました。それらの危険度の指標には、馴染みのあるLD50の他に、暴露1分間の時間で50%が死亡する濃度をLCt50で表し、単位はmg min/m³で表され、サリンが70mg min/m³であるところから7mgであれば10分間で50%の致死となります。井上先生のお話で印象に残ったのはノビチョック（Novichok）と塩素でした。ノビチョックはV剤で、手のひらに入る香水瓶一本の量で会場である医師会館講堂の広さの全員に作用するほどの脅威であり、塩素は飲料水、プールなどで日常的に使われ、保存されている物の貯蔵保安でした。神経剤は多くがコリン作動系神経症状で、薬物治療はアトロピンとPAM、ジアゼパム等になります。特殊災害への応急対処では「事態の把握と被害の軽減措置」を重要とされています。「警報（検知）」を初動とし「防護」「除染」「救護（医学的措置）」として行きます。さらに化学テロにあっては時間・場所・気象等も重要な要素となるとのお話でした。続いての山口先生は所用での来広がかなわず、次演者の箱崎先生が代行されました。箱崎先生は山口先生と共に平昌オリンピック・パラリンピックで医療対応に帯同され、爆弾テロへの造詣が深い先生でした。基本医師対象の講習会でしたので、爆創部の感染は、非常に高率なので一時的縫合はしてはならないとか、爆弾テロの脅威下にある諸外国ではAEDと同様に止血帯（ターニケット）の一般市民への導入も進んでいて、2013年のボストンマラソンでの爆弾テロ事件では14件の一般市民のターニケット使用が確認されていたようです。爆弾製造については、日本でもインターネットで作成方法のDVDを入手し、インターネットで原材料を購入して作成した事例もあったようです。加來先生からはバイオテロのお話で、1984年のサルモネラと1972年の天然痘テロに沿って平時と有事の感染制御策の違いを話されました。端的に言えば、平時は標準予防策に加え検査確定後に病原微生物の特徴に応じての制御策を追加していくイメージですが、有事は検査確定前に症候群を基に経験的に病原体を予測しての予防策が必要とお話でし

た。テロではなくとも新興・再興感染症においては「臨床像不明」「市中病院では病原体診断不能」「感染源・感染経路不明」「有効な治療法（ワクチン）が無い」等の特徴を持っている状況で、新型インフルエンザ等で定められている対策特別措置法においては、病原性が強いおそれのある場合の「緊急事態」が宣言され臨時の医療施設における医療提供となるが、「緊急事態」の終了宣言がされると、すべての医療機関での診療を実施しなければならないと示されていることの留意が促されました。最後の伊藤顧問からは現役時代の東京消防庁の取組を中心にその活動を話されました。中越地震で土砂に埋もれた厳しい状況下での車からの姉妹救出に東京レスキューが赴き、離れた位置からの無数のマスメディアカメラのある意味「監視下」ともいえる思い出や、東京 DMAT 連携隊の紹介がされました。東京 DMAT 連携隊とは DMAT 指定病院と東京消防庁が連携し消防小隊が現場まで DMAT を搬送かつ活動の安全管理と消防・医療の連携を図る仕組みです。概ね消防ポンプ車で搬送されますが、DMAT がドクターカーで出動され、現場での合流であったり、消防ヘリでの DMAT 搬送も想定されていました。最後に NCR の特別顧問ではありますが、

東京消防庁の OB として、災害時の情報共有の重要性を苦言も含めた重要課題として話されました。2008年の秋葉原殺傷事件で 2 隊の東京 DMAT が出動し無差別殺傷事件下でドクターの安全確保しつつの防護服着用にての緊張した活動を余儀なくされ、犯人捕獲済みの情報は消防には 1 時間も遅れて入ってきたことや、地下鉄サリン事件では現地活動中に異臭の情報はあったが隊員は通常装備での展開をしており、サリンの情報はマスメディアの取材報道で得たことについて話されました。災害時の警察・自衛隊・自治体との情報共有や指揮命令系統において、消防では災害規模に応じた指揮官が現地に入り情報、命令系統が 1 本化されるが、医療体制に言及してもそれぞれの医師がそれぞれで対応されているように見えるとのお話もありました。消防フェーズ「0(ゼロ)」の段階での他機関からの情報が全く得られないことの嘆きがあったが、逆に災害現場最先端である消防にその情報を一元化する施策とか、消防から各関係機関に「番記者」的な職員の派遣を有効にしての対応方法はないものかとの感想を得ました。聴講のみでしたが広島県医師会より終了証を授与頂き、あってはならないが、ある意味必ず起きる災害への心構えの再確認が出来ました。

令和元年度（平成31年度）保険医療機関等（薬局）指導打合せ会



副会長 青野 拓郎

日 時：平成31年4月11日（木）

場 所：広島県薬剤師会館

広島県健康福祉局医療介護保険課の霜正浩事業調整員の司会で会議が始まりました。

中国四国厚生局からは、熊瀬進也指導監査課長、胡田正彦保険指導薬剤師、堀部順史課長補佐、今田千愛係員が出席されました。

広島県薬剤師会からは豊見雅文会長、村上信行専務理事、私と横山修三事務局長が出席しました。

熊瀬指導監査課長、豊見会長の挨拶の後、本年度の指導実施計画について下記の説明がありました。

1 集団指導について

①新規指定の保険薬局に対する指導（指定時集団指導）

- 新規指定後概ね1年以内（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の保険薬局に対して実施：45薬局

②指定更新の保険薬局に対する指導（更新時集団指導）

- 指定更新後及び更新予定（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の保険薬局に対して実施：165薬局

③新規登録の保険薬剤師に対する指導（登録時集団指導）

上記①、②、③ともに

実施時期：令和元年7月7日（日） 時間は未定

会 場：広島国際会議場フェニックスホール

2 集団的個別指導について

・講義方式による集団部分のみの指導を実施予定

・実施時期：10月頃を予定

3 個別指導について

（1）新規個別指導

- 新規指定後概ね1年以内の保険薬局に対して実施
- 実施時期 6月以降予定
- 実施機関数 45薬局

（2）個別指導

- 平成31年度選定委員会で選定された保険薬局
- 実施時期 6月以降予定
- 実施機関数 60薬局（高点数49薬局、再指導11薬局）

4 個別指導の実施方法について

（1）会場

（ア）新規個別指導

東部会場：尾道市（3）、福山市（1）、三原市（1）の保険薬局

広島合同庁舎：その他の地域の保険薬局

（イ）個別指導

原則として広島合同庁舎において実施

（2）実施時期

（ア）新規個別指導

東部地域については、秋以降に実施

（イ）個別指導

6月以降に順次実施

なお、高点数については、点数上位から優先的に実施し、再指導については前回から概ね1年経過後に実施。

※詳細は、決まっていませんが来年3月に実施される調剤報酬改定に伴う集団指導は、西部が3月22日（日）、東部が3月29日（日）に実施する予定となっています。

【令和元年度（平成31年度）】指導実施計画（薬局）

中国四国厚生局 指導監査課

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	備考
集団指導				新規薬局 45 更新薬局 165 新規薬剤師 64									274	
集団的個別指導							113						113	集団部分のみ
新規個別指導				6月から実施予定									45	平成30年度 新規指定の 保険薬局
個別指導				6月から実施予定									60	平成31年度 選定委員会により 選定されたもの

広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体料金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体料金で展覧会をご覧いただけます。
是非ご利用ください。

【割引の対象となる展覧会】

挑む浮世絵 国芳から芳年へ

会 期：2019年4月13日（土）～

2019年5月26日（日）

会期中無休

開館時間：9：00～17：00

※金曜日は20：00まで開館

※入場は閉館の30分前まで

入 場 料：一般 1,200円 → 1,000円

高・大学生 1,000円 → 800円

小・中学生 600円 → 400円

会 場：3階企画展示室



※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

〈問合わせ先〉

広島県立美術館

〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

TEL：(082) 221-6246

FAX：(082) 223-1444

ホームページ <http://www.hpam.jp/>

☆美術館受付にて、登録番号と団体名をお伝えください。

広島県立美術館 団体割引会員登録

団体番号：110068

団体名：社団法人 広島県薬剤師会

指 定 店 一 覧

平成31年4月1日現在

部門	指 定 店	会 員 價 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
ゴム印・印鑑	(株)江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30 ~19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	(株)呉阪急ホテル	宿泊20%引、宴会5%引、婚礼5%引、料飲10%引外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザホテル広島	宿泊23%引、料飲5%引、婚礼5%引、宴会5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン5%引、宴会料理5%引、婚礼、料飲5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル(株)	オートローン3.6%、リフォームローン3.9%外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損保広島T Yビル6F	(082)249-8011
家具	(株)河野家具店	店頭表示価格から5~20%引	9:00 ~19:00	毎週火曜 (火曜日が祝日の時は営業)	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工 西部	25~60%引き 赤札より10~15%	平日 8:30 ~18:00 年中無休	8/13~15、 12/29~1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	(株)サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト(株)	機械警備10,000円/月~、ホームセキュリティ4,000円/月~、保証金免除	平日 9:00 ~18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	(株)全日警広島支店	月額警備料金10,000~15,000円(別途相談)、機器取付工事代20,000~30,000円、保証金免除	(土・日曜及び祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	(株)北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45 ~17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石 ・メガネ ・カメラ	(株)ナカオカ	15~20%引(企画品、相場価格商品は除く)	10:00 ~19:00	毎週水曜日、夏期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	(株)下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10~20%引(一部除外品あり)	9:00 ~19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット(株)	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
自動車買取	(株)JCM	優遇買取価格に加え、さらに「全国共通10,000円分商品券」を別途進呈。ただし、買取価格5万円未満の車両は除く。	(平日) 9:30 ~19:00 (土) 9:30 ~17:30	日曜日・祝日・年末年始	広島市中区中町8-12 広島グリーンビル4F	(査定受付) 0120-322-755 (代表) (082)534-8011
書籍	(株)紀伊国屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3F	(082)225-3232 (082)250-6100
食事・食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	(株)平安堂梅坪 対象店舗(デパートを除く直営店)	5%引	対象店舗(デパートを除く直営店)年中無休 9:30 ~19:00	日・お盆・年末年始休業	広島市西区商工センター7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富(株)広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入:店頭価格より5%off、器材オーバーホール:通常価格より5%off	8:30 ~20:00	なし	広島市中区江波沖町4-6	(082)293-4125

部 門	指 定 店	会 員 価 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
進物	株進物の大信	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配送費 広島県内無料(2,000以上商品))	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	(有)中山南天堂	5~25%(但し一部ブランド品 食品を除く)	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価 2割引、 葬具(柩外) 1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	株玉屋	葬儀・花輪20%引、 生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10%引(一部 除外品有)	平日 9:00~17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ ファックス	ミノルタ販売(株)	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 (ショールーム)	(082)248-4361
仏壇・ 仏具	株三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40% 引、仏具平常店頭価格より10~ 20%引(但し、修理費・工事費等 店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
墓石	大日堂(株)	特別価格	10:00~17:00	水曜日	広島市東区温品5-10-48	0120-04-1234
旅行	ひろでん中国新聞 旅行(株)	募集型企画旅行(パッケージ 旅行) 本人のみ3%割引	平日 10:00~18:30 土・日・祝 11:00~18:00	年末年始 休業	広島市中区基町11-10	(082)512-1000
	(株)日本旅行 広島八丁堀支店 (県内各支店)	赤い風船3%引、マッハ5%引、 ベスト3%引			広島市中区堀川町5-1 大内ビル1F	(082)247-1050
装飾	青山装飾(株)	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・ 4土曜日	広島市西区商工センター 5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所(株) 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール 製60%)、歩行補助ステッキ40% 引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	株エディオン法人 営業部中四国支店	エディオン店頭価格より家電製 品10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	広島市安佐北区落合南 3-2-12 エディオン高陽店2F	(082)834-8061
保険	メットライフ生命 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中 国家資格を持ったファイナンシャル・ プランニング技能士が対応	9:00~18:00 (平日)	土・日・祝日	広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング7F	(082)247-3473 担当:小原(オハラ) 丸本(マルモト)
引越	(株)サカイ引越セン ター	通常価格より15%割引	年中無休(但し 1/1~1/3は休み)		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福 利厚生 サービス (中小企 業向け)	株福利厚生俱楽部 中国(中国電力グルーブ会社)	入会金(一法人) 31,500円→無料、 月会費1,050円/人 サービス内容(一例) 全10,000アイ テムが会員特別料金◆宿泊施設: 約4,000ヶ所 2,000円~、◆公共の 宿:1泊2,500円/人補助◆パックツ アー:10%OFF、◆フィットネス: 1 回500円~、◆映画: 1,300円等	9:00~18:00 (平日)		広島市中区国泰寺町1-3-22 E R E 国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタ コーポレーション	特別価格	サービスにつ いては24時間 365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 (代) 担当:桑田昭正

広島県薬剤師会会員証(会員カード)について

- 新規受付は平成21年8月末をもって終了しました。
- 継続の方は引き続きご利用いただけます。
- ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示ください。



◆ 県薬だより ◆



県薬より 各地域・職域薬剤師会への発簡

- 2月18日 平成30・31年度広島県薬剤師会代議員・補欠の代議員選挙の実施について
- 2月18日 地域・職域会長協議会資料の送付について
- 2月25日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.147」の提供について（通知）
- 2月25日 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業第19回報告書について（通知）
- 2月27日 第54回広島県薬剤師会臨時総会の開催について（事務連絡）
- 3月1日 申請受付等に関する連携協力に関する覚書締結について（依頼）
- 3月1日 広島県薬剤師会認定基準薬局について（依頼）
- 3月1日 薬剤師会認定基準薬局の平成31年度第1次認定について（依頼）

- 3月4日 応需薬局のゴールデンウィーク休業期間調査について（依頼）
- 3月7日 平成31年度広島県薬剤師会会費について
- 3月19日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.148」の提供について（通知）
- 3月22日 「休日当番薬局」の考え方について
- 3月25日 第54回広島県薬剤師会臨時総会の結果について（報告）
- 3月25日 第54回広島県薬剤師会臨時総会資料の送付について
- 3月27日 平成31年度公益社団法人広島県薬剤師会賞及び同功労賞の推薦について（依頼）
- 3月27日 平成30・31年度公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙・補欠の代議員選挙結果の告示について（通知）
- 3月29日 医療事故調査・支援センター2018年年報の公表について（通知）
- 4月1日 応需薬局のゴールデンウィーク休業表について（通知）
- 4月8日 医療事故情報収集等事業 第56回報告書の公表等について（通知）

◆ 1月17日定例常務理事会議事要旨

日 時：平成31年1月17日（木）午後6時30分～午後9時10分
 場 所：広島県薬剤師会館
 議事要旨作製責任者：有村典謙
 出席者：豊見会長、野村・青野・谷川・松尾各副会長、村上専務理事、有村・小林・竹本・豊見・中川・平本・二川・松村・宮本・吉田各常務理事
 欠席者：柚木常務理事

【会長挨拶】

昨日、日本薬剤師会都道府県会長協議会と新年賀詞交換会がありました。薬機法改正作業の過程で薬剤師に対して非常に厳しい意見もあり、今からの薬剤師がどうやっていくかというところを皆さん模索をしておられました。薬剤師が今後どうあるべきかということが重要な課題になると思います。

広島県で薬剤師が今後どうしていくか、県薬剤師会もどのようなことを重点的に動いていくかを皆さんに考えていただきたいと思っております。

1. 審議事項

- （1）広島県からの広報資料作成配付（薬局向け）の受託について（資料1）（横山事務局長）
 掲載日：1月4日（金）
 横山事務局長より、広島県から業務委託の依頼があった後発薬の利用促進に関するPRを載せたバインダーの作成について説明があった。バインダーを

各薬局に配付し初回質問票に利用してもらうことで、業務を薬剤師会で受注することが承認された。なお、バインダーへの記載内容は県で作成することであった。

豊見会長より、情報量よりインパクトを重視したデザインにしていただきたいという指摘があった。

- （2）薬機法等制度改正に関するとりまとめについて（資料2）（豊見会長）

今までの医薬分業の薬局の開き方自体が問われております、今後は内向きの働きではなく患者に理解される薬剤師を目指さないといけない。厳しい現実を知つていただくため審議事項としたと説明され、現状認識を共有して意見を取りまとめることに決定した。

- （3）平成31年度事業計画（案）及び収支予算（案）について（資料3）（野村・谷川各副会長）

野村副会長より事業計画案について説明があった。松尾副会長より（3）その他事業の「ク会館建設」を削除するよう指摘があり修正することとした。谷川副会長より予算案について説明があった。1月25日（金）に財務担当者会議を行い内容を固めて、次回常務理事会では新しい予算案を提示することが承認された。

- （4）「医療・衛生材料備蓄センター」利用手順書（案）について（資料4）（青野副会長）

返品の項目を「譲渡した商品の返品は受け付けない」と修正し承認された。

- (5) 日薬代議員中国ブロック会議へ提出する質問について（資料5）（村上専務理事）
 日 時：2月2日（土）15:00～18:00
 場 所：ホテルグランヴィア岡山（岡山市北区駅元町1番5）
 締 切：1月21日（月）
 村上専務理事より内容については個別に確認することが説明された。豊見常務理事より国民皆保険の誤字について指摘があり、訂正することで承認された。
- (6) 平成30年7月豪雨災害における保険医療活動検証会への参加について（資料6）（野村副会長）
 日 時：2月1日（金）10:00～16:00
 場 所：広島県医師会館 1Fホール
 内 容：8薬剤師チーム 竹本常務理事活動報告
 標記検証会について紹介され、できるだけ多く参加することとした。
- (7) 平成30年度「広島県合同輸血療法研修会」への参加について（資料7）（野村副会長）
 日 時：2月2日（土）15:00～17:30
 場 所：広島県庁 本館6階 講堂
 谷川・松尾各副会長が出席することとした。
- (8) 平成30年度圏域地対協研修会の出欠について（回覧）（資料8）（野村副会長）
 日 時：2月3日（日）13:00～16:30
 場 所：くれ縛ホール（呉市中央4丁目1-6）
 交流会：16:45～18:00（隣接 シティプラザすぎや）
 谷川・松尾各副会長、二川・松村各常務理事が出席することとした。
- (9) 日本薬剤師会平成30年度学校薬剤師部会全国担当者会議への参加について（資料9）（豊見会長）
 日 時：2月13日（水）13:30～16:30
 場 所：日本薬剤師会 8階会議室
 （昨年度参加：永野孝夫先生、村上専務理事）
 村上専務理事、竹本常務理事が出席することとした。
- (10) 広島県介護支援専門員協会第18回ケアマネジメント広島大会への参加について（資料10）（村上専務理事）
 日 時：2月17日（日）10:00～15:00
 場 所：広島県民文化センター 多目的ホール
 標記大会について紹介され、興味のある役員が参加することとした。
- (11) 日本薬剤師会平成30年社会保険指導者研修会の参加について（資料11）（野村副会長）
 日 時：3月18日（月）13:00～16:30
 場 所：AP市ヶ谷C会議室（6F）
 （平成28年度社会保険指導者研修会参加：青野副会長、村上専務理事）
 青野副会長、村上専務理事が出席することとした。
- (12) 公益社団法人広島県薬剤師会職員給与支給規程の一部改正について（資料12）（横山事務局長）
 広島県の給与が改定されるため、それに準じる薬剤師会職員給与支給規定の改正について理事会に提案することが承認された。
- (13) HIP研究会フォーラムへの参加について（資料13）（青野副会長）
 開催日：2月9日（土）・10日（日）
 会 場：国立成育医療研究センター
 有村常務理事の参加費（会員価格4,000円）を県薬から支出することが承認された。なお、来年度の広

島でのフォーラム開催にあたっては、主催・共催ではなく会場を貸すのみの予定と説明があった。

2. 報告事項

(1) 12月5日定例常務理事会議事要旨（別紙1）

(2) 諸通知

ア. 来・発簡報告（別紙2）

イ. 会務報告（〃3）

ウ. 会員異動報告（〃4）

(3) 委員会等報告

（豊見会長）

12/27 第123回中国地方社会保険医療協議会広島部会【中国四国厚生局】

1/5 三原薬剤師会新年会【三原国際ホテル】

1/10 第843回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会【支払基金広島支部】

1/10 平成31年薬事関係者新年互礼会【広島県薬剤師会館】

参加者71名

1/14 安佐薬剤師会学術大会【安田女子大学】

1/16 日本薬剤師会第4回都道府県会長協議会（会長会【日本薬剤師会】）

（豊見会長、豊見常務理事、村上専務理事）

1/16 日本薬剤師会新年賀詞交換会【明治記念館】

（青野副会長）

12/21 認定基準薬局運営協議会【広島県薬剤師会館】

認定基準の審査を行ったところ薬剤師数不足や非会員等の不備が若干あったと報告された。

（谷川副会長）

12/26 財務担当者会議【広島県薬剤師会館】

（松尾副会長）

12/14 広島県病院協会薬剤師研修会【広島県医師会館】

参加者30名程で県内の病院薬剤師が参加しており、HMネットの紹介をしたと報告された。

（村上専務理事）

1/14 平成30年度在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ【広島県薬剤師会館】

参加者66名

カリキュラムを縮小し認知症に関する部分は実績報告という形に切り替えて、今年度は全員がワーキングを達成できるようにしたと報告された。

1/17 日本薬剤師会議事運営委員会【東京・日薬】

（有村常務理事）

1/12 第519回薬事情報センター定例研修会【広島県薬剤師会館】

（竹本常務理事）

12/27 広島県アルコール健康障害対策連絡協議会【広島県医師会館】（資料14）

県薬会誌1月号と併せて各薬局にアルコールチェックカードを配付したと報告された。

1薬局20部の計32,000部程で、全体65,000部のおよそ半数にあたるとのこと。

また県の取組である「平成30年度広島県アルコール健康障害サポート医（専門）養成

- 研修会」についてご案内された。薬剤師も参加可能とのこと。
- (豊見常務理事)
- 12/26 平成30年度第9回 HM ネット運営会議 [広島県医師会館]
日薬eお薬手帳からHMネット経由で処方箋の写真を送信する機能を実装する件についての議論があったことが報告された。
健康の庫との契約の場合は通知がきて印刷するという形だが、HMネットの場合はFAXで薬局に送られる仕組みを作り、その送信費用もHMネットが負担することになったと報告された。
- (豊見日薬常務理事)
- 1/8 かかりつけ機能強化事業実施委員会 [日本薬剤師会]
1/8 日本薬剤師会常務理事会 [日本薬剤師会] (資料15)
1/15 日本薬剤師会常務理事会 [日本薬剤師会]
1/16 日本薬剤師会第10回理事会 [日本薬剤師会] (資料16)
- (中川常務理事)
- 12/25 広島県感染症・疾病管理センター研修会（感染症病原体研修コース）[広島県健康福祉センター]
12/26 結核予防技術者研修会 [広島県医師会館]
県薬会誌3月号に報告を掲載すると説明された。
- (平本常務理事)
- 1/17 広島県高等学校保健会第2回理事会 [広島県立熊野高等学校]
多くの地区で救急蘇生を演題としていたという事業報告があったため、覚醒剤や薬乱等を行ってはどうかと提案したと報告された。
- (二川常務理事)
- 1/11 平成30年7月豪雨災害時公衆衛生活動（保健師チーム）報告会 [県庁]
- (吉田チーム)
- 1/16 広報委員会 [広島県薬剤師会館]
- (指導)
- 12/21 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 [広島合同庁舎] (吉田常務理事)
個別指導についての報告があった。
- 1/16 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 [広島合同庁舎] (宮本・二川各常務理事)
個別指導についての報告があった。

3. その他

- (1) 常務理事会の開催について (野村副会長)
2月6日(水)午後7時～(議事要旨作製責任者
【予定】小林啓二)
2月21日(木)午後7時～
- (2) 広島県地域保健対策協議会「～適切な服薬管理を目指して～医薬品に関する講演会」
日 時：3月7日(木)19:00～(資料17) (松尾副会長)
場 所：広島県医師会館
ポリファーマシー改善に向けた多職種検討の結果について豊見常務理事から報告と、特別講演として厚生労働省医薬安全対策課課長補佐の太田様より講演をいただくと説明された。一斉同報と研修会カレンダーでの広報が決定した。
- (3) リチウムイオン蓄電池(POWER YIILES3)モニター募集キャンペーンについて (資料18) (横山事務局長)
- (4) 会営二葉の里薬局の収支状況及び処方箋応需状況報告について (資料19) (野村副会長)
特に伸びていないが、年末年始の歯科が少し多かったため1月は上がる予定と報告された。
- (5) 世界アンチ・ドーピング規程禁止表国際基準の冊子について (冊子) (野村副会長)
- (6) その他
- ・野村副会長より、「ひろしまドナーバンク主催・終末期医療の選択肢～臓器提供でつなぐ命～」について紹介があった。
 - ・豊見会長より、「県立広島大学主催・研究センター開設記念HbpMSセミナー」について紹介があった。なお旅費日当の支給はなく、広島市薬剤師会にも広報して頂き県薬よりまとめて申込を行うこととした。
 - ・村上専務理事より、会営薬局での無菌の研修はどうすれば良いか質問があり、研修は薬局が中心に行っていくと回答があった。また3月に講師養成の研修会が計画されていること、無菌の手順書を作成していることが担当者より説明された。
 - ・豊見会長より、メーカーがかりの共催の研修会を公益社団法人が行うことには、今後は考慮が必要になってくると説明があった。
 - ・豊見常務理事より研修会カレンダーと、研修会の受け付けシステムは4月から本格的に設計を進める予定と報告があった。
 - ・豊見常務理事より10連休中の薬局業務対応について質問があった。地域薬剤師会に広域病院の休業期間を調べていただくこと及び地域で全く対応ができないという状況にはならないようお願いすることになった。また、医薬品卸より薬局への医薬品の供給についても協力の依頼をすることとした。
 - ・平本常務理事より事業計画に次世代指導薬剤師特別委員会について追加するよう依頼があった。また2月10・11日の次世代薬剤師指導者研修会について平本・有村常務理事のほか荒川委員も出席される予定と報告された。

◆ 2月6日定例常務理事会議事要旨

日 時：平成31年2月6日（水）午後7時～午後9時35分
 場 所：広島県薬剤師会館
 議事要旨作製責任者：小林啓二
 出席者：豊見会長、野村・青野・谷川各副会長、村上専務理事、有村・小林・竹本・豊見・中川・平本・二川・松村・宮本・柚木・吉田各常務理事
 欠席者：松尾副会長

【会長挨拶】

本日は、理事会の提出議題や3月の総会に向けて、重要な議題が沢山ある。薬機法は本当に国会へ上程されるようだ。様々な事件により厚労省の力が弱まっていると感じる。それに反比例し、財務省の力が増大し、医療業界全体には、つらく厳しい時代になっていくだろうという見方が出ている。当然、10月の消費税増税の際には薬価・調剤報酬が改定され、その内容についても分かりつつあるが、厳しい結果が予想される。我々も一層気を引き締めて業務を遂行しなければならない。3月の定時総会に関して、どのような薬剤師会をつくり運営していくかをしっかりと考え方、提出議案等を決定していきたいと思っている。よろしくお願ひする。

1. 審議事項

- (1) 地域・職域会長協議会次第について（資料1）（青野副会長）

日 時：2月16日（土）15：00～
 場 所：広島県薬剤師会館
 当日の分担や説明内容の確認、議題等の追加・修正作業をし決定した。
- (2) 理事会次第について（資料2）（青野副会長）

日 時：2月16日（土）16：30～
 場 所：広島県薬剤師会館
 横山事務局長から補足説明を受け、当日の分担や説明内容を確認し決定した。
- (3) 第54回広島県薬剤師会臨時総会資料について（資料3・別冊）（青野副会長）

日 時：3月24日（日）13：00～
 場 所：広島県薬剤師会館
 吉田常務理事より決算等内容について説明があり承認された。
- (4) 理事会の開催について（予定）（青野副会長）

日 時：3月24日（日）総会終了後～
 場 所：広島県薬剤師会館
 審議事項：安芸薬剤師会代議員・補欠の代議員選挙提案どおり決定された。
- (5) 監査会の開催について（青野副会長）

日 時：①5月16日（水）②14日（火）13時00分～
 場 所：広島県薬剤師会館
 岡田・菊一両監事のご予定を確認し、決定することとした。
- (6) 理事会の開催について（青野副会長）

日 時：5月18日（土）15時00分～
 場 所：広島県薬剤師会館
 （第55回広島県薬剤師会定時総会 平成31年6月16日（日）13:00～開催）
- (7) 一般社団法人日本老年医学会作成パンフレット「高齢者が気を付けたい 多すぎる薬と副作用」の印刷について（資料4）（豊見会長）

先ずは1000冊作成し、公民館等での講演会活動に使用することを目的とし、無料配布することが決定した。

- (8) 広島県薬事審議会委員への推薦について（資料5）（豊見会長）

現 在：豊見雅文会長
 引き続き、豊見会長を推薦することを承認した。
- (9) にんしんSOSカードの薬局への配布について（資料6）（柚木常務理事）

会員薬局への配布とカード内容の確認依頼があった。内容について特に問題はなく、カード配布についても承認した。
- (10) 東京オリンピック・パラリンピック選手村総合診療所薬剤師募集について（資料7）（竹本常務理事）

1名の応募があり、日薬へ提出することを承認した。
- (11) 日本赤十字社広島県支部平成30年度防災・減災プロジェクト～私たちは、忘れない。～の実施に係る賛同について（資料8）（横山事務局長）

実施期間：3月1日（金）～3月31日（日）
 館内へのポスター掲示等について協力することが決定された。
- (12) 患者のための薬局ビジョン推進事業動画作成について（資料9）（豊見常務理事）

ビジョン事業予算内で行うこととなり、事務局担当者も併せて決めることが決定した。今年度中に動画を1本作成することとした。
- (13) 歯と全身疾患の関連性の周知・広報のためのポスター配布について（資料10）（青野副会長）

会員薬局へ配布することを承認した。
- (14) 中国新聞広告掲載について（谷川副会長）

昨年と同様に就業支援の内容で広告作成を検討することが了承された。
- (15) 平成30年度日本薬剤師会研究倫理に関する全国会議への出席について（資料11）（谷川副会長）

日 時：3月13日（木）13：00～16：30
 場 所：日本薬剤師会
 （昨年度：）
 竹本常務理事と横山事務局長が出席することを承認した。
- (16) 広島国際大学第18回学位記・修了証書授与式への出席について（資料12）（青野副会長）

日 時：3月15日（金）10：00
 場 所：広島国際大学東広島キャンパス
 役員等の都合がつかなかったため欠席することを承認した。
- (17) 薬事情報センター定例研修会の受講料について（野村副会長）

事業継続、会員メリット、資料作成の諸経費等を勘案し、平成31年度より会員は1,000円、非会員は2,000円とすることを決定した。ただし、学生は引き続き無料とする。
- (18) 会営二葉の里薬局の土曜日の閉局について（資料13）（野村副会長）

処方箋受付状況、経費削減等の諸事情を勘案し、3月から土曜日を閉局することを決定した。
- (19) 吉田常務理事より、土曜日の閉局が「公益性」関係に問題が生じないと質問があったが、特段問題はないと確認された。
- (20) 後援、助成及び協力依頼等について

- ア. 平成31年（2019年）度「看護の日」広島県大会に係る後援について（資料14）（青野副会長）
 日 時：5月11日（土）13:00～15:40
 場 所：広島県民文化センター
 主 催：広島県、広島県看護協会
 （毎年：承諾）
 後援について承諾した。
- イ. 第27回広島県言語友の会みつぎ大会の後援依頼について（資料15）（青野副会長）
 日 時：5月26日（日）10:00～15:00（青野副会長）
 場 所：公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設附属リハビリテーションセンター
 （前回：承諾）
 後援について承諾した。
- （20）その他
 • 豊見常務理事より、薬剤師資格証（HPKI）の地域薬剤師会へ支払う手数料の金額について確認があった。地域薬剤師会への手数料は一人当たり会員800円、非会員1,600円とする提案を承認し、地域・職域薬剤師会長会で報告することとなった。

2. 報告事項

- （1）12月20日定例常務理事会議事要旨（別紙1）
 （2）委員会等報告
 （豊見会長）
 1/19 平成30年度日本薬剤師会中国ブロック会議
 [ホテルモナーク鳥取]
 1/24 第57回広島県学校保健研究協議大会 [広島県民文化センター]
 1/25 第124回中国地方社会保険医療協議会広島部会 [中国四国厚生局]
 1/26 広島市薬剤師会新年会 [ホテルチューリッヒ東方2001]
 （青野副会長、中川・柚木各常務理事）
 2/2 第1回広島県アレルギー疾患対策研修会 [広島コンベンションホール]
 （青野副会長）
 1/18 平成30年度広島県医療安全推進協議会 [県庁・北館]
 1/31 平成30年度第2回広島県国民健康保険運営協議会 [国保会館]
 2/1 医療保険委員会（保険薬局部会）担当者会議 [広島県薬剤師会館]
 2/4 災害対策委員会 [広島県薬剤師会館]
 （青野副会長、豊見常務理事）
 1/30 平成30年度第10回 HM ネット運営会議 [広島県医師会館]（資料16）
 豊見常務理事より、過日行われた HM ネット運営会議についての報告が行われ、薬局のシステムと HM ネットとの接続に関して、あるベンダーから各薬局のレセコンではなく、レセコンのセンターサーバーと HM ネットを接続するという提案があったことが報告された。当該レセコンでは、レセコンと同一のネットワークで参照ができるようになることが提案されており、データ送信の手順も簡素化され、HM ネットへの新規加入のハードルも下がる見込みであると説明

を受けたことが報告された。本日、常務理事会前に、該当業者より再度説明を受け、県薬 HM ネット委員会では概ねこの方式でよいと判断しているが、今後の方向性を左右する可能性がある大きな案件のため、常務理事会の了承を得たい旨、上程理由が説明された承諾された。

また、日薬 e お薬手帳アプリから HM ネット参加薬局へ処方箋画像を送信する機能については、この4月より対応する予定であったが、健康の庫側の仕様変更が予定されており、仕様変更確定後まで延期となる旨説明があったことが報告された。

さらに、広島ヘルスケアポイントが本年度末で終了することが広島県から説明されたことも併せて報告された。

（谷川副会長）

- 1/25 財務担当者会議 [広島県薬剤師会館]
 1/27 第8回認定実務実習指導薬剤師のためのアドバンスドワークショップ中国・四国 in 広島 [広島県薬剤師会館]
 1/31 平成31年度薬局・病院実務実習受け入れ説明会 [広島県薬剤師会館]
 実習生の所属大学から各受け入れ施設宛に、富士ゼロックスのパスワードが送られているが、マニュアルのパスワードをそのまま入力してしまい、次に進めないという事案を何件か耳にした。各役員においても、そのような事案を確認された場合は、必ず対象大学へ連絡をするようアドバイスをしてほしいと要請された。
- 2/2 平成30年度広島県合同輸血療法研修会 [県庁・本館]
 2/3 平成30年度圏域地対協研修会（16:45 交流会～ シティプラザやすらぎ）[くれ縛ホール]
 松村常務理事が呉市薬剤師会からのシンポジストとして登壇されていたと報告され、ねぎらわれた。
- 2/5 薬務課新年度予算説明会 [広島県薬剤師会館]

（谷川副会長、豊見常務理事）

- 1/28 地対協医薬品の適正使用協議会 [広島県医師会]（資料17）
 豊見常務理事より、3月7日に開催される地対協研修会で発表する内容について、説明が行われた。ポリファーマシーが疑われる例など、薬の服用について問題があると思われる事例を用紙に記載し、施設から薬局に連絡をする連携ツールが提案されおり、研修会で発表されると報告された。また、ポリファーマシー改善に向け、施設における服用薬剤の把握状況についてもアンケート調査を実施することが予定されていることも併せて報告された。

（村上専務理事）

- 1/20 平成30年度在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ [広島県薬剤師会館]
 1/22 復職支援研修会 [まなびの館ローズコム]

- 1/29 平成31年度薬局・病院実務実習受け入れ説明会 [福山大学宮地茂記念館]
- 2/2 日薬代議員中国ブロック協議会 [グランヴィアホテル岡山]
(竹本常務理事、村上専務理事)
- 2/1 平成30年7月豪雨災害における保健医療活動検証会 [広島県医師会館] (資料18)
(豊見常務理事)
- 1/18 ひろしま医療情報ネットワーク (HMネット) ワーキンググループ [広島県薬剤師会館]
- 1/24 STネット担当者挨拶のため訪問 [南海老園豊見薬局]
- 1/28 患者のための薬局ビジョン推進事業にかかる打合せ [広島県薬剤師会館] (資料9)
(豊見日薬常務理事)
- 1/22 日薬常務理事会 [日本薬剤師会] (資料19)
- 1/23 日薬指導者研修会 WG1 [日本薬剤師会]
- 1/25 第2回訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会 [厚生労働省]
- 1/29 日薬常務理事会 [日本薬剤師会] (資料20)
- 1/30 日薬指導者研修会 研修委員会 [日本薬剤師会]
- 2/1 かかりつけ薬剤師・薬局指導者協議会 [厚生労働省]
- 2/2 中国ブロック代議員協議会 [グランヴィアホテル岡山]
- 2/5 日薬常務理事会 [日本薬剤師会]
(松村常務理事)
- 1/19 21世紀、県民の健康とくらしを考える広島県民フォーラム [広島県医師会館]
- 1/23 平成30年度健康ひろしま21推進協議会 [県庁・北館]
(平本常務理事)
- 1/29 者のための薬局ビジョン推進委員会 [広島県薬剤師会館]
(柚木常務理事)
- 1/17 ブレストケア・ピンクリボンキャンペーン in 広島実行委員会 [大手町おりづるタワー] (資料21)
5月12日 (日) にピンクリボンキャンペーンとカープ球団とのイベントが開催予定であり、2月末までに寄付金付きチケット (自由席) の申込みができると報告された。
- (吉田常務理事)
- 1/20 平成30年度高度管理医療機器等に係る継続研修会 [まなびの館ローズコム]
- 1/21 復職支援研修会 [広島県薬剤師会館]
(横山事務局長)
- 1/18 広島県庁税務課来会 [広島県薬剤師会]
(指導)
- 1/23 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 [広島合同庁舎] (平本・吉田各常務理事)
- 1/31 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 [広島合同庁舎] (柚木常務理事)

- 1/31 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 [広島合同庁舎] (中川常務理事)
(その他)
- 12/17 災害対策委員会 [日本薬剤師会] (串田委員) (資料22)
・村上専務理事より、本日は松尾副会長が欠席のため資料提出がないが、7月開催予定の療養薬学フォーラムは全国大会であり、病院と薬局での検査値の共有、抗がん剤の副作用についての猶予事例関連の報告を1コマ持ちたい。基本的には、広域病院と地域薬剤師との連携で出した事例になるため、薬剤師の多数の参加希望と、次回常務理事会で松尾副会長から説明を要望された。

3. その他

- (1) 常務理事会の開催について (青野副会長)
2月21日 (木) 午後7時~ (議事要旨作製責任者
【予定】竹本貴明)
3月6日 (水) 午後7時~
- (2) 広島市立安佐市民病院の敷地内薬局について (資料23) (青野副会長)
開局予定薬局が2店舗決まったと資料により説明された。条件面等に問題があるのではないかという意見もでたが、本会としては、今後も敷地内薬局については断固反対であるというスタンスは崩さず、この動向を注視していくと発言があった。
- (3) 後発医薬品使用促進チラシの作成と配布について (青野副会長)
作成: 広島県薬務課 (ヤクザイくんのイラスト使用)
会員宛: 県薬より配布
非会員: 薬務課より配布
- (4) 広島県介護支援専門員協会第18回ケアマネジメント広島大会について (チラシ) (村上専務理事)
日 時: 2月17日 (日) 13:30~14:50
場 所: 広島県民文化センター 多目的ホール
- (5) 平成30年度広島県医療安全研修会~コミュニケーションから始めよう~の参加について (青野副会長)
日 時: 3月14日 (木) 14:00~17:00 (資料24)
場 所: 広島県医師会館 1階ホール
パネリスト: 青野副会長
- (6) 第27回クリニカルファーマシーシンポジウム大会の案内について (資料25) (青野副会長)
会 期: 7月13日 (土)・14日 (日)
場 所: 広島国際会議場
- (7) 北方領土返還要求運動広島県民会議について (チラシ) (青野副会長)
- (8) 日本医療薬学会入会案内について (パンフレット) (青野副会長)
- (9) その他行事予定 (青野副会長)
・野村副会長より、5月ゴールデンウィーク (10連休) の際に事務局及び二葉の里薬局の対応については曆通り (休日) とすることが確認された承された。

◆ 2月 21日定例常務理事会議事要旨

日 時：平成31年2月21日（木）午後7時～
 場 所：広島県薬剤師会館
 議事要旨作製責任者：竹本貴明
 出席者：豊見会長、野村・青野・谷川・松尾各副会長、村上
 専務理事、有村・小林・竹本・豊見・中川・松村・
 宮本・柚木・吉田各常務理事
 欠席者：平本・二川各常務理事

1. 審議事項

- (1) 医療薬学フォーラム2019/第27回クリニカルファーマシーシンポジウムにおける「災害医療に関するシンポジウム」のシンポジストの推薦について（資料1）（松尾副会長）
 会 期：7月13日（土）・14日（日）
 場 所：広島国際会議場
 串田災害対策委員会委員長を推薦することとした。
- (2) 第54回広島県薬剤師会臨時総会の運営について（野村副会長）
 日 時：3月24日（日）13:00～
 場 所：広島県薬剤師会館
 次のとおり役割分担を決定した。
 ・開会の辞：松尾副会長
 ・閉会の辞：谷川副会長
 ・司 会：松村常務理事
- (3) 広島県地域保健対策協議会在宅医療・介護連携推進専門委員会委員の推薦及び委員会への出席について（資料2）（野村副会長）
 現 在：有村健二 前副会長
 任 期：平成31年3月31日まで
 日 時：3月14日（木）19:30～21:00
 場 所：広島県医師会館 2階 201会議室
 平本敦大常務理事を推薦することとした。
- (4) 広島県薬剤師会業務継続計画（BCP）の作成について（青野副会長）
 富士見町の時、BCPを作成していたが、会館を移転したため再度作成する必要がある。まず常務理事以上及び災害対策委員、職員の自宅住所、携帯電話、メールアドレス等を収集し、かつ、会館への所要時間等を調査し、一覧表を作成するということが報告され、承認された。
- (5) 医療従事者等向け研修会（薬物依存症・ギャンブル依存症）の参加について（資料3）（野村副会長）
 ○薬物依存症
 日 時：3月15日（金）14:30～17:00
 場 所：医療法人せのがわ瀬野川病院（広島市安芸区中野東4-11-13）
 吉田常務理事が出席することとした。
 ○ギャンブル依存症
 日 時：3月22日（金）18:00～19:30
 場 所：医療法人せのがわ瀬野川病院（広島市安芸区中野東4-11-13）
- (6) 広島県薬剤師会関係団体助成金支給要綱の一部改正について（資料4）（横山事務局長）
 提案どおり（支給先から学校薬剤師会を削除）改正することを決議した。
- (7) 大和ハウス工業（株）からの業務協定締結の申し入れについて（資料5）（横山事務局長）

業務協定を締結することとした。

- (8) 常務理事会開催日の確認について（資料6）（野村副会長）
 5月16日（木）、6月5日（水）・20日（木）、7月10日（水）・25日（木）、8月8日（木）・21日（水）、9月4日（水）・19日（木）、10月9日（水）・24日（木）、11月7日（木）・20日（水）、12月4日（水）・19日（木）に仮決定した。
- 野村副会長より未就業薬剤師就業支援事業の託児について
 今後は（株）くうねあという業者に依頼するとのことで了承された。
- 村上専務理事よりプラチナウイーク期間中の休日輪番制について、半日開局の場合や、連日開局する場合も輪番とするかどうかと確認があり、ウェブサイトへの掲載については厚生局等とも確認をとり、引き続き検討することとなった。

2. 報告事項

- (1) 1月17日定例常務理事会議事要旨（別紙1）
- (2) 諸通知
 - ア. 来・発簡報告（別紙2）
 - イ. 会務報告（〃3）
 - ウ. 会員異動報告（〃4）
- (3) 委員会等報告

（豊見会長）

- 2/8 第844回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会及び懇談会【支払基金広島支部】
- 2/16 地域・職域会長協議会【広島県薬剤師会館】
- 2/16 理事会【広島県薬剤師会館】
- 2/17 平成30年度第2回和歌山県学校薬剤師講習会【和歌山県薬剤師会館】
 ここに書いてある以外に、今日は協会けんぽの後発品率の高い薬局を表彰しようという行事があり、向洋薬局とひとみ薬局（基町）の2件を訪問したと報告された。

（野村副会長）

- 2/21 未就業薬剤師就業支援事業打合会（仮称）【広島県薬剤師会館】

（青野副会長）

- 2/14 退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会【広島県薬剤師会館】
 在宅医療に参加している薬局と参加していない薬局についてのそれぞれの今後の取り組みについて話し合いを行った。実績がある薬局については研修というよりは情報交換会をする。実績なしのところについては研修会をしていく方向で話し合っており、3月にもう1回まとめの委員会を開催する予定と報告された。

- 2/18 平成30年度第11回 HM ネット運営会議【広島県医師会館】
 豊見常務理事より先日の調剤レセコンとHMネットの接続の件は進めることになったことが報告された。再度コストについての確認を行いながら進めるとのこと。今後、他のレセコンメーカーとの接続が行われる場合も同様の支出が可能である旨も県から報告があった。

- また、広島県から安佐市民病院へ HM ネットの導入についての説明が行われたことが報告された。
- 2/19 患者のための薬局ビジョン推進委員会 [広島県薬剤師会館]
薬局内で健康教室をやっている、それらのテーマの事例集を作成して、ホームページに載せる方向で検討していると報告された。
- (谷川副会長)
- 2/11 認定実務実習指導薬剤師養成講習会（新規・更新）[広島県薬剤師会館]
更新は実際 7 名程度。全体で 60 名近く受けているので、新規がまだ 50 人近く受講をされていた。病薬関係者が大体 3 分の 1 ぐらいの 26 名であったと報告された。
- (松尾副会長)
- 2/12 広島県薬剤師研修協議会 [広島県薬剤師会館]
本年度の事業の進捗報告と、決算の案を承認したことが報告された。また来年度は今年度と同様の事業を行い、通常、各大学と新薬剤師研修会に助成をしているが来年度はクリニカルファーマシーシンポジウムにも助成することを決定したと報告された。
- (村上専務理事、竹本常務理事)
- 2/13 日本薬剤師会学校薬剤師部会全国担当者会議 [東京・日薬]
文科省の小出先生から、最近の話題としては、薬物乱用では、大麻の使用がかなり増えているという内容であった。また、藤田保健衛生大学の先生からは、スマホの使用と子供の関係のお話があった。あとは医師会の総合研究所の方からは、学校教育における学校薬剤師と医師会、地域との連携についてお話をあったと報告された。依存症についての漫画本をいただいているので、読みたい方がいましたら県薬事事務局で借りてくださいと報告された。
- (有村常務理事)
- 2/9 HIP 研究会第16回フォーラム [国立成育医療研究センター]
来年広島でフォーラムを開催するかもしれないということで、下見を兼ねて参加した。参加者が大体 100 名弱ということだったので、広島県で開催した場合は会館のキャパは大丈夫かなと思った。ただ、無菌調剤室などを活用する際に、いろいろ課題が出てくると思うので、そこら辺はまた青野副会長と相談しながら進めていきたいと報告された。
- (有村・平本各常務理事)
- 2/10・11 平成30年度薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業（平成30年度薬剤師生涯教育推進事業）次世代薬剤師指導者研修会 [浜松町コンベンションホール]
日本薬剤師会が作成したシラバスに沿った内容で、医薬分業の歴史、薬歴の記載方法、研究計画書の作成などについて学んできた。これをまた各地域薬剤師会の担当者に伝えるために、昨日その特別委員会を開催した。

今後の予定としては 4 月 14 日（日）に、各地域で行われている研修会の報告会と、連盟の話も兼ねて、ホテルグランヴィアで行いたいという話になっている。伝達講習会は 7 月または 8 月あたりに開催できればと検討していると報告された。

(豊見日薬常務理事)

- 2/8 第3回訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会
- 2/10・11 薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業次世代薬剤師指導者研修会
- 2/12 日薬常務理事会
- 2/14・15 香川県保険薬局共同指導
- 2/19 第4回くすりの基礎知識啓発会議
- 2/19 常務理事会
- 2/19 調剤と情報編集会議
- (中川常務理事)
- 2/8 県民が安心して暮らせるための四師会協議会 医療・介護人材の育成・確保対策ワーキンググループ [広島県医師会館] (資料 7)
在宅にかかわっている方、これからかかわる方に研修会をして、それをビデオに撮り、医師会のホームページに載せて、いろんな方が勉強できればいいということで行っている。今回はその説明だけで、次回実動部隊を紹介してほしいとのこと。医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会とできればケアマネの方も集まって、いろいろ話してみたいとのことで、平本常務理事がワーキングに入っているので、有村常務理事もよかつたら、一緒に実動部隊になっていただいて、実際に問題になっていること等を検討してみたい。そういう研修会が年に 2 回ぐらいできればいいと報告された。また、健康寿命延伸の薬剤師会が来年度当番になることになり、年に多分 4 回ぐらいで会議は終わると思うが中心でやらないといけないので事務局長にも会議に入って頂きたいと報告された。
- 2/13 平成30年度広島県結核予防推進会議 [広島県感染症・疾病管理センター] (資料 8)
- (平本常務理事)
- 2/7 next generation 研修会 vol 1 (次世代指導薬剤師特別委員会因島・尾道地域での研修会) [尾道総合病院]
- 2/13 平成30年度第3回介護支援専門員アセスメントマニュアル作成検討会議 [広島県医師会]
- 2/20 第5回次世代指導薬剤師特別委員会 [広島県薬剤師会館]
- (吉田常務理事)
- 2/18 復職支援研修会 [広島県薬剤師会館]
参加者 2 名
- 2/20 広報委員会 [広島県薬剤師会館]
座談会を開催し、その内容を次号の会誌で巻頭特集として掲載しているので、見ていただきたいと報告された。

(その他)

- 2/9 第520回薬事情報センター定例研修会 [広島県薬剤師会館]
参加者84名
- 2/20 第64回スポーツリーダーズセミナー [広島大学総合科学部] (岡崎修司委員)

3. その他

- (1) 常務理事会の開催について (野村副会長)
3月6日 (水)
在宅医療推進委員会 午後6時30分～
常務理事会 午後7時～ (議事要旨作製責任者【予定】 豊見 敦)
3月20日 (水)
在宅医療推進委員会 午後6時30分～
常務理事会 午後7時～
- (2) 東京オリンピック・パラリンピック選手村総合診療所薬剤師募集について (資料9) (竹本常務理事)

1名追加応募があったので日薬に提出したと報告された。

- (3) 会営二葉の里薬局の収支状況及び処方箋応需状況報告について (資料10) (野村副会長)
- (4) 薬物乱用防止啓発資料について (資料11) (野村副会長)
100部 (地域薬剤師会へ配布)
- (5) 一般・療養病棟における非侵襲的陽圧換気 (NPPV) 及び気管切開下陽圧換気 (TPPV) に係る死亡事例の分析について (冊子) (野村副会長)
- (6) 広島県立美術館からの案内について (チラシ) (野村副会長)
- その他
○宮本常務理事より4月より吉島病院が院外処方箋を発行することになり、その説明会が3月6日19時30分から市民病院で開催される。院外処方箋について病院側から疑義照会簡素化プロトコルの内容も発表があると報告された。

◆ 3月6日定例常務理事会議事要旨

日 時：平成31年3月6日 (水) 午後7時22分～午後9時1分
場 所：広島県薬剤師会館
議事要旨作製責任者：豊見 敦
出席者：豊見会長、野村・青野各副会長、村上専務理事、有村・竹本・豊見・中川・平本・二川・松村・柚木・吉田各常務理事
欠席者：谷川・松尾各副会長、小林・宮本各常務理事

【会長挨拶】

先日、日本薬剤師連盟全国会長・幹事長連絡協議会に出席しました。竹本常務理事が司会をされました。広島県の本田あきこ後援会への応援者の紹介数が少なく、とても厳しい状況にあります。全国平均よりも少し成績が低い、全国的には西高東低で西のほうは全般的にいい状況ですが、その中で、広島だけが全国平均以下という状況です。これからしつこいくらいにハッパをかけつつ、がんばらないといけないと思っています。

その会議の中で、日本郵政の話が出ました。日本郵政の2万人の会員で52万票、1人が20票以上取っている状況です。それに比べると、薬剤師は1人が1.3票程度、広島県もその程度です。こういう結果を続けていくと、それこそ、もしも本田あきこを当選させることに失敗することになれば、薬剤師の未来はもうなくなります。なぜ、日本郵政の話が出たのかというと、日本郵政は、そのおかげで通常貯金と定期性貯金を合わせて1,300万円だったのが、通常貯金と定期性貯金、それぞれの上限を1,300万円とし、併せて2,600万とすることが決まった。票に結果が付いてくるという話を聞きました。女性部門、若手部門も頑張っていただき、ぜひとも5月、6月までには数字を上げていかないと、我々の最終的な結果は悲惨なものになっていくんだろうと思っております。

次は、昨日、管理薬剤師の兼務を大幅に認めるという話が出ました。学校薬剤師との兼務だけは認められていきましたが、新たに1人の薬剤師が何軒も薬局の管理者として認められたら、利するのは大チェーンだけの話になるわけです。元々、山口県萩市が、へき地など薬剤師の確保が難しい地域では管理薬剤師の兼務を可能にしてほしいという要望を、内閣府に對して「地方分権改革に関する提案」として提出し、規制緩

和に向けた検討が進められているということでした。

1. 審議事項

- (1) 薬剤師に対する行政処分に関する意見について (資料1) (豊見会長)
広島県健康福祉局薬務課へ、「処分はおおむね妥当と考えるが、本事故に関わる他の医療関係者の処分内容との均衡を考慮していただきたい」とし、提出することが決定した。
- (2) 第54回広島県薬剤師会臨時総会の追加資料について (資料2) (竹本常務理事)
臨時総会の報告第8号の追加資料として、平成29年度広島県学校薬剤師会決算書を配布することが決定した。
- (3) 常務理事会資料データのダウンロードについて (竹本常務理事、豊見会長)
今後、欠席者等に資料は送付せず、県薬の来簡文書サイトに保管しているデータへアクセスしてもらうこととし、アドレス、ユーザー名、パスワードを連絡することを承認した。
- (4) 第52回日本薬剤師会学術大会の事前参加登録・ホテル予約について (資料3) (青野副会長)
期 間：10月13日 (日)・14日 (月・祝)
場 所：下関市民会館、海峡メッセ下関、下関市生涯学習プラザ、シーモールパレス、シーモールホール、シーモールシアター、下関グランドホテル
受付開始：3月1日 (金) 正午～
参加者は、各自で事前登録・宿泊等の手配することを確認した。
- (5) 研修受講シールに関する不正行為の防止について (資料4) (豊見会長)
日本薬剤師研修センターから、研修会等の受講者名簿の電子化、本人確認等要望がきているが、カード等で受講者の確認ができるようなシステムを構築するには費用が発生すること等、いろいろ問題があり、研修センターの見解が出てから対応を考えることになった。

- (6) 次世代指導薬剤師特別委員会委員について（村上専務理事）
委員会の委員は理事会において選任するため、次の理事会までは、有村典謙専務理事はオブザーバーとし出席することが決定した。
- (7) 広島国際大学入学宣誓式への出席について（資料5）（野村副会長）
日 時：4月4日（木）10:00 開式
場 所：広島国際大学東広島キャンパス 講堂
欠席することが決定した。
- (8) エキキタ「イベント広場」オープンセレモニーへの出席について（資料6）（野村副会長）
日 時：4月13日（土）10:00～10:30
場 所：エキキタ「イベント広場」
豊見雅文会長が出席することが決定した。
- (9) 後援、助成及び協力依頼等について
ア. 「わんぱく大作戦」後援名義申請について（資料7）（野村副会長）
主 催：テレビ新広島
後 援：広島県、広島県教育委員会、広島市、広島市教育委員会、広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県看護協会外
(毎年：承諾)
後援について承諾した。
- イ. 第21回広島県医療情報技師会研修会の後援及び会誌への広報について（資料8）（野村副会長）
日 時：5月25日（土）10:00～17:20
場 所：県立広島病院 2F講堂
主 催：広島県医療情報技師会
(初めて)
後援について承諾し、会誌への広報については有料とすることが決定した。
- ウ. 環境と健康のポスター・標語コンクール事業の後援ならびに広島県薬剤師会長賞の創設について（資料9）（横山事務局長）
主 催：広島県環境保健協会
共 催：広島県、広島県教育委員会、広島県環境保全公社
後 援：広島県医師会、広島県歯科医師会
(初めて)
後援及び広島県薬剤師会長賞の創設について承認した。
- (10) 2020年3月の臨時総会の開催日について（青野副会長）
2020年度調剤報酬改定等説明会の開催日を決める必要があり、そのため2020年3月開催する臨時総会を3月20日（金・春分の日）に開催することが決定した。

2. 報告事項

- (1) 2月6日定例常務理事会議事要旨（別紙1）
(2) 委員会等報告

（豊見会長）

- 2/23 平成30年度学校薬剤師部会中国ブロック連絡会議【松江エクセルホテル東急】
2/25 第125回中国地方社会保険医療協議会広島部会【中国四国厚生局】
3/6 在宅医療推進委員会【広島県薬剤師会館】

（豊見会長、平本常務理事）

- 3/1 広島県地域保健対策協議会平成30年度第2回定例理事会【広島県医師会館】

（野村副会長）

- 3/1 薬局運営ワーキンググループ【広島県薬剤師会館】
無菌調剤室共同利用指針（案）について、原案を長谷川栄治弁護士に確認してもらい、次の常務理事会で審議してもらいたいと説明があった。指針の改廃を常務理事会としており、今年の7月頃には会員へ周知したいと報告があった。指針の内容を確認するため事前に送付することになった。
また、4月28日から5月6日の10連休については、薬剤師2名体制で対応すること、時給は通常の2,500円とすると報告があった。

（青野副会長）

- 2/22 後発医薬品に関する調査結果（アンケート及びレセプトデータ）に関する検証会【広島県薬剤師会館】

- 2/25 第2回災害薬事コーディネーター導入検討会【県庁・本館】

- 3/4 平成30年度緩和ケア推進会議【広島県庁】
3月12日（火）に県庁で、災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定を締結するが、その協定書の災害薬事コーディネーターの前の部分に、災害時の医薬品等の供給に係るという一文を入れてもらうことになったと報告があった。

（谷川副会長）

- 2/25 地対協WG【広島県薬剤師会館】

- 3/3 研究センター開設記念HbpMSセミナー⑤【日本赤十字社中四国ブロック血液センター研究室】

（村上専務理事）

- 2/24 平成30年度抗HIV薬服薬指導研修会【広島県薬剤師会館】
参加者45名

- 2/25 復職支援研修会【まなびの館ローズコム】
参加者1名

（豊見常務理事）

- 2/28 患者のための薬局ビジョン推進事業にかかる打合せ【広島県薬剤師会館】
事業推進のために動画を作成すること、動画作成について2時間・3回の説明指導を職員が受ける予定であると報告があった。

（竹本常務理事）

- 2/26 アンチ・ドーピング推進活動【広島大学リハビリテーション科医局】
広島大学病院、リハビリテーション科の牛尾会先生、平田和彦先生と面談をし、薬剤師会としてのアンチドーピング推進活動について、今後、広島市ジュニアアスリート向け講習会やオール広島スポーツサミット等への協力、広島県スポーツ協会との連携を進めるべきとのアドバイスをいただいたと報告があった。

(豊見日薬常務理事)

- 2/26 かかりつけ機能強化事業シラバス委員会 [日本薬剤師会]
 2/26 常務理事会 [日本薬剤師会]
 2/27 情報システム検討委員会 [日本薬剤師会]
 3/5 常務理事会 [日本薬剤師会]

(平本常務理事)

- 3/3 薬薬連携研修会 ポリファーマシー対策に
 向けて～必要な視点と考え方～(次世代指導薬剤師特別委員会中区、南区、東区、安芸、東広島地域での研修会) [広島県薬剤師会館]

(その他)

- 3/4 平成30年度薬剤師会薬事情報センター実務
 担当者等研修会 [東京・日薬] (水島センター長)

3. その他

- (1) 常務理事会の開催について (野村副会長)
 3月20日 (水)
 在宅医療推進委員会 午後6時30分～
 常務理事会 午後7時～(議事要旨作製責任者【予定】中川潤子)
 4月3日 (水)
 常務理事会 午後7時～
 (2) 「患者信頼度アップのポイント」について (資料10)
 (青野副会長)
 患者と医療者のコミュニケーション不足に起因する
 トラブルを防ぐため、広島県医療安全推進協議会で
 患者信頼度アップのポイントを作成したこと、薬局
 でも十分活用できる内容となっていると報告があつた。
 ○豊見会長より、2019年8月22日 (木) 広島国際会議場
 で、第64回中国地区学校保健研究協議大会が開催され
 るので、学薬担当役員は出席するよう要請があつた。

◆ 第53回公益社団法人広島県薬剤師会
 定時総会議事録

1. 日時：平成30年6月17日 (日)
 午後1時1分～午後3時55分
2. 場所：広島市中区富士見町11-42 広島県薬剤師会館
3. 次第
- (1) 開会の辞
 - (2) 薬剤師綱領唱和
 - (3) 会長挨拶
 - (4) 表彰
 - ア. 日本薬剤師会有功賞伝達
 - イ. 広島県薬剤師会賞
 - ウ. 広島県薬剤師会功労賞
 - エ. 広島県薬剤師会有功賞
 - (5) 謝辞
 - (6) 来賓祝辞
 - (7) 祝電披露
 - (8) 出席代議員数の確認
 - (9) 議事録署名人の選出
 - (10) 報告事項
 - ア. 報告第1号 平成29年度会務及び事業報告 (公衆衛生)
 - イ. 報告第2号 平成29年度事業報告 (検査)
 - ウ. 報告第3号 平成29年度事業報告 (会館)
 - エ. 報告第4号 平成29年度事業報告 (共益)
 - オ. 報告第5号 新会館建設の進捗状況について
 - (11) 議事
 - ア. 議案第1号 平成29年度決算の承認について (案)
 - イ. 議案第2号 理事の選任について (案)
 - (12) その他
 - (13) 閉会の辞
4. 出席者
- (1) 代議員

池田康彦	岩本義浩	形部宏文	河内一仁
坂本徹	佐々木薫英	高橋強	高村豊至
武末玲子	出張景子	長坂晋次	中野真豪

- | | | | |
|-------------------|-------|-------|-------|
| 野村伸昭 | 日浦昌洋 | 細田正紀 | 大谷純一 |
| 森川悦子 | 山内純子 | 秋本浩志 | 木村昌彦 |
| 貞永昌夫 | 下田代幹太 | 峠文子 | 土井郁郎 |
| 徳尾節子 | 皮間壽美子 | 末次達也 | 西原昌幸 |
| 畠山厚 | 池田和彦 | 宗文彦 | 呑田敬三 |
| 長谷川頃一 | 竹下武伸 | 石本晃一郎 | 森川淳一郎 |
| 渡邊理恵子 | 小埜真理子 | 中嶋都義 | 花岡宏之 |
| 濱崎匡史 | 林充代 | 大塚幸三 | 井上俊則 |
| 井上真 | 作田利一 | 高橋富夫 | 田口直子 |
| 萩原謙二 | 松本久ニ子 | 村上寛子 | 山岡恵美子 |
| 山口恵徳 | 肥後克彦 | 麻生祐司 | 下田篤子 |
| 横田いつ子 | 津国美香 | 杉田善信 | 平岡一貴 |
| 西田ルリコ | | | |
| (2) 役員 | | | |
| (会長) | 豊見雅文 | | |
| (副会長) | 野村祐仁 | 青野拓郎 | 有村健二 |
| | | 谷川正之 | 松尾裕彰 |
| (専務理事) | 村上信行 | | |
| (常務理事) | 井上映子 | 竹本貴明 | 豊見敦 |
| | | 中川潤子 | 二川勝 |
| | | 松村智子 | 吉田亜賀子 |
| (理事) | 小澤孝一郎 | 柚木りさ | |
| | | 安保圭介 | 秋本伸 |
| | | 有村典謙 | 宮地理 |
| | | 宮本一彦 | 森広亜紀 |
| (監事) | 岡田甫 | 菊一瓔子 | |
| (欠席理事) | 小林啓二 | 佐藤英治 | 三宅勝志 |
| (3) 地域・職域会長 | | | |
| 野村祐仁 | 下田代幹太 | 二川勝 | 宗文彦 |
| 竹下武伸 | 大塚幸三 | 村上信行 | 安保圭介 |
| 宮地理 | 杉田善信 | 松岡俊彦 | |
| (4) 顧問弁護士 | | | |
| 久笠法律事務所 長谷川栄治 弁護士 | | | |
5. 会議の状況
- 定時総会は、6月17日 (日) 午後1時から、中川潤子常務理事の司会のもと開会された。
- まず、松尾裕彰副会長の開会の辞があり、薬剤師綱領唱和の後、豊見雅文会長が挨拶した。

【会長挨拶 - 別添】

次に、表彰式に移り、はじめに、日本薬剤師会有功賞受賞者、福井勝七氏（広島市薬剤師会）に豊見雅文会長から賞状及び記念品が授与された。なお、欠席された永野孝夫氏（広島市薬剤師会）、増原紀子氏（三次薬剤師会）、浜本邦博氏（広島市薬剤師会）、吉田桂子氏（広島市薬剤師会）、平野篤子氏（安芸薬剤師会）はお名前が披露された。

次に、広島県薬剤師会賞受賞者、菊一穂子氏（広島市薬剤師会）、永野弘子氏（安芸薬剤師会）、松村智子氏（呉市薬剤師会）、松本久二子氏（福山市薬剤師会）、森川悦子氏（広島市薬剤師会）に豊見雅文会長から賞状及び記念品が授与された。なお、欠席された宮本あや子氏（広島市薬剤師会）はお名前が披露された。

次に、広島県薬剤師会功労賞受賞者、石本晃一郎氏（廿日市市薬剤師会）、小埜真理子氏（東広島薬剤師会）、田口直子氏（福山市薬剤師会）、宮地理氏（因島薬剤師会）、森広亜紀氏（三原薬剤師会）に豊見雅文会長から賞状及び記念品が授与された。なお、欠席された蔵本恵氏（安佐薬剤師会）はお名前が披露された。

次に、広島県薬剤師会有功賞受賞者、上野千代子氏（安佐薬剤師会）、上村仁志氏（広島市薬剤師会）、高祖邦英氏（広島市薬剤師会）、田口明美氏（廿日市市薬剤師会）、田中憲子氏（三次薬剤師会）、満井万彦氏（東広島薬剤師会）に豊見雅文会長から賞状及び記念品が授与された。なお、欠席者の瀧谷節子氏（福山支部）、住田好道氏（安芸支部）、武田宏氏（福山支部）、平野篤子氏（安芸支部）、森田洋子氏（広島支部）、藤田美恵子氏（福山支部）、前田和子氏（安佐支部）、米田一輝氏（廿日市支部）はお名前が披露された。

受賞者を代表して、松村智子氏が謝辞を述べられた。

次に、来賓として、御出席いただいた広島県健康福祉局長の田中剛様、広島県健康福祉局薬務課長の應和卓治様の紹介の後、広島県健康福祉局の田中剛局長から祝辞があり、引き続き、日本薬剤師会山本信夫会長、参議院議員藤井基之先生、日本薬剤師連盟本田あきこ副会長からの祝電披露があった。田中剛局長、應和卓治薬務課長が退席され、続いて、受賞者が退席され、表彰式は終了した。

次に、野村伸昭議長、池田和彦副議長が議長・副議長席に着き、定時総会の議事を開始した。

初めに、出席代議員数の確認が行われ、代議員総数80中、出席者数61名で、定款第20条に規定する2分の1以上の定足数40名を超えており、会議の成立を確認した。

次に、顧問弁護士として出席された久笠法律事務所の長谷川栄治弁護士が紹介された。

次に、議事録署名人の選出に移り、定款第24条第2項の規定により議長が、岩本義浩代議員（広島市薬剤師会）、呑田敬三代議員（広島佐伯薬剤師会）を指名した。

野村伸昭議長

「本日、臨時総会に提出されました報告事項は、報告第1号 平成29年度会務及び事業報告（公衆衛生）より、報告第5号 新会館建設の進捗状況についてまでの5件、また、議案としましては、議案第1号 平成29年度決算の承認について（案）、議案第2号 理事の選任について（案）の2件であります。

この場合、お諮りいたします。これらの各報告事項及び各議案を一括上程議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

野村伸昭議長

「ご異議なしと認めます。よって、各報告事項及び各議案は、一括上程議題といたします。
お諮りいたします。

これより各報告事項及び各議案に対する、理事者からの報告及び提案理由の説明に入りますが、この場合、審議の能率化を図るため、各報告説明の終了後、暫時休憩とし、再開後に、議案第1号の提案理由の説明、質疑及び討議、採決を行い、議案第2号につきましては、投票による理事の選任を行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

野村伸昭議長

「ご異議なしと認めます。よって、さよう決します。
ここで進行を副議長と交代いたします。」

【進行交代】

池田和彦副議長

「それでは、先ず、報告事項の、第1号から第5号までを一括して、報告説明を求めます。

はじめに、報告第1号 平成29年度会務及び事業報告（公衆衛生）、野村副会長から順にお願いいたします。」

報告第1号 平成29年度会務及び事業報告（公衆衛生）

野村 祐仁 副会長
青野 拓郎 副会長
松尾 裕彰 副会長

池田和彦副議長

「次は、報告第2号 平成29年度事業報告（検査）から、報告第4号 平成28年度事業報告（共益）まで、野村副会長、お願ひいたします。」

報告第2号 平成29年度事業報告（検査）

野村 祐仁 副会長

報告第3号 平成29年度事業報告（会館）

野村 祐仁 副会長

報告第4号 平成29年度事業報告（共益）

野村 祐仁 副会長

池田和彦副議長

「次は、報告第5号 新会館建設の進捗状況について、中野真豪会館建設特別委員会委員長、お願ひいたします。」

報告第5号 新会館建設の進捗状況について（総括-別添）

中野 真豪 会館建設特別委員会委員長

池田和彦副議長

「以上で報告事項に対する説明は終わりました。

ただいまより休憩いたします。

会議は、午後2時25分から再開いたします。」

休 憩（午後2時15分）

【休憩】

再 開（午後2時25分）

池田和彦副議長

「休憩前に引き続いて会議を行います。ここで進行を議長と交代いたします。」

【進行交代】

野村伸昭議長

「これより各議案の提案理由の説明を求めます。」

最初は 議案第1号 平成29年度決算の承認について（案）です。提案理由の説明を求めます。谷川副会長、お願ひいたします。」

(提案理由説明)

野村伸昭議長

「個別の内容については、担当の吉田常務理事、説明をお願いします。」

議案第1号 平成29年度決算の承認について（案）

資料1 平成29年度貸借対照表

吉田亜賀子常務理事

資料2 平成29年度正味財産増減計算書

吉田亜賀子常務理事

資料3 財務諸表に対する注記

吉田亜賀子常務理事

資料4 附属明細書

吉田亜賀子常務理事

参考1 平成29年度貸借対照表内訳表

吉田亜賀子常務理事

参考2 平成29年度正味財産増減計算書内訳表

吉田亜賀子常務理事

参考3 財産目録

吉田亜賀子常務理事

野村伸昭議長

「それでは、監査報告を、岡田監事からお願いします。」

岡田甫監事

(監査報告書)

野村伸昭議長

「ただいま、説明のありました議案第1号につきまして、質疑を行います。」

今回は、質問事項の事前告知は頂いておりません。

発言される方は、議席番号、氏名を述べ、私の許可を得てご発言ください。ご質問はありますでしょうか。」

○54番・大塚幸三代議員（呉）「54番、呉の大塚です。これはうちの会計士の問題だけかもわからないんですけれども、会費の取り扱いについて、会員会費は非課税という形で、呉の会計士もやっているんですけども、保険薬剤師会の負担金、これは受取負担金の中に入っているんですね。そうすると負担金という名前がつくと課税対象になるということを言われたんで、そのへんのことを県薬の方にしっかりとお伺いして、もしそういう課税になるような形であるならば、課税にならない会費の取り方をしていただけないかということを考えているのですが、お願いします。」

○野村伸昭議長「はい、吉田亜賀子常務理事」

○吉田亜賀子常務理事「県薬では從来からこちらでやっておりまして、特に税理士さんから何か指摘を受けたわけではありませんので、今的内容を再度検討させていただきます。確認してみます。」

○54番・大塚幸三代議員（呉）「決算日も近づいておりますので、なるべく早くお願いします。」

○野村伸昭議長「他にございませんか。それでは、他に質疑もないようありますので、議案第1号に関する質疑を終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

○野村伸昭議長「ご異議ないようですので、これで質疑を終結いたします。」

それでは、これより採決に入ります。

事務局は、出席代議員数を確認してください。」

(確認・報告)

○野村伸昭議長「出席代議員数は現在61人です。お諮りしま

す。ただいま説明のありました議案第1号について、ご承認をいただける方は挙手をお願いします。」

【挙手多数】

○野村伸昭議長「挙手多数です。よって、議案第1号は承認されました。」

次に、議案第2号 理事の選任についてです。この場合、投票によって選任を行います。会場の準備がありますので、少々お待ちください。」

(会場準備)

○野村伸昭議長「会場の準備が整いましたので、議案第2号について、提案理由の説明を求めます。豊見会長。」

○豊見雅文会長

議案第2号 理事の選任について（定款第15条第2項の規定に基づき新たな理事の選任について別紙候補の選任を求める。）

○豊見雅文会長「現在の役員は、任期が本日の総会終結までとなっているため、定款第15条第2項の規定に基づき、新たな役員の選任について、別紙理事候補27名の選任を求めるものであります。よろしくお願いします。」

なお、理事候補者27名につきましては、定款第27条第4項にあります「理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令に定める特別の関係のある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。」

また、同第6項にあります「他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものは除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。」の規定について、すべてクリアしております。」

○野村伸昭議長「それでは、定款第15条第2項の規定により、これより、役員の選任投票を行います。まず、出席代議員数の確認をしますので、議場封鎖を行います。」

【議場閉鎖】

○野村伸昭議長「それでは、代議員数を発表します。出席代議員数は現在61名、委任状3名、書面表決11名の75名です。次に、立会人を3名、議長より指名したいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。」

【異議なし】

○野村伸昭議長「異議なしと認めます。それでは、議長より3名の方を指名させていただきます。」

20番、山内純子代議員、41番、竹下武伸代議員、62番、田口直子代議員。

それでは、お三方、立ち会いをよろしくお願いします。先ず、投票箱の横にお集まりください。」

【立会人立会】

○野村伸昭議長

「それでは、投票箱を改めてください。」

【投票箱点検】

○野村伸昭議長「それでは、次に、本日欠席された代議員19名中15名の投票用紙をお預かりしております。この場で封筒を開封し、投票用紙を投票箱に入れます。」

【投票用紙開封・箱入】

○野村伸昭議長「欠席代議員の方の投票用紙を投票箱に入れましたので、出席代議員数は現在61名、15名の投票用紙が入りましたので76名。次に、手順を説明いたします。職員の指名点呼に応じて、始めにお配りしております投票用紙をお持ちいただき、演壇正面右から登壇し、記載所において、投票用紙に記載の上、順次投票を願います。記載につ

いてご説明いたします。必ず、お配りしております投票用紙をご使用ください。「投票用紙に記載の候補者全員を選任することに賛成する場合は1に○を」、「選任を不可とする候補者がいる場合は2に○をつけ、該当する候補者に×を」記入してください。1に○があり、候補者に×がある場合、2に○があり、候補者に×がない場合、×以外が記入されている場合は、すべて無効といたします。それでは、点呼を始めます。」

【事務局長 氏名を点呼】

【投票】

○野村伸昭議長「投票は終了いたしました。これより開票いたします。しばらくお待ちください。」

【投票数を計算】

○竹下武伸代議員（大竹）「では開票の立ち会い結果を報告いたします。1が69票、2が5票、無効が2票の計76票でした。」

○野村伸昭議長「ただいま投票結果を報告していただきました。理事候補者27名全員賛成票が過半数を超えていました。以上の結果理事候補者27名の選任が議決されました。以上をもちまして本総会において審議する事項は全て終了いたしました。」

○野村伸昭議長「それではここで何かご意見、発言がございましたらよろしくお願いします。」

○50番・中嶋都義代議員（呉）「50番の中嶋です。本日の議題にない内容で最後に質問させていただきます。学校薬剤師部会の規程について、3月総会の後の理事会で決定されたものを、支部総会の方で、配布されましたので、その中身について質問させていただきます。学校薬剤師部会の規程によりますと、第8条で学薬部会の負担金は県薬の会計で経理するとなっていました、第9条では、県薬の経費をもって支弁するとなっています。しかし規程の第4条におきましては、学薬部会員には県薬会員ではない準部会員という規程があります。また県薬会員ではあっても学薬部会員ではないという会員がたくさんいるということを考えますと、薬剤師会の経費でもってすべて支弁するというのではなくて、薬剤師会会員ではない保険薬局部会員を会員としているというのがありますけれども、これにならって、これと同様に独立した特別会計にする方がよろしいのではないかと思いますがいかがでしょうか。」

○豊見雅文会長「中嶋代議員より、ただいまご意見のあったとおり、地域の学校薬剤師をやっていただいている薬剤師の中には、病院薬剤師の先生とか、薬局をやめられて、県薬剤師会からは退会された先生とか、県薬剤師会に入っておられない先生方がおられるのは承知しております。割合にしては、それほど多くはないだろうと思っておりますけれども。考え方のひとつとして、学校薬剤師の任務というのは、その地域の公衆衛生をお任せするという薬剤師会がやらなければならぬ仕事の一部分を担っていただいているというふうな考え方もあるんです。反対にお金をもらってやっているんだから、それはそちらでやるべきだとおっしゃるのも分かります。日本薬剤師会でもまったく同じことが起こったわけですが、地域の薬剤師会がやらなければいけない公衆衛生部門を、児童の教育を含めて学校薬剤師に押しつけている部分もあるのではないかと、薬剤師会がその部分を支弁するというのは考え方として、間違てはいないだろうと思います。県薬の学校薬剤師部会というのは、各一人一人にサービスをする部分は非常に少ない。DVDを配るとかになると、お金がかかる部分はあります

が、他は情報伝達であります、学校薬剤師に対するサービスという部分は、各地域でやっていただいている。その部分においては、薬剤師会会費とは別途に今まで通り集めていただいて、学校薬剤師にサービスをするということはあろうかと思います。ある程度県薬が全ての学校薬剤師の方に情報伝達に関して役目を果たすということは当然ではあろうし、あってもいいことだとは思います。地域の代表者に説明をしたのですが、薬剤師会に入っておられなくて、学薬だけをやっていただいている先生には、ぜひとも薬剤師会に入っていただくよう説明していただきたい。B会員会費は日薬に収める会費を含めて4万円近くになります。学薬でもらっている報酬というのは、それに達しない。D会員として会費を6000円を県薬に納めていただければ、県薬までの会員として、県薬会誌を送り、県薬の情報はお伝えするという会員があります。ぜひとも地域で県薬に入っておられない学薬の先生がおられましたら、まずD会員として登録していただきたいということをお願いして、もちろん県薬の会員に入っていなくても、支部の学薬をやめる必要はないですし、これからも学薬活動をがんばっていただけ。いずれ県薬のB会員に入っていただいても十分な学薬報酬が県から出るようにこれからも運動していきたいと思っております。学薬報酬を上げていくお助けを県薬の方から各教育委員会にお願いしたりということもできるかと思いますのでそれを含めて、これから県薬会員を増やしていき、学薬活動は今までどおりしっかりとやっていただくというふうにお願いしていきたいと思います。」

○50番・中嶋都義代議員（呉）「県薬として全面的にバックアップするというのはいいんですけど、会計経理として県薬会費の中に全部入れ込んでどこにいったかわからなくなるというのではなくて、学校薬剤師部会として独立した会計処理を行われないんですか？」

○豊見雅文会長「事務の方に聞きますと、それは可能だと聞いています。とりあえず学薬活動に使ってくださいということで、使途を限定して、県学薬の残余金二百数十万円余の寄付をいただきました。とりあえずそれを使って今年活動をしていくということをお約束しています。今年に関しては、県薬会費を使わずに県学薬から寄付をいただいたお金で学薬部会を活動していきます。経理上は内部では一緒になりますが、別個に県学薬からこれだけいただいて、学薬活動にこれだけ使いましたという報告はできるようにしております。別個にお金を集めることは少なくとも、今年、来年はしません。規則の中に、負担金を別個に集めることができます。県薬が財政難に陥り、学薬は学薬でやるべきだという意見が出て、負担金を集めようになれば、県薬の学薬部会はそれ相応の負担金を学薬の支部の方で徴収をお願いして集めることができるようになります。今年度、来年度に関して私が会長をやっているうちは、お預かりしたお金あるいはプラスαちょっとでできそうですのでとりあえずそれやっていく、というふうなお約束をしております。別個に報告をできるようにしております。」

○50番・中嶋都義代議員（呉）「独立採算的にちゃんと経理をして報告をされるということですね。わかりました。」

○60番・作田利一代議員（福山）「先ほどから学校薬剤師部会の話がでていますが、一番重要なのは現場なんですよ。部会に入るか入らないか、支部でどうするかではなくて、今まで活動をされてきた先生方にそのままやっていただくことが大事なんで、恐らく会費をとられていたのが

ほとんどだと思います。県学薬があった時分も、県の会費はとられていると思います。部会になった場合、県薬のD会員に入っていただければ一番いいが、支部の方で会費をとられて、それを県の学薬部会の方へ会費としてD会員の代わりに納めるという形もあると思います。そういうのが無理であれば、別な会計で県薬の会員に入っているためにそのようにされるというのもいいでしょう。今年は、まだ十分にまかなえるということですので、この間に検討していただければどうでしょうか。とにかく現場が一番大切ですから。現場が混乱しないようにお願いしたいと思います。」

○豊見雅文会長「ほんとに、中嶋先生、作田先生の仰る通りだと思いますので、現場中心で考えていきたい、今後も検討していくと回答したいと思います。」

○野村伸昭議長「ありがとうございます。ほかにありませんか。特ないようなので、長時間にわたり熱心なるご審議及び議事の運営につきまして、格別のご協力を賜りましたことを衷心から厚くお礼申し上げ、議長の職務を終わらせていただきます。ご協力、どうもありがとうございました。」

(議長、副議長 降壇)

○中川潤子常務理事「議長さん、副議長さん、ご苦労様でございました。円滑なる議事運営によりまして、滞りなく議事は、終了いたしました。厚くお礼申し上げます。それでは、閉会の辞を、有村 健二（ありむら けんじ）副会長にお願いいたします。」

(閉会の辞)

「ありがとうございました。次に、先ほど、議長より説明がありましたように、直ちに、理事会を開催し、役職を決め、皆様にご報告したいと思いますので、皆様は、この会場でお待ちください。選任された理事者及び監事は、2階会議室へ移動してください。」

(2階 理事会開催)

○中川潤子常務理事「お待たせいたしました。それでは、理事会の報告を行います。先ず、会長ですが、3月18日に開催しました第52回臨時総会において会長候補者に推薦された豊見 雅文（とよみ まさふみ）氏が、会長に選任されました。それでは、豊見 雅文（とよみ まさふみ）会長、挨拶をお願いいたします。」

(会長挨拶)

○豊見雅文会長「ただいま理事会を開いて私豊見雅文が会長に選任されましたのでご報告いたします。先ほど挨拶しましたとおり、非常に大事な時期です。勝負所です。これからどうなっていくか決まっていくような時代になっていると思います。なんとか、新会館で引き続き薬剤師が尊敬されるような職業であるように頑張っていければと思っています。よろしくお願ひいたします。」

○中川潤子常務理事「ありがとうございました。引き続き、豊見 雅文（とよみ まさふみ）会長から、平成30・31年度の役員の紹介をお願いいたします。」

(役員紹介)

○中川潤子常務理事「ありがとうございました。次に、平成30・31年度公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙・補欠の代議員選挙について、ご説明いたします。」

(代議員選挙説明)

○中川潤子常務理事「現代議員の任期は、平成30年度に実施予定の次期代議員選挙終了の時までとなっておりますことから、次期平成30・31年度広島県薬剤師会代議員・補欠の代議員を選出するため、本会定款第12条及び代議員選挙細

則に基づき代議員選挙・補欠の代議員選挙を実施いたします。選挙期日を8月20日（月）、開票日を同じく8月20日（月）、明日、6月18日（月）を告示日とし、本会ホームページに代議員選挙・補欠の代議員選挙サイトに告示をいたします。サイトから立候補届、経歴書をダウンロードしていただき、7月20日（金）までに地域・職域薬剤師会へ届出をお願いいたします。代議員と補欠の代議員選挙の届出用紙は違いますので、お間違のないようお願いいたします。選出数等、詳細については、サイトに記載いたします。ご確認いただきますようお願いいたします。以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。皆さん、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。」

閉会 午後3時55分

定款第30条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

第53回公益社団法人広島県薬剤師会定時総会

議長	印
副議長	印
議事録署名人	印
議事録署名人	印

[会長挨拶]

第53回広島県薬剤師会総会にあたりひとことご挨拶申し上げます。

まず薬事功労により表彰を受けられる皆様、本日は誠におめでとうございます。今回は

広島県健康福祉局から田中剛局長、應和卓治薬務課長の御列席の中で日本薬剤師会有功賞などの表彰を受けていただきます。

本日は梅雨晴れの休日にもかかわらずご来賓をはじめ、受賞者のみなさま、代議員のみなさま、地域・職域薬剤師会会長の皆様ご列席いただき感謝申し上げます。

広島県薬剤師会の新会館は2年前に民間企業に土地の半分を貸し出す計画から単独建設に大きく計画を変更し建設を進めてまいりました。本年8月初旬には事務局の引越を行い新しい会館で在宅医療支援を含めた事業を始めています。この新会館建設に関しましては、地域・職域薬剤師会のみなさまのご支援があったからこそと感謝申し上げます。

新会館建設に因り、銀行から予定通り、建設資金の一部を借りるようにしています。そこで誠に勝手なお願いではありますが、もし地域薬剤師会において、無利子で銀行に余剰資金を預けておられるようなことがあれば、その預け先を広島県薬剤師会に変更していただくことができればありがたいと考えています。その分だけ会費による負担を少なくすることができれば、早く有利子負債を返済することができ、今後の薬剤師会の運営に資することができると思うのです。是非各地域薬剤師会においてご検討いただければと思います。

今年度の調剤報酬の改訂において医薬分業制度そのものが医療費増加の一端であるような指摘を受け、薬局は苦しい状況におかれようになりました。我々薬剤師は正確に調剤するだけの機械であってはならず、安全で有効な医療の質の向上に資するという使命を果たし、その薬剤師職能が国民の多くから評価をされる存在にならなければこの窮地を脱することはできないでしょう。かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤

師として病気の時だけでなく、常にその人の健康を、また老後をサポートするそのような薬局、薬剤師が求められているのだと思います。日本薬剤師会では本年1月に今までの薬剤師倫理規定を見直し、15項目からなる薬剤師行動規範を策定いたしました。その中には職能基準の継続的な実践と向上、また国民の主体的な健康管理への支援というような項目が含まれています。全ての薬剤師はこの行動規範を遵守し、人々の信頼に応え、保健医療の向上及び福祉の増進を通じて社会に対する責任を全うするという誓いをたてなければならないと思っています。

次に、先日来新聞報道もされています、基幹病院の敷地内薬局の問題ですが、医薬分業の根本理念に反し、医療機関側の利益優先で筋の悪い選択であると考えています。患者さんの利便性をいうならば、院内で調剤すれば済む話です。指導的役割を果たすべき基幹病院が、わざわざ敷地内、まして規制緩和の狭間ぎりぎりの建物内に保険薬局を誘致する意味は全くありません。薬剤師会は今後も敷地内薬局に断固として反対していく所存です。

最後にはなりますが、本日は決算を承認していただき、今後2年間の運営を行う理事を選任していただくことになります。代議員各位におかれましては、議事に関しては、慎重に審議をお願いし、運営に関しては、より一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げて、簡単措辞ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

〔中野真豪会館建設委員会委員長総括〕

2年前に新執行部になり、新たに会館建設委員会が立ち上りました。ようやく完成間近までこぎつけることができました。皆様ご存じのとおり、ここまで来るのにも、いろんな困難がありました。まず設計の見直しから始まり予算の見直し、都計審エリマネ会議提出資料の見直し、現広島県薬剤師会館の売却交渉など。たくさんのいろいろな事項が進み出していくは止まり、引き戻し、糺余曲折がありましたが、建設委員会と豊見会長、事務局、皆さまの力を借りてこの難局を乗り切ることができ、やっとここまで来ることができました。会館建設委員会といたしましても、2年間何度も会議を開き、委員の先生方には、細かく審議していただき、まとめたあげた事項を県薬に報告し、承認していただいた事項を代議員会で可能な限り報告させていただいて、会館建設に関わる全ての事項を概ね先生方には了承していただいたことを、建設委員会を代表いたしまして感謝いたします。8月には新会館が完成いたします。これで外枠造りに携わった建設委員会の役目は終りになりますが、今後は、豊見会長をはじめ、新執行部が新会館に魂を注ぎ込む役目がございます。この会館が広島県薬剤師会会員全員、また地域住民の心の拠り所となるよう、豊見会長には、さらなるリーダーシップを発揮していただき、今後よりよい会館づくりを目指していただきたいと思います。

日付		行事内容
2月21日	木	<ul style="list-style-type: none"> 未就業薬剤師就業支援事業打合会（仮称） 第1回呉地区薬剤師セミナー（ビューポートくれ） 常務理事会
22日	金	後発医薬品に関する調査結果（アンケート及びレセプトデータ）に関する検証会
23日	土	平成30年度学校薬剤師都会中国ブロック連絡会議（松江エクセルホテル東急）
23日・24日		第104回薬剤師国家試験
24日	日	平成30年度抗HIV薬服薬指導研修会
25日	月	<ul style="list-style-type: none"> 復職支援研修会（まなびの館ローズコム） 第125回中国地方社会保険医療協議会広島部会（中国四国厚生局） 第2回災害薬事コーディネーター導入検討会（県庁・本館） 地対協WG
26日	火	アンチ・ドーピング推進活動（広島大学 リハビリテーション科医局）
28日	木	患者のための薬局ビジョン推進事業にかかる打合せ
3月1日	金	<ul style="list-style-type: none"> 薬局運営WG 広島県地域保健対策協議会 平成30年度第2回定例理事会（広島県医師会館）
3日	日	<ul style="list-style-type: none"> 研究センター開設記念HbpMSセミナー⑤（日本赤十字社中四国ブロック血液センター研究室） 薬薬連携研修会 ポリファーマシー対策に向けて～必要な視点と考え方～
4日	月	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度薬剤師会薬事情報センター実務担当者等研修会（東京・日薬） 平成30年度緩和ケア推進会議（広島県庁）
6日	水	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療推進委員会 常務理事会
7日	木	広島県地域保健対策協議会「～適切な服薬管理を目指して～医薬品に関する講演会」（広島県医師会館）

日付	行事内容
8日 金	広報委員会
9日 土	<ul style="list-style-type: none"> 第521回薬事情報センター定例研修会 第14回広島胃瘻と経腸栄養療法研究会（広島コンベンションホール） 広島大学薬学部 卒業・修了記念パーティー（グランドプリンスホテル広島）
9日・10日	日本薬剤師会第92回臨時総会（ホテルイースト21東京）
11日 月	<ul style="list-style-type: none"> 選挙管理委員会 平成30年度患者のための薬局ビジョン推進事業打合せ
12日 火	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定締結式（県庁・北館） 平成30年度第2回ひろしま食育・健康づくり実行委員会（広島県庁） 健康寿命延伸検討WG 広島県西部地区生涯教育研修会（廿日市市総合健康福祉センター）
13日 水	<ul style="list-style-type: none"> 第845回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会（支払基金広島支部） 患者のための薬局ビジョン推進事業にかかる打合せ 第3回広島県医療費適正化計画検討委員会（県庁・本館） 「子育て応援団すこやか2019」第1回けんこうサポートゾーン調整会議（広島テレビ） 広島県地域保健対策協議会災害医療体制検討特別委員会（広島県医師会館） 福山地区薬-薬連携研修会（福山市民病院） 平成30年度日本薬剤師会研究倫理に関する全国会議（日薬）
14日 木	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度広島県医療安全研修会～コミュニケーションから始めよう～（広島県医師会館） 広島県地域保健対策協議会在宅医療・介護連携推進専門委員会（広島県医師会館）
15日 金	<ul style="list-style-type: none"> 医療従事者等向け研修会（薬物依存症）（医療法人せのがわ瀬野川病院） 福岡県保健医療介護部薬務課来会（モバイルファーマシー見学） 平成30年度第2回在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業検討委員会（広島県看護協会） ブレストケア・ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会（大手町おりづるタワー）

日付		行事内容
16日	土	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度日本病院薬剤師会医療情報システム講習会 (大阪科学技術センター) 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関評議員会及び運営委員会合同会議 (サンピーチ・OKAYAMA)
18日	月	<ul style="list-style-type: none"> 日本薬剤師会平成30年社会保険指導者研修会 (AP市ヶ谷C会議室) 第3回リハビリテーション専門職派遣等調整会議 (県庁・本館) 平成30年度第4回介護支援専門員アセスメントマニュアル作成検討会議 (広島県庁) アンチ・ドーピング活動推進委員会
19日	火	<ul style="list-style-type: none"> ひろしま健康づくり県民運動推進会議総会 (広島県健康福祉センター) 第2回広島県医療審議会保健医療計画部会 (広島県庁) 倫理審査委員会
20日	水	<ul style="list-style-type: none"> RIOネットワーク 倫理審査委員教育実施に向けたワークショップ (CIVI研修センター 新大阪東 E704会議室) 広島県地域保健医療推進機構評議員会事前説明 広島県がん対策課との打合せ (株)広島リビング新聞社取材 在宅医療推進委員会 常務理事会 薬-薬 合同研修会 (興生総合病院) 自立支援多職種ネットワーク推進会議 平成30年度最終回「改訂版これから手帳お披露目会」 (広島県医師会館)
22日	金	平成30年度第12回HMネット運営会議 (広島県医師会館)
23日	土	平成30年度広島県在宅支援薬剤師専門研修会 (無菌製剤処理研修会・インストラクター養成研修)
24日	日	第54回広島県薬剤師会臨時総会
25日	月	<ul style="list-style-type: none"> 患者のための薬局ビジョン推進事業にかかる打合せ 平成30年度第2回広島県医療審議会 (広島県庁)

日付		行事内容
26日	火	<ul style="list-style-type: none"> 患者のための薬局ビジョン推進事業にかかる打合せ 薬事情報センター業務紹介及びモバイルファーマシー見学 広島経営同友会3月例会 (ANAクラウンプラザホテル広島) 第126回中国地方社会保険医療協議会広島部会 (中国四国厚生局) 広島県がん対策推進委員会 (広島がん高精度放射線治療センター) プレストケア・ピンクリボンキャンペーン in 広島実行委員会 (大手町おりづるタワー)
27日	水	<ul style="list-style-type: none"> 地対協 脳卒中医療体制検討特別委員会 (広島県医師会館) 選挙管理委員会 (書面表決)
28日	木	<ul style="list-style-type: none"> 河合あんり先生来会 患者のための薬局ビジョン推進事業にかかる打合せ (動画レクチャー) 広島県地域保健医療推進機構評議員会 (広島県健康福祉センター) 平成30年度第2回地域包括ケア強化推進検討委員会 (広島県医師会館) 第1回 安佐地区合同薬剤師研修会 (安佐南区総合福祉センター)
29日	金	グラノード広島竣工式 (グラノード広島)
30日	土	平成30年度広島県在宅支援薬剤師専門研修会 (無菌製剤処理研修会②)
4月3日	水	<ul style="list-style-type: none"> 広島銀行広島駅北口支店長来会 常務理事会
4日	木	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険診療報酬支払基金広島支部藤井支部長来会 薬事情報センター業務紹介及びモバイルファーマシー見学 21世紀、県民の健康とくらしを考える会役員会 (広島県医師会館) 患者のための薬局ビジョン推進事業にかかる打合せ (動画レクチャー)
6日	土	<ul style="list-style-type: none"> 広島大学霞管弦楽団 2019 Spring Concert (広島市南区民文化センター) 復職支援研修説明会 (オリエンテーション) (まなびの館ローズコム・広島県薬剤師会館)
7日	日	広島県医師会CBRNE災害対策医療講習会 (広島県医師会館)
8日	月	次世代指導薬剤師特別委員会
9日	火	<ul style="list-style-type: none"> 部会外 会計チェック 公益法人に係る研修会 (広島県庁)

日付		行事内容
10日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・第58回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議（支部総会）（サンポート高松シンボルタワー） ・財務担当打合会
11日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度社会保険医療担当者（薬局）指導打合会 ・患者のための薬局ビジョン推進事業にかかる打合せ（動画レクチャー） ・第39回広島県薬剤師会学術大会実行委員会
12日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・第846回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会（支払基金広島支部） ・認定基準薬局運営協議会
13日	土	<ul style="list-style-type: none"> ・エキキタ「イベント広場」オープンセレモニー（エキキタ「イベント広場」） ・第522回薬事情報センター定例研修会 ・医療事故調査制度対応支援委員・外部委員研修会（広島県医師会館）
14日	日	次世代指導薬剤師特別委員会 報告会（ホテルグランヴィア広島）

日付		行事内容
15日	月	<ul style="list-style-type: none"> ・復職支援研修説明会（オリエンテーション）（まなびの館ローズコム・広島県薬剤師会館） ・ブレストケア・ピンクリボンキャンペーン in 広島実行委員会（大手町おりづるタワー）
16日	火	財務担当者会議
17日	水	倫理審査委員会
18日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・全国健康保険協会広島支部 第2回広島県医療関係者意見交換会（広島県歯科医師会館） ・平成31年度第1回「がん検診へ行こうよ」推進会議（広島県健康福祉センター） ・外国人医療対策に向けた医療関係団体連絡会議事前打合会 ・常務理事会
19日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・広報委員会 ・広島県病院薬剤師会DI委員会

行事予定（令和元年5月）

- 5月10日（金） 第847回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会（支払基金広島支部）
- 5月11日（土） 平成31年（2019年）度「看護の日」広島県大会（広島県民文化センター）
- // IPPNW日本支部理事会、広島県支部総会、日本支部総会（広島県医師会館）
- // 第63回広島県病院薬剤師会総会（ホテルセンチュリー21広島）
- // 第523回薬事情報センター定例研修会
- 5月12日（日） 母の日 ピンクリボンdeカープ2019（マツダスタジアム）
- 5月15日（水） 日本薬剤師会第1回都道府県会長協議会（会長会）（日本薬剤師会）
- 5月16日（木） 日本薬剤師会総会議事運営委員会（日本薬剤師会）
- // 監査会
- // 常務理事会
- 5月18日（土） 第1回理事会
- 5月21日（火） 日本薬剤師会第2回理事会（日本薬剤師会）
- // 健康寿命延伸検討WG第1回会議

行事予定（令和元年5～7月）

- 5月23日(木) 平成31年度広島県学校保健会常任理事会、理事会及び代議員会(県立総合体育館)
- 5月25日(土) 第21回広島県医療情報技師会研修会(県立広島病院)
- " 5月26日(日) } 日薬代議員中国ブロック協議会(ホテルモナーク鳥取)
- // 新薬剤師研修会
- " 第27回広島県言語友の会みつぎ大会
(公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設附属リハビリテーションセンター)
- 5月31日(金) 「子育て応援団すこやか2019」会場準備(広島テレビ(新社屋))
- 6月1日(土) 学薬部会 理事会
- " 学薬部会地域組織代表者会議
- " 6月2日(日) } 「子育て応援団すこやか2019」(広島テレビ(新社屋))
- 6月5日(水) 常務理事会
- 6月8日(土) 認知症の人と家族の会広島県支部 第38回家族の会大会(広島県民文化センター)
- 6月14日(金) 第848回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
- 6月16日(日) 第55回広島県薬剤師会定時総会
- 6/20～7/19 平成31年度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動
- 6月20日(木) 常務理事会
- 6月21日(金) 日本薬剤師会第3回理事会(日本薬剤師会)
- " 日本薬剤師会第2回都道府県会長協議会(会長会)(日本薬剤師会)
- " 6月22日(土) } 日本薬剤師会第93回定時総会(ホテルイースト21東京)
- " 6月23日(日) }
- 6月27日(木) 広島原爆障害対策協議会 評議員会(予定)(広島原対協)
- 6月28日(金) スポーツファーマシスト向けLive on Seminar研修(広島県薬剤師会館他)
- 6月29日(土) (株)メディア中国 薬剤師向てんかんセミナー
薬剤師が知っておきたい「てんかん」の基本～患者さんとの接点を深めるために～
(TKPガーデンシティ PREMIUM広島駅前)
- 7月6日(土) 2019年度学校薬剤師中国ブロック連絡会議
- 7月7日(日) 集団的個別指導
- 7月10日(水) 常務理事会



平成31年3月11日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様
一般社団法人広島県病院薬剤師会会長様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
薬務課

薬剤師研修認定制度の適切な運用について（通知）

このことについて、平成31年3月1日付け薬生総発0301第8号により厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長から別紙のとおり通知がありました。

不適切な方法により入手した研修受講シールにより研修認定を取得する行為は、研修認定制度の信頼性を揺るがしかねないものであり、また、調剤報酬請求の適正性にも疑念を生じさせるものです。

については、貴会会員等に対し、機会をとらえて、これらの注意喚起を行ってくださいようお願いします。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)
(担当者 安井)

別紙1

薬生総発0301第8号
平成31年3月1日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 卫生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

薬剤師研修認定制度の適切な運用について

日頃より薬事行政に対してご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

薬剤師が自らの資質向上のために生涯を通じて常に新しい知識と技能を習得し、業務の充実に努めることは非常に重要であり、薬局に勤務する薬剤師に対する研修については、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第3号。以下「体制省令」という。）第1条第1項第16号の規定により、薬局開設者にその実施を求めております。

公益財団法人薬剤師認定制度認証機構から認証された研修認定制度（以下「研修認定制度」という。）については、研修を受講した薬剤師に対して薬剤師認定制度実施機関から研修受講シールが交付される場合がありますが、今般、一部の薬剤師認定制度実施機関から交付されている研修受講シールが、インターネット上のオークションサイト等で売買されている事例が確認されました。

不適切な方法により入手した研修受講シールにより、研修認定を取得する行為は、研修認定制度の信頼性を揺るがしかねないことから、関係団体等に対し別添のとおり通知しましたのでお知らせします。

つきましては、貴管下の薬局、関係団体等にご周知いただくよう、ご協力の程よろしくお願い致します。

別紙2

薬生総発0301第7号
保医発0301第2号
平成31年3月1日

(別記) 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
厚生労働省保険局医療課長

薬剤師研修認定制度の適切な運用について

平素は薬事行政及び医療保険行政に対してご協力を賜り、誠にありがとうございます。

薬剤師が自らの資質向上のために生涯を通じて常に新しい知識と技能を習得し、業務の充実に努めることは非常に重要であり、薬局に勤務する薬剤師に対する研修については、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第3号。以下「体制省令」という。）第1条第1項第16号の規定により、薬局開設者にその実施を求めております。また、調剤報酬における「かかりつけ薬剤師指導料」及び「かかりつけ薬剤師包括管理料」の施設基準として、公益財団法人薬剤師認定制度認証機構から認証された研修認定制度（以下「研修認定制度」という。）等の研修認定を取得していることを求めているところです。

研修認定制度につきましては、研修を受講した薬剤師に対して薬剤師認定制度実施機関から研修受講シールが交付される場合があると承知しておりますが、今般、一部の薬剤師認定制度実施機関から交付されている研修受講シールが、インターネット上のオークションサイト等で売買されている事例が確認されました。

不適切な方法により入手した研修受講シールにより、研修認定を取得する行為は、研修認定制度の信頼性を揺るがしかねないものであり、また、調剤報酬請求の適正性にも疑念を生じさせるものです。

つきましては、貴会会員に対して、オークションサイト等における研修受講シールの不適切な売買について注意喚起するとともに、薬局に勤務する薬剤師が不適切な方法で研修認定を取得しないよう周知徹底を行っていただきたく、ご協力の程よろしくお願ひいたします。また、薬局機能情報提供制度において認定薬剤師の数を報告している薬局並びにかかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の算定のための施設基準の届出を行っている薬局の開設者におかれましては、認定薬剤師の研修受講状況の把握等に努めていただきたく、あわせてご協力の程よろしくお願ひいたします。

(別記)

公益社団法人 日本薬剤師会会長
一般社団法人 日本保険薬局協会会長
日本チェーンドラッグストア協会会長

別紙3

薬生総発0301第6号
保医発0301第1号
平成31年3月1日

薬剤師認定制度実施機関の長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
厚生労働省保険局医療課長

薬剤師研修認定制度の適切な運用について

平素は薬事行政及び医療保険行政に対してご協力を賜り、誠にありがとうございます。

薬剤師が自らの資質向上のために生涯を通じて常に新しい知識と技能を習得し、業務の充実に努めることは非常に重要であり、薬局に勤務する薬剤師に対する研修については、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第3号。以下「体制省令」という。）第1条第1項第16号の規定により、薬局開設者にその実施を求めております。また、調剤報酬における「かかりつけ薬剤師指導料」及び「かかりつけ薬剤師包

括管理料」の施設基準として、公益財団法人薬剤師認定制度認証機構から認証された研修認定制度（以下「研修認定制度」という。）等の研修認定を取得していることを求めているところです。

研修認定制度につきましては、研修を受講した薬剤師に対して薬剤師認定制度実施機関から研修受講シールが交付される場合があると承知しておりますが、今般、一部の薬剤師認定制度実施機関から交付されている研修受講シールが、インターネット上のオークションサイト等で売買されている事例が確認されました。

不適切な方法により入手した研修受講シールにより、研修認定を取得する行為は、研修認定制度の信頼性を揺るがしかねないものであり、また、調剤報酬請求の適正性にも疑念を生じさせるものです。

つきましては、研修認定制度の適切な運用のため、薬剤師認定制度実施機関である貴団体において実施している研修の受講者及び関係者に対して、オークションサイト等における研修受講シールの不適切な売買について注意喚起を行うとともに、受講者名簿による受講状況の管理、研修受講シール配布時の本人確認及び未受講者の研修受講シールの回収徹底等、不適切な売買を防止する取組について検討していただき、研修受講シールの取扱いをはじめとして適切に研修を実施していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

平成31年3月18日

一般社団法人広島県医師会会長様
一般社団法人広島県病院協会会長様
公益社団法人広島県薬剤師会会長様
一般社団法人広島県病院薬剤師会会長様
一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
広島県医薬品卸協同組合理事長様
広島県製薬協会会長様
広島県医薬品配置協議会会長様
一般社団法人広島県配置医薬品連合会理事長様
広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
薬務課

「医薬品の範囲に関する基準」に関するQ&Aについて（通知）

このことについて、平成31年3月15日付け薬生監麻発0315第1号により厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
(担当者 安井)

別紙1

薬生監麻発0315第1号
平成31年3月15日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 卫生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

「医薬品の範囲に関する基準」に関するQ&Aについて

今般、「無承認無許可医薬品の指導取締まりについて」（昭和46年6月1日薬発476号都道府県知事宛て厚生省薬務局通知）の別紙「医薬品の範囲に関する基準」に関するQ&Aを別添のとおり取りまとめましたので、御了知の上、貴管下関係業者に対する指導取締りにおいて御留意をお願いいたします。

(別添)

問 「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」(昭和46年6月1日薬発第476号厚生省薬務局長通知)の別添2「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」(以下「専ら医薬品リスト」という。)に収載されている成分を元から含有する野菜、果物等の生鮮食料品又はそれを調理・加工して製造された加工食品は、医薬品に該当すると判断されるのか。

(答) 「専ら医薬品リスト」に収載されているものであっても、それが野菜・果物等の生鮮食料品(「専ら医薬品リスト」に当該生鮮食料品そのものが収載されていないものに限る。)に元から含有される成分では、当該成分を含有している生鮮食料品の医薬品該当性について、当該成分を含有することのみを理由として医薬品に該当するとは判断せず、食経験、製品の表示・広告、その製品の販売の際の演術等を踏まえ総合的に判断する。また、当該生鮮食料品を調理・加工(伝統的発酵を含む。)して製造された食品(伝統的発酵によって当該成分が含有されることとなるものを含む。以下「加工食品」という。)についても、当該加工食品の製造工程において、当該成分の抽出、濃縮又は純化を目的とした加工をしておらず、かつ、食品由来でない当該成分を添加していない場合は、前段と同様の取扱いとする。

平成31年3月18日

一般社団法人広島県医師会会長様
一般社団法人広島県病院協会会長様
一般社団法人広島県歯科医師会会長様
公益社団法人広島県薬剤師会会長様
一般社団法人広島県病院薬剤師会会長様
公益社団法人広島県看護協会会長様
一般社団法人広島県医療法人協会会長様
広島県医薬品卸協同組合理事長様

広島県健康福祉局薬務課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

抗真菌薬「ゼフナート外用液2%」の中国国内で確認された偽造品について(通知)

このことについて、平成31年3月15日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会(組合)会員への注意喚起をお願いします。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222(ダイヤルイン)
(担当者 上田)

別紙1

事務連絡
平成31年3月15日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

抗真菌薬「ゼフナート外用液2%」の中国国内で確認された偽造品について

今般、別紙のとおり、全薬工業株式会社が製造販売し、鳥居薬品株式会社が販売している抗真菌薬「ゼフナート外

用液2%」について、中国国内において、包装（箱）の表示や製品ボトルのラベルが日本語で日本国内の正規品と同様に記載された偽造品が確認されました。

現在のところ、日本国内において「ゼフナート外用液2%」の偽造品は確認されておらず、偽造品の服用に起因すると考えられる健康被害の報告も受けていませんが、もし、このような偽造品を発見した場合には、決して、流通させたり、調剤したり、服用させたりすることがないよう、貴管下の医療機関、薬局及び医薬品の販売業者に対する注意喚起をお願いいたします。

なお、製品に関する問い合わせ先については、別紙を御覧ください。

別紙2

2019年3月15日

中国国内で確認された抗真菌薬「ゼフナート外用液2%」の偽造品について

製造販売元 全薬工業株式会社
販 売 元 鳥居薬品株式会社

この度、全薬工業株式会社が製造販売承認を取得し、鳥居薬品株式会社が販売しております抗真菌薬「ゼフナート外用液2%」（以下「ゼフナート」）について、包装（箱）の表示や製品ガラス瓶のラベルが日本語で記載された偽造品が、中華人民共和国（以下「中国」）国内において確認されました。

現在のところ、日本国内において、ゼフナートの偽造品は確認されておらず、また、偽造品の使用に起因すると思われる健康被害の報告もございません。

偽造品が正規の流通ルートを介して日本国内の医療機関に納入されることはないと考えておりますが、輸入等により偽造品が日本国内に流入する可能性は否定できないことから、注意喚起が必要と判断し、念のためお知らせするものです。

今回の偽造品は、中国の通販サイトで販売されており、包装等が正規品と同様の日本語で記載されていることなど、一見して偽造品と正規品の区別がつきにくい状況でございました。

今後、別の形態の偽造品が発見されるおそれもありますので、医師の処方せんに基づいて調剤された以外の方法でゼフナートを入手しないよう重ねてご注意をお願いいたします。

なお、製品に関するお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

【お問合せ先】

鳥居薬品株式会社 お客様相談室
電話番号：0120-316-834
受付時間：9：00～17：30（土・日祝日および会社休業日を除く）

平成31年3月28日

公益社団法人広島県薬剤師会会長 様
広島県医薬品卸協同組合理事長 様

広 島 県 健 康 福 祉 局 長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
〔 薬 務 課 〕

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第7条第3項に規定する薬局の管理者の兼務許可の考え方について（通知）

このことについて、平成31年3月20日付け薬生総発0320第3号により厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長より別紙のとおり通知がありました。

本県においては、従前より管理者の兼務許可については次のとおりとしていますが、本通知の趣旨を踏まえ、当面

の間、この取扱いについては変更しないこととします。

なお、各保健所設置市には本県の取扱い方針について別途通知しています。

【管理者の兼務について】

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項ただし書きの規定に基づく薬局の管理者の兼務は、次のア～ウに掲げる場合に限り、認められるものであること。

- ア 学校保健安全法に基づく学校薬剤師の業務
- イ 薬剤師会が開設する休日夜間対応薬局の業務
- ウ 市町が開設する休日夜間診療所の業務

なお、この場合は、管理者兼務の適用願いを、法第7条第3項ただし書きの規定に基づく許可申請とみなすこととする。

また、管理者兼務の内容に変更を生じた場合は、当該許可は、消滅するものとする。

担当 薬事グループ
電話 082-523-3222 (ダイヤルイン)
(担当者 上田)

別紙

薬生総発0320第3号
平成31年3月20日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第7条第3項に規定する薬局の管理者の兼務許可の考え方について

薬局の管理者は、その薬局を実地に管理する必要があり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第7条第3項の規定により、原則として、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事することが禁止されていますが、同項のただし書きにより、その薬局の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下「都道府県知事等」という。）の許可（以下「兼務許可」という。）を受けた場合には、例外的に薬局の管理者が他の薬事に関する実務に従事することが認められています。

この兼務許可を与えることができるものとしては、「薬事法の施行について」（昭和36年2月8日付け薬発第44号厚生省薬務局長通知。以下「昭和36年通知」という。）において、「非常勤の学校薬剤師を兼ねる場合等であって薬局の管理者としての業務を遂行するにあたって支障を生ずることがないと認められるとき」を例示しています。

今般、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）において、「へき地における薬局の管理者の兼務要件については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会での薬局・薬剤師の在り方に関する議論を踏まえて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたところです。これを受けて、近年、薬局の薬剤師が行う業務が多岐にわたり、その勤務体系も多様化していること等も踏まえ、兼務許可に関する考え方を下記のとおり整理しましたので、業務の参考としていただきますようお願いします。

なお、医薬品医療機器等法第7条第1項及び第2項において、当該薬局を実地に管理する者として薬局の管理者が規定されていることにかんがみれば、兼務許可は例外的な取扱いとすべきことに御留意いただきますようお願いします。

記

医薬品医療機器等法第7条第3項の兼務許可については、昭和36年通知で例示した薬局の管理者が非常勤の学校薬

剤師を兼ねる場合のほか、地域における必要な医薬品提供体制の確保を目的として、

- ・薬局の営業時間外である夜間休日に、当該薬局の管理者がその薬局以外の場所で地域の輪番制の調剤業務に従事する場合
- ・へき地における薬局の管理者の確保が困難であると認められる場合において、当該地域に所在する薬局の営業時間外に、当該薬局の管理者が他の薬局に勤務する場合

等であって、都道府県知事等が地域の実情、個別の事案を勘案した上で、薬局の管理者としての業務を遂行するにあたって支障を生ずることがないと判断する場合は、認められ得ること。

平成31年3月29日

一般社団法人広島県医師会会長様
一般社団法人広島県歯科医師会会長様
公益社団法人広島県薬剤師会会長様
一般社団法人広島県病院薬剤師会会長様
一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
広島県医薬品卸協同組合理事長様
広島県製薬協会会長様
広島県医薬品配置協議会会長様
一般社団法人広島県配置医薬品連合会理事長様
広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
〔 薬務課 〕

医薬品の範囲に関する基準の一部改正について（通知）

このことについて、平成31年3月22日付け薬生発0322第2号により厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
(担当者 上田)

別紙1

薬生発0322第2号
平成31年3月22日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医薬品の範囲に関する基準の一部改正について

人が経口的に服用する物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項第2号又は第3号に規定する医薬品に該当するか否かについては、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知。以下「通知」という。）により判断してきたところですが、今般、通知の一部を別紙のとおり改正しますので、下記の改正の趣旨等を御了知の上、貴管下関係業者に対する指導取締りにおいて御留意をお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

都道府県から提出のあった個別成分本質（原材料）（※）について、通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」（以下「基準」という。）の別添1「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いについて」に基づき、専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）に該当するかどうか等の判断を行い、別添2「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」及び別添3「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」に追加した。

※企業等が輸入又は製造して販売しようとする物に含有されている成分及びいわゆる健康食品の買上調査において検出された成分。

2 改正の概要

- (1) 以下の成分本質（原材料）について、基準の別添2「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に追加する。
- 3. その他（化学物質等）
 - ・デスカルボンシルデナフィル
- (2) 以下の成分本質（原材料）について、基準の別添3「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」に追加する。
- 2. 動物由来物等
 - ・ホタテ（貝殻）
 - 3. その他（化学物質等）
 - ・3-アミノプロパン酸
 - ・2-フコシルラクトース

別紙2

「医薬品の範囲に関する基準」の一部改正について

昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」の別紙「医薬品の範囲に関する基準」の一部を次のように改正します。

第1 別添2の1. 植物由来物等の表カイソウ＜海葱＞属の項を次のように改める。

カイソウ＜海葱＞属		鱗茎	カイソウ＜海藻＞の全藻は「非医」
-----------	--	----	------------------

別添2の1. 植物由来物等の表ユキノハナ属の項を次のように改める。

ユキノハナ属	オオユキノハナ／ユキノハナ	鱗茎	
--------	---------------	----	--

別添2の3. その他（化学物質等）の表デキストロメトルファンの項の次に次の項を加える。

デスカルボンシルデナフィル	Descarbonsildenafil		
---------------	---------------------	--	--

第2 別添3の2. 動物由来物等の表ヘビの項の次に次の項を加える。

ホタテ		貝殻	
-----	--	----	--

別添3の3. その他（化学物質等）の表アスパラギン酸の項の次に次の項を加える。

3-アミノプロパン酸	β-アラニン		
------------	--------	--	--

別添3の3. その他（化学物質等）の表フェルラ酸の項の次に次の項を加える。

2-フコシルラクトース			
-------------	--	--	--

無承認無許可医薬品の指導取締りについて

(昭和46年6月1日 薬発第476号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

改正	昭和58年4月1日	薬発第273号
	昭和62年9月22日	薬発第827号
	平成2年11月22日	薬発第1179号
	平成10年3月31日	医薬発第344号
	平成12年4月5日	医薬発第392号
	平成13年3月27日	医薬発第243号
	平成14年11月15日	医薬発第1115003号
	平成16年3月31日	薬食発第0331009号
	平成19年4月17日	薬食発第0417001号
	平成21年2月20日	薬食発第0220001号
	平成23年1月20日	薬食発0120第1号
	平成24年1月23日	薬食発0123第3号
	平成25年7月10日	薬食発0710第2号
	平成27年4月1日	薬食発0401第2号
	平成27年12月28日	薬生発1228第4号
	平成28年10月12日	薬生発1012第1号
	平成30年4月18日	薬生発0418第4号
	平成31年3月22日	薬生発0322第2号

昨今、その本質、形状、表示された効能効果、用法用量等から判断して医薬品とみなされるべき物が、食品の名目のもとに製造（輸入を含む。以下同じ。）販売されている事例が少なからずみうけられている。

かかる製品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）（以下「法」という。）において、医薬品として、その製造、販売、品質、表示、広告等について必要な規制を受けるべきものであるにもかかわらず、食品の名目で製造販売されているため、

- (1) 万病に、あるいは、特定疾病に効果があるかのごとく表示広告されることにより、これを信じて服用する一般消費者に、正しい医療を受ける機会を失わせ、疾病を悪化させるなど、保健衛生上の危害を生じさせる、
 - (2) 不良品及び偽薬品が製造販売される、
 - (3) 一般人の間に存在する医薬品及び食品に対する概念を崩壊させ、医薬品の正しい使用が損われ、ひいては、医薬品に対する不信感を生じさせる、
 - (4) 高貴な成分を配合しているかのごとく、あるいは特殊な方法により製造したかのごとく表示広告して、高価な価格を設定し、一般消費者に不当な経済的負担を負わせる、
- 等の弊害をもたらすおそれのある事例がみられている。

このため、従来より各都道府県の協力をえて、法等の規定に基づく厳重な指導取締りを行なってきたところであるが、業者間に認識があさく、現在、なお医薬品の範囲に属する物であるにもかかわらず、食品として製造販売されているものがみられることは極めて遺憾なことである。

については、今般、今まで報告してきた事例等を参考として、人が経口的に服用する物のうち「医薬品の範囲に関する基準」（以下「基準」という。）を別紙のとおり定めたので、今後は、下記の点に留意のうえ、貴管下関係業者に対して、遺憾のないように指導取締りを行なわれたい。

記

1. 医薬品の該当性については、法第2条における定義に照らし合わせて判断されるべきものであり、本基準は、当該判断に資するよう、過去の判断を例示しているものであることから、医薬品の該当性は、その目的、成分本質（原材料）等を総合的に検討の上、判断すること。
2. 基準により医薬品の範囲に属する物は、法の規制を受けるべきものであるので、この旨関係業者に周知徹底し、

同法の規定に基づく承認及び許可を受けたものでなければ、製造販売しないよう強力に指導されたいこと。なお、その表示事項、形状等の改善により、食品として製造販売する物にあっては、表示事項については直ちに、また、形状等については、昭和46年11月までに所要の改善措置を講じさせること。

3. これらの指導にもかかわらず、基準により医薬品の範囲に属する物を食品として製造販売する業者に対しては、法及びその他の関連法令に基づき、告発等の厳重な措置を講じられたいこと。
4. ドリンク剤及びドリンク剤類似清涼飲料水の取扱いについては、今後とも、基準準中専ら医薬品として使用される物として例示したような成分本質の物についても、清涼飲料水に配合しないよう指導されたいこと。

(別紙)

医薬品の範囲に関する基準

人が経口的に服用する物が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項第2号又は第3号に規定する医薬品に該当するか否かは、医薬品としての目的を有しているか、又は通常人が医薬品としての目的を有するものであると認識するかどうかにより判断することとなる。通常人が同項第2号又は第3号に掲げる目的を有するものであると認識するかどうかは、その物の成分本質（原材料）、形状（剤型、容器、包装、意匠等をいう。）及びその物に表示された使用目的・効能効果・用法用量並びに販売方法、販売の際の演述等を総合的に判断すべきものである。

したがって、医薬品に該当するか否かは、個々の製品について、上記の要素を総合的に検討のうえ判定すべきものであり、その判定の方法は、Iの「医薬品の判定における各要素の解釈」に基づいて、その物の成分本質（原材料）を分類し、効能効果、形状及び用法用量が医薬品的であるかどうかを検討のうえ、IIの「判定方法」により行うものとする。

ただし、次の物は、原則として、通常人が医薬品としての目的を有するものであると認識しないものと判断して差し支えない。

- 1 野菜、果物、調理品等その外観、形状等から明らかに食品と認識される物
- 2 健康増進法（平成14年法律第103号）第26条の規定に基づき許可を受けた表示内容を表示する特別用途食品
- 3 食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づき制定された食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第10号の規定に基づき届け出た表示内容を表示する機能性表示食品

I 医薬品の判定における各要素の解釈

1 物の成分本質（原材料）からみた分類

物の成分本質（原材料）が、専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）であるか否かについて、別添1「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いについて」（以下「判断基準」という。）により判断することとする。

なお、その物がどのような成分本質（原材料）の物であるかは、その物の成分、本質、起源、製法等についての表示、販売時の説明、広告等の内容に基づいて判断して差し支えない。

判断基準の1.に該当すると判断された成分本質（原材料）については、別添2「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」にその例示として掲げることとする。

なお、別添2に掲げる成分本質（原材料）であっても、医薬部外品として承認を受けた場合には、当該成分本質（原材料）が医薬部外品の成分として使用される場合がある。

また、判断基準の1.に該当しないと判断された成分本質（原材料）については、関係者の利便を考え、参考として別添3「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」にその例示として掲げることとする。

なお、当該リストは医薬品の該当性を判断する際に参考とするために作成するものであり、食品としての安全性等の評価がなされたもののリストではないことに留意されたい。

2 医薬品的な効能効果の解釈

その物の容器、包装、添付文書並びにチラシ、パンフレット、刊行物、インターネット等の広告宣伝物あるいは演述によって、次のような効能効果が表示説明されている場合は、医薬品的な効能効果を標ぼうしているものとみなす。

また、名称、含有成分、製法、起源等の記載説明においてこれと同様な効能効果を標ぼうし又は暗示するものも同様とする。

なお、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第11号の規定に基づき、内閣総理大臣が定める基準に従い、栄養成分の機能の表示をする栄養機能食品（以下「栄養機能食品」という。）にあっては、その表示等を医薬品的な効能効果と判断しないこととして差し支えない。

（一）疾病の治療又は予防を目的とする効能効果

（例）糖尿病、高血圧、動脈硬化の人に、胃・十二指腸潰瘍の予防、肝障害・腎障害をなおす、ガンがよくなる、眼病の人のために、便秘がなれる等

（二）身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効能効果

ただし、栄養補給、健康維持等に関する表現はこの限りでない。

（例）疲労回復、強精（強性）強壮、体力増強、食欲増進、老化防止、勉学能力を高める、回春、若返り、精力をつける、新陳代謝を盛んにする、内分泌機能を盛んにする、解毒機能を高める、心臓の働きを高める、血液を浄化する、病気に対する自然治癒能力が増す、胃腸の消化吸収を増す、健胃整腸、病中・病後に、成長促進等

（三）医薬品的な効能効果の暗示

（a）名称又はキャッチフレーズよりみて暗示するもの

（例）延命〇〇、〇〇の精（不死源）、〇〇の精（不老源）、薬〇〇、不老長寿、百寿の精、漢方秘法、皇漢処方、和漢伝方等

（b）含有成分の表示及び説明よりみて暗示するもの

（例）体質改善、健胃整腸で知られる〇〇〇〇を原料とし、これに有用成分を添加、相乗効果をもつ等

（c）製法の説明よりみて暗示するもの

（例）本邦の深山高原に自生する植物〇〇〇〇を主剤に、△△△、×××等の薬草を独特の製造法（製法特許出願）によって調製したものである。等

（d）起源、由来等の説明よりみて暗示するもの

（例）〇〇〇という古い自然科学書をみると胃を開き、鬱（うつ）を散じ、消化を助け、虫を殺し、痰なども無くなるとある。こうした経験が昔から伝えられたが故に食膳に必ず備えられたものである。等

（e）新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の談話、学説、経験談などを引用又は掲載することにより暗示するもの

（例）医学博士〇〇〇〇の談

「昔から赤飯に〇〇〇をかけて食べると癌にからぬといわれている。……癌細胞の脂質代謝異常ひいては糖質、蛋白代謝異常と〇〇〇が結びつきはしないかと考えられる。」等

3 医薬品的な形状の解釈

錠剤、丸剤、カプセル剤及びアンプル剤のような剤型は、一般に医薬品に用いられる剤型として認識されており、これらの剤型とする必要のあるものは、医薬品的性格を有するものが多く、また、その物の剤型のほかに、その容器又は被包の意匠及び形態が市販されている医薬品と同じ印象を与える場合も、通常人が当該製品を医薬品と認識する大きな要因となっていることから、原則として、医薬品的形状であった場合は、医薬品に該当するとの判断が行われてきた。

しかし、現在、成分によって、品質管理等の必要性が認められる場合には、医薬品的形状の錠剤、丸剤又はカプセル剤であっても、直ちに、医薬品に該当するとの判断が行われておらず、実態として、従来、医薬品的形状とされてきた形状の食品が消費されるようになってきていることから、「食品」である旨が明示されている場合、原則として、形状のみによって医薬品に該当するか否かの判断は行わないこととする。ただし、アンプル形状など通常の食品としては流通しない形状を用いることなどにより、消費者に医薬品と誤認させることを目的としていると考えられる場合は、医薬品と判断する必要がある。

4 医薬品的な用法用量の解釈

医薬品は、適応疾患に対し治療又は予防効果を発揮し、かつ、安全性を確保するために、服用時期、服用間隔、服用量等の詳細な用法用量を定めることが必要不可欠である。したがって、ある物の使用方法として服用時期、服用間隔、服用量等の記載がある場合には、原則として医薬品的な用法用量とみなすものとし、次のような事例は、これに該当

するものとする。ただし、調理の目的のために、使用方法、使用量等を定めているものについてはこの限りでない。

一方、食品であっても、過剰摂取や連用による健康被害が起きる危険性、その他合理的な理由があるものについては、むしろ積極的に摂取の時期、間隔、量等の摂取の際の目安を表示すべき場合がある。

これらの実態等を考慮し、栄養機能食品にあっては、時期、間隔、量等摂取の方法を記載することについて、医薬品的用法用量には該当しないこととして差し支えない。

ただし、この場合においても、「食前」「食後」「食間」など、通常の食品の摂取時期等とは考えられない表現を用いるなど医薬品と誤認させることを目的としていると考えられる場合においては、引き続き医薬品的用法用量の表示とみなすものとする。

(例) 1日2～3回、1回2～3粒

1日2個

毎食後、添付のサジで2杯づつ

成人1日3～6錠

食前、食後に1～2個づつ

お休み前に1～2粒

II 判定方法

人が経口的に服用する物について、Iの「医薬品の判定における各要素の解釈」に基づいて、その成分本質（原材料）を分類し、その効能効果、形状及び用法用量について医薬品的であるかどうかを検討のうえ、以下に示す医薬品とみなす範囲に該当するものは、原則として医薬品とみなすものとする。なお、2種以上の成分が配合されている物については、各成分のうちいずれかが医薬品と判定される場合は、当該製品は医薬品とみなすものとする。

ただし、当該成分が薬理作用の期待できない程度の量で着色、着香等の目的のために使用されているものと認められ、かつ、当該成分を含有する旨標ぼうしない場合又は当該成分を含有する旨標ぼうするが、その使用目的を併記する場合等総合的に判断して医薬品と認識されるおそれのないことが明らかな場合には、この限りでない。

医薬品とみなす範囲は次のとおりとする。

- (一) 効能効果、形状及び用法用量の如何にかかわらず、判断基準の1.に該当する成分本質（原材料）が配合又は含有されている場合は、原則として医薬品の範囲とする。
- (二) 判断基準の1.に該当しない成分本質（原材料）が配合又は含有されている場合であって、以下の①から③に示すいずれかに該当するものにあっては、原則として医薬品とみなすものとする。
 - ① 医薬品的な効能効果を標ぼうするもの
 - ② アンプル形状など専ら医薬品的形状であるもの
 - ③ 用法用量が医薬品的であるもの

(別添1)

食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いについて

1. 「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」の考え方

(1) 専ら医薬品としての使用実態のある物

解熱鎮痛消炎剤、ホルモン、抗生物質、消化酵素等専ら医薬品として使用される物

(2) (1) 以外の動植物由来物（抽出物を含む。）、化学的合成品等であって、次のいずれかに該当する物。ただし、一般に食品として飲食に供されている物を除く。

- ① 毒性の強いアルカロイド、毒性タンパク等、その他毒劇薬指定成分（別紙参照）に相当する成分を含む物（ただし、食品衛生法で規制される食品等に起因して中毒を起こす植物性自然毒、動物性自然毒等を除く）
- ② 麻薬、向精神薬及び覚せい剤作用がある物（当該成分及びその構造類似物（当該成分と同様の作用が合理的に予測される物に限る）並びにこれらの原料植物）
- ③ 処方せん医薬品に相当する成分を含む物であって、保健衛生上の観点から医薬品として規制する必要性がある物

注1) ビタミン、ミネラル類及びアミノ酸（別紙参照）を除く。ただし、ビタミン誘導体については、食品衛生法の規定に基づき使用される食品添加物である物を除き、「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に収載される物とみなす。

注2) 当該成分本質（原材料）が薬理作用の期待できない程度の量で着色、着香等の目的のために使用されているものと認められ、かつ、当該成分本質（原材料）を含有する旨標ぼうしない場合又は当該成分本質（原材料）を含有する旨標ぼうするが、その使用目的を併記する場合等総合的に判断して医薬品と認識されるおそれがないことが明らかな場合には、「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に収載されていても、医薬品とみなさない。

注3) 「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」に収載されている原材料であっても、水、エタノール以外の溶媒による抽出を行った場合には、当該抽出成分について、上記の考え方に基づいて再度検討を行い、「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に収載すべきかどうか評価する。

2. 新規成分本質（原材料）の判断及び判断する際の手続き

(1) 「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」にも、「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」にも収載されていない成分本質（原材料）を含む製品を輸入販売又は製造する事業者は、あらかじめ、当該成分本質（原材料）の学名、使用部位、薬理作用又は生理作用、毒性、麻薬・覚せい剤様作用、国内外での医薬品としての承認前例の有無、食習慣等の資料を都道府県薬務担当課（室）を通じて、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課あて提出し、その判断を求めることができる。

(2) 監視指導・麻薬対策課は、提出された資料により、上記1の考え方に基づき学識経験者と協議を行い、専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）への該当性を判断する。この場合、事業者に対し追加資料の要求をする場合がある。

(3) 監視指導・麻薬対策課は、「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に該当せず、効能効果の標ぼう等からみて食品としての製造（輸入）、販売等が行われる場合には、食品安全部関係各課（室）に情報提供を行う。

また、当該リストは定期的に公表するものとする。

3. その他

「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」及び「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」は、今後、新たな安全性に関する知見等により、必要に応じて変更することがある。

（参考）ハーブについては、次の文献等を参考にする。

- Jeffrey B.Harborne FRS, Herbert Baxter : Dictionary of Plant Toxins, Willey
- The Complete German Commission E Monographs Therapeutic Guide to Herbal Medicines (The American Botanical Council)
- Botanical Safety Handbook (American Herbal Products Association)
- Richard Evans Schultes, Albert Hofmann : The Botany and Chemistry of Hallucinogens, Charles C. Thomas Publisher
- Poisonous Plants : Lucia Woodward
- WHO monographs on selected medicinal plants
- John H. Wiersema, Blanca Leon : World Economic Plants
- 中薬大辞典：小学館
- 和漢薬：医歯薬出版株式会社

(別紙)

○毒薬・劇薬指定基準（注略）

- (1) 急性毒性（概略の致死量：mg/kg）が次のいずれかに該当するもの。
- 1) 経口投与の場合、毒薬が30mg/kg、劇薬が300mg/kg以下の値を示すもの。
 - 2) 皮下投与の場合、毒薬が20mg/kg、劇薬が200mg/kg以下の値を示すもの。
 - 3) 静脈内（腹腔内）投与の場合、毒薬が10mg/kg、劇薬が100mg/kg以下の値を示すもの。
- (2) 次のいずれかに該当するもの。なお、毒薬又は劇薬のいずれに指定するかは、その程度により判断する。
- 1) 原則として、動物に薬用量の10倍以下の長期連続投与で、機能又は組織に障害を認めるもの
 - 2) 通常、同一投与法による致死量と有効量の比又は毒性勾配から、安全域が狭いと認められるもの
 - 3) 臨床上中毒量と薬用量が極めて接近しているもの
 - 4) 臨床上薬用量において副作用の発現率が高いもの又はその程度が重篤なもの
 - 5) 臨床上蓄積作用が強いもの
 - 6) 臨床上薬用量において薬理作用が激しいもの

○注1に規定するアミノ酸は、以下のとおりとする。

- ・アスパラギン、アスパラギン酸、アラニン、アルギニン、イソロイシン、グリシン、グルタミン、グルタミン酸、シスチン、システイン、セリン、チロシン、トリプトファン、トレオニン、バリン、ヒスチジン、4-ヒドロキシプロリン、ヒドロキシリジン、フェニルアラニン、プロリン、メチオニン、リジン、ロイシン

(別添2)
○専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト
1. 植物由来物等
(例)

名 称	他 名 等	部 位	備 考
アラビアチャック		葉	
アルニカ	キュラワー・アロエ/ケーブル・アロエ	全草 葉の液汁	根・葉・果は「非医」、キダチアロエは「非医」
アロエ			果実は「非医」
イチイ	アラギ	枝・心材・葉	果実は「非医」
イヌサラン		種子	
イヌセシ	シナボタンツル	根・根茎 花・花全草	葉は「非医」
イチゴニコウ	カワラヨモギ	根	
イントヤボク	イントヤボク/ラウオルフライア	根・根茎	
イニヨウカツ	イカリツツウ	全草	
イニヨニア	アシエワガシダ	全草	
ウマツラ	ウマツラスツサ属	全草	
ウツラシ	テンサイウヤク	根	葉・果は「非医」
ウツラシ	クマコケモモ	葉	
エイナツ	ウツラ	根・果 枝・葉	果実・偽果 花は「非医」
エニシニダ	エノゾゴサク	塊茎	葉・サヤは「非医」
エニシヨ	カカカイカク	花・花蕾・果実 葉	
ホウカヨウ	クンニンジン	根・果 葉	
オウガシ	オウガシ	全草	
オウギ	キバナオウギ/ナミオウオウギ	根	茎・葉は「非医」
オウギ	キガネバナ/コガネヤナギ	根	茎・葉は「非医」
オウギ	キハダ	樹皮	葉・果は「非医」
オウヒ	ヤマザクラ	樹皮	
オウレン	キクバオウレン	根・ひげ根 根・根茎	葉は「非医」
オニス		根・根茎	
オモト		根	
オバハ	イヒメハギ	根	
カインウ	カインウ<海藻>属	鱗茎	カインウ<海藻>の全薬は「非医」
カイウヒ		樹皮	
カクヨウ	Incarvillea sinensis	全草	
カゴメツ	ツツジゴササ	全草	
カシ	ミロハマツ	葉	
カシキツ	ツルドクダミ	葉	
カシキツアラチ	ハチヨリ	地上部	
カシキツ	クズ	根	種子・葉・クズ澱粉は「非医」
カシニア・アリキユエラ	ミミセンナ/Cassia auriculata	樹皮	
カバ	カバカバ/シヤカホ	全草	kawakawaは「医」
カラシル豆	豆		果実・種子は「非医」
カロニン	オオカラスウリ/キカラスウリ/シナカラスウリ	根	
カロライナジヤスミ			
kawakawa	Macrorhynchus excelsum	全草	カバは「医」
カミミドリ		地上部	
カミラタケ		菌糸体	子実体は「非医」
カニヅキヨウコウ		根	
カトウカカ	フキタツボ	花蕾	葉・幼若花茎は「非医」
キササゲ	シジツツウキササゲ	果実	
キサ	アカキナノキ	根・樹皮	
キヨウカツ	キヨウニン	根・根茎	
キヨウニン	アンズ/クキヨウニン/ホンアン	種子・木部	カニヨウニンは「非医」
キリエウカ属	ストロphanthus属		
クアンヤシシガ			葉

2. 動物由来物等

3. その他(化学物質等)

(例)	名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
カブシシ ケヅエキ	オットセイ/ゴマブチサラシ	陰茎・睾丸	骨格筋由出物は「非医」 「非医」	「非医」 「非医」
コウケベン	イヌ/クインラン/ボクインキヨウ /ボクイ-ケイ	ヒ膿液	「非医」	
ニオツワ ココツ	ウシ トラ	胆囊中の結石 骨格	胆囊中の結石で輸入が禁止さ れしている	「非医」 「非医」
コツズイ ヨレイ-イ	ヒト骨髓			
シノベット シャコツ	モモンガ両脚動物の糞 モモンガ両脚動物の糞		モモンガ両脚で輸入が禁止さ れしている	アロエの成分
ジャバツ シリュウ ゼンタ	ジャコウネコ/コレイビヨウコ カツンヨウツリミミズ シナヒキガエヘル	ヒの麝香腺から得た分 糞物	ヒ全体は「非医」 ヒ全体は「非医」	
胎盤 腎汁・胆囊	アラセミクマセミ シカシャ	ヒ胎盤 ウシ/カマ/アダ 糞	ウシ・ヒジ・ブタの胎盤は「非 医」 ウシ・カマ・ブタの胆汁・胆 糞・ヒビの胆囊は「非医」	
ハホウ ボウチ-ツ リュウコツ ロクヨウカ ロクシヨウ	アブ サイカ サイカロイカ シカ/ヘンジン ロクシヨウ	金虫 古代哺乳動物の骨のヒ 角の幼角 シカ/ヘンジン ロクシヨウ	ヒ骨 ヒ骨	
ロクシヨウ	シカ/ヘンジン	シカの陰茎・睾丸	シカの陰茎・睾丸	

注1) 「名称」及び「他名等」の欄については、生薬名、一般名及び起源動物名、該当する部位等を記載している。
 注2) リストに掲載されている成分本質(原材料)のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。
 注3) 他の部位が別リストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。
 注4) 備考欄の「非医」は「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。

(例)	名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
アスピリジ アセチルアシッド	アセチルサルチル酸	Acetic acid/4-ethoxy-3-(1-methyl-7-oxo-3-propyl-6,7-dihydro-1H-pyrazolo[4,3-d]pyrimidin-5-yl)benzoic acid		
アミノタブafil	アミノタブafil			
シテスター-ゼ	シテスター-ゼ			
アラン-イ	アラン-イ			
アロイシ	アロイシ			
アンドロステンジオ-ゼ	アンドロステンジオ-ゼ			
イミダゾラガリアジン	イミダゾラガリアジン			
インペルチシ-ヤツカラ-ゼ	インペルチシ-ヤツカラ-ゼ			
β-ブロクトラ-ゼ-ゼ	β-ブロクトラ-ゼ-ゼ			
ウデンafil	ウデンafil			
SAME	SAME			
N-アセチル-L-システイン/ア セチルシスティン	N-アセチル-L-システイン/ア セチルシスティン			
N-octylnortadalafil	N-octylnortadalafil			
N-オクチルシルダラテ フィル	N-オクチルシルダラテ フィル			
N-ニトロソフェンフル ミジ	N-ニトロソフェンフル ミジ			
エフエドリン	エフエドリン			
ATP	ATP			
カタラ-ゼ	カタラ-ゼ			
カルボペテナフィル キサンオートラフィル	カルボペテナフィル キサンオートラフィル			
チアフエネジン	チアフエネジン			
クロロブレタラフィル ケンデナフィル	クロロブレタラフィル ケンデナフィル			
GBL	GBL			
ガラマブチロクトン	ガラマブチロクトン			
シクロフエニール シクロペニチナフィル	シクロフエニール シクロペニチナフィル			
具化水素酸デキストロメ トルアシ	具化水素酸デキストロメ トルアシ			
ジメチルジオオデナフイ ル	ジメチルジオオデナフイ ル			
シルデナフィル スルブチナミド	シルデナフィル スルブチナミド			
セキラニコウ タウリシ	セキラニコウ タウリシ			
タダラafil	タダラafil			
Des-N,N-dimethyl- sibutramine	Des-N,N-dimethyl- sibutramine			
Des-N-methyl-sibutramine シルデナフィルシブラミ	Des-N-methyl-sibutramine シルデナフィルシブラミ			
チオブタブafil	チオブタブafil			
チオブタブafil	チオブタブafil			
Thiodutonapiperill	Thiodutonapiperill			
DHEA	DHEA			
デヒドロエピアンドロステロン DNJ	デヒドロエピアンドロステロン DNJ			
デキストロメタルファン デスカルボンシルデナ フィル	デキストロメタルファン デスカルボンシルデナ フィル			
ニコチニ	ニコチニ			
ニトロデナフィル ノルネオシルデナフィ	ニトロデナフィル ノルネオシルデナフィ			

リハーサルルンバルキナーゼ	リバーザ
注1) 他の部位がリストに掲載されている場合、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。	注2) 備考欄の「非医」は「医薬品的効能効果を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に

注(3) 消化酵素の名称については、同様の機能を持つものとして総称として使用されているものを含む。

名 称	他 名 等	部 位	等	備 考
エフワコギ	シゴカ/セベリアニシシ	幹皮・根皮・葉・花・果実		
エフチコクサ		花	花	
エノヘビイチゴ		花	花	根・葉は「医」
エニシジ		花	花	
エニキタケ		子実体	子実体	
エニキササ	ケツメイシ/ハツメイヨウ	種・葉	種・葉	
エニクササ		全草	全草	
エルカンブーレ	Hercampure	全草	全草	
エニシジョウ		葉・サヤ	葉・花・葉・果実は「医」	
エジショウ		全草	花	
エヌベリ	オートムギ/マラガスムギ	全草	全草	
エントイワ	クロバナヒキオコシ/ヒキオココ	全草	全草	根は「医」
オラキ	キバナオラキ/ナミモツクワガ	葉	葉	根は「医」
オラギ	コガネバナ/コガネヤツガ	樹皮・葉	樹皮・葉	根は「医」
オランウェハシノキ	ナツヒセイ	根茎	根茎	
オランベバ	キハダ	葉・茎	葉・茎	樹皮は「医」
オレヤクシ	ミガシ・ヨウ	全草	全草	
オツレソ	キクバオウレン	葉	葉	根茎・小葉根は「医」
オオヒタヒコ	オオヒタヒコ	根茎・葉	根茎・葉	
オオハシゴンソウ	ゼンヨウ	全草	全草	
オオヒレアザミ	アオバナ/ツキクサ/ジゴクハ	地上部(種子を除く)	地上部(種子を除く)	
オオボウシバナ	/Commelinia communis L.	金草	金草	
オオムギ	バクガ/Hordeum vulgare	茎・葉・花芽・種子	茎・葉・花芽・種子	
オカオグルマ	ミルナ	全草	全草	
オカヒヅキ	オシヤクシタ/サヨウ	葉	葉	
オシヤクシタ	/Cynometra coccineum	全草	全草	
オタネニンジン	コヨイニンジン/チヨヒビンニ	果実・根・根茎・葉	果実・根・根茎・葉	
オトギリソウ	シヨクレン/ヨウ	全草	全草	
オトギリソバ	バコバモニエラ	全草	全草	
オニニバルヒア	クリヒース/Salvia sclarea	花	花	
オニベルクリナ・タレベタ	ケツシジミ/ミズバキ	種子	種子	
オミナエシ	セイヨウ/Patrinia	根	根	
オリーブ	オリーブ油/オレイフ	葉・花・果肉油	葉・花・果肉油	
オレンジ	オレンジヒール	果実・果皮	果実・果皮	
カイコロス	カイコロス/海藻	花	花	カイコロス/海藻>属の鱗茎は「医」
カイハ・ク	ペル/ラクシヨウ	鱗茎	鱗茎	
カガミシマ	アカガツクア	全草	全草	
カキキシ	Amelopis japonica	根	根	洪・葉・果実の宿存が< (タ)
カキキシ	Diopsidros kaki	全草	全草	
カキネガラシ	ヘッジマスター/エリシマム	全草	全草	
カシグルミ	セイヨウグルミ/ベルシャグルミ	葉	葉	
カシユツ	クロフサズリ	根	根	
カシユツ	カンカトウドカシウ	全草	全草	
カシユツ		全草	全草	
カシユツ		全草	全草	
カシユツ	Agaveatum conzooides	全草	全草	
カシユツ	ビンロウ/マビンロウ	種子	種子	
カシユツ	Capparis masalakai	胞子	胞子	
カシユツ	Jugodium japonicum	根	根	
カシユツ	キツツコリ/セイヨウカ/コソ	根・根茎	根・根茎	

名 称	他 名 等	部 位	等	備 考
アンテリス・ブルネアリ		根・葉・花		
アントロディア カンフオ	<i>Antrodia camphorata</i>	菌系体		
イクサ	イトウシシナウ/juncus effusus	地上部の熱水抽出(100℃8分以上又は同等以上)の方法)後の残渣	全草(は「医」)	
イクリニン	コニワサクラ/チヨウコウイクリ/ニワカメ	種子・根		
イヌイ	アマドコロ/ギョクチク	根茎		
イナドリ	クシノリマツ	全木		
イチギ	若芽	根茎(は「医」)		
イチギ	アラギ	果実	枝・心材・葉(は「医」)	
イチジ		花(=根・葉)		
チヤクワカ	ロクテイクワ/Pyrolaceae japonica	全草		
イチヨウ	ギンナンノハクカ	種子・葉		
イナゴマメ	アルガラバキヤロブ	果肉・葉・豆・莢		
イナサンシヨウ		果実・根		
イナズマ		種子		
イヌフタリ		全草		
イヌハッカ	チクマハッカ	葉花・應		
イヌホオズキ	リョウキ	全草		
イヌキヨウコウワク		刈除の二番芽		
イナクワラフジ		葉		
イナクサ属	チロクサ属	全草・種子・根・葉		
イナセイ	ウルチガツウ/ネットル	葉		
イナハニコ	シナボンツヅル	全草		
イナガナ		葉		
イナヘンケイ	ジシハリ	全草		
イナグンマメ	コウケイデン	全草		
イナムラ	フクシマム	種子		
イナムラマチャ	アニール・トレバドール	葉		
イナドカラタチ	ペールフルーツ/ベンガルカ	果実・樹皮		
イナドカラコヨウ	ラタチ	全草		
イナドカラシユ	ヒハツ	果實		
イナドカラウボク		樹皮		
イナベテイギツナ		葉花		
イナベラリア		全草		
イナキヨウ		根		
イナキヤガラ	フェンネル	果實・種子・根・葉		
イナコロ		塊茎		
イナシヨウ		葉		
イヌベニアオイ	セニアオイ	幹皮・根皮		
イナチカラボテン属	ウチワサボテン/フィクスイシ	葉花		
イナドカラシ	ディカ	全草		
イナドカラシ	ハルミラヤシ	根		
イダ		花(=葉)		
	<i>Aralia cordata</i>	軟化茎		
ウニ	タシヨ	根茎		
ウマアシガタ	キンボウゲ	全草		
ウヌカツカラ	ウバイ	果肉・未成熟の實		
ウラジロガラ	オオタガマサツウ	全草		
ウラジロガラ	テシタサイヤク	葉		
ウラジロガラ		莖		
ウラジロガラ		莖		
ウラジロガラ		花		
エキナカケ	<i>Leontopodium alpinum</i>	地上部		
エキナカケ	ハープルコーン・ブロワー/ブ	全草		
タラボン	タラボン/ムテラハルンギ	葉		
王スラヨン				

名 称	他 一 名 等	部 位 等	備 考	名 称	他 一 名 等	部 位 等	備 考
カバノダケ		菌核		キンネム	キンコウカン	全草	
カバノマツ		ガマ・ヒマツマ以外の花粉	ガマ・ヒマツマの花粉は「医」	キンマ	キンミズヒ	果実・葉	全草
カモチヤ	ナガガニン	種子・種子油	花粉(蕁荑)は「医」	キンモクセイ	センカクシツリエガシカツ	全草	
ガマ	ヒメガマ	花粉(蕁荑)	花粉(蕁荑)は「医」	キンモクセイ	センカクシツリエガシカツ	全草	
ガミツル	カモミール	小頭花		キンレンカ	ケラコ	全草	
カムム	果実			ケアバ	バンカ/バンシクロ/バンジロ	葉	果実・果皮・葉
ガムクル	Commiphora Mukul	樹脂	その他のコムフィオラ属の全木	クアヤクノキ	ウ/バンセキリュウ	根部	
カヤツリグサ		金草	は「医」	クガイ	ニガヨモギ/ロームウッド	茎皮	
カラスノエンドウ	コモ・ヴァンチ	全草		クロコ	クロコヨウ	果実・葉	根皮は「医」
カラスムギ	ヤエノムギ	全草		クサボケ		果皮	
カラタチ	キコク/Panicum trifoliata	果実・果皮・蕾		クジチヨウ		全草	
ガラナ	ガラスフレスコリー	種子		クス	種子・葉・花・クズ穀粉・	草本	根(カッコン)は「医」
カルダマツ	カルダケ/カルダーニヤ/ニヤ	根		クスノキ		葉	
カルシニアカンボジア	ソーラ	金草		クリッペルカ		乳液	
マリンド	インデアンデイト/ゴラカタ	果実・果皮・茎・種子・根・葉・花		クリマササ	バーベナ/バベンソウ	全草	
カレガリツク	オオカラスウリ/キカラスウリ/シオカラスウリ	葉	果実・種子	クリマツラ	クマヤナギ	葉・木部	
カロニン	サルコニア/カラスウリ	葉	果実・種子	クリミシ	クマヤナギ	全草	
カカラタケ	サルコニカ/カケ	子実体	菌糸体は「医」	クリヤイ	クンチ	全草	
カンガニクシヨウ	Cistanche tubulosa	肉質茎		クルビオラ	オランダトリドアン	果実	
カンジヨウ	アンズ	種子	種子	クリンベリー	ツルコケモモ	果実・葉	
カンジヨウ	サコウキビ	根	根・ストロン	クリンブランツリツツジ	ラブドニルティー	全草	
カントリーナホホ	リコライス	全草		クリムギ	コムギ	小麦蛋白質の混合物	
カントイ	ペドラ・ウマ・カア/ペトラ・ウメ	葉		クリドラフ	コウマバウ	全草	
カラン	Canarium album	果実		クリーフフルーツ		果実	
カンレーンボク	キジユ	葉		クローバー		花・蕾	
キイチゴ	キイチゴ	根		クローバン		種子	
キヅ	ケンボナシ	果実・果柄		クロスルミ	クロスグリ	成熟果実・葉	
キイモ		塊茎		クロマツ	コルマバウ	小麥蛋白質の混合物	
キクカ	キク	頭花		クローフフルーツ		全草	
キクニガナ	チヨリ	根・根の抽出物・葉・花		クローラ		花・蕾	
キクダケ	チヨリ	子実体	アロエの葉液汁は「医」	クロマツ	ソウシ/ソウカヨウ/マクリ	葉・花・果(集合果)	根皮は「医」
キタチアロエ	スイチヨウコウ	葉		クロガタリウ		根・葉	
キタチアロイ	サボリー	全草		ケイケツ		つる	
キタチアサ	キヌカササ	全草		ケイコツソウ		全草	
キノア	子実体	葉		ケイシ	Cinnamomum cassia	小枝・若枝	
キノバナアザミ	サントリソウ	全草		ケイエ/シナニッケイ/ニッケイ	ケイモガシラン	根皮・樹皮	
キハダシユスラン	ネバールサンモ	根		ケル	ハゴロモガシラン	全草	
キムベマ	タヒオカ/マニオク	葉		ゲンカ	ゲンカビジン	全草	
キヤツツクロー	キヤツツクロー	全草		ゲッケイジユ	ゲッケイヨウ/ペイリーフ/ローラー	葉	
キヨクセツチヤ	セツリヨウ	全草		ゲツツ	月桃	葉	
キヨウハグツ	キヨウハグツ	葉		ケルブ		全草	
キヨウジヤニシニク	キヨウチクウ	全草		ケンケレハ	コントレット	種子の核	
キヨリユク		花		ケンブレッム		葉	
キヨリユセドキ	エリカ/スコツツリセザニ	金草		デンチアナ		根・根茎	
キヨンツツク	キヨンツツク	金草	果実から分泌する紅色樹脂	エリギ	エリギ	胚芽・胚芽油	
キヨンツツク	キヨンツツク	金草		コガキ	コガキ	全草・樹皮・葉	
キヨンツツク	キヨンツツク	金草		コサシユ	ナギダ/コゴンジユ	全草	
キヨンツツク	キヨンツツク	金草		コサシシ	コウコウ/ヨガコウダ	全草	
キヨンツツク	キヨンツツク	金草		コサツウ		全草	
キヨンツツク	スイカラニンドウ	金草		コウボネ		菌体	
キヨンツツク	セアラカンツウ	花・岩井		酵母	Saccharomycesに属する單細胞生物/トルラ酵母/Candida utilis	全草	根茎は「医」
キヨンツツク	キンセンソウ	金草		コウモリゴカ	紅毛五加	樹皮	

名 称	他 名 等	部 位	部 位	備 考
乳酸菌	Lactobacillus属	菌体		
二ヨティ	ショテイノタマツノキ/Streptococcus属 スミモチ/ネズミモチ Ligustrum	葉・種子・果実 種子		
ミラ	キョウササシ/ヨラリーキ	根皮		
ミレ	ミンジン油	根・根の延膏油		
ミンジン	タイワンニンジンボク	金草		
ミンニク	オオニンニク/ダイサン/ソウジン/ハリス/Allium	鱗状虫塵 種子		
ヌレデ	fistulosum	全草		
ヌギ	セッヂ/センカクアス	嫩皮・花		
ネズミハギ	エゾカシバ/ネムハナ	根		
ノルニキ	タイケイ/Cirsium nipponense/Cirsium spinatum/Cirsium japonicum	どその近縁種		
ノアサミ	セイショウ	種子		
ノクダイツ	ノコギリヤシ	茎・葉・花		
ノクドウ	ノコギリハ/ハレメト	果実		
ノアツブ	ノアツブ	茎・根・葉・茎		
ノアツブアツブ	Codonopsis ussuriensis	根		
ノハヨヨウ		果実		
ノハナツブ	ハイナツブアル加工品	果実		ノハニバンは「医」
ノハナツブカス	ハナツブガルコ	果実・葉		
ノハナツブバブ	アフカバオノブ	果実		
ノハナツブボシ	骨碎補	根茎		
ノハナツブカ	ハナツブカ	茎葉		
ノハナツブチヤ	ウンナナシコウトウスギ	心材		
ノハナツブギ	ハクシヨウ	根果		
ノコヘ	ハクシヨウ	ハクシヨウ		
ノゴロモツウ		全草		
ノミツカシ	スベリヒユ	全草		
ノンヨウ	レンガ/レンコン/レンジツツ/レンニク/レンニンヨウ	雄・葉・果実・根茎・種子		
ハセリ	ハセリ油	種子油・花蕾		
ハシターナット	ハシターナット	種子		
ハヌメベガ	ウシソツ	葉		
ハチミツ		トヨウツシム等が葉に集めた甘味物		
ハツカ	ハツカ	葉		
ハツカヘルシ	ハツカヘルシ	全草		
ハツカヘルシリー		果実・葉		
ハツシヨウマメ	ビロウビスマス/ヨクイニシ/ヨクベイ	全草		
ハトムギ	ジュズダマ/トマト/ヨクベイ	種子・種子エキス・種子		
ハツナシクシャ	キヨカカ	油・葉		
ハツナシクシャ	キヨカカ	花から得られた精油		
ハツナシ	オオバナサルスベリ	全木		
ハツナシラタケ		子葉/全体		
ハツナシセナント		全草		
ハツナシベヤ		種子・葉・花		
ハツナシゴクサ	チヂツリ/モクカ	全草		ノハニバンは「医」
ハツナシゴクサ	オギヨウ/ヨギヨウ/ヨギクウ	全草		
ハツナシゼリ		全草		
ハツナシマナズ	ハマナシ	果実・花		
ハツマボウツウ		根・根茎・種子・苦芽		
ハツマボウズ		葉		
ハツマリス	Hamamelis virginiana	全草		
ハツマリス	ハマツクサ	果実・葉・花		アヒンツクサ/ハツ

2. 動物由来物等 (例)	名 称	他 名 等	部 位 等	備 考	部 位 等	他 名 等	部 位 等	備 考
アキモウ	ウン/ラバロハ	皮膚を水で煮て製したに かわ			ヘキヨ/Gekko japonicus	爬虫類・哺乳類の軟骨由 出物		
アコブラン		油			ニホンヤモリ	全體		
アスマニシキガイ	アリコ	貝肉			ニワトリ	可食肉部からエタノール 抽出して濃縮したもの、 胃の内壁(ケイイキン)		
アリビ	セキケツメイ	アリ、アリの子			ハチ	ハニコウ	ハチの幼虫	
イカ	イカスミ/ウツクツコツ/コウイカ	イカの墨・墨・骨			ハチノコ	ハニコウ	ウマの乳汁	
イワシ	サードインベーフチド	油・タンパク質			ハブ	ヒメハブ	全體	
陰茎	ウン/ウマ/トライシジ/ブタ	陰茎・睾丸			ヒル	ヒメビラ/ブライテツ/チヌイビル	全體	
ウニツケイ	ヘビ				ヒレイケチヨウガイ	Hyrionis cumingii	貝殻	
ウナギ	ヤツメウナギ	血液・卵・内臓・肉			ブフ/ブフロヤキ	ブフ/マツフ	ブフの黒堀	
オオカガ	オオカガヤモリ	全體			ヘビ	アオマダラウミヒビアマガサ	全體	
オジセイ	ゴウカイ/Gekko reecto	内臓を除いた全身			ヘビ	ヘビエラブウミヒビ/ガラガラ ヘビ/ヒヤシボダ	ヘビは「医」	
カブエ	カロベーフチド	骨格筋抽出物			ホタテ	ホタテ	貝殻	
カイコ	ハイマキヒビテ	全體			マムシ	ハニビ/ブクタ	全體	
カイギ	カサンガ/サンサンガ	肺・幼虫の拔穂・卵殻			ミツロウ		ハチが分泌するロウ蜜	
カイリュウ	ダツコブチジグ	便・卵・幼虫の拔穂・卵殻			ミドリガイ			
カキ(牡蠣)	キカイエヴ/ヒセンカイリエヴ/	全體			明黄の油			
カギツケマツ	チヨウカリュウ/トトヨウジ				明殻			
核酸	カタツムリ	DNA・RNA			リコウシソウ	ケンゴロウ	金虫	
カツオ	マガキ/ホレイ	貝足類の乾燥粉末			ローヤルゼリ			
カヌメ	チツム	魚乾・燐物			注1)「名称及び他名等」の欄については、生薬名、漢名等を記載している。			
カヌメシ	チツド	かつお節/かつお節オリコベ			注2)リストに掲載されている成分本質(原材料)のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。			
カニ	ウニガメ	甲羅			注3)他の部位が別名の外に掲載されている場合は、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。			
カニ	九番虫	全體			注4)備考欄の「医」は「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。			
カニ	ウニトリブタ	ウン・トリ・ブタの肝臓・エ キス						
肝臓		キス						
肝油		タラ等魚類肝臓の脂肪油						
魚油		イワシ等の精製油						
血液	ウン/シカ/ブタ	ウン・シカ・ブタの血液・ 血漿			ヒト血漿	ヒト血漿は「医」		
コウジマ								
骨髓	アカガエル	アカガエルの輸卵管						
骨筋	ウン	ウン・骨髓						
骨筋		ヒト骨髓は「医」						
コブラ	インドコブラ/ヒメヒンコブラ	全體						
コントロイチン・加水分解 二糖		海洋性微生物の生産す るグリコサミングリカンの分 解物						
サブリ	キヨクトウサブリ	食塩に入れ殺して乾 燥したもの						
サメ	サメトコツ/ブカヒレ	軟骨・ヒ・ヒレのエキス						
サメ	サシベー/トカイ/ニユーカ ベルベット	サシベー/トカイ/ニユーカ/ベ ルベット			シジミ	シジミミヤヒシジミ	貝肉・貝肉エキス	
心臓	マシマミヤヒシジミ	全虫			シラコ	サツマミヤヒシジミ	貝肉・貝肉エキス	
スクアミン	ウシ/ウマ	ウシ/ブタの心臓			シラコ	ウシヒシ	食用魚類の精巢	
スピボン	シナシッポン/ヒベッコロ	サメの肝臓			カマキリ	カマキリの卵鞘	カマキリの卵鞘	
精巢		血液・卵・内臓・肉・背甲・ 頭甲			ウシヒシ	ウシヒシ/ブタの胎盤	ヒト胎盤は「医」	
胎盤	シウヒヨウショウ				コイ	コイ・ヒ・ヒレの胆糞	ウシ・ヒ・ブタの胆汁・胆糞は 「医」	
胆囊	カマキリ				チンジユ	アコヤガイ/シジユ	外套膜組織中の顆粒物・ 真珠・貝肉	
チンジユ	ウシヒシ/ブタ				ツバメ	ツバメの巣		

3. その他(化学物質等)

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ビス-3-ヒドロキシ-3-メチルブチレートモノハイドロ酸<HMB>	Bis(3-hydroxy-3-methylbutyrate)monohydrate		
ヒドロキリソノン			
ナトリウム盐	レチノール		
ヒダミンA	チアミン		
ヒダミンB1	シアノコハジミン		
ヒダミンB12	リボフラビン		
ヒダミンB2	ビリドキシン		
ヒダミンB6	アスコルビン酸		
ヒダミンC	カルシフェロール		
ヒダミンD			
ヒダミンE	コフェロール		
ヒダミンK	トイナジオニ/ダナジオニ		
4-ヒドロキシブロリジン			
ヒドロキシリシン			
フィコシアニン			
フェニルアラニン			
フェリチン鉄			
フェルテ酸	3-(4-Hydroxy-3-methoxyphenyl)-2-propenoic acid		
2-フルフラクトース			
フジ素			非消化吸収性の多糖類
フルボ酸			
フルラジン			
プロアントシアニジン			
プロピリス			
プロリジン			
ベータカロチン			
ベスベリジン			
ヘマコッカス藻色素			
ヘム鉄			
ホスファチジルコリジン			
マグネシウム			
マンナン			
ムコ多糖類			
メチオニン			
モリブデン			
葉酸			
ヨウ素			
ラクトフェリン			
リグナン	樹脂アルコール/レジノール		
リジン			
リノール酸			
リノレン酸			
流動ペラフィン			
リン			
ルチン			
ルテイン			
レシチン	大豆レシチン/ホスファチジルコリン/卵黄レシチン		
ロイシン			

注1) リストに掲載されている成分本質材料のうち、該当する部位について、「部位等」欄に記載している。
 注2) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄のその旨記載している。
 注3) 備考欄の「医」は「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。

平成31年3月29日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
 広島県医薬品卸協同組合理事長様
 広島県医薬品配置協議会会長様
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会理事長様
 広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局薬務課長
 (〒730-8511 広島市中区基町10-52)

要指導医薬品及び一般用医薬品の多言語情報の提供について（通知）

このことについて、平成31年3月27日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局総務課及び同局医薬安全対策課から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)
 (担当者 上田)

別紙

事務連絡
平成31年3月27日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

要指導医薬品及び一般用医薬品の多言語情報の提供について

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日閣議決定）において、2020年に4,000万人、2030年には6,000万人の訪日外国人旅行者数を目標として観光先進国の実現を目指す中、訪日外国人の増加に伴う医療の提供に関する多様な問題に係る府省庁が対応するため、健康・医療戦略推進本部の下に「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」が設置されました。同ワーキンググループにおいて、別添のとおり「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（平成30年6月14日）がとりまとめられ、日本への入国後の対応として「一般用医薬品等に関する多言語での情報提供の充実」が盛り込まれたところです。

これを受け、要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「一般用医薬品等」という。）の販売に際し、適切な情報提供等が行われるよう、多言語での情報提供等に資する情報を下記のとおりまとめましたので、薬局、店舗販売業等の貴管下関係者に御活用いただけますよう周知方お願いします。

記

1. 一般用医薬品等の製品情報については、一般用医薬品等の製造販売業者等が英語をはじめとする各国語への翻訳をしており、その翻訳された製品情報が製造販売業者等のウェブページ等から入手可能な場合があります。

2. 多言語に対応した一般用医薬品等の情報検索については、セルフメディケーション・データベースセンターが運営する「おくすり検索」英語版（以下「検索サイト」という。）が活用可能です。当該検索サイトでは、製品名、薬効分類、症状等から一般用医薬品等を検索でき、薬局、店舗販売業等においても、一般用医薬品等を訪日外国人に販売する場合等に活用できます。なお、薬局、店舗販売業等において一般用医薬品等の販売等の際は、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行う必要があります。

（検索サイト http://search.jsm-db.info/sp_en/）

3. 2. の検索サイトは英語で検索できますが、一部製品は、英語だけでなく中国語（繁体字・簡体字）及び韓国語の情報もあります。また、英語、中国語（繁体字・簡体字）及び韓国語で作成されている検索サイトの使用ガイド（<http://jsm-db.info/how-to-use/>）が活用可能です。

平成31年4月9日

公益社団法人広島県薬剤師会会長 様

広島県健康福祉局薬務課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

ホストタウン事業実施時のアンチ・ドーピング等に関する 医療機関等との情報共有・連携等について（通知）

このことについて、平成31年2月22日付けで内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局より別紙のとおり事務連絡がありました。

については、ホストタウン自治体（県内市町）と各地域薬剤師会の情報共有等が進むよう、各地域薬剤師会への周知をお願いします。

なお、各ホストタウン自治体には地域政策局スポーツ推進課より情報提供しています。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
(担当者 上田)

別紙

事務連絡
2019年2月22日

ホストタウン自治体 各位

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

**ホストタウン事業実施時のアンチ・ドーピング等に関する
医療機関等との情報共有・連携等について（周知）**

平素より、ホストタウン事業の推進に御協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、一部の自治体では、既にホストタウンにおける事前交流や事前キャンプが実施されているところであります。今後、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、その動きは本格化していくものと理解しております。

そのような中、事前合宿はもちろんのこと、事後交流を行うホストタウン自治体においても、選手が練習等における怪我や急な環境の変化等による体調不良などで、地元の医療機関・薬局等を利用する可能性もあると想定されますが、医薬品の処方、一般用医薬品等が必要となった場合には、選手に対する^{*1}アンチ・ドーピングへの配慮が必要となります。

既に医療機関・薬局等との連携構築に着手されている自治体もあろうかと思いますが、ホストタウン自治体においては、そうした事態に備え、医療機関・薬局等との間でアンチ・ドーピング等に関する情報共有、連携等が図られていることが重要であると考えています。

つきましては、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会の各団体に対して、本件に関するホストタウン自治体との連携等について別添にて協力依頼を行いましたので御連絡申し上げますとともに、各自治体におかれましては、医療機関・薬局等との連携を密にして本事業を推進頂きますようお願い申し上げます。

* 1：アンチ・ドーピングについては、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のHP（<https://www.playtruejapan.org/code/>）を参照ください。

また、日本薬剤師会のHPでは、「うっかりドーピング」の防止を目的としたアンチ・ドーピングガイドブックを公開していますのでご参照ください。

（<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/anti-doping/about.html>）

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局
担当：勝野・金子・林
TEL：03-3581-0924
e-mail：contact.host-town.q6u@cas.go.jp

平成31年4月3日

一般社団法人広島県医師会会長様
 一般社団法人広島県歯科医師会会長様
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様
 一般社団法人広島県病院薬剤師会会长様
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
 広島県医薬品卸協同組合理事長様
 広島県製薬協会会長様
 広島県医薬品配置協議会会長様
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会理事長様
 広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

「医薬品の封の取扱い等について」に関する質疑応答集 (Q&A)について(通知)

医薬品の封の取扱いについては、平成30年8月1日付け薬生発0801第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「医薬品の封の取扱い等について」において、封の考え方、封を行う際の留意点、封の状態を確認する方法の情報共有等について及び封や容器包装の改善に向けた関係者の協働について示されているところです。

今般、平成31年3月29日付けで、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課より質疑応答集が別紙のとおり示されました。

については、封の取扱いに注意するとともに、貴会(組合)会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)
 (担当者 上田)

別紙1

事務連絡
 平成31年3月29日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 卫生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

「医薬品の封の取扱い等について」に関する質疑応答集 (Q&A)について

医薬品の封の取扱いについては、平成29年1月に発生したC型肝炎治療薬の偽造品が流通した事案を踏まえて、偽造品である医薬品等の流通の再発防止等の観点から「医薬品の封の取扱い等について」(平成30年8月1日付け薬生発0801第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「通知」という。)を発出し、封の取り扱い等についてお示ししているところです。

この通知の趣旨、内容等についての質疑応答集を、別添のとおり取りまとめましたので、御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等に周知いただくとともに、指導等の際に活用いただくようお願いいたします。

		できないと判断するのか。 (通知 2. 法第 58 条に規定する封の取扱いについて 2 ポツ関係)	の一部が剥離したことが識別できる程度。
6	テープ	「販売包装単位」もあり、かつ「元相包装単位」でもある段ボールに貼るテープも無地は認められない。	無地は認められない。
7	テープ	「接着部や粘着のテープ又はラベルを剥がそうとした場合には、容器又は包装の資材の一部が剥離する等の仕様にする」とあるが、粘着のテープ又はラベル自体の一部が容器又は包装の資材へ展示し残存する等の、テープやラベルでもよいか。 (通知 2. 法第 58 条に規定する封の取扱いについて 2 ポツ関係)	よい。
8	テープ	接着部や粘着のテープ又はラベルを剥がそうとした場合に、容器又は包装の資材の一部が剥離する等の仕様であれば、テープ又はラベルに無地のものを用いてもよいか。 (通知 2. 法第 58 条に規定する封の取扱いについて 2 ポツ関係)	無地は認められない。
9	テープ	色付きで文字なしのテープ又はラベルは、無地ではないという解釈になるか。 (通知 2. 法第 58 条に規定する封の取扱いについて 2 ポツ関係)	色付きで文字なしのテープ又はラベルの記載が無いものは無地と解釈する。
10	テープ	無地ではないテープ又はラベルで、テープ又はラベルへの印刷が会社固有のマークや社名ロゴではなく、テープ又はラベルのメーカーが改ざん防止テープ又はラベルとして販売しているもので「納入時開封済品は使用不可」等の文字入りのテープ又はラベルは用いても良いか。 (通知 2. 法第 58 条に規定する封の取扱いについて 2 ポツ関係)	よい。ただし、文字が開封部分にかかるよう印刷等の工夫が必要である。 なお、会社固有のマークや社名ロゴが印刷されている場合も、マークやロゴが開封部分にかかるようにする必要がある。

(別添)

No.	項目等	Q	A
1	販売包装単位	「販売包装単位」は、「医療用医薬品へのバーコード表示の実施について」(平成 18 年 9 月 15 日付け薬食安発第 0915001 号厚生労働省医薬食品安全対策課長通知)における「販売包装単位」と同一であると考えてよいか。 (通知 1. 法第 58 条に規定する封の考え方について)	該当する。なお、局長通知中「卸売販売業者等」及び「医療機関等」は、要指導医薬品及び一般用医薬品の場合それぞれ、「薬局・薬店・ドラッグストア等」及び「消費者等」と読み替えて適用する。
2	販売包装単位	例えばドラッグストアで小売りされる單本のドリンク剤等(要指導医薬品・一般用医薬品)は、通知における「販売包装単位」に該当するか。 (通知 1. 法第 58 条に規定する封の考え方について)	よい。なお、まとめ箱以外の形態(例えば 3 本シュリンク)の場合であっても、局長通知の適用対象外と考えてよい。
3	販売包装単位	局長通知で示されている「販売包装単位」とは、通常、卸売販売業者等から医療機関等に販売される最小の販売包装単位とあるが、販売包装単位を複数まとめた、いわゆる「まとめ箱」は局長通知の対象外と考えてよい。 (通知 1. 法第 58 条に規定する封の考え方について)	よい。なお、まとめ箱以外の形態(例えば 3 本シュリンク)の場合であっても、局長通知の適用対象外と考えてよい。
4	ミシン目・ジッパー	開封用のミシン目以外に解体用のミシン目を個装箱に入れているが、解体用のミシン目から使用者が開けることを想定して何か対策が必要か。 (通知 2. 法第 58 条に規定する封の取扱いについて 1 ポツ関係)	使用者が開封用のミシン目から開けても容易に原状に復することが困難であれば、解体用のミシン目を入れることは差し支えない。ただし、解体用のミシン目の有無にかかわらず、開封用のミシン目には「開封口」であることが判る旨の表示をすること。
5	剥離の程度	どの程度、容器又は包装の資材の一部が剥離すると、容易に原状に復することが医薬品の流通及び使用に関与する者が、容器又は包装の資材	よい。

		き事項があればご教示いただきたい。 (通知 3.法第 58 条に規定する封の状態を確認する方法の情報共有等について)	
16	ホームページへの掲載内容	「また、要指導医薬品及び一般用医薬品の製造販売業者においては、自らが製造販売する要指導医薬品及び一般用医薬品に係る封の偽造や異物の混入を防止する手法のうち、(中略)、要指導医薬品等の製造販売業者等のホームページでの掲載や情報提供資料の配布により、医薬品の販売業者、薬局、医療機関の関係者及び消費者との情報共有を図ることが求められる。」とあるが、この「要指導医薬品及び一般用医薬品」「要指導医薬品等」に指定医薬部外品は含まれていないという理解で差し支えないか。 (通知 3.法第 58 条に規定する封の状態を確認する方法の情報共有等について)	
17	ホームページへの掲載内容	ホームページ等に掲載する「目視等で開封の有無を確認できる方法に関する情報」は、販売名が異なる製品であっても開封方法が同じ製品であれば、開封方法ごとにいずれかの写真を掲載することでよいか。 (通知 3.法第 58 条に規定する封の状態を確認する方法の情報共有等について)	

11	外観から容易に判別、気づくレベル	「医薬品の封が開かれているかどうかを医薬品の流通及び使用に関与する者が、識別できる程度。封の状態に疑惑がある場合には容易に気づくことができるよう」とあるが、容易に気づくことができるレベルとはどの程度のものをいうか。 (通知 2.法第 58 条に規定する封の取扱いについて 5 及び 6 ポツ関係)	
12	接着剤等以外の方法	接着剤等以外の方法で行う封の方法には、どのようなものがあるか。 (通知 2.法第 58 条に規定する封の取扱いについて 6 ポツ関係)	ヒートシール包装、シュリンク包装、プリスター・パック、ビルフアーブルーフキャップ（ダンパー・ブルーフキャップ）、封かん紙等が考えられる。
13	接着剤等以外の方法	接着剤等以外の方法として、販売包装単位にシュリンク包装やビローオ包裝をしてることを記載する等の工夫を施せば、無色透明のフィルムでシュリンク包装又はビローオ包裝をすることは認められるか。 (通知 2.法第 58 条に規定する封の取扱いについて 6 ポツ関係)	認められる。
14	定期的な見直し	「発売から終売まで定期的に封の見直しを行う」とあるが、見直しをした記録を残す必要はあるか。 (通知 2.法第 58 条に規定する封の取扱いについて 7 ポツ関係)	今後、関係団体及び行政から、進捗状況の調査を受けることも考えられるので、記録を残すこと。
15	ホームページへの掲載内容	医薬品の流通の各段階の流通当事者が、封の開封の有無を適切に確認することを徹底することが必要ため、「目視等で開封の有無を確認する方法に関する情報について、医療関係者向けホームページでの掲載や情報提供資料の配布により、医薬品の卸売販売業者、薬局、医療機関の関係者との情報共有を図ること」が求められているが、医療関係者向けホームページでの掲載内容（製剤写真など）や情報提供資料の内容に留意すべ	例として、「未開封の状態」、「開封方法」「開封後の状態」の写真や図等を入れることが考えられる（別紙参照）。

○○○製薬

お客様各位

未開封の確認方法 及び 正しい開封方法について

①未開封の状態

ミシン目が切れていないこと
封かんテープがしっかりと貼付されていること
箱全体に不自然な破れ等が無いこと
を確認してください。



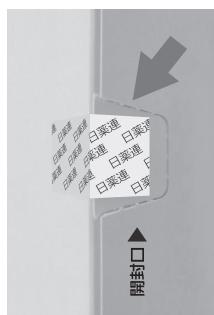
②開封方法

ミシン目に沿って押しやがってください。



③開封後の状態

⚠ 以下の場合はすでに開封されている可能性があります。



ミシン目が切れている
テープが切れている

別紙2

薬生発0801第1号
平成30年8月1日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

医薬品の封の取扱い等について

医薬品の封の取扱いについては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第58条に規定され、同条に規定する封の取扱いについては、「薬事法の施行について」（昭和36年2月8日付け薬発第44号厚生省薬務局長通知。以下「昭和36年施行通知」という。）の第九の4において示してきたところです。

平成29年1月に発生したC型肝炎治療薬の偽造品が流通した事案を踏まえて、医薬品の偽造品等の流通の再発防止等の観点から、今後、法第58条の規定に基づく医薬品の封の取扱い等については下記によることとしますので、御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導をお願いします。

なお、昭和36年施行通知の第九の4は削除します。

記

1. 法第58条に規定する封の考え方について

法第58条に規定する封（以下、単に「封」という。）は、医薬品の製造販売業者が販売包装単位として設定する

医薬品を収めた容器又は被包に施すものを指す。

この場合において、「販売包装単位」とは、通常、卸売販売業者等から医療機関等に販売される最小の販売包装単位をいう。

2. 法第58条に規定する封の取扱いについて

封の規定は、医薬品がその容器又は被包に記載されている物と同一のものであり、偽造された物や異物が混入された物でないこと等を確保することを通じて、医薬品を使用する者の保護を図るため、医薬品の製造販売業者の責務として設けられたものである。

また、封に関しては、平成29年1月に国内において、C型肝炎治療薬が封を施された外箱から出され、添付文書も付されていない状態で封が開かれていらないものと同等のように扱われ、医薬品の卸売販売業者を通じて流通され、薬局において患者に調剤される事案が発生した。また、諸外国においては、解熱鎮痛薬に毒物が混入され、それを服用した人に重篤な健康被害を生じた事例など、医薬品に異物が混入される事案が発生している。

このような立法の目的や偽造品の流通の事例等に鑑みれば、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第219条の規定が求めている内容は、例えば、医薬品の製造販売業者において、以下の点に留意して封を行うことと解される。

- ・封に接着剤や粘着のテープ又はラベル（以下、「接着剤等」という。）を用いる場合には、接着部や粘着のテープ又はラベルを剥がさずとも医薬品の使用者が容易に封を開くことができ、かつ、封を開いた後は容易に原状に復することが困難な仕様とすること。例えば、封を施す容器又は包装に開封用のミシン目や開封用のジッパー等を設けること。
- ・封に接着剤等を用いる場合には、封を開くために接着部やテープ又はラベルを剥がした場合であっても、封を開いた後は容易に原状に復することが困難となるよう、容器又は包装に工夫を施し、接着部や粘着のテープ又はラベルを剥がそうとした場合には、容器又は包装の資材の一部が剥離する等の仕様にすること。
- ・封に接着剤等を用いる場合には、封を開かずに接着部や粘着のテープ又はラベルの貼付部等の隙間から容器又は包装の内部に異物を容易に混入させることが困難となるようにすること。例えば、接着面積や粘着のテープ又はラベルの貼付面積を可能な範囲まで大きくすること。併せて、容器又は包装の構造等に工夫を施すこと。
- ・封には、汎用的で模造が容易な無地のテープ又はラベルを用いないこと。
- ・医薬品の流通及び使用に関与する者が、医薬品の封が開かれているかどうか販売包装単位の外観から容易に判別し、封の状態に疑惑がある場合には容易に気づくことができるよう、封や容器又は包装に工夫を施すこと。
- ・接着剤等以外の方法で封を行う場合においても、偽造品へのすり替えや容器又は包装の隙間から内部に異物を容易に混入させることが困難となるよう、また、医薬品の流通及び使用に関与する者が、医薬品の封が開かれているかどうか販売包装単位の外観から容易に判別し、封の状態に疑惑がある場合には容易に気づくことができるよう、封や容器又は包装に工夫を施すこと。
- ・医薬品の製造販売業者は、自らが製造販売するそれぞれの医薬品について、発売から終売まで定期的に封の見直しを行い、見直しの時点における技術水準や偽造品の流通事例等を考慮した上で、適切な封を施すこと。

上記の留意点を踏まえた封の仕様については、医薬品の製造販売業者において早急に対応することが求められる。医薬品の製造販売業者による団体において、この対応の状況について定期的に調査し、適切な対応や不十分な対応を団体が把握して、各企業の対応が早期に完了するよう取り組むことが望まれる。

また、医薬品の製造販売業者は、医薬品の封の偽造や異物混入を防止する技術について、医薬品の容器又は包装等の関連事業者等が開発する新たな技術の活用を含め、自らが製造販売する医薬品の製品特性や偽造又は異物混入のリスクに応じて、更なる技術の開発及び導入に取り組むことが求められる。

3. 法第58条に規定する封の状態を確認する方法の情報共有等について

医薬品の偽造品等の流通ルートへの混入を防止するためには、上記のように、医薬品の製造販売業者が医薬品に適切な封を施した上で、医薬品の流通の各段階の流通当事者が、封の開封の有無を適切に確認することを徹底することが必要である。

そのため、医療用医薬品の製造販売業者においては、自らが製造販売する医療用医薬品に係る封の偽造や異物の混入を防止する手法のうち、目視等で開封の有無を確認できる方法に関する情報について、医療用医薬品の製造販

売業者等の医療関係者向けホームページでの掲載や情報提供資材の配布等により、医薬品の卸売販売業者、薬局、医療機関の関係者との情報共有を図ることが求められる。

また、要指導医薬品及び一般用医薬品の製造販売業者においては、自らが製造販売する要指導医薬品及び一般用医薬品に係る封の偽造や異物の混入を防止する手法のうち、目視等で開封の有無を確認できる方法に関する情報について、要指導医薬品等の製造販売業者等のホームページでの掲載や情報提供資材の配布により、医薬品の販売業者、薬局、医療機関の関係者及び消費者との情報共有を図ることが求められる。

医薬品の販売業者や薬局、医療機関においては、予め、医薬品の製造販売業者が提供する上記の情報を参照するとともに、医薬品の授受に当たって、医薬品に施された封の状態を確認し、不審な点があった場合には医薬品の製造販売業者に確認を行うことが求められる。

4. 法第58条に規定する封や医薬品の容器又は包装の改善に向けた関係者の協働について

医薬品の製造販売業者は、自社が製造販売する医薬品の封や容器又は包装に関して、医薬品の販売業者、薬局、医療機関等の関係者及び消費者から寄せられる意見等を踏まえて、自社において検討を行い、改善を図っていくことが求められる。

また、医薬品の製造販売業者の団体においては、医薬品の卸売販売業者と連携して、その時点における医薬品の封かん方法等に係る技術水準や偽造品の流通事例等を踏まえて、封や容器又は包装に係る自主的なガイドラインの策定や、その定期的な更新を行い、医薬品の製造販売業者における封や容器又は包装の改善に向けて継続的に取り組んでいくことが望まれる。

平成31年4月5日

一般社団法人広島県医師会会長様
一般社団法人広島県歯科医師会会長様
公益社団法人広島県薬剤師会会長様
一般社団法人広島県病院薬剤師会会長様
広島県医薬品卸協同組合理事長様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
〔 薬務課 〕

調剤業務のあり方について（通知）

このことについて、平成31年4月2日付け薬生総発0402第1号により、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長より別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
(担当者 上田)

別紙

薬生総発0402第1号
平成31年4月2日

各 都道府県
保健所設置市 特 別 区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

調剤業務のあり方について

日頃から薬事行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

薬剤師法（昭和35年法律第146号）第19条においては、医師、歯科医師又は獣医師が自己の処方箋により自ら調剤するときを除き、薬剤師以外の者が、販売又は授与の目的で調剤してはならないことを規定しています。

調剤業務のあり方については、平成28年度厚生労働科学特別研究事業「かかりつけ薬剤師の本質的業務と機能強化のための調査研究」において、「機械の使用や薬剤師の指示により他の従業者に行わせること」について検討が行われていたところであり、当該研究結果も踏まえ、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」（平成30年12月25日）において、薬剤師の行う対人業務を充実させる観点から、医薬品の品質の確保を前提として対物業務の効率化を図る必要があり、「調剤機器や情報技術の活用等も含めた業務効率化のために有効な取組の検討を進めるべき」とされたところです。

このため、調剤業務のあり方について、薬剤師が調剤に最終的な責任を有するということを前提として、薬剤師以外の者に実施させることができ可能な業務の基本的な考え方について、下記のとおり整理しましたので、業務の参考としていただくようお願いします。

なお、今後、下記2に示す業務を含む具体的な業務に関しては、薬局における対物業務の効率化に向けた取組の推進に資するよう、情報通信技術を活用するものも含め、有識者の意見を聴きつつ更に整理を行い、別途通知することとしていることを申し添えます。

記

1 調剤に最終的な責任を有する薬剤師の指示に基づき、以下のいずれも満たす業務を薬剤師以外の者が実施することは、差し支えないこと。なお、この場合であっても、調剤した薬剤の最終的な確認は、当該薬剤師が自ら行う必要があること。

- ・当該薬剤師の目が現実に届く限度の場所で実施されること
- ・薬剤師の薬学的知見も踏まえ、処方箋に基づいて調剤した薬剤の品質等に影響がなく、結果として調剤した薬剤を服用する患者に危害の及ぶことがないこと
- ・当該業務を行う者が、判断を加える余地に乏しい機械的な作業であること

2 具体的には、調剤に最終的な責任を有する薬剤師の指示に基づき、当該薬剤師の目が届く場所で薬剤師以外の者が行う処方箋に記載された医薬品（PTPシート又はこれに準ずるものにより包装されたままの医薬品）の必要量を取り揃える行為、及び当該薬剤師以外の者が薬剤師による監査の前に行う一包化した薬剤の数量の確認行為については、上記1に該当すること。

3 「薬剤師以外の者による調剤行為事案の発生について」（平成27年6月25日付薬食総発0625第1号厚生労働省医薬食品局総務課長通知）に基づき、薬剤師以外の者が軟膏剤、水剤、散剤等の医薬品を直接計量、混合する行為は、たとえ薬剤師による途中の確認行為があったとしても、引き続き、薬剤師法第19条に違反すること。ただし、このことは、調剤機器を積極的に活用した業務の実施を妨げる趣旨ではない。

4 なお、以下の行為を薬局等における適切な管理体制の下に実施することは、調剤に該当しない行為として取り扱って差し支えないこと。

- ・納品された医薬品を調剤室内の棚に納める行為
- ・調剤済みの薬剤を患者のお薬カレンダーや院内の配薬カード等へ入れる行為、電子画像を用いてお薬カレンダーを確認する行為
- ・薬局において調剤に必要な医薬品の在庫がなく、卸売販売業者等から取り寄せた場合等に、先に服薬指導等を薬剤師が行った上で、患者の居宅等に調剤した薬剤を郵送等する行為

5 薬局開設者は、薬局において、上記の考え方を踏まえ薬剤師以外の者に業務を実施させる場合にあっては、保健衛生上支障を生ずるおそれのないよう、組織内統制を確保し法令遵守体制を整備する観点から、当該業務の実施に係る手順書の整備、当該業務を実施する薬剤師以外の者に対する薬事衛生上必要な研修の実施その他の必要な措置を講じること。

地域薬剤師会だより

福山市薬剤師会／廿日市市薬剤師会



＜福山市薬剤師会＞

犯罪や交通事故から高齢者を守るための協定

会長 村上 信行

昨年7月に福山市管内の東・西・北の3警察署と福山・府中・深安地区・松永沼隈地区の4医師会に福山市歯科医師会と福山市薬剤師会の6団体と標記の協定を行いました。特殊詐欺や高齢者の交通事故への対策を、日常的に高齢者と接する機会の多い医療関連機関との連携で進めていく協定でした。締結時から3署で隔月に作成した「安全・安心かわらばん」の会員薬局への広報(FAX)に協力していました。薬剤師会独自の取組についての懇談で、お薬手帳に貼るシールの話題となり、さらには、通常毎回服用時に手にするであろう「薬袋」の活用に発展しました。本年2月21日に警察署の音頭で建設会社が作成協力した「着けよう反射材！防ごう夜間の交通事故」と「ちょっと待て！詐欺かも！」の二種類のロゴを印刷したシールの交付式が署長室にて行われ、即刻、会員薬局に配布、啓発依頼を行いました。警察関連の情報では千葉県でも同様な取り組みがなされていて、本邦2例目の様でした。



＜廿日市市薬剤師会＞

平成30年度 廿日市市糖尿病予防教室 (検体測定)

副会長 石本 晃一郎

廿日市市支部は廿日市市糖尿病予防教室において参加者の検体測定を実施しました。

糖尿病予防教室の対象者は平成29年度の国民健康保険特定審査(集団検診)受診者のうち、1) HbA1cが6.0~6.4 2) 糖尿病に関する服薬をしていない 3) 尿



タンパク(-)の条件を満たす方で申し込まれた36名でした。

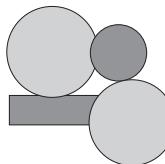
全6回のプログラムは、1回目が「目指す姿と行動目標の設定」および「検体測定」、2回目が市民公開講座「血糖値が高いことは何を意味するのか？～糖尿病予防の重要性」(JA広島総合病院副院長・糖尿病センター長 石田和史先生)、3回目が「運動効果を上げる方法」(健康運動指導士 松本直子先生)であり、ワークショップ、講演、運動教室が組み合わされています。さらに4回目「ベジファーストのススメ～血糖値を急激に上昇させない食べ方」(広島県栄養士会 坂田良子先生)、5回目「糖尿病の合併症を知って予防しよう～自分でできる身体のメンテナンス」(JA広島総合病院 糖尿病認定看護師 中元恵美先生)、6回目「振り返りと評価」「検体測定」と、調理実習や体のメンテナンスも含めた広範囲な内容でした。参加者の方はこれらの意識付けや生活習慣の改善によってHbA1cの低下を目指します。



薬剤師会は1回目と6回目(最初と最後)で検体測定室を開設しました。ワークショップの傍らでHbA1c、血糖値、脂質項目の測定を行い、元JA広島総合病院薬剤部長の大田博子先生と私で結果説明を実施しました。約1時間で36名測定という測定スケジュールでしたが、支部の先生方の活躍で無事終わらせることが出来ました。

6回目には、廿日市市健康推進課より、住民による健康づくり団体が紹介され、糖尿病予防についての相談場所として薬局も紹介されました。予防教室終了後、既に数名の方が薬局に相談に来られています。

今年の薬剤師国家試験には、健康フェアでの指先採血による結果を薬局に持参された方への対応を問う問題が出題されました。今後とも行政や他職種の方々と連携し、薬剤師会、薬局として、地域住民の方々の健康づくり活動に協力できればと考えています。



諸団体だより

広島県青年薬剤師会



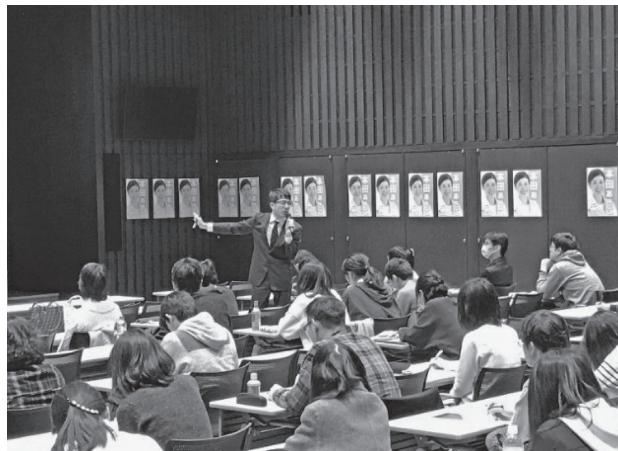
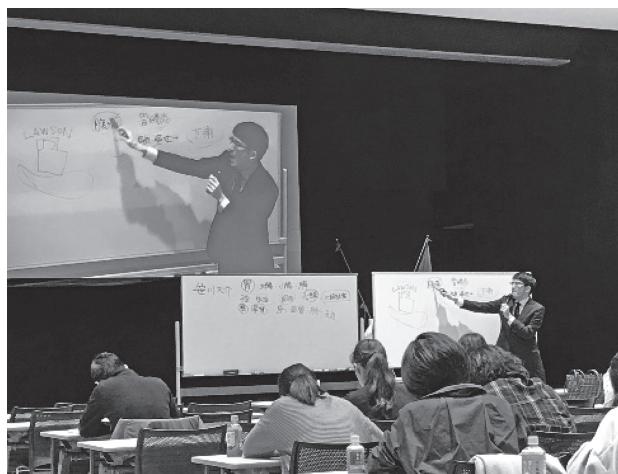
会長 秋本 伸

2月13日（水）、知っピン月イチ勉強会を開催しました。「薬局の機能分化～地域密着型薬局について～」との演題で、プロひまわりの梶原敏道先生にご講演いただきました。日本在宅学会や行政の資料を基に、薬剤師における在宅医療の必要性と業界の動向についてお話ししていただきました。

3月17日（日）には、定例勉強会を開催しました。講師は、日経DIクイズやケアネット副作用講座でおなじみの笹川大介先生です。勉強会の前日16日（土）に、まず笹川先生を交えて前夜祭（飲み会）を開催しました。会場は、紙屋町にある「喜多よし」です。先生を囲んで



真面目な話しからたわいのない話しまで、お酒の場ならではの貴重な交流が出来ました。本番の勉強会は、17日（日）10時から13時までの3時間、「薬剤師実践講座：腹痛 ここまでわかると業務が楽しい！！」との演題でご講演いただきました。前夜祭で日付けが変わるまで飲みっぱなし、しゃべりっぱなしだった先生の体調を若干心配していましたが、全く問題なかったようです。腹痛患者に対して、明日からすぐに実践できるポイントやテクニックについてとてもわかりやすくお話ししてくださいました。また、先生の講演には参加者に対して強いメッセージが含まれています。冒頭で「勇気とは、居心地のいい自分を捨てることだ」と話されていたのが強く印象に残りました。



広島県青年薬剤師会では、今後も「あっ、これ気になる！」と思っていただけるような勉強会やイベントを企画します。青薬入会の有無や年齢は問わずどなたでも参加していただけますが、青薬会員になると勉強会費は無料！正会員（40歳未満の会員）のみではなく、準会員（40歳以上の会員）も無料となりますので断然お得に参加できます！会員募集は随時していますので、興味のある方はお気軽にホームページやFacebook分室等からお問い合わせください！

広島県青年薬剤師会 勉強会のおしらせ

○知っピン月イチ勉強会

日 時：6月20日（木）19:30～21:00

会 場：広島県薬剤師会館

テマ：救急医療について（演題未定）

講 師：広島大学病院 福島 隆宏先生

参加費：青薬会員（準会員・学生会員を含む）：無料

非会員：1,000円

学生（社会人入学は除く）：無料

広島県女性薬剤師会



会長 松村 智子

新しい元号になりました。希望と期待で何となく心がわさわさします。平穏な時が流れることを期待します。

2月23日（土）19時から薬剤師会館にて第43回研修会を開催しました。演題は「予防接種 ワクチンの果たす役割～過去・これから～」講師は武田薬品の中沢聰先生にお願いしました。

これまで私はインフルエンザ予防接種をするときに、自分がインフルエンザにうつらないよう予防するというだけの思いで接種していました。昨年の日薬の学術大会で、小児科の講師の先生が、何らかの理由で予防接種をすることができない方を守るために、接種できる周りの方たちが予防接種をするという話を聞きました。そういえば、風疹抗体を持っていなかった妊婦を守るために、職場のみんなが風疹の抗体を確認し、持っていない人はワクチンを打ったという話を聞いたことがあります。自分がインフルエンザに感染しないことで、自分はインフルエンザを拡散しないんだと納得しました。

女性薬剤師会の役員会を3月30日（土）に開催し、今年度の企画を話し合いました。

すずめ勉強会

「夏場に多い皮膚疾患」

日 時：5月25日（土）19時から
場 所：広島県薬剤師会館

第44回研修会

「循環器の話（心電図）」

日 時：6月22日（土）19時から
場 所：広島県薬剤師会館

すずめ勉強会

「栄養について」（仮題）

日 時：7月20日（土）19時から
場 所：広島県薬剤師会館

興味のあることを深く勉強していこうと思います。

一緒に紐解いていきませんか。女性薬剤師会にご連絡下さい。



広島漢方研究会

3月月例会報告及び 慢性・難病フォーラムIN大阪のお誘い

理事長 鉄村 努



3月月例会では、1時限目に木原敦司先生（ウォンツ西条西店）が「漢方初級講座

④・漢方薬で考える漢方病理 肝虚・肝実

編：加味逍遙散、抑肝散、小柴胡湯、桂枝茯苓丸」と題して、肝に作用する生薬である柴胡・当帰を配合した加味逍遙散と抑肝散、肝実に用いる小柴胡湯、駆瘀血剤である桂枝茯苓丸について講義しました。各処方に関する



条文を読み、配合生薬を五味（酸・苦・甘・辛・鹹）に分類して処方解説をしました。2時限目は私が「不妊の症例報告」と題して、40歳前後の妊娠を希望される患者様に漢方薬を投薬して妊娠に至ったと思われる6症例を紹介しました。3時限目は勝谷英夫先生（勝谷漢方薬



局）が「安中散」と題して、和剤局方を出典とする“脾胃の虚”の治療薬である安中散について、「漢方診療の実際」「漢方百話」「勿誤方函」などの文献を基に解説されました。また、7種類の配合生薬を持参して頂き、参加者に見てもらい又臭いもかいでもらいました。4時限目

は下本順子先生が『運気論・2019年（己亥）の恵方と運気』と題して、今年の運気を紹介しました。今年の前半は風氣・風病が流行り、後半は火氣・熱病が流行る傾向がある。一年を通じて土（脾胃）の弱りと、その原因である木（肝）の猛威に注意

が必要な年であることを踏まえ、その予防、食事療法、さらに治療法についてわかりやすく説明されました。



広島漢方研究会の所属する（一社）日本漢方交流会が主催します「第17回慢性・難病フォーラム」が、令和元年5月26日（日）大阪コロナホテルにおいて開催されます。毎年、薬剤師を中心に全国から約160名が参加する研究会で、今年のテーマは「少子高齢化社会の婦人科疾患」です。最初に基調講演①として よこたクリニック院長 横田直美先生が『性の健康を支える漢方』、基調講演②は シマヤ真鍋漢方薬局 真鍋立夫先生が『婦人難病について』という演題で講演されます。後半は3名の薬剤師が話題提供者として『婦人科疾患』について発表します。詳細は日本漢方交流会ホームページでご確認ください。

広島漢方研究会では毎月薬剤師会館において勉強会を行っており（9月のみ広島大学広仁会館）、漢方をより深く学びたい、生薬にふれてみたい！”とお考えの方はオープン参加も可能です。（1日参加費3,000円・薬剤師研修シール3点（シール引換券の配布時間9：30～10：00、シールの配布は月例会終了時、漢方薬・生薬認定薬剤師更新用としても使用可・予約不要）ぜひ参加されてみてはいかがでしょうか。詳細は広島漢方研究会ホームページ、広島県薬剤師会ホームページ研修会カレンダー、または研究会事務局：薬王堂漢方薬局までお問い合わせください。

広島漢方研究会事務局：薬王堂漢方薬局

TEL：082-285-3395

【初級講座の講義予定】 1時間目 9：30～11：00

5月12日

『漢方基礎講座④ 桂枝加芍薬湯、小建中湯、越婢加朮湯、承気湯類で考える漢方病理』

6月9日

『漢方基礎講座⑤ 桂枝加芍薬湯、小建中湯、越婢加朮湯、承気湯類で考える漢方病理』

広島県医薬品卸協同組合 <日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部>

株式会社エバルス
薬事情報室 吉川 光一郎

医薬品卸で働く薬剤師は患者様に直接関わることが少なく、主に医薬品を安定供給すること、品質を確保すること、適正な情報を伝えすることを使命として医療機関の医師、薬剤師、看護師など医療従事者と係ることが多いのが特徴です。エバルスには約50名の薬剤師が在席しており社内では様々な部署で活躍しています。営業本部で製品の販売推進をする部署、社内ルールや手順の監査をする部署、MSとして医療機関に営業活動する薬剤師、支店の管理薬剤師、薬事情報室で働く薬剤師など様々です。

今回は薬事情報室で働く薬剤師をご紹介します。薬事情報室はエバルス広島支店（広島市南区大州）にあります。10名（男性5名、女性5名）の薬剤師が薬事情報研修グループ、薬事管理グループ、医薬安全性推進グループの3つのグループに所属しています。

薬事情報研修グループは主にDI、研修を行うグループで、DIでは広島支店内にある営業本部、広島第一営業部など営業の部門と関わりがあり、営業方針に基づいた資料作成、学術面の支援や、医療機関やMSから受けた問合せの回答や依頼に対しては資材の手配などをしたりします。研修関係では社外に向けて主に薬局などお得意先や薬剤師会での研修会（勉強会）なども行う他、社内に向けては新入社員やMSへ新製品や病態に関する研修については年間スケジュールを決めて実施し、若手薬剤師に向けてはスキルアップのための研修なども行っています。

薬事管理グループは法律に則り社内ルール、手順を決めたり支店全体のこれら管理に関する業務を行っています。

す。ハーボニー配合錠偽造問題による省令改正の際は社内外へ改正点を周知したり関係部門と改正に関する対応をしました。新製品や抗がん剤など取扱いに注意を要する一部製品では薬局や医療機関の先生方に販売上の得意先情報など必要事項を確認したうえでないと販売できない製品の規制管理も行います。先生方にはお時間、お手間を取られてしまいご迷惑をおかけすることもありますが今後も医薬品適正使用の主旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い致します。また、エバルスは中国5県に21の支店、センターがあり、直接行って管理薬剤師や支店長、物流担当者に薬事関連の業務相談や、指導も行うこともあります。

医薬安全性推進グループはPMSに係る業務、主に市販直後調査、製造販売後調査などを行うグループで医薬品の有効性、安全性に関する活動を行っています。市販直後調査では新製品発売から半年間、未知の副作用が発現していないか、適正にご使用いただけているかMSが薬局や医療機関に聞き取りさせてもらっています。聞き取りは決まった期間、期日内に実施、報告しなければならないので、支店長や支店管理薬剤師と連携しながらMS全員の進捗管理を行っています。製造販売後調査は製薬メーカーから委託された品目、施設で特定使用成績調査の調査票の回収業務や医療機関と調査に関する契約書作成業務など専門的な業務も行います。

グループによる仕事内容は異なりますがお互いに仕事をフォローしていますので、休みや急な不在の場合もあわてることがないような体制になっています。

また、比較的女性メンバーが多い部署ということもありみんな話題のお菓子や流行スポット等に詳しく男性陣は出張するとおしゃれなお土産を選ぶプレッシャーにも負けないよう鍛えられていますが、それを話題のきっかけとして和気あいあいとしてやっています。

直接お会いする機会はあまりありませんが皆さまの身近な存在として知っていただければありがたいです。

第39回 広島県薬剤師会学術大会

演 題 募 集

テーマ：「薬剤師、新時代に向けて」

会 期：令和元年10月27日（日）10：00～17：00（予定）

会 場：広島県薬剤師会館 広島市東区二葉の里3-2-1

主 催：公益社団法人広島県薬剤師会

参加費：予約2,000円 当日3,000円 学生（社会人を除く）は無料

*日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度認定対象研修会の予定です。

会員発表の募集

1. 発表の形式について

（1）口頭発表：1演題12分（発表10分・質疑2分）の予定

2. 発表の内容について

- （1）薬局・病院等における薬剤師の日常業務と今後のあり方
- （2）地域包括ケアシステムにおける薬剤師・薬局の関わり
- （3）患者への情報提供活動や情報収集
- （4）医薬品に関する調査・研究
- （5）学生実習の受け入れ
- （6）災害時の対応
- （7）その他、日常業務に参考となるもの

3. 申込期間：令和元年8月2日（金）まで 発表要旨は8月23日（金）必着

4. 申込方法

- （1）発表演題名（タイトルに施設名を入れることは、ご遠慮ください。）
- （2）発表者氏名（共同発表者がいる場合には発表者に○印を付けてください。）
- （3）所属（支部名、団体名など）（4）連絡先住所（自宅又は勤務先）、電話番号、メールアドレス

以上をホームページより申込書をダウンロードして、ご記入の上、お申し込み下さい。

5. 利益相反自己申告について

第39回広島県薬剤師会学術大会に演題をご登録いただくにあたり、その演題において利益相反が生じる場合は、筆頭演者は発表演題に関係する企業などの利益相反状態の申告が必要です。

6. 倫理審査の確認について

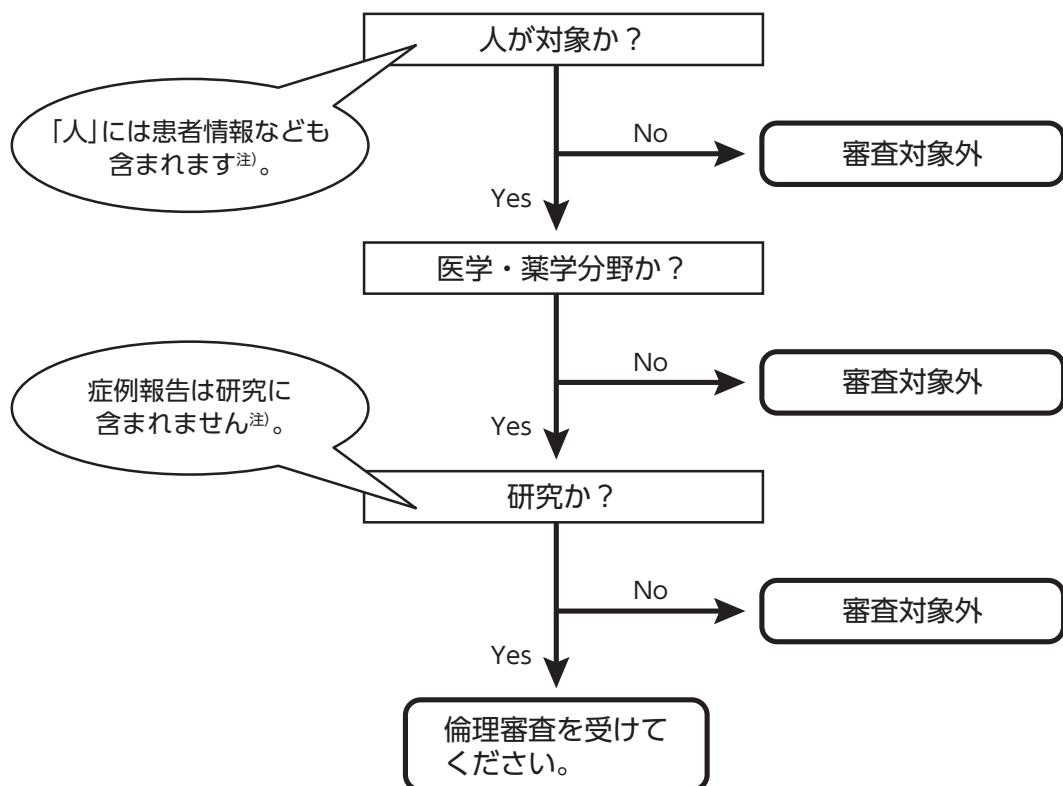
人を対象とする医学系研究に該当する発表の場合は、倫理審査委員会の倫理審査を受ける必要があります。

7. 問い合わせ先

〒732-0057 広島市東区二葉の里 3-2-1
 公益社団法人広島県薬剤師会 第39回広島県薬剤師会学術大会実行委員会
 TEL: 082-262-8931 (代) FAX: 082-567-6066
 E-mail: yakujimu@hiroayaku.or.jp
 ホームページ: <http://www.hiroayaku.or.jp>

※採否については、大会実行委員会にて決定し、ご連絡いたします。

倫理審査対象研究フローチャート



倫理審査が必要な研究テーマの例

- ・患者に対してアドヒアランスをアンケート調査する研究
- ・吸入指導の前後に手技を評価する研究
- ・過去の薬歴を調査して、副作用発現率を明らかにする研究

注) 詳細は「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」をご覧ください。

◆◆◆◆◆ 研修だより ◆◆◆◆◆

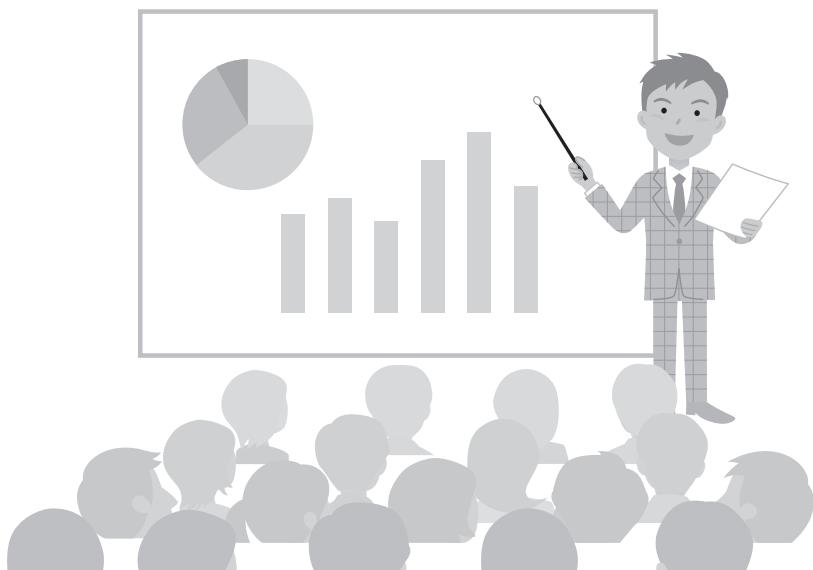
薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。詳しくは研修会カレンダー (<http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi>) をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況
平成31年3月末日現在 2,741名 (内更新961名)

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
5月7日 (火) 19:30~21:00 学校法人福山大学宮地茂記念館 福山支部シリーズ研修会 テーマ:『医薬品の適正使用・薬物動態学の基礎』 演題:『DDSの時代』 講師:福山大学薬学部 薬物動態学研究室 金尾義治教授		(一社) 福山市薬剤師会 084-926-0588	1	研修費:一般1,000円 ※事前の申し込みは必要ありません。
5月9日 (木) 19:20~21:00 佐伯区民文化センター 第1回学生実習合同報告会 みんなで薬剤師の卵を育てる会 IN 広島佐伯 1) 19:20~ 演題①:『ひまわり薬局佐伯店での実習報告』 講師:安田女子大学 薬学部5年生 飴野真歩さん 演題②:『アポロ薬局での実習報告』 講師:広島大学 薬学部5年生 森本純加さん 2) 19:50~ 演題:『2型糖尿病の薬物治療~作用機序及びエビデンスに基づいた薬物選択について~』 講師:五日市記念病院 臨床薬剤科 和田卓也先生		広島佐伯薬剤師会 TEL・FAX 082-924-5957	1	必ず事前申し込みをお願いします。
5月11日 (土) 15:00~17:00 広島県薬剤師会館2階 ふたばホール 第523回薬事情報センター定例研修会 1) 薬事情報センターだより 2) 情報提供 大塚製薬株式会社 3) 特別講演『腸とコンディショニングの関係性~腸内環境及び免疫賦活作用を有する乳酸菌について~』 大塚製薬株式会社 ニュートラルティカルズ事業部 大津栄養製品研究所 所長 甲田哲之先生		(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-567-6055	1	受講料:会員1,000円、非会員2,000円 ※資料準備のため2019年5月7日(火)までに「氏名・勤務先・会員の方は○」を記して、FAX(082-567-6050)又はメール(di@hiroyaku.or.jp)にてお申し込みください。
5月12日 (日) 9:30~16:00 広島県薬剤師会館2階 ふたばホール 広島漢方研究会月例会 第644回 9:30~11:00 漢方初級講座34『桂枝加芍薬湯、小建中湯、越婢加朮湯、承気湯類で考える漢方病理』 木原敦司 11:00~12:30 『漢方薬局の店頭経験』最近の症例を紹介しながら皆さんと一緒に考えます。 鉄村努 13:30~15:00 『勿誤薬室方函口訣』射干麻黄湯より 講義:山崎正寿 15:00~16:00 『方剤に至るまでの考え方』菊一瓈子 ※“漢方初級講座”を好評開催中です！奮ってご参加ください！		主催 広島漢方研究会 問い合わせ先 テツムラ漢方薬局 082-232-7756	3	参加費:広島漢方研究会会員無料、会員外(オープン参加)3,000円(学生1,500円) ※事前の申し込みは不要です。お気軽にご参加ください
5月24日 (金) 19:20~21:00 佐伯区民文化センター 広島佐伯支部集合研修会 第209回 1) 19:20~19:30 薬剤師会から報告事項 会長 宗文彦 2) 19:30~21:00 演題:『抗不整脈薬を理解する』 講師:東広島医療センター 循環器内科 医長 原幹先生		広島佐伯薬剤師会 TEL・FAX 082-924-5957	1	必ず事前申し込みをお願いします。

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
5月26日（日）15:00～18:00 広島県薬剤師会館 新薬剤師研修会2019 15:00～『薬剤師の職能・薬剤師会のはたらき』 広島県薬剤師研修協議会会长 松尾裕彰先生 16:00～『発見！あなたの薬剤師軸』 広島県薬剤師会常務理事 吉田亜賀子先生 18:00～ 懇親会		主催 広島県薬剤師 研修協議会 広島県薬剤師会 広島県病院薬剤師会 問い合わせ先 082-262-8931 (広島県薬剤師会 事務局 木下)	2	参加費：500円（懇親会費含む） 参加対象：平成29～31年の国 家試験合格者（過去に参加経 験のある方は参加できません） ※参加希望の方は、氏名・性 別・勤務先を事務局宛にご連 絡ください。
7月20日（土）15:00～17:00 広島県薬剤師会館 2階 ふたばホール 第524回薬事情報センター定例研修会 1) 薬事情報センターだより 2) 情報提供『漢方エキス製剤の簡易懸濁について』 小太郎漢方製薬株式会社 3) 特別講演『漢方薬を特性と薬効から理解を深める（仮）』 広島漢方研究会 理事 木原敦司先生		(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-567-6055	1	受講料：会員1,000円、非会員 2,000円 ※資料準備のため2019年5月 7日（火）までに「氏名・勤務 先・会員の方は○」を記して、 FAX（082-567-6050）又はメー ル（di@hiroyaku.or.jp）にて お申し込みください。



平成31年3月26日

会員各位

広島県薬剤師会

担当 松尾裕彰副会長

研修認定薬剤師制度に関する重要なお知らせ

日本薬剤師研修センターからの通知がありましたので御連絡いたします。申請の際には十分ご注意ください。

平成31年4月1日（都道府県薬剤師研修協議会受付）から、次のように変更になります。

認定申請（新規、更新とも）に当たっては、従来の提出書類等（認定申請書、研修手帳等）に加えて、「生涯学習自己診断表（薬剤師生涯研修の指標項目）」の提出が必須になります。

「生涯学習自己診断表（薬剤師生涯研修の指標項目）」と「記載方法等」は日本薬剤師研修センターwebサイトでご確認ください。

注意：申請の際に提出しなければ、認定の手続きを保留して連絡し、提出されてから手続きを行いますので、認定が遅くなります。最終的に提出されなければ、認定は行いません。

平成31年4月1日（都道府県薬剤師研修協議会受付）から、研修認定薬剤師の認定申請料等の取扱いを、次のとおりとします。

- (1) 認定申請料等として一旦振り込まれたものは、理由の如何を問わず返却しません。
審査の結果、認定不可となった場合でも返却しません。
- (2) この一旦振り込んだ認定申請料等は、他の如何なるものにも流用することはできません。例えば、後日再提出した認定申請の認定申請料として使用することはできません。
- (3) 領収証は発行せず、振込明細等を以て領収証に代えます。
- (4) 認定申請料等の振込明細等は、受付時から遡っておおむね3か月前までのものとします。これ以前のものの場合は、その理由をご説明いただきます。

平成31年4月1日以降に申請（都道府県薬剤師研修協議会受付）されたものについては、確認事務処理の都合上、**薬剤師研修手帳を研修認定薬剤師認定証送付時に返還せず、後日改めて返還すること**とします。この取扱いは当分の間としますので、必要がある場合は、申請前に写しを保存されますようお願いします。

公益財団法人日本薬剤師研修センター

研修認定薬剤師制度に関する重要なお知らせ（認定申請）

平成31年4月1日（都道府県薬剤師研修協議会受付）から、次のように変更になります。

認定申請（新規、更新とも）に当たっては、従来の提出書類等（認定申請書、研修手帳等）に加えて、「生涯学習自己診断表（薬剤師生涯学習の指標項目）」の提出が必須になります。

「生涯学習自己診断表（薬剤師生涯学習の指標項目）」と「記載方法等」はこのファイルの下に掲載しています。

注意：申請の際に提出しなければ、認定の手続きを保留して連絡し、提出されてから手続きを行いますので、認定が遅くなります。最終的に提出されなければ、認定は行いません。

詳細は 日本薬剤師研修センターホームページでご確認ください。

生涯学習自己診断書はダウンロードしてください。

<http://www.jpec.or.jp/nintei/kenshunintei/index.html>

広島県薬剤師研修協議会 事務所移転のお知らせ

拝啓

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2018年8月の広島県薬剤師会の新築移転に伴い、広島県薬剤師研修協議会事務所も移転いたしました。日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師申請用紙等の送付は、下記住所にお願い致します。

敬具

広島県研修協議会会長

松尾裕彰

記

広島県薬剤師研修協議会（広島県薬剤師会内）

住 所：〒732-0057 広島市東区二葉の里3丁目2番1号

電話番号：082-262-8931

FAX番号：082-567-6066

以上

生涯学習自己診断表（薬剤師生涯研修の指標項目）の記載方法等

1. 初めに

この生涯学習自己診断表は、全職域にわたる薬剤師を対象とし、受講者が自ら研修するべき内容を選択したり、あるいは研修した内容を整理・確認するときの目安として用い、今後の学習計画の立案の参考とするものです。

したがって、認定申請（新規又は更新）をする場合、それまでの学習状況を整理して、現状達成度及び今後の自己学習必要度を確認してください。

記入は、すべての項目（全部で26あります）について行ってください。なお、研修内容の例欄は、項目ごとに主な例を示したものです。

2. 記載方法

①業務上必要度（A）欄

この欄には、自分の現在の業務の業務上の必要度を1点～10点で記入します。

業務上最も必要な項目であれば、10点となります。中程度の必要性であれば5又は6点です。ほぼ必要がない場合は1点になります。

この業務上の必要度は、自分自身で判断して点数を付ければよく、他の人との整合性をとる必要はありません。

②現状達成度（B）欄

この欄には、現時点での達成度を1点～10点で記入します。

十分に学習していると考える項目であれば、10点となります。なお、これは現時点での達成度ですし、学習すべき内容は時間の経過とともに変化しますので、現時点では10点でも、将来は5点になることもあります。ほとんど学習していなければ1点になります。

この現状達成度も、自分自身で判断して点数を付けてください。

③自己学習必要度（A-B）欄

（A-B）を計算します（マイナスの値になったときは0とします）。その数値が大きいほど、学習が不足していることになります。

この数値によって不足している学習項目とその度合いがわかりますので、それを参考として次の更新認定申請までに重点を置くべき研修内容を決めてください。

3. 提出

①上部の該当欄に、氏名、提出日、勤務先分類（次の数字を記入。1：病院、2：薬局、3：製薬企業、4：その他）及び自宅住所のうちの都道府県名を記載してください。

②記載した用紙は、認定申請書や研修手帳とともに提出してください。提出しなかった場合は、認定審査を保留します。この場合、当初から提出した場合に比べて認定までの日数が多くかかります。忘れずに提出してください。最終的に提出されなければ、認定は行いません。

③研修手帳は認定証とともに返却しますが、この用紙は返却しません。提出に当たっては控えを残してください。返却の申し出や写しの交付には応じられません。

様式第11-2

生涯学習自己診断表(薬剤師生涯研修の指標項目)

用紙の大きさはA4判です。

氏名: _____	提出日: _____ 年 _____ 月 _____ 日	_____ → _____	_____ → _____
この書類は返却しませんので、提出に当たっては控えを残してください。		勤務先分類(次の数字を記入。1:病院、2:薬局、3:製薬企業、4:その他)	
		自宅住所の都道府県名	

◇本指標項目は、全職域にわたる薬剤師を対象とし、受講者が自ら研修するべき内容を選択したり、あるいは研修した内容を整理・確認するときの目安として用い、今後の学習計画の立案の参考とする。

◇学習方法は、受講(座学、e-ラーニング)、実習などである。

◇(A)及び(B)には、各項目に1~10点を記入する。

(A-B)の値により相対的に重点を置くべき研修内容を自己判断する。

【大項目】	【項目】	【研修内容の例】	業務上 必要度 (A)	現状 達成度 (B)	自己学習 必要度 (A-B)
I 倫理、法令、制度	倫理	一般倫理、医療倫理、研究倫理、患者の権利、利益相反			
	医療保険・介護保険制度	診療報酬、調剤報酬、薬価基準、国民医療費、療養担当規則(薬担、療担)、介護保険			
	業務関連の法規	法規全般(守秘義務等)、医薬品医療機器等法、薬剤師法、医療法、麻薬及び向精神薬取締法、PL法、毒物劇物取締法、個人情報保護法、臨床研究法			
II 基本的機能	調剤	服薬指導、調剤監査、疑義照会、処方監査、服薬モニタリングと評価、調剤過誤(薬剤関連事故)、後発医薬品の使用促進、調剤室管理(衛生、安全性、効率)			
	製剤	薬局製剤、院内製剤、注射薬等調製・交付業務、滅菌法、無菌操作法、中心静脈栄養法、経腸栄養、体液・電解質管理、製剤台帳、製剤記録(管理)			
	医療安全	医療過誤防止、業務手順書、ヒヤリ・ハット報告、医療安全情報、医薬品安全管理責任者、感染制御、ハイリスク薬			
	医薬品情報・医療情報	医薬品情報全般、情報源(添付文書等)、診療情報(診療録、調剤録、レセプト情報等)収集と活用、医療用語・表現、医薬品リスク管理計画(RMP: Risk Management Plan)、治療ガイドライン、薬剤疫学、生物統計学、薬害、IT技術、薬剤経済			
	薬学的管理・指導	薬歴管理、医師等医療従事者への情報提供、チーム医療、副作用モニタリング、POS、EBM、クリニック・バス、薬葉連携、医薬品適正使用、処方解析、症例検討、QOL、ボリファーマシー対策			
	コミュニケーション技術	接遇、カウンセリング、コミュニケーション(患者・医療従事者)、臨床心理学			
	医薬品管理	品質管理全般、注射薬管理、製剤管理、治験薬管理、麻薬・向精神薬管理、血液製剤管理、毒劇薬管理、毒劇物管理、放射性医薬品管理			
	医薬品試験	医薬品試験全般、規格試験、製剤試験、日本薬局方、バリデーション(分析)、体内薬物濃度測定法			
III 疾病・薬物療法	病態と疾患	病態と疾患、疫学、症状、検査			
	薬物療法	代表的疾患と薬物療法、妊婦(授乳婦)・高齢者・小児(新生児)の薬物療法、TDM、臨床検査、臨床薬理・臨床薬物動態(PK/PD)、個別化医療、ゲノム医療			
	副作用	発症機序、症状、対処法、過量投与・薬物中毒、副作用報告、副作用とその初期症状、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度			
	相互作用	相互作用、薬物-薬物、薬物-食物、薬物-嗜好品			
IV 教育・研究	教育	学校保健教育(薬物乱用防止教育を含む)、実務実習教育、患者教育、薬剤師教育、薬育			
	研究	研究計画立案、学会発表、論文投稿、臨床研究			
V 地域住民の健康増進	健康管理	健康管理全般、疾病予防、食生活指導、疾患の治療食、地域保健サービス、禁煙対策、健康サポート機能、検体測定室			
	セルフメディケーション等	幼児・乳児ケア、特定保健用食品・栄養機能食品・機能性表示食品、要指導・一般用医薬品、医薬部外品・化粧品・日用品、ドーピング防止			
	在宅医療	地域包括ケアシステム、在宅患者訪問薬剤管理指導業務、介護用品・福祉機器・多職種連携、認知症対策			
	漢方薬・生薬	全般、漢方製剤の適用、薬効評価、副作用、東洋医学(漢方方剤)、伝統医学、生薬、民間薬、品質管理(生薬)			
	公衆衛生	環境衛生(水、空気、光、音、放射線等)、院内感染対策、食品衛生、病原微生物、産業衛生、化学物質対策、廃棄物対策、薬物乱用防止、学校薬剤師、母子保健			
	災害対策	医療救護所での医薬品管理・交付、避難所の衛生管理、災害薬事コーディネーター、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)、災害医療救護			
VI 医薬品開発・薬事行政	基礎薬学	生化学、分子生物学、薬理学、薬物動態学、機能形態学、病理学、微生物学、薬剤学、製剤学、有機化学、無機化学、分析化学、物理化学			
	薬事行政・医療行政	医薬分業、承認審査・適正使用、医療・薬事監視、後発医薬品の使用、医薬品副作用被害救済制度、再審査、再評価			
	医薬品開発・流通	工場業務見学、品質規格、非臨床試験、臨床試験、製造販売後調査、市販直後調査、総括製造販売責任者、GLP、GMP、GCP、GQP、GPSP、GVP			

注:この指標項目は生涯研修全般に亘る自己診断に用いるもので、【研修内容の例】欄の記載には研修認定薬剤師制度で単位の付与対象となる研修内容以外のものも含まれています。



会営二葉の里薬局からのお知らせ

会営二葉の里薬局 で、医療・衛生材料を備蓄して、分割販売する事業を開始しました。ご活用ください。

会営二葉の里薬局 管理薬剤師 三浦常代

..... (公社) 広島県薬剤師会「医療・衛生材料備蓄センター」利用手順

【目的】

広島県内の保険薬局の在宅医療推進のため、(公社) 広島県薬剤師会において、医療・衛生材料の分割販売を行う。

【備蓄する品目の選定】

医療・衛生材料供給体制検討委員会で選定した商品を備蓄する。

医療・衛生材料備蓄リスト及び販売価格は、広島県薬剤師会 会営二葉の里薬局ホームページで公開する。

医療・衛生材料備蓄リストに表示していない商品については、隨時検討する。

【受け渡し】

場 所 会営二葉の里薬局

所在地：広島市東区二葉の里三丁目2番1号

TEL：(082) 567-6077 FAX：(082) 567-6088

発注方法 商品を譲り受けようとする者は、「医療・衛生材料分割販売 注文書」をFAX送付し、電話で確認する。

対応時間 月曜日～金曜日：9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）

受け取り 会営二葉の里薬局での受け取りが基本

- ・譲受人は、「医療・衛生材料分割販売 注文書」、必要書類、印鑑、及び代金等を持参する（別表を参照）。

- ・譲受人と譲渡人は、記載内容、持参物等を確認し、譲受人は「分割販売 譲受書」に署名・押印する。

- ・代金の決済は、商品の受け取り時に、現金にて行う。

- ・譲渡人は、「分割販売 譲渡書 兼 領収書」及び、商品を譲渡する。

尚、送付希望の場合は、要相談（但し、送付は、保険薬局部会会員薬局のみとする）。

【販売価格】

保険薬局部会会員に対する販売価格は、上記ホームページで公開する。

保険薬局部会会員以外は、ホームページで公開する販売価格の1.5倍とする。

【返品】

譲渡した商品の返品は、原則行わない。

別表. 会営二葉の里薬局における医療・衛生材料販売 分割販売依頼者別確認事項および対応方法

依頼者	医療・衛生材料 の分類	確認事項及び販売手順	記録の必要性	
			譲渡者	譲受者
保険薬局 部会 会員	高度管理医療機器	① 保険薬局カードを確認	要	要
		② 処方箋の有無を確認 ・ 処方箋あり → 処方箋を確認 → 販売		
		・ 処方箋なし → 高度管理医療機器販売許可書を確認 → 販売	要	要
	管理医療機器	① 保険薬局カードを確認 → 販売	要	要
	その他	① 保険薬局カードを確認 → 販売	不要	不要
保険薬局 部会 非会員	高度管理医療機器	① 薬局開設許可書（写し）にて、薬局開設許可番号を確認	要	要
		② 保険薬局指定通知書（写し）にて保険薬局コードを確認		
		③ 処方箋の有無を確認 ・ 処方箋あり → 処方箋を確認 → 販売	要	要
		・ 処方箋なし → 高度管理医療機器販売許可書を確認 → 販売	要	要
		① 薬局開設許可書（写し）にて、薬局開設許可番号を確認	要	要
	管理医療機器	② 保険薬局指定通知書（写し）にて保険薬局コードを確認 → 販売		
		① 薬局開設許可書（写し）にて、薬局開設許可番号を確認	不要	不要
	その他	② 保険薬局指定通知書（写し）にて保険薬局コードを確認 → 販売		

※記録の必要性 要：法令上、記録が定められる事項

要：法令上の趣旨や通知から、記録が望ましいとされる事項

尚、当供給拠点は、地域の活動を支援するものであるため、薬局以外からの分割販売依頼があった場合には、原則として、かかりつけ薬局を紹介する。

分割販売時に必要な法定表示および添付文書の付与について

法定表示については、商品に貼付する（貼付が困難な場合は、「分割販売 譲渡書 兼 領収書」に記載）。

添付文書がある商品は、添付文書を添付する。但し、譲受者は、最新の添付文書を確認する。

公益法人広島県薬剤師会「医療・衛生材料備蓄センター」医療・衛生材料備蓄リスト

2019年3月1日現在

販売名	規格	製造販売業者等	一般的の名称	分類	単位	販売価格(税込み)
エラストポアハダ	No.50 50mm×5m	ニチバン株式会社	粘着性布伸縮包帯	非医療機器	巻	900 円
オプサイト Post-Op II	12×10cm(パッド7.5×5cm)	スミス・アンド・ネフュー株式会社	紺創膏・カテーテル被覆・保護材	一般医療機	枚	286 円
カテーテープFSロール	50mm×10m	ニチバン株式会社	ロールタイプの透明粘着フィルム	一般医療機器	巻	2,400 円
カテーテープラス	60mm×80mm	ニチバン株式会社	カテーテル被覆・保護材	一般医療機器	枚	171 円
サフィードネラトンカテーテル	先端開口・2孔式 Fr.8 (2.7mm)33cm	テルモ株式会社	間欠泌尿器用カテーテル	管理医療機器	本	34 円
サフィードネラトンカテーテル	先端開口・2孔式 Fr.10 (3.3mm)33cm	テルモ株式会社	間欠泌尿器用カテーテル	管理医療機器	本	34 円
サフィードネラトンカテーテル	先端開口・2孔式 Fr.14 (4.7mm)33cm	テルモ株式会社	間欠泌尿器用カテーテル	管理医療機器	本	34 円
サフィード吸引カテーテル 口腔鼻腔用	Fr.8×40cm	テルモ株式会社	気管支吸引用カテーテル	管理医療機器	本	34 円
サフィード吸引カテーテル 口腔鼻腔用	Fr.10×40cm	テルモ株式会社	気管支吸引用カテーテル	管理医療機器	本	34 円
サフィード吸引カテーテル 口腔鼻腔用	Fr.12×40cm	テルモ株式会社	気管支吸引用カテーテル	管理医療機器	本	34 円
サフィード吸引カテーテル 口腔鼻腔用	Fr.14×40cm	テルモ株式会社	気管支吸引用カテーテル	管理医療機器	本	34 円
ジェイフィード栄養セット	DEHPフリー	株式会社ジェイ・エム・エス	経腸栄養注入セット	一般医療機器	本	150 円
シリキーポアドレッシング	3号 粘着部6×10cm 吸収部3×6.5cm	アルケア株式会社	救急紺創膏	一般医療機器	枚	28 円
セーフタッヂアレスニードルセット	STC-22G×5/8-450 針外径×長 0.7×16mm チューブ長 450mm	ニプロ株式会社	植込みポート用医薬品注入器具	管理医療機器	本	800 円
セーフタッヂプラグ ST-P		ニプロ株式会社	静脈ライン用コネクタ	一般医療機器	個	180 円
デュオアクティブ ET	10×10cm	コンバテックジャパン株式会社	局所管理ハイドロゲル創傷被覆・保護材	管理医療機器	枚	600 円
テルフュージョン 連結管	プラスチック型×2 クレンメ付き	テルモ株式会社	輸血用連結管	管理医療機器	本	48 円
テルモシリング カテーテル チップ型	50mL	テルモ株式会社	経腸栄養注入セット	一般医療機器	本	169 円
ニプロフィルターセット STFG-20BPG	60滴=1mL ポアーサイズ 0.2μm	ニプロ株式会社	自然落下式・ポンプ接続兼用輸液セット	管理医療機器	本	1,400 円
ニプロ経腸栄養ボトル EDP-6 OPEN		ニプロ株式会社	経腸栄養注入セット	一般医療機器	本	1,350 円
ニプロ輸液セット ISA- 20000E00Z	針なし	ニプロ株式会社	自然落下式・ポンプ接続兼用輸液セット	管理医療機器	本	120 円
ネオフィード栄養セット ナチュール 600mLボトル付き		株式会社トップ	経腸栄養注入セット	一般医療機器	本	570 円
フローマックス	23G×5/8" R.B GA	ニプロ株式会社	単回使用皮下注射用針	管理医療機器	本	8 円
優肌バーミロール	品番 14R05 5cm × 10m	株式会社ニトムズ	ロールタイプフィルムドレッシング	非医療機器	巻	2,800 円

医療・衛生材料分割販売 注文書

(公社)広島県薬剈師会「医療・衛生材料備蓄センター」医療・衛生材料分割販売注文書

FAX 送付先 会員二葉の里事業局 FAX番号: (082) 567-6088 住所: 〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目1番1号
電話番号: (082) 567-6077

申込目次

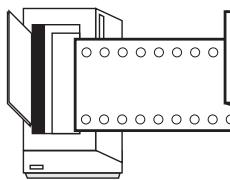
登記者 名前	事業所名	電話番号	
	代表者(開設者)氏名	印	FAX 番号
	住所	〒	広島県

■ 次の「確認事項」、「受取り時に必要な持参物」に入れ、ご確認の上、来局願います。

確認事項	✓を入れて下さい	受取り時に必要な特参考	✓を入れて下さい
薬局開設許可を受けている	<input type="checkbox"/>	⇒ 【薬局開設許可番号を確認】薬局開設許可書(写し)	<input type="checkbox"/>
保険薬局である	<input type="checkbox"/>	⇒ 【保険薬局コードを確認】保険薬局指定通知書(写し)	<input type="checkbox"/>
保険薬局会員である	<input type="checkbox"/>	⇒ 【保険薬局コードを確認】保険薬局カード	<input type="checkbox"/>
処方箋がある	<input type="checkbox"/>	⇒ 処方箋	<input type="checkbox"/>
処方箋がない 且つ 高度管理医療機器を要望	<input type="checkbox"/>	⇒ 高度管理医療機器販売許可書(写し)	<input type="checkbox"/>
		印鑑(受取り者の印鑑)	<input type="checkbox"/>
		支払合計金 ※現金でお支払い願います。	<input type="checkbox"/>

■ 分割販売 注文書		合計金額<保険薬局部会 会員>						合計金額<保険薬局部会 会員以外の場合 ×1.5>	
販売名	規格	製造販売業者名	一般的の名称	医療・衛生材料の分類 ○をつける	単位	単価(税込)	注文数量	支払金額計(税込)	
			高度管理医療機器・管理医療機器・その他						
			高度管理医療機器・管理医療機器・その他						
			高度管理医療機器・管理医療機器・その他						
			高度管理医療機器・管理医療機器・その他						
			高度管理医療機器・管理医療機器・その他						

2019年3月 広島県薬剤師会作成



薬事情報センターのページ



永野 利香

慢性便秘症について

◆はじめに

2017年10月に、慢性便秘症診療ガイドライン2017が発出されました。今回は、このガイドラインの簡単な紹介と、便秘用薬の中で、2012年以降に発売された慢性便秘症に適応があるものを中心におまとめました。

その他、慢性便秘症の診断基準などについても記載されていますので、詳細は当該ガイドラインをご参照ください。
(2020年に改訂版発刊予定)

◆便秘の定義

本来体外に排出すべき糞便を十分量かつ快適に排出できない状態。

◆便秘の疫学

わが国の便秘の有訴者率は、若年層では女性に多く、80歳以上では男女比はほぼ1:1。加齢とともに増加。

◆慢性便秘症の分類

- ・国際的な分類を取り入れつつ、日本の現状に即して分類。(表1)
- ・大腸癌などによる器質性狭窄性の原因を鑑別したあと、症状のみによって、排便回数減少型と排便困難型に分類。
- ・排便回数減少型において排便回数を厳密に定義する必要がある場合は、週に3回未満であるが、日常臨床では、その数値はあくまで目安であり、排便回数や排便量が少ないために結腸に便が過剰に貯留して腹部膨満感や腹痛などの便秘症状が生じていると思われる場合は、週に3回以上の排便回数でも排便回数減少型に分類してよい。
- ・排便困難型は、排便回数や排便量が十分あるにもかかわらず、排便時に直腸内の糞便を十分量かつ快適に排出できず、排便困難や不完全排便による残便感を生じる便秘。
- ・さらに必要に応じて、大腸通過時間検査や排便造影検査などの専門的検査によって、排便回数減少型は大腸通過遅延型と大腸通過正常型に、排便困難型は「硬便による排便困難」と便排出障害(軟便でも排便困難)に病態分類し、便排出障害はさらに器質性と機能性に分類。
- ・複数の病態を併せ持つ症例も存在することに留意する必要あり。

表1 慢性便秘(症)の分類(「慢性便秘症診療ガイドライン2017」より一部抜粋)

原因分類	症状分類	原因となる病態・疾患
器質性	狭窄性	大腸癌、Crohn(クローン)病、虚血性大腸炎など
	非狭窄性	巨大結腸など
機能性	排便回数減少型	直腸癌、直腸重積、巨大直腸、小腸癌、S状結腸癌など 特発性 症候性:代謝・内分泌疾患、神経・筋疾患、膠原病、便秘型過敏性腸症候群など 薬剤性:抗精神薬、抗コリン薬、オピオイド系薬など 経口摂取不足(食物纖維摂取不足を含む) 大腸通過時間検査での偽陰性など
	排便困難型	硬便による排便困難・残便感(便秘型過敏性腸症候群など) 骨盤底筋協調運動障害、腹圧(怒張力)低下、直腸感覚低下、直腸収縮力低下など

◆慢性便秘症の治療

- ・保存的治療：食習慣を含む生活習慣の改善、摘便などの理学的療法、薬物療法が用いられる。(表2)
- ・外科的治療：保存的治療では病状の改善を認めず、便秘の病態評価により適応がある場合に実施。
- ・マグネシウムを含む塩類下剤では、高マグネシウム血症のおそれがあるので、定期的なマグネシウム測定が推奨されている。
- ・刺激性下剤は、耐性や虚血性大腸炎の発症リスクの報告等もあるため、頓用または短期間の投与が提案されている。

表2 慢性便秘症の保存的治療（「慢性便秘症診療ガイドライン2017」より一部改変）

(治療)	(種類)	(一般名)	推奨の強さ	エビデンスレベル
①生活習慣（食事、運動、飲酒、睡眠など）			2	C
②内服薬による治療				
I. プロバイオティクス			2	B
II. 膨張性下剤		カルボキシメチルセルロース等	2	C
III. 浸透圧性下剤	塩類下剤	酸化マグネシウム等		
	糖類下剤	ラクトロース等	1	A
	浸潤性下剤	ジオクチルソジウムスルホサクシネート		
IV. 刺激性下剤	アントラキノン系	センノシド等		
	ジフェニール系	ピコスルファートナトリウム水和物等	2	B
V. 上皮機能変容薬	クロライドチャネルアクチベーター	ルビプロストン	1	A
VI. 消化管運動賦活薬	5-HT ₄ 受容体刺激薬		2	A
VII. 漢方薬			2	C
③バイオフィードバック療法（機能性便排出障害に対して）			2	A
④外用薬による治療				
I. 座薬		ビサコジル坐剤等		
II. 浸腸		グリセリン浣腸等	2	C
⑤摘便（直腸下部に貯留した便を自力で排出できない場合、徒手的に便を排出）			2	C

推奨の強さ

1 (強い推奨)	“実施することを推奨する
	“実施しないことを推奨する
2 (弱い推奨)	“実施することを提案する
	“実施しないことを提案する

エビデンスレベル

A : 質の高いエビデンス (High)
眞の効果がその効果推定値に近似していると確信できる。
B : 中程度の質のエビデンス (Moderate)
効果の推定値が中程度信頼できる。眞の効果は、効果の効果推定値におおよそ近いが、それが実質的に異なる可能性もある。
C : 質の低いエビデンス (Low)
効果推定値に対する信頼は限定的である。眞の効果は、効果の推定値と、実質的に異なるかもしれない。
D : 非常に質の低いエビデンス (Very Low)
効果推定値がほとんど信頼できない。眞の効果は、効果の推定値と実質的におおよそ異なりそうである。

◆2012年以降発売された慢性便秘症用薬（表3）

表3 慢性便秘症に適応がある薬の概要（2012年以降発売）

※類似する表現をまとめたり、簡略化しています。詳細は各薬剤添付文書、インタビューフォームをご参照ください。

販売開始年月	2012年11月	2017年3月	2018年4月	2018年11月	2019年2月
ガイドラインにおける種類	V. 上皮機能変容薬	V. 上皮機能変容薬	—	III. 浸透圧性下剤	III. 浸透圧性下剤
薬効分類	クロライドチャネルアクトベーター	グアニル酸シクラーゼC受容体アゴニスト	胆汁酸トランスポーター阻害剤	慢性便秘症治療薬	生理的腸管機能改善剤・高アンモニア血症用剤
成分名	ルビプロストン	リナクロチド	エロビキシバット水和物	マクロゴール4000／塩化ナトリウム／炭酸水素ナトリウム／塩化カリウム	ラクツロース
薬品名	アミティーザカプセル12μg／同カプセル24μg	リンゼス錠0.25mg	グーフィス錠5mg	モビコール配合内用剤	ラグノスNF経口ゼリー一分包12g
製造販売会社名	マイランEPD	アステラス製薬	EAファーマプロモーション提携／エーザイ販売／持田製薬	EAファーマプロモーション提携／エーザイ販売／持田製薬	三和化学研究所
禁忌	・腸閉塞（腫瘍、ヘルニア等） ・本剤の成分に対し過敏症の既往歴 ・妊娠又は妊娠の可能性のある婦人	・機械的消化管閉塞 ・本剤の成分に対し過敏症の既往歴	・腸閉塞（腫瘍、ヘルニア等） ・本剤の成分に対し過敏症の既往歴	・腸閉塞、腸管穿孔、重症の炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎、クローン病、中毒性巨大結腸症等） ・本剤の成分に対し過敏症の既往歴	・ガラクトース血症
効能・効果	慢性便秘症（器質的疾患による便秘を除く）	・便秘型過敏性腸症候群 ・慢性便秘症（器質的疾患による便秘を除く）	慢性便秘症（器質的疾患による便秘を除く）	慢性便秘症（器質的疾患による便秘を除く）	（該当箇所のみ抜粋） ・慢性便秘症（器質的疾患による便秘を除く）
用法・用量	成人： 1回24μg 1日2回朝食後・夕食後 適宜減量	成人： 1日1回0.5mg食前 症状により0.25mgに減量	成人： 1日1回10mg食前 適宜増減 1日最高用量：15mg	（下記注1）	（該当箇所のみ抜粋） 成人： 24g（2包）1日2回 適宜増減 1日最高用量：72g（6包）
慎重投与	・中等度又は重度の肝機能障害 [本剤・活性代謝物の血中濃度が上昇のおそれ] ・重度の腎機能障害 [本剤・活性代謝物の血中濃度が上昇のおそれ]	—	重篤な肝障害 [胆道閉塞や胆汁酸分泌低下では本剤の効果が期待できない場合あり]	—	—
相互作用	—	CYPの基質ではない。 CYP分子種に対する阻害作用は弱い。 誘導作用無し。 P-糖蛋白質の基質ではない。	（下記注2）	—	—

注2【相互作用】

- ・P-糖蛋白質の阻害作用あり。
- ・併用により本剤の作用が減弱するもの：
アルミニウム含有制酸剤（スクラルファート水和物、アルジオキサ等）
コレステラミン、コレステミド
- ・併用により作用が増強するもの：
ジゴキシン、ダビガトランエテキシラートメタンスルホン酸塩
- ・併用により作用が減弱するもの：
胆汁酸製剤（ウルソデオキシコール酸、ケノデオキシコール酸）
ミダゾラム

注1【用法・用量】

- 水で溶解して経口投与。
2歳以上7歳未満の幼児：
初回用量：1日1回1包。
以降、適宜増減し、1日1～3回、最大投与量は1日量4包（1回量2包）まで。
ただし、增量は2日以上の間隔をあけて行い、
增量幅は1日量1包まで。
7歳以上12歳未満の小児：
初回用量：1日1回2包。
以降、適宜増減し、1日1～3回、最大投与量は1日量4包（1回量2包）まで。
ただし、增量は2日以上の間隔をあけて行い、
增量幅は1日量1包まで。
成人及び12歳以上の中年：
初回用量：1日1回2包。
以降、適宜増減し、1日1～3回、最大投与量は1日量6包（1回量4包）まで。
ただし、增量は2日以上の間隔をあけて行い、
增量幅は1日量2包まで。

◆各薬剤の特徴

○ルビプロストン（アミティーザ）

- ・小腸上皮頂端膜（腸管内腔側）に存在するClC-2クロライドチャネルを活性化
 - 腸管内への水分分泌を促進し、便を軟らかくする
 - 腸管内の輸送を高めて排便を促進。
- ・全身吸収により作用するのではなく、腸管局所で作用が発現し、吸収された後は速やかに代謝される。
- ・妊婦又は妊娠している可能性のある婦人には投与禁忌。
- ・食後投与：副作用の消化器症状を軽減するため。

○リナクロチド（リンゼス）

- ・グアニル酸シクラーゼC（GC-C）受容体作動薬。
- ・腸管の管腔表面に存在するGC-C受容体を活性化
 - 細胞内のサイクリックGMP（cGMP）濃度を増加
 - 腸管分泌を促進、腸管輸送能を促進。
- ・ストレスや大腸炎によって引き起こされる大腸痛覚過敏を抑制。
- ・これらの大腸機能促進作用、痛覚過敏改善作用により、排便異常並びに腹痛／腹部不快感が改善。
- ・食前投与：食後投与では下痢の発現率が高いなどの理由による。

○エロビキシバット（グーフィス）

- ・回腸末端部の上皮細胞に発現している胆汁酸トランスポーター（IBAT）を阻害
 - 胆汁酸の再吸収を抑制
 - 大腸管腔内に流入する胆汁酸の量が増加
 - 胆汁酸により大腸管腔内に水分が分泌、消化管運動が促進
 - 便秘治療効果が発現。
- ・食前投与：食事摂取後に分泌された胆汁酸の再吸収を阻害することが必要であるため。
- ・食事をしないと効果がない：胆汁酸が食事摂取により分泌されるため。
- ・効果不十分時には增量が可能。
- ・消化管内で直接作用し、ほとんどが糞便中に排泄される。

○ポリエチレングリコール製剤（モビコール）

- ・ポリエチレングリコールと電解質を配合した、浸透圧性下剤。
- ・高分子量のポリエチレングリコール製剤であるマクロゴール4000の物理化学的性質による浸透圧効果
 - 腸管内の水分量が増加
 - 便中水分量が増加、便が軟化、便容積が増大
 - 生理的に大腸の蠕動運動が活発化
 - 用量依存的に便の排出を促進
 - 腸管内の水分増加に伴い排便が滑らかになる。
- ・腸管内の電解質バランスを維持し、糞中水分の浸透圧を適切なレベルで保持するため、電解質配合。
- ・海外のガイドラインにおいて、慢性便秘症の治療薬として推奨されている。
- ・小児においても使用可能。
- ・効果不十分時には增量が可能。
- ・消化管内で直接作用し、ほとんどが糞便中に排泄される。

○ラクツロース製剤（ラグノスNF経口ゼリー）

- ・ラクツロースは、フルクトースとガラクトース各1分子から合成された人工二糖類。
- ・原薬を「日局」ラクツロースから結晶ラクツロースに変更して、夾雑物であるガラクトースや乳糖を少なくした製剤。

- ・ラクトロース起因の甘み抑制と服薬性向上、スティック包装による携帯利便性向上を目的として開発された経口ゼリー剤。
- ・浸透圧性下剤。
- ・体内に吸収されない。
- ・小腸で分解・吸収されることなく大腸に達する
 - ①→腸管内容物の浸透圧を高める
 - 腸管内への水の移動を促進
 - 緩下作用を示す。
 - ②→大腸で腸内細菌により分解
 - 乳酸、酪酸等の有機酸が生成
 - 浸透圧を高め、腸管の蠕動運動を促進
 - 浸透圧性の緩下作用を示す。
 - ③→產生された有機酸により腸管内pHが低下
 - ビフィズス菌、乳酸菌が増加
 - 腸内環境が改善
 - アンモニア產生菌の発育が抑制
 - アンモニア吸収が抑制
 - 血中アンモニア濃度が低下。

【キーワード】

薬物療法、慢性便秘症診療ガイドライン2017、ルビプロストン、アミティーザ、リナクロチド、リンゼス、エロビキシバット、グーフィス、ポリエチレンゴリコール、モビコール、ラクトロース、ラグノス

【参考資料】

- ・慢性便秘症診療ガイドライン2017
- ・第516回薬事情報センター定例研修会 特別講演資料、2018.5.12
- ・各薬剤添付文書、インタビューフォーム
- ・日本医事新報、No.4886 (2017.12.16)、No.4919 (2018.8.4)
- ・日本病院薬剤師会雑誌、54 (12)、2018
- ・日本薬剤師会雑誌、70 (6)、2018
- ・日経メディカル、2019.3
- ・日経 DI、No.197、2014.3

お薬相談電話 事例集 No.117



薬事情報センター

Q. 昨日、薬局でアレルギール錠というのを購入したのですが、【むくみ、排尿困難】がある人や【心臓病、高血圧、腎臓病、緑内障】の診断を受けた人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談してください、と書いてありました。また、以前購入したアネトンアルメディ鼻炎錠には、【前立腺肥大による排尿困難】の症状のある人や【高血圧、心臓病、甲状腺機能障害、糖尿病】の診断を受けた人は服用しないでください、と書いてありました。どういうわけで、そのように書いてあるのでしょうか？（70代男性）

A. アレルギール錠に含まれている抗ヒスタミン薬（クロルフェニラミンマレイン酸塩^①）の服用によって、膀胱の排尿筋が緩むことで、前立腺肥大等による排尿困難の症状を悪化させたり、また、眼球の中を満たしている水（房水）の排出が妨げられ眼球の内圧が高まって、緑内障の症状を悪化させるおそれがあります。これらは抗ヒスタミン薬の抗コリン作用によるものですが、抗ヒスタミン薬の種類によっては、抗コリン作用が比較的少ないものもあります^②。

その他の成分であるグリチルリチン酸カリウムを大量に摂取した場合や、比較的少量の摂取でも服用日数や年齢、体格、体質、併用薬などによっては、四肢脱力・筋力低下、高血圧、全身倦怠感、むくみ等の症状があらわれるおそれがあります。これらの症状は、偽アルドステロン症^③として報告されており、いずれの症状も服用中止により数週間で回復することが多い、とされていますが、高齢者、高血圧、心臓病、腎臓病のかたは注意が必要です。

また、アネトンアルメディ鼻炎錠に含まれるプソイドエフェドリン塩酸塩^④は交感神経刺激作用により、前立腺や膀胱出口の筋肉の閉まり具合が高まって排尿困難を悪化させたり、また、血圧を上昇させ、心拍数を増加させるため、高血圧、心臓病、甲状腺機能亢進症（動悸・発汗・手のふるえ・いらっしゃなど）の症状を悪化させたり、肝臓でのグリコーゲンの分解が促進され血糖値が上昇し、糖尿病を悪化させるおそれがあります。

* 1：クロルフェニラミンマレイン酸塩を含む医療用医薬品は、【緑内障の患者】及び【前立腺肥大等下部尿路に閉塞性疾患のある患者】には禁忌。

* 2：クロルフェニラミンマレイン酸塩などの第一世代抗ヒスタミン薬は、脳内移行性が高いので、鎮静や眠気、認知機能障害などの有害反応が発現しやすい。また、ヒスタミンH₁受容体への選択性が低く、抗コリン作用による副作用の出現頻度も高い（これは、抗コリン作用がムスカリン受容体を介して発現し、ムスカリン受容体とH₁受容体は、アミノ配列の相同性が30%以上と、他の受容体と比較して最も高いことに起因する）。これらの欠点を克服すべく開発された第二世代抗ヒスタミン薬は脳内移行性が低く、H₁受容体選択性が高い。（ただし、必ずしも第二世代が非鎮静性であるとは限らず、第二世代に分類されるケトチフェンは、ジフェンヒドラミンより高度に脳内に移行する。）現に、第二世代抗ヒスタミン薬を含むOTC医薬品であるアレグラFX（フェキソフェナジン塩酸塩）、クラリチンEX（ロラタジン）などには、緑内障についての記載はなく、服用後に排尿困難、尿閉があらわれた場合には服用中止、と記載されている。

* 3：甘草あるいはグリチルリチンを含有する医薬品が原因の場合には、服用開始後10日以内の早期に発症したものから、数年以上の服用の後に発症したものまであり、服用期間と発症との間に一定の傾向は認められないが、3か月以内に発症したものが約40%を占める。低身長・低体重など体表面積が小さい人や代謝機能が低下した高齢者に生じやすいとされる。また、高血圧や心不全における利尿薬（サイアザイド系、ループ利尿薬）、糖尿病でのインスリン治療などで重篤化しやすいので注意が必要。

* 4：2019年4月現在、プソイドエフェドリン塩酸塩を含む医療用医薬品は、ディレグラ配合錠のみで、重症の高血圧の患者、重症の冠動脈疾患の患者、狭角緑内障の患者、尿閉のある患者などに禁忌。

【参考資料】厚生労働省：重篤副作用疾患別対応マニュアル 偽アルドステロン症（2006），各製品添付文書
日本医事新報 No.4945（2019.2.2），日本耳鼻咽喉科学会会報112巻3号（2009）

医薬品・医療機器等 安全性情報

Pharmaceuticals
and
Medical Devices
Safety Information
No.361・362

厚生労働省医薬・生活衛生局

No.361 目次

1. 医薬品による筋障害に関するゲノム研究について	3
2. 重要な副作用等に関する情報	6
1 トラスツズマブ（遺伝子組換え）[バイオ後続品を含む]	6
2 ニボルマブ（遺伝子組換え）	8
3 パルボシクリブ	10
4 ペムプロリズマブ（遺伝子組換え）	12
3. 使用上の注意の改訂について（その301） エリグリスタット酒石酸塩 他（5件）	14
4. 市販直後調査の対象品目一覧	18

No.362 目次

1. 医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン	3
2. 添加剤としてソルビトール又は果糖を含有する静注製剤の 遺伝性果糖不耐症患者への使用に係る添付文書改訂について	7
3. 重要な副作用等に関する情報	11
1 バロキサビル マルボキシル	11
2 クエチアピンフマル酸塩	14
3 ①ボノプラザンフマル酸塩	16
②ボノプラザンフマル酸塩・アモキシシリン水和物・クラリスロマイシン	16
③ボノプラザンフマル酸塩・アモキシシリン水和物・メトロニダゾール	16
4. 使用上の注意の改訂について（その302） オセルタミビルリン酸塩 他（7件）	20
5. 市販直後調査の対象品目一覧	22

この医薬品・医療機器等安全性情報は、厚生労働省において収集された副作用等の情報を基に、医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために、医療関係者に対して情報提供されるものです。医薬品・医療機器等安全性情報は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ(<http://www.pmda.go.jp/>) 又は厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)からも入手可能です。

配信一覧はコチラ



PMDAメディナビでどこよりも早く安全性情報を入手できます。

厚生労働省、PMDAからの安全性に関する必須情報をメールで配信しています。登録いただくと、本情報も発表当日に入手可能です。



登録はコチラ



平成31年(2019年)3月・平成31年(2019年)4月 厚生労働省医薬・生活衛生局

◎連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

03-3595-2435 (直通)
03-5253-1111 (内線) 2755、2754、2756
(Fax) 03-3508-4364

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

クレジットカード・電子マネーご導入のご案内

期間限定(2019年6月30日)までの導入費用無償キャンペーン!!

クレジットカード・電子マネーのお取り扱いご検討中のお店様に朗報です!

初年度費用(初期・ランニング費用)約14万円が、JMSおまかせサービス
でのお申し込みで今ならなんと無料!!

<おまかせサービス導入メリット>

- ・主要国際ブランドのクレジットカード、電子マネーやApple PayもJMSならまとめて契約ができます。
- ・各カード会社からの明細・お振込を一本化します
- ・お問い合わせは、JMSで対応いたします(各カード会社へお問い合わせする必要がなくなります)

<取り扱いブランド>

クレジット・その他	非接触電子マネー*
      	              

<ご注意事項>

- *新規にクレジット+電子マネーをお申込み店様のみ対象となります。既にカード導入店様は対象外となります。
- *電子マネーの導入には、LAN環境が必要となります。

【お申込手順について】

広島県薬剤師会事務局様(082-262-8931)または、キャンペーン実施会社(お問い合わせ先(082-222-4251)までご連絡ください。弊社係員がご説明の上で、お手続きを致します。(ご訪問もしくはお電話でご説明致します。)

【キャンペーンお問い合わせ先】
 「キャンペーン実施会社」
 (株)ジェイエムエス 中四国オフィス 担当:森川
連絡先:082-222-4251
 (平日9:45AM~6:00PM 土日祝休)

(会社概要)

名称: 株式会社ジェイエムエス
 本社: 東京都新宿区大久保3-8-2
 住友不動産新宿ガーデンタワー
 設立: 2000年6月
 資本金: 8,000万円

事業内容: クレジットカード事業などに関する

加盟店業務の代行業

株主: (株)ジェーシービー、三菱UFJニコス(株)

ユーシーカード(株)

営業拠点: 東京・大阪・名古屋・札幌・福岡

仙台・大宮・横浜・広島

JMS
 株式会社ジェイエムエス

平成30年度 第4回（通算83回）ひろしま桔梗研修会報告



神戸薬科大学同窓会広島支部 影久 昌子

日 時：平成31年2月17日（日）13:00～16:10

場 所：広島大学病院臨床管理棟3階 大会議室

平成30年度第4回の研修会では、退院前カンファレンスの症例検討と題して、県立広島病院薬剤科の笠原庸子先生とファーマシィ薬局の佐藤賢治先生に病院薬剤師と薬局薬剤師両方の立場から御講演頂きました。

初めに、病院薬剤師の笠原先生から、退院支援が必要な背景と退院前カンファレンスの目的・役割・実際の流れなど概要の説明がありました。どんな職種の方が出席されているか、病院側からの要望・在宅側からの確認・引継ぎなど、どのような内容を話し合わせるのかよくわかりました。その中で一番大切なことは、今後どのような病状の変化が予想され、どのようになった時、入院が必要になるかといったことでした。

その後佐藤先生より保険薬局の退院前カンファレンス参加の現状の話をいただき、まだまだ薬局薬剤師の参加の少なさに驚きと情けなさを感じました。訪問薬剤管理指導・多職種とのカンファレンスを行っている薬局は増えてきているが、人が足りない・時間がとれないなどまだまだ問題があり難しいところもあるようです。

その後、実際にある独居高齢のCKD (chronic kidney disease；慢性腎臓病) 患者様を想定して、退院前カンファレンスのデモンストレーションを行い、処

方内容、今後のフォローなどを少人数グループでディスカッションし、色々な意見を出し合いました。生活環境や病態を考え、服用薬の変更はできないか、服用時間はどのようにすればいいか、多職種との協力はどのようにすればいいか、減薬はどのタイミングでしていくべきだろうかなどを検討しました。グループの中にも病院側・薬局側両方の立場の方がいて、実際に行われていること、今思っている疑問、これからやれそうなこと、を聞けてとても参考になりました。

最後に、笠原先生がこれからのお宅での緩和ケアにおいての薬剤師の役割について話してくださいました。

薬機法の改定もあり、これからは投薬した後も薬剤の服用状況・薬学的管理を継続的に実施していくといけません。そのためにも、患者様のこれまでの経過・生活状況・介護保険等の使用状況等話し合う中で、退院前カンファレンスは非常に重要になってくると思います。もっともっと薬局薬剤師にも声がかかるように地域に密着した仕事をしていきたいと思います。



笠原先生と佐藤先生





ひろしま桔梗研修会のご案内

(通算85回)

皆さん、日頃のお仕事で薬の構造式をみることはありますか？

学生時代にいつも見ていた構造式はいつのまにか忙しい業務に追われ、二の次になっているかもしれません。しかし、実は薬の構造式には日頃行っている臨床業務に役立つ情報が多くあります。薬理作用からは予想もできない副作用が構造式から予想できたり、また、相互作用や体内動態も構造式から予測できるものも多いんです。

我々薬剤師にしかできない“化学構造式を読み解く”技術を学び、明日からの業務に役立てましょう。

日 時： 2019年7月21日（日）13:30～15:00

受付 13:00～ (G07認定1単位)

場 所： 広島県薬剤師会館 2階ふたばホール

広島県広島市東区二葉の里3丁目2番1号

TEL:082-262-8931



**テーマ：「医薬品の構造中に組み込まれた
情報を読み取ろう～同種同効薬～」**

演者：神戸薬科大学 学長

宮田 興子 先生

参加費：1,000円

申込み：下記メールアドレスへ、氏名(ヨミガナ)、出身大学、勤務先、連絡先を記載して下さい。

d-hiro@kobepharma-u.ac.jp (締切：2019年7月12日)

※当日若干名は受付可能です。

主 催： 神戸薬科大学生涯研修支援事業 広島生涯研修企画委員会

問合せ： 森川薬局青葉台店 0829-30-6778

次回11月研修会のおしらせ！

『漢方定例研修会』

講師：大阪センプククリニック

千福 貞博 先生

日時：11月30日土曜日 17時30分～20時40分

場所：文化交流会館



Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~

GREEN-GO-ROUND spin-off ~西日本豪雨復興支援~ in グリーンピアせとうち

東広島薬剤師会 島崎 一郎

3月3日（日）小雨のなか、ランニングで寄付をするという大会に参加してきました。これはグリーンピア内の一周2.6km、高低差130mのコースを6時間周回し、1周につき100円が呉市に寄付されるという大会です（参加費の中から搬出されます）。復興支援ですから表彰はなく、ただひたすら6時間周回してできるだけ多く呉市に寄付しましょうという大会ですからレースのような緊張感はなく、なごやかなムードで始まりました。ところがこの周回コース、とんでもないハードなコースでほとんどが階段の登りと下りで、さらに雨で濡れているため埋め込んである木材が非常に滑りやすく危険な状態でした。同じコースを何周もするわけですから、抜いたり抜かれたりするうちに顔見知りになる人も増えてきて、苦しいなかにも世間話で気分転換できる場面もあり、頂上では一緒に写真を撮ったりしました。参加者は40人で一番沢山周回した人は16周で1,600円の寄付、私は11周で1,100円の寄付をすることができました。終わった後は、みんなでバーベキューをしてランニングで消費した脂肪をもとに戻して終了となりました。



スタート前の集合写真



頂上での写真
左から3番目が私



11周目の私 疲れています



登りの階段



下りの階段

Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~



日日是好日

二葉 里子

私は、週に1回お茶を習っています。長く続けていますが上達はしていません。師匠が喫茶去と言ってくださるので長く通えているようなものです。1~2時間の稽古が、日常とは別空間であり、私の心のrefreshing time になっています。

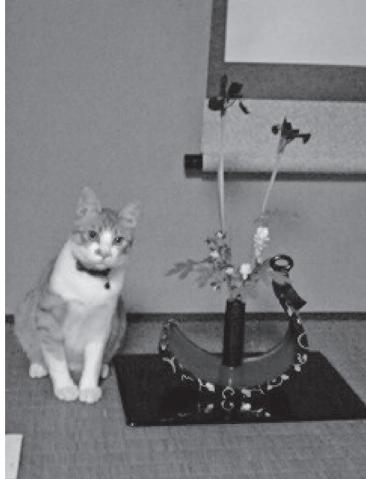
稽古の日に師匠の家の門を開け、露地に入って蹲踞を使います。蹲踞の前にしゃがんで水を柄杓でくい左手を清め、柄杓を持ち替えて右手を清めます。また、柄杓を右手に持ち替えて、もう一杓水をくって口を濯ぎ、最後に柄杓の柄を清めます。一杓一杓 手や口を清めていると、時間の流れが日常とは異なってくるのです。

身支度を整えて席中に入ります。扇子をひざ前に出し、師匠と同門に挨拶をします。次に床を拝見します。床に向かうまで畳の真ん中を一畳四足で歩きます。床には、師匠が毎週季節にあったお軸やお花を飾って私たち弟子を迎えてくれます。

稽古では、お点前をしたり、拝見をしたり、お茶をいただきたり、八畳の空間で楽しみます。柄杓でお釜に一杯の水を注いだ時に、お湯が沸く音が消えて一瞬の静寂が訪れます。しかし、数秒後には再びシュンシュンシュンとお湯が沸く音がはじめ、その音がしだいに大きくなります。炉の火が消えかかった頃に炭を足すと、炭がパチパチと音を立てて、再び火が強くなるのを感じます。香を焚くと仄かに香ってきます。

お手前をすると、私の日常や心の在り様が師匠には直ぐに解ってしまいます。日常が充実していると、お手前も自然に呼吸にのってリズムも良く、形も決まるのです。それは不思議です。

師匠や同門と一碗のお茶を飲みながら、たわいも無い話をする日常とは違う空間が私にはあります。日日是好日。この時間が私にはかけがえの無いものになっています。



シリーズ 薬局紹介⑥

さくらんぼ薬局 高木店

府中市高木町654



開設年月日：平成30年1月15日

①今まで苦労したこと

新規開局のため、どんな医薬品を在庫すべきか、悩みました。以前は、応需先のドクターは大きな病院の循環器で専門医をされていました。昨年、小さな町にクリニックをオープンされてからは、地域の住民の方の健康について全般を見られています。近隣の方は、循環器以外の症状でも飛び込みでクリニックを受診されるため、処方された薬の在庫が無いことがありました。そんな場合でも、近隣の薬局の皆様や卸さんにご協力いただき、薬を調達し調剤を行いました。できるだけ患者様をお待たせしないようにと苦労しました。

②今までに喜ばれたこと

近隣の住民の方に、『病院と薬局があると、とても助かる、家の近くに出来て良かった』と喜んでいただき、私たちも地域医療を支えることができ、働き甲斐を感じています。

③薬局の理念

さくらんぼ薬局 高木店はさくらグループ株式会社が運営する薬局です。さくらんぼ薬局では、医療機関からの院外処方箋を応需し、正確な調剤、的確な医薬品情報の提供、良質な一般小売薬品・健康食品の供給など、医薬品等を通して地域への貢献を目指しています。

特に医薬品という特殊性を考え、薬剤師をはじめ、全社員が定期的に各メーカーの学術勉強会や社内勉強会を実施し、知識の向上に取り組んでいます。



患者様への医療品、医薬品情報の提供を、私たちスタッフが、誠心誠意対応させて頂きます。

最近では、医療モールの開発も手掛け、患者様を総合的にケアできる会社を目指しています。

④これからの夢

薬局に来られる皆さんが心地よく薬局を利用していくだけるように、店舗をきれいに保ち、丁寧な接客を心掛け、地域密着の薬局になりたいと思っています。

⑤個人の趣味

私の趣味についてですが、現在、私には小学2年生になる娘がいます。娘と一緒に楽しめることは無いかと考えた結果、スイーツづくりが良いと思いつきました。料理をしない私ですが、休日には娘と一緒にスイーツを作っています。

先日は、アイスカタラーナを作りました。アイスカタラーナは、バニラアイスの表面をキャラメリゼしたスイーツです。バニラアイスは、生卵、生クリーム、バニラビーンズから作り、凍らせます。その後、グラニュー糖を表面にふりかけ、ガスバーナーでキャラメリゼします。簡単に作ることが出来ますが、火を使うため男の私には適したレシピです。



子どもも日々成長し、思春期ももう直ぐです。一緒に遊べる時間は短いと思いますので、共有できる時間を大切にして、今後も美味しいスイーツづくりをしていきたいです。

⑥薬局のセールスポイント

当薬局のセールスポイントは、広島県府中市の医療モールの一画にある点です。

現在、医療系の店舗はクリニック、薬局、接骨院と、飲食系のお店は、カフェ、コンビニエンスストアが営業しています。



様々な店舗が一画に集まっているので、地域の利便性に貢献していると思います。今後、薬局を利用していただくとともに、近隣施設も利用していただき、地域の健康、快適な生活をサポートできたらと思います。

次回は、三次薬剤師会 オール薬局庄原店さんです。

告 知 板

第55回広島県薬剤師会定時総会開催通知（予告）

標記の会議を次のとおり開催いたします。

日 時：2019年6月16日（日）午後1時

場 所：広島県薬剤師会館

子育て応援団すこやか2019 協力スタッフ（薬剤師）募集

日 時：2019年6月1日（土）・2日（日）

場 所：広島テレビ（新社屋）広島コンベンションホール

子どもたちの調剤体験・白衣de記念撮影（予定）の補助、お薬相談コーナー

①土曜日午前・②午後、③日曜日午前・④午後の4部構成（シフト）です。

※是非、ご協力をお願いいたします。

参加申し込み・お問い合わせ：広島県薬剤師会事務局（TEL082-262-8931 担当：吉田）



ヤクザイくんの
ピンバッジ
1,100 円(税込み)

◎県薬事務局にて販売しています。



(公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

手続きカンタン。
あなたの暮らしを補償します。

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。
生活費の実費を補償するものではありません。

1口当りの月払保険料

保険期間:2018年8月1日午後4時から2019年8月1日午後4時まで

中途加入の場合:申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級

(型:本人型、保険期間1年、てん補期間1年)

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
月 払 保 険 料	タイプ	Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1,160円	920円
	25歳～29歳	1,280円	1,030円
	30歳～34歳	1,480円	1,270円
	35歳～39歳	1,790円	1,570円
	40歳～44歳	2,160円	1,940円
	45歳～49歳	2,560円	2,290円
	50歳～54歳	2,990円	2,640円
	55歳～59歳	3,210円	2,820円
	60歳～64歳	3,380円	2,940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。

※年齢は被保険者(保険の対象となる方)の保険期間開始時(平成30年8月1日)の満年齢をいいます。

おすすめ!

入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い(Aタイプのみ)

免責期間(保険金をお支払いしない期間)を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」(特約免責期間0日)をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。
ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

制度の特徴

1

24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となった場合で、その期間が免責期間*1を超えた場合に補償します。*2

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し動けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。



2

天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償します。



3

ご加入の際、医師の診査は不要です！

加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



4

充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」
サービスの詳細はパンフレットに記載の「サービスのご案内」をご参照ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



ご加入手続きについて

代理店 広医(株)までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。

(TEL:082-568-6330 FAX:082-262-1688)

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。(医師による診査は不要)

●1か月の補償額とタイプ(※1)をお決めください。

(原則50万円(5口)補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」(Aタイプ)もお選びいただけます。)

※1 所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いたしますのでご注意ください。(他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。)

●薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族(※2)も加入することができます。ただし、年齢(保険期間開始時の満年齢)が満15歳以上の方に限ります。

(個別に加入依頼書をご記入願います)

※2 ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落としで便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。

書籍等の紹介

「この患者・この症例にいちばん適切な薬剤が選べる同効薬比較ガイド2第2版」

編 著：黒山政一（編集）、明石貴雄（編集）、
厚田幸一郎（編集）、片山志郎（編集）、
高橋美由紀（編集）、平山武司（編集）
発 行：株式会社 じほう
判 型：B5判、312頁
価 格：定 価 3,024円
会員価格 2,700円
送 料：1部 500円

「薬剤師のための臨床検査の知識 改訂7版」

編 著：笹隈富治子／監・編
金 美恵子／編
発 行：株式会社 じほう
判 型：ポケット判、440頁
価 格：定 価 2,376円
会員価格 2,100円
送 料：1部 500円

「薬価基準点数早見表 平成31年4月版」

編 集：株式会社 じほう
発 行：株式会社 じほう
判 型：A5判、1,000頁
価 格：定 価 3,888円
会員価格 2,000円
送 料：1部 500円

「保険薬事典プラス 平成31年4月版」

編 著：薬業研究会／編
発 行：株式会社 じほう
判 型：A5判、1,088頁
価 格：定 価 4,968円
会員価格 4,470円
送 料：1部 500円

「薬効・薬価リスト 平成31年版」

編 著：医薬情報研究所／制作
発 行：株式会社 じほう
判 型：B5判、1,000頁
価 格：定 価 7,020円
会員価格 6,300円
送 料：1部 500円



※価格はすべて税込みです。

斡旋書籍について「お知らせ・お願い」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、隨時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。
また、書籍は受注後の発注となりますので、キャンセルされますと不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局

TEL (082) 262-8931 FAX (082) 567-6066

担当：吉田 E-mail: yoshida@hiroyaku.or.jp

薬剤師国家試験 正答・解説



6頁 問79

解説

回復の見込みのない終末期の状態になったときに、死にゆく過程を引き延ばすだけに過ぎない延命措置をしないで、人間としての尊厳を保ちながら死を迎える尊厳死を望む場合、その意思を生前に書面（リビングウィル Living Will =生前の意思）で明らかにし、家族や医師に了解を得るものである。

Ans. 4

21頁 問85

解説

夜間や休日等で必要な注意をする医療従事者がいない場合、保管するロッカーや引き出し等に施錠しなければならないのは向精神薬である。また、常時施錠の義務があるのは、毒薬、麻薬および覚せい剤原薬である。

- | | |
|--|---|
| 1 <input checked="" type="checkbox"/> 効薬、処方せん医薬品 | 4 <input checked="" type="checkbox"/> 毒薬、処方せん医薬品 |
| 2 <input checked="" type="checkbox"/> 処方せん医薬品 | 5 <input type="radio"/> 効薬、第二種向精神薬、習慣性医薬品、処方せん医薬品 |
| 3 <input checked="" type="checkbox"/> 処方せん医薬品 | |

Ans. 5

32頁 問90

解説

International Society of Oncology Pharmacy Practitioners : ISOPPにおいて、閉鎖式薬物混合器具とは、「薬剤を移し替える際に、外部の汚染物質がシステム内に混入することを防ぐと同時に、危険性医薬品がシステム外に漏れ出すこと、あるいは濃縮蒸気がシステム外に漏れ出すことを防ぐ機械構造を有する器具」と定義されている。

安全キャビネットの代用とはならないため、安全キャビネットでの使用を前提とする。

調整時揮発性の高いシクロホスファミド、ベンダムスチン、イホスファミドは閉塞式接続器具を使用すべきである。また、日本病院薬剤師会監修の『抗悪性腫瘍剤の院内取扱い指針 抗がん薬調製マニュアル第3版』の危険度分類において、シスプラチンは危険度Iであり、リツキシマブは危険度IVである。

Ans. 5

34頁 問175

解説

比表面積 S_w (m²/g)は、以下の式より算出できる。 v_m : 単分子吸着量(mol)、 N : アボガドロ数(6.0 × 10²³ mol⁻¹)、 σ : 吸着分子1個分の断面積 (m²)、 M : 吸着分子の質量 (g)

$$S_w = \frac{v_m N \sigma}{M}$$

$$S_w = 3.0 \times 10^{-2}(\text{mol}) \times 6.0 \times 10^{23}(\text{mol}^{-1}) \times 1.6 \times 10^{-19}(\text{m}^2) \div 2.0(\text{g}) = 1440(\text{m}^2/\text{g})$$

Ans. 4

39頁 問176

解説

- 1 合成高分子の分子量には分布が生じ、平均分子量として示すことはできるが、分子量を均一にすることはほぼ困難である。
- 2 個数基準の平均分子量と質量基準の平均分子量が同じであることを意味する。
- 3 分子鎖の長さにより高分子の物性は変わる。
- 4 高分子物質の極限粘度は、試料溶液中における高分子の広がり程度を反映する。したがって、高分子が良溶媒中で広がった形状のときは粘度が高くなる。
- 5 分子鎖内の水素結合ではなく、核酸塩基の塩基対となるアデニンとチミン、またアデニンとウラシルの間には2本の水素結合が、グアニンとシトシンの間では3本の水素結合が形成されて、二次構造に相当する。

Ans. 2, 4



この薬剤師会会誌に目をとおして頂くのは多くの方は超大型連休が終わった頃だと思います。

皆様はどうお過ごしになられたでしょうか？

心置きなく連休を楽しんだ方もいらっしゃれば、普段積み残された仕事に追われた方もいらっしゃると思います。

恐らく私は後者だったろうなと確信している今日この頃です。(涙)

<ダーウィンの進化論>

新緑が広がるこの季節、
桜、藤棚、皐月の花が綺麗です。その中の一杯は至極の時です。

<坊>

元号が変わるのはまだ先の事だと思っていたら、気がついたら令和の時代へ。早いなあ。昭和、平成、令和3つの元号をまたぐとなぜがすごく歳を取った気がするのは私だけでしょうか。さて、薬剤師にとって令和はどんな時代となるのか。頑張ろう！

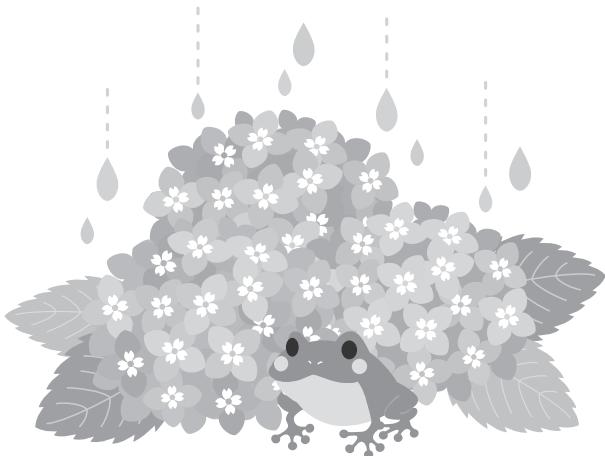
<IRON>

今年のGW、実は9連休もあります。
こんなにお休みが続くと病気になりそうなので。。。後半は仕事をして、山のような伝票をやっつてしまおうと思っています。(笑)
前半は家の掃除をして模様替えもしたいなあ～～ピッカピカになった家でお菓子を作つて。。。夢は広がります！！(*^々^*)

<もい鳥>

今年は天候のおかげで、桜をなが～く楽しませていただきました。
一方、初夏を告げる花たちも次々と顔を出しています。
私たち薬剤師も環境変化に対応し、なが～く医療に貢献していきましょう。

<さばい婆>



平成31年3月1日発行のNo.280において誤植がございました。
深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

P.34 「NEXT GENERATION 研修会 Vol.1」

上から13行目：【誤】田辺ナオ先生 → 【正】田邊厚雄先生

編集委員

谷川 正之	中川 潤子	有村 典謙	豊見 敦
平本 敦大	宮本 一彦	安保 圭介	下田代幹太
森広 垣紀	松井 聰政	水島美代子	

保険薬局ニュース

令和元年 5月 1日

広島県薬剤師会保険薬局部会

Vol.27 No. 2 (No.149)

平成31年2月27日

広島県薬剤師会保険薬局部会

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、警察庁交通局交通規制課長より、広島県健康福祉局長を通じて通知がありましたので、ご案内いたします。

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可についてのご案内

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションや訪問介護等に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、こうした業務の実情に鑑み、1つの駐車許可で、一定の期間、複数の場所に対応できるよう、手続の簡素化、柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めています。

なお、駐車許可は、都道府県警察及び警察署ごとに、地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じて行っているものであり、必ずしも全ての場合に許可が行われるわけではありません。

詳しくは、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問合せください。

警察庁交通局交通規制課

平成30年度診療報酬改定において経過措置を設けた 施設基準等の取扱いについて

標記について、中国四国厚生局から連絡がありましたので、お知らせいたします。

平成30年度診療報酬改定において経過措置が設けられた施設基準について、平成31年4月1日以降も引き続き算定する場合に、届出が必要とされている項目が示されました。

調剤報酬においては、地域支援体制加算が該当し、平成31年4月9日までに届出を行い、同月末までに受理されたものは同月1日に遡って算定することが可能とのことです。

また、施設基準の届出項目ではありませんが、適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局における薬剤服用歴管理指導料の算定（減算）については、平成31年3月31日まで経過措置となっているため、該当する場合には、所定の様式による報告が必要となります。

〈薬剤服用歴管理指導料の算定（減算）について〉

薬剤服用歴管理指導料の注9に規定する保険薬局

1. 「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」とは、6月以内に再度処方箋を持参した患者への薬剤服用歴管理指導料の算定回数うち、手帳を持参した患者への薬剤服用歴管理指導料の算定回数の割合が50%以下である保険薬局であること。この場合において、小数点以下は四捨五入すること。
2. 手帳の活用実績は、調剤基本料の施設基準に定める処方箋受付回数の取扱いと同様に、前年3月1日から当年2月末日までの薬剤服用歴管理指導料の実績をもって該当性を判断し、当年4月1日から翌年3月31日まで適用する。その他、新規に保険薬局に指定された薬局、開設者の変更等の取扱いについても、調剤基本料の施設基準に定める処方箋受付回数の取扱いと同様とする。
3. 1及び2により、「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」に該当した場合であっても、直近3月間における1の割合が50%を上回った場合には、2にかかわらず、その時点で「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」に該当しないものとする。
4. 本規定の取扱いは、1年間の経過措置を設けており、平成30年4月1日から平成31年2月末日までの手帳の活用実績をもって、平成31年4月1日から適用する。
5. 本規定の報告については、別添2の様式84（調剤基本料の施設基準に係る届出書添付書類）を用いること。

中国四国厚生局 Web ページ

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/tokukei_shinryo.html

国会レポート

予算案審議は参議院へ



自由民主党组织運動本部本部長代理
参議院議員・薬剤師

藤井 もとゆき

平成31年度政府予算案は、3月2日の衆議院本会議にて可決し参議院に送付され、3月4日の予算委員会で審議を開始しました。野党は、厚生労働省の毎月勤労統計の不適正調査問題等について、引き続き政府を厳しく追及しており、委員会審議の遅れが懸念されます。来年度予算は、憲法の衆議院優越の規定により、本年度内に自然成立することとなります。参議院としての意思を示すためにも、早急な審議を望みたいと思います。

さて、今国会提出予定の薬機法等の改正法案は、自民党内での手続きが進められています。この改正で薬剤師・薬局のあり方に関する事項は、

○薬剤師は、調剤した薬剤の交付時に限らず、患者の薬剤使用状況を継続的に把握し、薬学的知見に基づく指導を行うこと。

○薬剤師は、薬剤の適切かつ効率的な提供に資するため、患者の薬剤使用に関する情報を他の医療提供施設の医師、薬剤師等への提供に努めること。

○入退院時や在宅医療等に他の医療提供施設と連携して継続的に対応できる薬局を「地域連携薬局」、がん等の専門的な薬学管理に他の医療提供施設と連携して対応できる薬局を「専門医療機関連携薬局」とし、都道府県知事により、その認定を受けた薬局は当該名称を表示できること。

○対面服薬指導義務の例外として、薬剤の適正な使用の確保が可能と認められる場合は、テレビ電話等による服薬指導を行うことができる。

等です。地域医療の充実のためにも一刻も早い成立を図りたいと思います。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

国会レポート

平成から令和へ

自由民主党组织運動本部本部長代理
参議院議員・薬剤師

藤井 もとゆき

今上天皇は4月30日に退位され、5月1日に皇太子殿下が新たな天皇に即位されます。平成は戦争の無い平和な時代でしたが、阪神淡路・東日本大震災をはじめ、多くの自然災害に見舞われました。また、少子高齢化の進展により社会保障費が増大し、その財源の確保と財政規律の立て直しが最大の政策課題となりました。今年の消費税率引上げにより、社会保障と税の一体改革は完了することとなります。これからは、団塊ジュニア世代が高齢者となり、現役世代が一段と減少する2040年を見据え、一億総活躍社会の実現や先端技術を活用した生産性向上等を進め、人生100年時代に相応しい社会制度を築き、令和の時代を生きる若者達が夢と希望を持ち続けられる世の中にしていくなければなりません。

さて、国会は新年度予算が成立し、政府等の提出法案の審議が進められています。先号でも記しましたが、薬剤師・薬局のあり方を見直す、薬機法等の改正法案の審議も予定されています。

昭和の後期に本格的に始まった医薬分業は、平成に入り順調な伸びを示し、病院で処方箋を受け取り、院外の薬局で調剤してもらうのが日常となりました。他方、医薬分業の進展に伴い、その費用に見合うメリットが得られないとの指摘もなされるところとなりました。「患者のための薬局ビジョン」に示された、地域住民や患者に真に寄り添う薬剤師・薬局の実現に向け、そのための制度作りが進められようとしています。

令和元年が、薬剤師・薬局にとって更なる飛躍への幕開けになるものと確信しています。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

本田あきこ オレンジ日記



全国会長・幹事長連絡協議会の開催

日本薬剤師連盟 副会長 本田 あきこ

3月2日（土）、3日（日）、千葉県船橋の会議施設で、会長・幹事長連絡協議会が開催されました。「あと4か月！～本気だ！本田！！結果が全て～」をメインテーマとして、130名程の参加者のもと大変盛り上がった集会となりました。

山本会長の挨拶で始まり、松本純衆議院議員、とかしきなおみ衆議院議員からご挨拶をいただきました。続いて藤井基之参議院議員より「薬剤師の未来と政治」との題名で特別講演が行われ、次に、植田篤治西宮市議会議員より「勝つために」と題した基調講演が行われました。そ



の後、私の挨拶として、これから約4か月を更に力強く走りぬくために、使命感を持って進んでいくことを申し上げ、そして会場の皆様の更なるお力を賜りたく、深くお願いさせて頂きました。続いて岩本研幹事長より、「楽しくなければ選挙じゃない」というタイトルで講演が行われました。パネルディスカッションは、「支援者をどう増やすか」というテーマで行われました。5県の好事例の発表があり、参加の皆様が事例を持ち帰り明日からの活動に活かしたいと熱心にメモを取られている姿が印象的でした。

2日目は小野春夫副幹事長挨拶の後、各都道府県が名簿獲得数について宣言を行い、尾島博司副会長の総括で閉会となりました。ご参加された先生方と県別に写真を撮らせていただきました。**私のHPのブログ（3月2日）の日本地図の上に掲載**していますので、是非ご覧ください。

地域の皆様が願う安全・安心な日常生活を確保するため、薬剤師の役割が更に發揮できる社会を創っていきたいと思います。引き続き、ご支援ご指導を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

..... 下のQRコードから閲覧してください

本田あきこの
ホームページ →



Facebook ページ
「本田あきこの部屋」→



本田あきこ
メールマガジン →
登録をお願いいたします



本田あきこ オレンジ日記

全国訪問活動を終えて

日本薬剤師連盟 副会長 本田 あきこ

私の全国訪問活動は、3月末をもって2巡目を終了することができ、4月からは重点地区の訪問活動を展開しています。訪問活動の準備をしていただいた薬剤師連盟の役員や職員の皆様、訪問先の薬局、病院薬剤部、卸の事業所等の皆様には、大変温かく迎えていただきました。訪問先では、さまざまなご意見をお聞きすることができ、更に見聞を広げることが出来ました。また、各地で開催された集会では、参加される多くの方々が、私のイメージカラーであるオレンジ色の何かを身に着けて下さる、Something Orange がすっかり定着してきたように感じ、皆様との一体感を覚え、とてもうれしく思いました。

2年間にわたる全国の訪問活動を無事乗り切ることができましたのも、都道府県薬剤師連盟や薬剤師会の方々の、献身的なお心配りがあったればこそと、感謝の気持ちでいっぱいです。本当にありがとうございました。

この2年間、無名であります本田あきこの名前と顔を覚えていただけるよう、できるだけ多くの皆様にお目にかかり、握手をさせていただきました。2年目の全国支部訪問で握手ができたのは、約4万人でした。ホームページ、フェイスブック、メールマガジンを通じた活動も行っておりますが、名前の拡散には、まだまだ不足していると感じています。ホームページの閲覧、フェイスブックのシェア、メールマガジンへの登録の呼びかけなど、会員の皆様の一層のご協力をいただきたく、心よりお願い申し上げます。

私の役目は、薬剤師の未来が一層明るいものになるような環境作りであると考えております。高齢者にも、若人にも優しい社会を次世代につなぐ国創りのために、本田あきこは行動します。これまで以上のご支援をよろしくお願いいたします。



「女子カフェ」を開催しています！

広島県薬剤師連盟では、3月から毎月1回の開催を目標に、「女子カフェ」の企画・検討をしています。

皆さんがあれに集まれる場所を作ることで、もっと薬剤師連盟の活動や役割について知っていただきたい！皆さんの持っている不満や要望を知り、その想いを本田あきこさんに伝えることができれば！と思い、「女子カフェ」を開催することにしました。

第1回は3月16日（土）15:00～ 広島市東区尾長で開院されておられる『しょう整骨院』の鍼灸師 川口真実先生をお招きし、『誰にでもできる健康ツボ療法』と題した講演をしていただきました。『曲地（きょくち）、合谷（ごうごく）、足三里（あしさんり）、山陰交（さんいんこう）』と皆さんも一度は耳にしたことのあるツボを中心に分かりやすく、実践も交えながら教えていただきました。先生は、ご講演中も参加者の悩みに丁寧に答えてくださり、また講演後も参加者に取り囲まれ質問攻めにあいながらも、時間の許す限り質問にお答えいただきました。

第2回は4月7日（日）14:00～ 広島県病院薬剤師会 理事であり、五日市記念病院 薬剤科科長の荒川隆之先生にお越し頂き、『アナフィラキシーショックとエピペン®』をテーマにご講演いただきました。アナフィラキシーとは？から始まり、その主な症状、エピペン®を使用すべき症状、エピペン®の使い方についても詳しく教えていただきました。また、動画を見ながら、アナフィラキシーが起こったときの正しい対処方法について確認することができました。

連盟主催の「女子カフェ」ですので、連盟の活動や役割についても知っていたいだいたいと思い、『薬剤師の仕事と政治の関係とは？』『薬剤師連盟の活動について』という内容等、平井副幹事長のお話しを伺う時間も作っています。

薬剤師は女性の割合が多い職業ですが、結婚・出産・育児・介護などで離職するケースが多く、役職を引き受けて活動しているのは男性が多いのが現状です。本田あきこさんが薬剤師であり、女性であること！！から、今回は同じ女性として私達と一緒に本田さんを応援しませんか？政治は遠いもの、わからない、関わりたくないと思っておられる方も、先ずは、女子カフェに参加してみてください！

第3回は5月25日（土）15:00～ うっかりドーピング（仮題）をテーマに、広島県薬剤師会 アンチ・ドーピング活動推進委員会 委員 菊一滋先生にご講演いただく予定です。2020年のオリンピックを前に、広島県にも海外から選手候補の方たちが来られることになっています。OTC薬の選択について再確認しましょう！

今後は、家族で楽しめる企画や屋外でのイベント等も考えていますので、楽しい企画やアイデアがありましたら、ご連絡ください。よろしくお願いします。



速報

平成31年施行 広島県議会議員選挙において、本連盟より推薦しておりました3名の方は当選されました。

広島市中区 林だいぞう 氏
広島市西区 山木しげる 氏
広島市佐伯区 富永 健三 氏

平成31年施行 広島市町選挙（広島市長選挙）において本連盟より推薦しておりました、松井一実氏は当選されました。

平成31年施行 市長議会選挙（安芸郡熊野町議会議員選挙）において本連盟より推薦しておりました、山野千佳子氏（薬剤師議員）は当選されました。

なお、広島県内における薬剤師議員は3名です。



左から 安芸高田市議会議員 山根 温子 氏
安芸郡熊野町議会議員 山野千佳子 氏
安芸郡熊野町議会議員 上原 貢氏

地方厚生局を装った 不審な電話にご注意ください。

中国四国厚生局

不審電話の内容

最近、地方厚生局の職員と名乗る者から、医師の家族に対して、医師の勤務先や連絡先、賠償保険の内容などを確認しようとする不審電話が相次いでいます。

地方厚生局からこのようなお電話をすることはありませんので、回答しないようご注意ください。

不審な電話・メールや訪問等があった場合

不審と思われる場合は、すぐに答えるのではなく、相手の所属・氏名・電話番号をご確認のうえ、中国四国厚生局企画調整課へお問い合わせください。

お問い合わせ

企画調整課

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館2階
電話番号：082-223-8245 ファックス：082-223-8265

平成30・31年度公益社団法人広島県薬剤師会 代議員選挙・補欠の代議員選挙結果について

平成31年3月27日

公益社団法人広島県薬剤師会
会長 豊見雅文

平成31年2月19日告示の平成30・31年度公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙・補欠の代議員選挙について、3月27日付で公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会の荒川隆之委員長より、安芸薬剤師会選挙区の当選者の報告を受けたので、公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則第18条第2項により、当選者を告示いたします。

なお、任期は平成32年6月の定時総会後に実施する予定の代議員選挙終了の時までです。

代議員選挙当選者

安芸薬剤師会選挙区（定数1名・立候補者1名）

立候補者氏名	獲得投票数	選挙結果
原田 靖子	(無投票)	当選

補欠の代議員選挙当選者

安芸薬剤師会選挙区（定数1名・立候補者1名）

立候補者氏名	獲得投票数	選挙結果
中神 徹	(無投票)	当選

発行：〒732-0057 広島市東区二葉の里3丁目2番1号

電話(082)262-8931(代) FAX(082)567-6066

ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp>

印刷：レタープレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR



この印刷物は、環境に配慮した
植物油インクを使用しています。